

2013 年度

博士論文要旨

(指導教員 吉井博明教授)

論文題名 国際通信史でみる明治日本

英文題名

Meiji's Japan and the Development of International Telecommunication

大野哲弥

博士論文『国際通信史でみる明治日本』要旨

大野哲弥

一. 研究の目的

明治期日本における国際電報の利用状況・内容、国際通信に関する対外交渉および大北電信会社の与えた影響を検討し、当時の国際通信が果たした役割、位置づけを明らかにする。

二. 研究の方法

国立公文書館、外交史料館、防衛研究所、KDDI国際通信史料館、三井文庫本館等の史料を用い、各国政府、通信会社と日本政府の交渉および国際電報の利用状況を当時の社会状況とあわせ検討する。また、日本における国際電報、暗号電報、無線電信の最初の実利用については、メッセージ内容を含め検討し、電報利用が行動にどのような影響を与えたかを明らかにする。

三. 先行研究

国際通信史に関して、一九七〇年代までは、『通信事業史』や『国際電気通信株式会社社史』などの事業史、社史や花岡薫など関係者による著作などにほぼ限られていた。一九七〇代に至り、明治百年、海底ケーブル陸揚げ一〇〇年を機に、『郵政百年資料』や『海底ケーブル百年の歩み』などが刊行され、研究基盤の整備が進んだ。

この分野において本格的研究がはじまったのは一九九〇年代である。大北電信会社の長崎陸揚げの経緯を論じた長島要一、当時の英国の動向を論じた川野辺富治などの研究が次々と発表された。また石井寛治『情報・通信の社会史』、藤井信幸『テレコムの経済史』など経済史、経営史分野での研究の発表が相次いだ。さらに Jorma Ahvenainen や Daniel R. Headrick の研究が紹介され、日本の国際通信史研究は大

きく進展した。

二〇〇〇年代になると上海―長崎帝国線に関する貴志俊彦の研究、グローバルガバナンスの視点から英国の通信覇権を論じた土屋大洋の研究、日本の海外領土獲得と関連して通信を論じた楊大慶の著作など国際政治史分野における研究が興隆した。

しかしながら明治期における各国政府、通信会社と日本政府との交渉に関して資料を使って論じたものは、大北電信会社の陸揚げ時点のものに限られ、実際の利用状況は、三井文庫資料、兼松資料を用いた研究や、日清戦争勃発直前の外務省―在朝公使館の電報利用状況を論じた研究に限られていた状況である。

四. 各章の内容

第一章 国際海底ケーブル網の誕生

先行研究をもとに明治初頭における国際海底ケーブルの敷設状況、日本国内の伝送路整備状況および大北電信会社の日本進出に至る経緯に触れ、日本の国際通信の開始には次の三つの特徴があることを確認した。

- 一. デンマーク国籍の会社が運営主体であったこと。
- 二. 大西洋ケーブルが安定的に運用され始めた一八六六年のわずか五年後であったこと。
- 三. 日本―欧州間は、シベリア横断ケーブル経由と香港経由の二ルートがあったこと。

この三つの特徴は互いに関連を持っており、当時の電信技術水準、国際関係、起業家の活発な活動、資金などがその要因となっている。当時の国際環境に大北電信会社は、デンマーク政府の効果的なサポートを得て中国―日本―シベリア経由で欧州との間の国際通信を開始した

第二章 明治初頭の国際電報利用―岩倉使節団の国際電報利用―

日本政府による最初期の国際電報利用である岩倉使節団と留守政府の交信を『大使書類』、『日本外交文書』を中心に検討した。行程初期は

国内伝送路未整備ということもあり、主要都市到着時の利用に限られていたが、大久保、伊藤一時帰国時から徐々に交信に利用され、活用されていった。留守政府―使節団の間には大きなコミュニケーションギャップが生じた。このとき、国際電報が有効に機能していた状況ではなかった。一方使節団は米国内などで活発に電報、暗号を利用していった。

同時に国内伝送路の状況を確認し、筑前竹槍一揆による電信線破壊が使節団の帰国を遅らせたことを明らかにした。また、同時期、欧米で外債募集活動を行った吉田清成と大蔵省との間での電報利用状況を検討、目的が明らかで、双方に外国人代理人がいたこともあり、効果的な交信がなされていた。

第三章 明治初頭の国際電報利用―台湾出兵と樺太千島交換交渉における暗号電報利用―

先行研究において明治政府により一八七四年から暗号電報が利用されていたことは知られていたが、同年、台湾蕃地事務局および外務省と駐露公使榎本武揚の間で利用した暗号表および利用状況を明らかにした。蕃地事務局は利便性、経済性からコードを活用し、外務省―在露公使間では、当時国際電報で普通語として認められていなかった日本語による通信を可能とした。長崎―東京間の伝送路が安定したこともあり、岩倉使節団―留守政府間の交信と比べ、同年の国際電報利用は大きな問題もなく、利用が定着した。

第四章 大北電信会社に対する独占権付与の経緯

大北電信会社に対する独占権付与に至る経緯について、従来十分な資料的な裏付けがないまま論じられていたが、国立公文書館、外交史料館の史料を用い検討した。工部省内でも独占を認め難しとする考えが強くあり、大北電信会社からの圧力、経費上の問題、朝鮮半島との通信の必要性などの要素から様々な検討を重ねたことを明らかにした。一方外務省は、外交上問題が生じないかに関心が注がれ、独占権付与による影響を検討する姿勢は薄弱であった。

その後、長崎―対馬間の国内部分に関する通信主権の問題、日清戦争時に外国通信社に戦地との通信を委ねざるを得なかった点、料金の高

止まりなど独占権付与による弊害の顕在化した状況を明らかにした。また、長崎―上海ケーブル開通の三五年後に実現した太平洋ケーブルに関する交渉史を概観した。

第五章 明治期の国際電報利用状況と料金の変遷

『通信事業史』における料金の推移がフラン建となっていることもあり、長年円建料金の推移さえ十分示されていなかった。明治初期以降円安基調であり、明治期、円建料金は高止まりの状況であった。一八九一年九月にニューヨークあて一語二・五一円、欧州あて二・二二円、明治末の時点で、ニューヨークあて二・六六円、欧州あて二・四二円であった。

一八九二年度時点で、欧文電報の七五％が横浜と神戸、韓国との和文電報の六〇％が大阪で占めた。韓国との間の通信の九五％が西日本との間であった。同年度、平均語数は、欧文私報が七・三語、和文私報が一・六語と、平均利用料金も大きく乖離していた。

通信量は、日清戦争前までは微増の状況であったが、その後増加に転じた。特に日露戦争後は韓国との間の通信量が急増した。特に韓国との間の通信は一八九九年から一九〇九年にかけ一〇倍の伸びを示し、国際電報全体の七五％を占めた。明治期中葉から末にかけて、横浜、神戸の欧文電報、西日本の韓国との和文電報が国際電報利用の中心であった。

第六章 日露戦争における無線電信利用

日露海戦を通信設備、通信内容の分析に絞り再構築を試みた。日本は開戦前から日本―朝鮮半島間に海底ケーブルを敷設、前進根拠地にはケーブル、無線電信を併用するなど準備を整えた。しかしながら、黄海海戦、蔚山沖海戦では、十分効果を発揮できず、不十分な態勢での会敵を招くなど戦隊間通信で課題を残し、試行錯誤の状況が続いた。実用化間もない無線電信の活用のため、略号の使用や中継艦の配置などの措置がとられた。日本海海戦時には開戦時以降の経験を踏まえ、司令部からの積極的な情報確認、視認艦との直接交信、針路変更時の連絡の遂行などの措置により、第三戦隊の接敵失敗にもかかわらず、ロシア艦隊の迎撃に成功した。

第七章 対外交渉でみる明治後期の国際通信施策

日露戦争後、韓国を保護国化し、清国東北部に租借地を獲得した日本は、租借地と日本の通信、清国の通信独占権を持つ大北電信会社との交渉、日英同盟のパートナー英国との間の伝送路確保という問題に直面した。租借地との通信は、ロシアの権利を引き継ぎ、既成事実化を図る日本と、外国利権回収に意欲をみせる清国との交渉は難航した。外務省、軍部のスタンスの違いも交渉に影響を与えた。日本の海外利権獲得に伴い、大北電信会社に与えた独占権の弊害がさらに顕在化した。その後、一九二二年の大北電信会社の独占権満了後の取扱いを巡る交渉に入った。英国との伝送路確保は、当初の軍部の意気込みに反し、日本政府の消極的対応もあり、不十分なものとなった。

まとめ

従来、日本の国際通信の問題は、一八八二年、大北電信会社に与えた独占権にあると強調されてきた。しかし、料金の高止まり、伝送路の不足、機密保持の問題などが顕在化しはじめたのは日清戦争前後であり、大問題となったのは日露戦争以降、日本の勢力範囲が拡大し、貿易における内商比が増大した時期からである。独占期間満了後の大正期に伝送路不足の問題が最大化したのである。

また特に日露戦争以降の日本の通信政策の特徴としてあげられるのは、中国、韓国との間の和文電報サービス提供のための積極性と、その他の国、地域に対するサービス向上のため施策との落差である。明治末、日本と韓国、満州の通信は興隆したが、その他の国・地域との通信は、大きく制限されたものになっていた。国際通信網の中で日本は孤立していたようにみえる。

経費不足という要因もあり、政府による抜本的な対策がなされぬまま、明治中期以降、自らの予想以上に拡大した海外権益、大北電信会社の巧みな政策、日本―香港ケーブルの未整備、太平洋ケーブルの未拡充などが重なり、弊害が拡大される形となったのである。

以上

2013 年度

博士論文

(指導教員 吉井博明教授)

論文題名 国際通信史でみる明治日本

英文題名

Meiji's Japan and the Development of International
Telecommunication

大野哲弥

『国際通信史でみる明治日本』目次

はじめに	一
第一章 国際海底ケーブル網の誕生	七
第一節 国際通信網の誕生と大北電信会社の日本進出	七
(一) 日本における国際通信の開始	七
(二) 電報サービスの発展と長距離海底ケーブルの実用化	八
(三) 一八六〇年代の国際伝送路拡張状況と大北電信会社の活動	一〇
(四) 大北電信会社の日本進出	一二
(五) 一八七〇年代における欧州―日本間のケーブル建設と運用状況	一四
第二節 日本における電信網の整備と運用状況	一六
(一) 明治初頭の国内伝送路の整備状況	一六
(二) 大北電信会社長崎局の取扱状況	一八
(三) 長崎電信局での取り扱い状況	一九
(四) 電報運用者の養成	二一
(五) 明治初頭の国際電報の料金、取扱量の状況	二二
第二章 明治初頭の国際電報利用一	二五
第一節 岩倉使節団と留守政府の間の国際電報利用	二五
(一) 米国滞在中の使節団と留守政府の交信	二六

(二)	欧州滞在中の使節団と留守政府の交信	四〇
第二節	少数に留まった各国政府関連の国際電報利用	五三
(一)	吉田清成大蔵少輔外債募集時の電報利用状況	五三
(二)	日米郵便交換条約ほか日本政府の電報利用状況	五八
(三)	外国政府などの利用状況	六〇
(四)	明治六年の社会と国際通信	六三
第三章	明治初頭の国際電報利用二	六六
第一節	台湾出兵時の暗号電報	六七
(一)	台湾出兵時の暗号電信利用	六八
(二)	暗号表の改定	七五
(三)	明治初頭の暗号利用	八一
第二節	榎本武揚の外交暗号電報	八二
(一)	一八七四年当時の日露間通信状況	八三
(二)	暗号電報の利用開始	八四
(三)	新製秘号電報	八八
(四)	日本語による外交電報	九九
(五)	明治初頭の国際通信利用状況	一〇〇
第四章	大北電信会社に対する独占権付与	一〇二
(一)	一八七一（明治四）年の取扱開始から一八七八（明治一一）年の電信開業まで	一〇三

(二)	電信開業から一八八二（明治一五）年一二月の大北電信会社への独占権付与まで	一〇四
(三)	一八八二年から独占権の切れる一九一二（大正元）年一二月までの三〇年間	一〇四
(四)	一九一二年から中国側の独占権が切れる一九三〇（昭和五）年までの間	一〇四
(五)	一九三〇年から大北電信会社の権利を剥奪した一九四三（昭和十八）年まで	一〇四
第一節	国際通信独占権付与に至る経緯	一〇五
(一)	日本政府による長崎―横浜ケーブル敷設権の返還の働きかけ	一〇五
(二)	明治初頭の釜山ケーブル敷設の提言	一〇八
(三)	壬午事変時の財政状況と国際環境	一〇九
(四)	壬午事変時の日本政府の情報連絡	一一〇
(五)	日本政府による伝送路整備に向けた取り組み	一一三
(六)	大北電信会社の新免許状案と工部省の対応	一一四
(七)	大北電信会社の活動状況	一一七
(八)	政府内の検討状況	一一八
(九)	新免許状の付与	一二〇
(一〇)	朝鮮政府との交渉	一二二
(一一)	政府通信施策の限界	一二三
第二節	顕在化する独占権付与による弊害	一二五
(一)	甲申事変時の情報連絡と工部省の仁川―釜山海底ケーブル案	一二六
(二)	清朝電信線接続問題と井上馨の外交政策	一二七

(三)	長崎―釜山ケーブルの買収と大北電信会社の収益	一三〇
(四)	日清戦争以降の対大北電信会社交渉	一三一
第三節	計画倒れに終わった太平洋ケーブル	一三三
(一)	挫折した太平洋ケーブル敷設計画	一三四
(二)	商業太平洋海底電信会社とのケーブル敷設交渉	一三八
第四節	国力の進展とともに強まった大北電信会社による制約	一四一
第五章	明治期の国際電報利用状況と料金の変遷	一四四
第一節	日清、日露戦争後の急増と料金の高止まり	一四四
(一)	明治期の国際電報取扱量の概観	一四四
(二)	明治期の国際電報料金の推移	一四六
(三)	明治期の国際電報の平均利用語数、料金	一五〇
第二節	主流をなす開港場の欧文電報と西日本の和文電報	一五二
(一)	明治中葉の国際電報利用状況	一五二
(二)	日清戦争前後の通信利用状況	一五六
(三)	日露戦争後の取扱量急増の背景	一五九
第三節	急増する和文電報と進展しない欧米との伝送路敷設	一六二
第六章	日露戦争における無線電信利用	一六四
第一節	開戦前の準備状況と旅順港奇襲攻撃	一六五
(一)	日本軍による伝送路整備とロシア伝送路の切断	一六五

(二)	旅順港奇襲および仁川海戦における情報連絡	一六九
第二節	旅順港閉塞戦と太平洋艦隊の出港	一七三
(一)	旅順港閉塞戦における情報連絡	一七三
(二)	旅順艦隊出港時の連合艦隊の迎撃状況	一七八
第三節	戦力集中に禍根を残した黄海海戦	一八一
(一)	黄海海戦前の状況	一八三
(二)	黄海海戦における無線電信利用状況	一八五
第四節	戦況報告が届かなかった蔚山沖海戦	一九四
第五節	追加配備の和泉の活躍	二〇一
(一)	信濃丸によるロシア艦隊発見と各戦隊の行動	二〇二
(二)	和泉による敵情報告	二〇七
(三)	一〇時以降の敵情報告	二〇九
(四)	いかされなかった戦訓	二一〇
第六節	無線電信の効果と課題	二一二
第七章	対外交渉でみる明治後期の国際通信政策	二一四
第一節	小村寿太郎と袁世凱による北京会議電信問題交渉	二一五
第二節	既成事実化を図る逋信省、軍部施策（一九〇六年）	二二一
(一)	ドレージング―小幡領事会談	二二一
(二)	ドレージング―小松通信局長会談	二二二

(三) 林權助公使の具申と山縣通相の好意	二二三
(四) 満州における国際電報の取扱開始	二二五
(五) 清国電信線の満鉄横断架設問題	二二六
第三節 林權助公使と山縣伊三郎通相の対立(一九〇七年)	二二七
(一) 第一回 ドレージング林公使交渉	二二八
(二) 山縣通相の帝国電信施策	二三四
(三) 第二次日英軍事協約の調印	二三六
(四) 大北電信会社との交渉	二三八
(五) 第二回 ドレージング―林公使交渉	二四二
(六) 日本―香港ケーブルに関わる対英交渉	二四五
第四節 足かけ三年日清電信条約の締結	二四七
(一) 日清電信交渉の締結	二四七
(二) 通信省、外務省の通信施策と軍部の要求	二五〇
第五節 限界を示す対外交渉の成果	二五三
おわりに	二五六
註	二六一
引用文献および主な参考文献	二八四

はじめに

日本の国際通信は、一八七一年（明治四）年八月一二日、デンマーク国籍の大北電信会社（Great Northern Telegraph Co.）が敷設した長崎―上海ケーブルにより開始された。大北電信会社と協力関係にあったロシアの領事から最初に日本政府に打診があったのは一八六七（慶応三）年であり、デンマークの担当者が来日し、外務省と交渉を開始したのは一八七〇年六月であった。日本の国際通信の開始は、明治維新とほぼ同時であった。一八七二年一月には、同社の長崎―ウラジオストックケーブルが開通した。

国際通信の開始により、それまで一、二か月かかっていた日本と欧米間のコミュニケーションが数日で可能となった意義は小さくなかった。世界各国と電信回線で結ばれたことにより、日本の時間、空間も始めて確定されることになった（一）。

その後一八八二（明治一五）年に日本政府は大北電信会社に二〇年間に渡る日本―アジア間の国際通信独占権を長崎―釜山ケーブルの敷設と引換えに付与した。この独占期間は、その後一〇年延長され、一九一二（明治四五・大正元）年までとなった。日露戦争後、日米間を結ぶ太平洋ケーブルや当初軍用として敷設された佐世保―大連ケーブルなどが開通したものの、明治維新期から明治末まで日本の国際通信は、ほぼ大北電信会社の長崎と上海、ウラジオストック、釜山を結ぶ三つのルートの海底ケーブルに頼っていたといつて差し支えない。日本の

国際電気通信史に関して明治期は、大北電信会社の海底ケーブルに頼っていた時期と一致する。明治時代は大北電信時代であった。

明治初頭欧米を回覧した岩倉使節団と留守政府との通信も、日清戦争時、戦地の山縣有朋と広島の本営の間で交わされた電報も大北電信会社の長崎局を通してなされたものである。明治期においても、長崎は依然世界の窓口としての機能を続けていたのであり、大北電信会社長崎局は近代日本の出島であった。

開国により近代化、国際化を図った日本にとって、大北電信会社の海底ケーブルの果たした役割が大きなものであったことは間違いないところである。しかし、藤井信幸が指摘しているように通信史に係る研究は長年の間遅れていた。一九七〇年に山口修は、その名も「不毛の通信史学」というタイトルで「交通史に付随して取上げられても、それはいわば通信の制度史であった。歴史における通信の役割や、機能についてはほとんど論ぜられることがなかった」と論じた^(二)。この年、一八七二年に開通した長崎―ウラジオストックケーブルが廃止され、大北電信会社による一〇〇年弱の活動が幕を閉じた。

当時、明治百年、海底ケーブル敷設百年を迎えていたこともあり、その後の研究の基礎資料となった『郵政百年史資料』や『海底線百年の歩み』などが刊行されたが^(三)、著作の関係上、制度、技術に関する内容が中心であった。

特に国際通信史に関しては、かろうじて国内の電気通信や郵便史で断片的に触れられているに過ぎない状況が長年の間続いていた。国際通信の研究が遅れていた理由としては、外国籍の会社により開始されたこと、およびその後の運営会社も国内通信と切り離され、経営主体も変遷してきていることも一因である。大北電信会社、工部省、通信省、国際無線通信株式会社、国際電話株式会社、国際電気通信株式会社、電気通信省、国際電信電話株式会社と、形態も内容もめまぐるしく変化している^(四)。史料の散逸に加え、そもそも日本国内に史料が存在

しないケースも稀ではない。このため逓信省編『逓信事業史』などの通史における間違いが、そのまま引用されている例も見受けられる（五）。

日本の近代化に与えた影響を研究したものは、一九九〇年代に至るまでほとんどなされていなかった。石井寛治、藤井信幸などの研究やアーヴェナイン、ヘドリックの研究の日本紹介が、それまで不毛とされていた情報通信史研究を大きく進展させた（六）。

一方、一九九〇年代後半になると、情報化社会の到来と言われ、IT（情報技術）という言葉が定着した。しかしその後、ITバブルという事態を迎え、情報化社会という言葉も影を潜めつつある。佐藤俊樹が『ノイマンの夢・近代の欲望』で論じているように、この情報化社会という言葉は、バラ色の新世界として語られ、その後忘れられるという経緯を繰り返している。当時の情報化社会論の多くは、単なる技術決定論の蒸し返しであった。このときの情報化社会論ブームは、グローバル化と規制緩和が結びついていたことがしいえば目新しかったに過ぎない。

情報化社会なる概念が意味を持つとしたら、情報と物質を分離して取扱うことが可能となった電気通信の登場以降となるであろう。アンソニー・ギデンズは、「電信が引き起こしたコミュニケーションと輸送の分離は、人間の歴史におけるそれまでのどの発明にも負けず重要である」とし、その主要な論点を「輸送コミュニケーションと情報コミュニケーションの分離が、一九世紀後半から二〇世紀初頭における国民国家の基盤強化にもたらした重要な意義について強調すること」（七）であるとしている。視聴覚を活用した狼煙、太鼓、旗信号、放射信号、腕木信号などの通信手段や紙に文字や記号を記入した書状などが遠隔地への情報伝達的手段であった。電気信号という情報と物質の分離により、通信は、視聴覚の限界や交通手段から切り離された特有の分野となった。デジタル技術の進歩が、通信技術の飛躍的向上を招いたのと同時に、アーカイブ機能、複製技術が飛躍的に

向上したのも情報が物質から容易に分離可能となったためである。

明治日本における国際通信の開始は、情報化社会、国際化の夜明けであった。日本の近代化は、欧米からの制度・技術移転、中央集権化とともに国際化を軸として語られることが多い。その国際化を支えたものが蒸気船と海底ケーブルであった。一九世紀後半における交通と通信の発達は、世界を一つの単位として纏め上げた。海底ケーブルが社会に与えた影響を論じることなしに国際化を語るのは不十分である。九〇年代の情報化社会論の多くが空虚なものであったのは、裏打ちされる歴史的な検討がなされていなかったことに一因がある。九〇年代末は、情報通信史の研究が進む一方、ITバブル本が勃興した時代でもあった。

次章以下でみるように、明治期の日本政府は時として情報の重要性を深く認識し、政策や戦争にいかしている。明治初頭の岩倉使節団による欧米文化、制度の研究や日露戦争時の積極的な海底ケーブル敷設と無線電信機の活用など、当時の日本人の情報に対する感度の高さは現代人の想像を上回っている面がある。

ところが、このような経験が、その後生かされていないことがしばしば見受けられる。第一次世界大戦後のヴェルサイユ講和会議では、日本―フランス間の伝送路確保ができず交渉にも悪影響を与えた。ワシントン軍縮会議では暗号電報を解読されていた。またミッドウェー海戦は、戦術的な問題もさることながら、基本的には情報戦における劣勢が敗戦に結びついている。長年、国際通信史の研究が充分行われていなかった背景と同様な理由がありそうである。

日本の国際通信が、外国籍の会社により開始され、その後も国際通信を専門に行う会社が主体となったことによる日本社会への影響と、逆に、過去に日本が置かれていた状況が、変則的な経営形態に結びついた可能性の検証も必要だろう。本書では、明治期における国際電報の利用状況を可能な限り調査し、技術内容、制度との関連を当時の国際情勢を踏まえ検討する。

通信史を論じるにはかつて山口修が述べたように、次の三つの側面からのアプローチが必要であろう。

一、通信技術の内容

二、通信施策、制度

三、通信技術の運用状況、利用状況

第三項のアプローチは、当時の社会情勢との比較検討が当然必要となるだろう。情報技術が必要とするいかなる社会的変化が日本に生じていたか。それは、技術内容、制度、利用状況・内容を総合的に分析することにより明らかになるだろう。情報手段の発展が社会の活性化の一因となり、逆に社会の活性化が情報手段の拡張を促す。技術決定論の限界もまた明らかになるだろう。

国際通信の歴史は、大きく次の四段階に整理される。

① 電信用海底ケーブルの時代（一八六六年～一九一〇年代）

② 無線通信の登場と成熟（一九一〇年代～一九五〇年代）

③ 広帯域通信の時代―同軸海底ケーブルと衛星通信（一九六〇年代～一九八〇年代）

④ デジタル通信の時代（一九九〇年代～現在）

九〇年代の情報化社会論は、④のデジタル通信の時代を迎え、登場したということになる。大容量伝送路の建設が容易になり、交換技術を不要としたIP（インターネットプロトコル）の定着は、世界各国で近代化を支えていた通信事業という特有の分野に大きな影響を与えた。

本書ではこのうち、①の電信用海底ケーブルの時代を検討する。前述のとおり、この時代は、まさに明治時代と一致する。一八六六年の大西洋ケーブルの開通と、一八七一年の大北電信会社による長崎―上海ケーブル敷設は、明治維新と同時期であり、明治末は一九一二年の大北電信会社の日本の国際通信独占権期間の終了、一九一

一年の韓国併合による国際電報数の激減と附合している。

一九〇四年から五年の日露戦争時の無線電信利用は、大正時代の主流を先取りした出来事であった。大正初期のシーメンス事件は、時代を象徴するように、日本海軍の船橋無線通信所への無線機納入を巡る手数料がその発端であった。日露戦争時には従来、無線通信の利用に焦点が注がれていたが、海底ケーブルの活用も先行研究で明らかになっている。開戦直前から敷設が開始された軍事ケーブルは、戦後公衆ケーブルとして重要な役割を果たした。他の章とは若干テーマが異なるが、日露戦争時の電信利用について本書でも検討を加える。

本書の構成は次のとおりである。

第一章では、先行研究をもとに明治初頭における国際海底ケーブルの敷設状況、日本国内の伝送路整備状況および大北電信会社の日本進出に至る経緯に触れる。第二章では、国際通信開始直後の一八七二年から一八七三年の国際電信利用状況を岩倉使節団と留守政府の交信を中心に検討する。第三章では、台湾出兵時の交信、樺太千島交換交渉に関わる日露間の交信などを確認する。あわせて初期の暗号利用を明らかにする。第四章では、日本の国際通信に大きな影響をあたえた大北電信会社に対する国際通信独占権の付与に至る経緯を検討する。

第五章では、一八七七（明治一一）年の電信開業から明治期末までの料金水準と取扱量の変遷を明らかにする。第六章では、日露戦争時の新技術無線電信の利用状況を確認する。第七章で、明治後期の対外交渉を通して日本の国際通信施策を検討し、最後に明治期全般の国際通信施策について概観する。

国際通信史を通してみる明治日本は果たしてどのような姿を現すか。それが本書の最大のテーマである。

なお、日本における陽暦の採用は一八七三年一月一日であるが、本書ではそれ以前も陽暦で統一した。地名など現代からみて不適切な言葉も含まれるが、引用および組織名などではそのまま表記している。

第一章 国際海底ケーブル網の誕生

一八七〇年代における国際海底ケーブルの敷設状況については『海底線百年の歩み』、『ケーブル・アンド・ワイヤレス百年史』など数多くの著作がある(一)。また『帝国の手先』など欧州諸国のアジア進出における国際通信の役割を論じた研究もなされている(二)。前述のとおり日本の国際通信史の研究も一九九〇年代に大きく進展した。特に、アーヴェナインの研究が日本に紹介され、さらに長島要一、川野辺富次、柿原泰らの研究により、英国通信会社や大北電信会社によるロシア政府との交渉や、デンマーク政府による外交活動などが明らかになっている。

本章では、当時の国際通信網の中での日本の位置づけと実際に日本の国際通信を開始した大北電信会社の進出の経緯について、先行研究をもとに概観する。

第一節 国際通信網の誕生と大北電信会社の日本進出

(一) 日本における国際通信の開始

日本の国際通信は、デンマーク国籍の大北電信会社が敷設した長崎―上海間の海底ケーブルにより一八七二(明治四)年八月一二日に開始された。上海から大北電信会社の海底ケーブルで香港に接続され、香港―シンガポール―インド―スエズ経由で地中海に入り、欧州と接続、さらに米国まで繋がることとなった。

翌一八七二年一月一日には同社により長崎―ウラジオストック間のケーブルが開通し、日本からシベリア経由

で欧米に接続された。このとき日本国内の伝送路は、一八六九年一〇月に開通した東京―横浜間、翌一八七〇年九月に開通した神戸―大阪間だけであった。

日本の国際通信の開始には三つの特徴がある。

一、デンマーク国籍の会社が運営主体であったこと。

二、大西洋ケーブルが安定的に運用され始めた一八六六年のわずか五年後であったこと。

三、日本―欧州間は、シベリア横断ケーブル経由と香港―シンガポール経由の二ルートがあったこと。

この三つの特徴は互いに関連を持っており、当時の電信技術水準、国際関係、起業家の活発な活動、資金などがその要因となっている。さらに明治期において次の三つの特徴が加わった。

一、開国以来親密な関係にあった米国とのケーブルの開通が一九〇六年と国際通信開始後の三五年後であったこと。

二、一八八二年に大北電信会社に対して国際通信独占権を付与した結果、海底ケーブル敷設、料金面などで制約を受けたこと。

三、日清戦争以降獲得した植民地、租借地と本土との間に和文電報の取扱いがあったこと。

これらの要素が日本の国際通信に大きな影響を与えることとなった。本節では、欧米を中心とした海底ケーブル敷設の進展と日本における国際電報取扱い開始の状況について概観する。

(二) 電報サービスの発展と長距離海底ケーブルの実用化

電報サービスの開始は、一八三九年、英国のパディントン駅―ウェスト・ドレイトン駅間とされている。海底ケーブルの実用化は、ロンドンで万国博覧会が開催された一八五一年に開通した英仏海峡を結ぶ海底ケーブルであった。この年、ロイター通信社の祖、ポール・ジュリアス・ロイター (Paul Julius Reuter) は、いち早く海

底ケーブルの威力を見抜き、電信回線が未整備の区間を伝書鳩により行っていた通信業務に見切りをつけ、ロンドンに事務所を構え、通信業を開始したのである。

欧米における陸上線による電信の普及は目覚しく、一八六一年に米国横断電信線（ワシントン―サンフランシスコ間）が開通、同年欧州―インド間も陸上線中心の経路で接続された。一八六五年には二〇か国が参加し、パリで万国通信連合（International Telegraph Union）が結成された。これは国際電気通信機構（ITU: International Telecommunications Union）の前身であり、近代社会最初の国際機関とされている。一八七四年の万国郵便連合設立（本部スイス ベルン）に比べ九年早い。

しかし、長距離の海底ケーブルの実用化は、容易ではなかった。海底ケーブルは、防水が必要なうえ、長距離ケーブルの敷設に困難を伴い、運用上のノウハウの蓄積も乏しかったことによる。念願の英国―米国大陸間の海底ケーブルの実用化は、フィールド（Cyrus W. Field）らの手により一八六六年と、英仏ケーブル完成の一五年後となった。英米間は、一八五八年一旦海底ケーブルが接続されたものの、開通直後に障害が発生し、四〇〇通余りの電報の送受のあと、開通二か月後には、サービスが中断された。南北戦争（一八六一―一八六五年）の状況やリンカーン暗殺（一八六五年）などが欧州に船便によって伝えられたのはそのためである。長距離海底ケーブルの実用化は陸上線に四半世紀遅れていた。

この間に、欧州内では陸上線による電報利用は普及し、列強諸国のアジア、オセアニア進出も始まっていた。国際電報のニーズに加え、技術も確立したうえに、一八六八年、英国内の電気通信会社の国営化により、それまで国内通信事業を営んでいた英国の事業家は巨額の賠償金を得て、国際海底ケーブル敷設に投資したのである。一八六八年、後に世界を結ぶ通信網を構築したイースタン・グループ（Eastern and Associated Telegraph Companies）の設立者ジョン・ペンダー（John Pender）が最初に代表取締役を務めた海底ケーブル会社

(Anglo-Mediterranean Telegraph Co.)、さらにデンマークに本社を置く大北電信会社の母体となる会社(Danish-Norwegian-English Telegraph Co.)も発足、翌一八六九年他の二社を合併し、大北電信会社が誕生した。この結果一八七〇年代初頭に、海底ケーブル敷設が急激に進んだ。開国後間もない日本に、一八六六年の海底ケーブルの実用化の僅か五年後に上海からケーブルが陸揚げされたのは以上のような背景による。

しかし、オール・レッド・ルート(All-Red Route)と呼ばれる全世界を結ぶ通信網を築き上げた英国でも、シベリアに陸上ケーブルを建設したロシアでもなく、なぜデンマークの会社が日本の国際通信を始めたのだろうか。その理由を知るためには、当時の欧州からアジアへの伝送路拡張の動向を把握する必要がある。

(三) 一八六〇年代の国際伝送路拡張状況と大北電信会社の活動

一八六六年の大西洋ケーブル完成以前に、他に二つの大きな海底ケーブル計画が進められていた(三)。

ひとつは、米国人シャフナー(Taliferro P. Shaffner)による北大西洋経由で英国と米大陸を最短距離で結ぶ計画である。この計画は、英国、デンマークの後援も得たが、一八五九年に断念された。この時、デンマークの代表を務めたのが後に大北電信会社の社長となったティットゲン(C.F. Tietgen)である。

もう一つは、米国人コリンズ(MacDonough Collins)によるベーリング海峡を横断し、シベリアと米大陸を結ぶ計画である。米国側では、シブレー(Hiran Sybley)が率いるウエスタン・ユニオン電信会社(Western Union Telegraph Co.)による建設が進み、シベリア側も一八六六年にキャフタまで建設が進んだが、一八六六年の大西洋ケーブルの完成により、計画は断念された。

シブレーがロシア訪問中に、ロシア政府にアラスカ売却の意向があることを察知し、この情報をシェアード国務長官に伝えたことが一八六七年の米国の買収に結びついた。この計画はもともと、中央アジアを経由して、インドへ、また日本、中国を経由し、フィリピン、オーストラリアまで結ぶ雄大なものであった。このシベリアに

敷設されたケーブルが後に長崎と結ばれることになる。

ロシアの国際伝送路建設の意欲は、欧州においても積極的であり、デンマークと組んで、リバウ経由でデンマーク―ロシア間ケーブルが一八六九年六月に完成した。この時点でティットゲンにとってロシアとの関係が生じていたことが、後のシベリア線の接続にかかわる交渉で有利に働くことになる。

一八六九年、シベリアケーブルと国際海底ケーブルを接続してロシアと中国を結ぶ事業を巡り、ロシアからの陸揚権獲得競争に、ティットゲンの率いる大北電信会社、英国のペンダー、在清英国人のダン（John George

Dunn）の二者が名乗りをあげた。大北電信会社は、欧州地域において、ロシアとの共同事業の実績があり、さらに両国皇室間の密接な関係、ペンダーが敷設を進めていた南回りケーブルが先に開通した場合の経済的損失をちらつかせるなどの要因により、一八六九年一〇月に免許獲得に成功した。

大北電信会社は、免許獲得後、資金不足を補うため、ダンと関係のあったチャドウィック社（Chadwicks, Adamson, Collier & Co.）からの資金提供を引き出し、さらにペンダーとの間で、上海―香港間通信に関して談合を行い、大北電信会社の勢力圏を香港以北、ペンダーの率いるイースタン・グループの主要会社である大東電信会社（Eastern Extension Australasia and China Telegraph Co.―東方拡張電信会社）の勢力圏を上海以南と切り分けた。一八七〇年五月一四日付の『タイムズ』には、香港―上海間ケーブルの利益配分に関する両社の合意成立の記事が掲載されている（四）。

当時、海底ケーブル建設の主体は、英国、米国、ロシア、デンマークであった。この中でロシアは自国で建設する技術に欠け、米国は、アジア地域への進出意欲を持ちながらも、計画を実現できなかった。米英の大西洋ケーブル、米露のベーリング海横断計画、英国とデンマークの北大西洋ケーブル計画、ロシアとデンマークのバルト海、北海ケーブルなど、二か国間の様々な協力関係が見られた。アジア地区において、ロシアが有力な事業主

体となりえたのは、陸上線の実用化が海底ケーブルの実用化に先んじていたためである。そのような状況の中で、シベリアケーブルとの接続を許可された大北電信会社が日本との交渉権を得た。強力なプレーヤーのうち、英国はインド、シンガポール経由で中国にケーブルを延伸し、中国との内陸での電信接続を拒絶されたロシアは、デンマークをパートナーに選び、ウラジオストクから日本経由で中国までの伝送路確保を図ったのである。

一八七七年から一九〇八年にかけて大北電信会社の社長を務めたエドワード・スウェンソン(Eduard Suenson)は、フランス海軍士官として一八六六年に来日した。スウェンソンはデンマーク帰国後、大北電信会社のドイツに認められ、一八七〇年に海底ケーブル陸揚げ交渉、陸揚げ業務を指揮するため再来日した。

スウェンソンは、一八六六、七年当時の日欧間の連絡ルートとして次の三つをあげている。欧州からセイロンまでを電報連絡し、セイロンから船便で、シンガポール、中国経由で日本まで三〇日で到着するもの。セイロンまで電報を利用することにより一四日ほど早くなる。ペテルブルクからシベリアのキャフタまで電報連絡するルートが一番早い。キャフタから北京の間で急使を使う必要があり、めったに使われることはない。一八六七年一月一日以降は太平洋航路が開通、欧州からサンフランシスコを電報連絡し、サンフランシスコから横浜まで船便利用で約二〇日である、としている(五)。

(四) 大北電信会社の日本進出

大西洋ケーブルが開通した翌年一八六七年、函館駐在ロシア領事ビュツツオ(Eugene Butzow)から外国奉行江連加賀守に日本へのケーブル陸揚げの打診があったが、本格的交渉には至らなかった(六)。一八七〇年三月ロシア領事からの再度の打診後、同年六月デンマーク使節のシッキ(Jurius Frederick Sick)が来日し、寺島宗則外務大輔との間で交渉が行われた。

シッキは、長崎への上海、ウラジオストクからの海底ケーブル陸揚げ権とともに、函館、横浜、神戸、長崎

五開港間の電信線敷設を要求し、開港間を結ぶケーブルを瀬戸内海に通じたいとした。これに対し、寺島は、国内電信線は日本政府が建設する旨決定ずみと回答した。シッキは最終的に横浜―長崎間の海底ケーブル敷設権獲得で譲歩した。かくして同九月約定が締結された。

さらに翌一八七一年大北電信会社は、日本政府により横浜―長崎間の伝送路が整備された場合には、この権利を行使しないとの約定も受け入れた。寺島は国内電信自主権を確保した。このとき日本政府が大北電信会社に与えた免許状は、長崎への海底ケーブル陸揚げ権であり、独占権ではなかったのである。一八七八（明治一一）年には国際電報営業権も大北電信会社から回収した。しかし、第四章でみるように一八八二（明治一五）年に長崎―釜山ケーブルの建設と引き換えに大北電信会社に国際通信独占権を与えることになる。

大北電信会社の日本進出に関しては、日本との交渉において、オランダ、ドイツはもとより、後にオール・レッド・ルートを構築する英国の公使パークス（Harry S. Parkes）まで支援している。これはデンマーク政府の外交活動の成果と、英国の「排他的特権の排除と英国既得権益擁護」を条件とした他国のケーブル建設を認める外務大臣クラレンドン（Earl of Clarendon）による一八七〇年七月二一日付の訓令の結果である（七）。

このように概観すると、デンマークは、その地政学上の利点、中立主義による外交上の活動に加え、長距離海底ケーブルの実用化直後という絶好のタイミングをうまく捉えたものと整理することができる。タイミングとしての天、文字通りの地、中立外交という人、の結晶である。デンマーク企業により、ユーラシア大陸の両端で、英露間のバッファードができたということになる。

いずれにせよ、デンマークの企業が敷設権を得た背景には、多くの論者が指摘するように、ロシア皇太子妃がデンマーク王室出身であるなど、両国間の密接な関係があった。と同時に、柿原泰が、大北電信会社が資金、技術の両面で英国とも関係が深かったことを指摘しているように、英国エドワード皇太子妃アレクサンドラもデン

マーク王室出身であったことも忘れてはなるまい。

(五) 一八七〇年代における欧州―日本間のケーブル建設と運用状況

海底ケーブルは、一旦実用化されるとさまざまな需要が顕在化し、一八七〇年代に入ると、ペンダーが率いる英国系電信会社により、スエズから香港までの海底ケーブルの敷設が一気に進んだ。スエズ―ボンベイ（現ムンバイ）開通は一八七〇年三月二二日、ボンベイから陸上線で結ばれたマドラスを経由して、ペナン、シンガポールまでの開通は一八七一年一月五日、シンガポールからサイゴン、香港までも六月までに開通した（八）。

一方、大北電信会社は一八七一年四月一八日に香港―上海間のケーブルを開通、同年八月一二日、上海―長崎間ケーブルの開通により、日本は世界海底線網と接続された。さらに一八七二年一月一日に長崎―ウラジオストック間が開通し、シベリア経由の通信も可能となった（九）。

表1の1のように、一八七一年に地球の半周分に当たる二万キロメートル以上の海底ケーブルが敷設され、総延長が地球一周分に当たる四万キロメートルを突破した。日本が海底ケーブルと結ばれた一八七一年は、海底ケーブル敷設の最初のピークであった。

当時の国際通信の状況を示すものとして、一八七〇年六月二三日に行われたスエズ―ボンベイ間海底ケーブル開通の祝賀会の際に、英国―インド間で、一つのメッセージが四分二二秒で

表1の1 海底ケーブルの増設状況
(単位: km)

	総延長	増加分
1865年	3844	2037
1866年	7635	3791
1867年	11529	3894
1868年	14803	3274
1869年	15829	1026
1870年	24793	8964
1871年	46065	21272
1872年	60154	14089
1873年	61709	1555
1874年	75866	14157
1875年	92417	16551

D.R. Headrick, *The invisible Weapon* (New York: Oxford University Press 1991)29 Table3.1
の数値を利用

往復したという記録が残っている。

この間を結んだ独立回線は、六回線であり、コンウォール―ポルトガル、ポルトガル―ジブラルタル、ジブラルタル―アレクサンドリア、アレクサンドリア―スエズ、スエズ―アデン、アデン―ボンベイを中継した（一〇）。これは、他の全ての通信を停止し、熟練したオペレータを配置し、最良の回線状態が確保できたときに可能な最短時間である。実際の運用では、申込の留帯、取扱時間、回線の輻輳、オペレータの熟練度、さらには天候などの諸要因に左右される。当時の状況では、欧州―長崎間が、一日半から二日程度の所用時間であった模様である。

このように、長距離通信には、多数の中継が必要だったことから、メッセーjの信頼性、機密保持のためには、他国領土内を通さず、中継局ごとに自国要員等を配置する必要があった。そのため英国は二〇世紀初頭までに、自国の設備・要員だけで本国と各植民地、自治領を結ぶオール・レッド・ルートを構築し、当時、国際ニュース市場を支配していた三大通信社のトップの地位を占めていたロイター通信の存在とともに、情報・通信分野で他国を凌駕する体制を整えたのである（一一）。

この時点での日本を巡る海底ケーブルの敷設状況のイメージ図が図1の1である。つまり、長崎―ウラジオストク間が開通した一八七二年一月一日に、ユーラシア大陸の南端を巡り、日本を経由しシベリアの真中を貫く、一大通信ループが完成したことになる。イギリスは、このループと大西洋ケーブルの接点となり、文字通り通信網の中心に位置することになった。一八七二年に通信網も太平洋上を残し世界一周したと言っていだろうか（一二）。

図1の1をみると、英国ケーブル網は、まさにシーパワーを、シベリアケーブルは、ロシアのランドパワーを可視化したものに見える（一三）。日本は、通信網上、ランドパワーとシーパワーの延長線上の接点となった。前述のように当初、英国、ロシアともケーブル網の重要な到達点は、日本ではなく中国であった（一四）。英露ともまず中国を目指したことにより、日本はロシア主導の回線の中継点となったと見ることもできる。

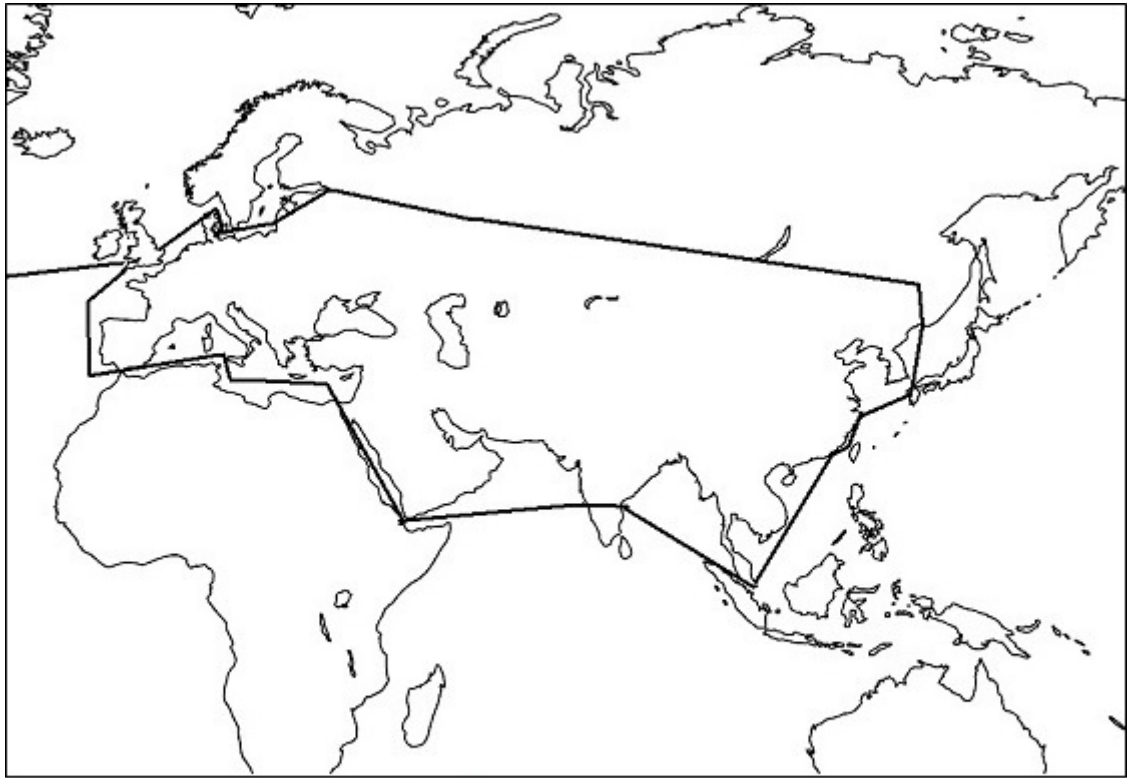


図 1 の 1 国際ケーブル図

また日本列島は、中国と米国の中継点にも位置する（一五）。第四章で触れるが、アリューシャン列島経由の北周りルート、ハワイ経由の南周りルートなど、日米間のケーブルは、一八六〇年代末から何度も計画されながら、実現したのは日露戦争後の一九〇六（明治三九）年であった（一六）。一九〇三年にはハワイ、グアム、フィリピン経由でサンフランシスコ―上海間が結ばれていた。日米間より先に日中間が結ばれたのである。

第二節 日本における電信網の整備と運用状況

本節では明治初頭の国際電信の運用状況について、大北電信会社長崎局と日本政府の長崎電信局（以下、長崎電信局）の運用状況、要員、技術的内容を中心に検討を加える。

（一） 明治初頭の国内伝送路の整備状況

日本国内の電報取り扱いは一八六九（明治二）年一〇月、東京―横浜間で開始された。このときの責任者は、大北電信会社の交渉でも活躍した寺島宗則であ

る。当時神奈川県知事であった。翌年大阪―神戸間が開通した。東京―長崎間の建設は一八七〇年に決定され、翌年着工、一八七二年九月七日に東京―京都間が開通し、同年九月二日には最難関であった関門海峡の海底線敷設工事も完了した（一七）。

一九七二年一月一日、日本政府は各国公使あてに東京―京都間の電信線落成を通知した（『日外』五、六一五頁）。さらに一月八日付で、副島種臣外務卿は、東京―長崎間の電信線完成時に各国あてに電信で披露したいと太政官正院に伺いを提出している。

しかし、伝送路の完成にも関わらず、回線状況、運用技術ともサービスを安定して提供できる水準に到達していなかった。『電気学会雑誌』第三号に掲載されている吉田正秀の講演録によれば、「火急の工事を係ルヲ以通信ハ不完全」、「線路保守法モ定マラサルニ不通ノ報続々至リ」という状況であった。一八七二年一月二〇日から一月二〇日の間、横浜―豊橋間の疎通状況は、全通一五日、不通一二日、不良四日、輻輳がはなはだしく、長崎まで送付するのは数日間かかると注記されている。また碍子を納入前に検査する方法も確立しておらず、不良品が続出していた（一八）。佐野常民工部大輔代理は、副島外務卿あてに、東京―長崎間伝路は開通したが、技術的に不慣れであり、渋滞が生じている旨を通知した。さらに一月二〇日、外務省は、各国公使あてに「九月七日に開通」した東京―京都間も不調である旨を通知した（一九）。

この時期、英国公使館のアーネスト・サトウ（Ernest Mason Satow）が大隈重信、山尾庸三らとともに灯台視察の傍ら、一月一〇日に下関の電信局、同二〇日に尾道の電信局を訪れている。萩原延寿『遠い崖』によるとサトウの日記に尾道局を訪問した際の次の記載がある（二〇）。

電信がここで停まる原因は、この局をあづかる男、ないしその友達が、機械をいじくりまわすためであると判明。もちろん器具一式は三日ごとに点検されなければならないが、それをする資格を備えた日本人、もしくは外

国人が、ここに配置されていない。

このような状況のもと一八七三年二月一七日に東京―長崎間の第二線工事が完了した。明治期の記録では、この日をもって東京―長崎間の完成としている。実際に東京―長崎間の電信が開始されたのは、長崎電信局の開局日、一八七三年四月二十九日である（二二）。同日、日本の電信局における国際電報の仮受付の取扱いが始まった。

開局直前に特別に扱われた四月一二日と二〇日付の東京開拓使発長崎あての電報が残されている（二三）。後者の電報は下関局を経由し、一〇時間弱で長崎に到着している。また国立公文書館に長崎滞在中の澤宣嘉公使が正院に出した電文が残されている。実際の運用状況については、次章の岩倉使節団と留守政府の電報交信記録で確認する。

東京―長崎間の伝送路開通前は、東京、横浜から、船便か飛脚で送達する必要があったため、デンマークを始めとする各国公使からの要請もあり、一八七二年一月一四日に東京―長崎間の郵便が開始された。所要時間は、一九〇時間（約八日）とされている（二四）。外国―東京間は、長崎まで当時最速であった船便を使わない限り、最低で九日間程度かかっていたことになる。

当時の設備は、国際回線、国内回線とも単信機による運用であった。回線一条につき一通信、送信と受信を同時に行うことはできなかった。横浜―神戸間に二重電信機が採用されたのは、一八八〇（明治一三）年である（二五）。また、長距離通信においては、オペレータによる中継が必要であり、特に海底線では、陸揚局ごとに受信、送信を繰り返す必要があった。東京―長崎伝送路においても中継は極力一局に留め、迅速な通信をめざした（二六）。

（二） 大北電信会社長崎局の取扱状況

国際電報の仮受付が開始された一八七三（明治六）年四月の時点で、大北電信会社長崎局と長崎電信局は、長

崎市内のベルビュー・ホテル内に同居し、電報文の受け渡しを行っていた。大北電信会社は、全て欧州人、長崎電信局は、お雇い外人と日本人職員により運用されていた。ちょうどホテル内に電報の国境があったと考えていいだろう。長崎は明治維新以降も国際情報の窓口であり続けていたのである。

国際電報の取扱いは欧文だけであつたため、大北電信会社長崎局においては、国際電報にローマ字による日本語の利用が認められた一八八〇（明治一三）年まで日本人の採用は行われていない（二六）。大北電信会社長崎局における開設当初の要員は、欧州人のみである。

一八七一年八月一九日の『ナガサキ・エクスプレス』に掲載されている大北電信会社の広告によれば、運用開始は、八月一二日、営業時間は、午前一〇時から正午、午後三時から六時までである。一八七二年一月一日の長崎―ウラジオストック回線の運用開始時、大北電信会社がロンドンで告知したポスターが残っている。ロンドン市内から、長崎、上海まで四ポンド六〇ペンスの料金とともに、一日の取扱いが一五通までとなっており、当時の伝送路の状況を示している。

（三） 長崎電信局での取り扱い状況

開業時の長崎電信局の日本人電報運用者の記録として、『伯爵伊東巳代治伝』と片山卯吉郎の回想談がある（二七）。この伝記によると、伊東は一八六九（明治二）年に長崎英語伝習所、済美館の後身である広運館に入学し、英語を学んだ。一八七一年に工部省電信頭石丸安世が長崎を訪れ、広運館の生徒に対し、工部省修技教場（後の電信学校）官費生徒の募集を行った。伊東は他の生徒一四、五名とともに選抜試験を受け、竹林貞次郎と二人が合格した。伊東は洋行させてくれるという点に引かれ応募した。同年六月頃灯台船ティボール号で上京し、東京の修技教場で電信機取扱いの訓練を受けた。一八七二年八月に一〇名の同期生とともに同校を卒業し、英人技師パイン、スドローと長崎電信局勤務を命じられた。一旦赴任した伊東が繰返し石丸電信頭に洋行の希望を伝えた

ところ、同年末上京を命ぜられた。しかし希望が認められなかったため年明け早々退職した。

伊東が長崎電信局で勤務した期間は陽暦で同年の八月から一二月の間だったようである。先にみたように一月の副島外務卿による東京―長崎間伝送路の開通通知の伺いや一二月のサトウの日記からも、伊東の在任中長崎電信局での試行運用が開始されていたと思われるが、開局日である一八七三年四月二九日には既に長崎を去っていたことになる。その後伊東は、伊藤博文のひきもあり、憲法制定や外交などで活躍、農商務大臣、枢密顧問官などを歴任する。

高橋善七の研究によると伊東の同期生、同じく広運館出身の竹林貞次郎と初代駅逋正杉浦譲の弟杉浦直也は卒業後、赤間関（現下関）に七月二〇日（陽暦八月二三日）付けで発令され、八月八日（陽暦九月一〇日）着任、八月一九日（陽暦九月二一日）の開局を目指したとある。赤間関局には英人ウォールも配属された。伊東巳代治の赴任もほぼ同様のスケジュールであった。関門間の海底ケーブル敷設工事完了は九月二二日なので、東京―長崎間の開通も当初九月末を予定し、さらに十一月に延期されたが、前述の吉田も講演で触れているとおり、伝送路不調のため、最終的に翌一八七三年四月になった。

また、片山卯吉郎の回想録は、一九一一（明治四四）年三月四日、五日付の『東洋日の出新聞』に掲載されている。その中で、片山は、広運館でフランス語を学んだ後、長崎電信局で、英人パインに伊東巳代治とともに電信技術を学んだと述べている。

伊東、竹林に加え片山もまた広運館の出身である。ちょうど彼らが在学した時期、明治三年四月から一月頃（旧暦）まで、後の首相、西園寺公望も広運館でフランス語を学んだ（二八）。当時の広運館の語学教育は定評があり、全国から生徒が集まっていた。国際電報の取扱開始、国内欧文電報の取扱い、英人技手による運用要員の養成などの要因から、石丸電信頭は自ら長崎に赴き、広運館の生徒を募集したものと思われる。

片山によると、パインは月給一五〇円、片山と伊東の月給は、七円である。この片山の回想では、長崎電信局の取扱開始は、一八七三年六月、最初の電報は、片山が受信し、伊東が大阪に打電したと語っているが、伊東は、同年一月に退職しており、六月という公衆網の接続時期も他の記録と合わない。また、パインの月給も一二五円という記録が残っている（二九）。このパインの後任メーソンは修技学校教員を経て、工部省廃止により通信省に転じ、電気学会でも活躍した。明治初頭の電報運用は、パインらのお雇い外人と修技学校出身者が中心であった。

（四） 電報運用者の養成

一八七二年末の時点で電信機の運用にあたる電機取扱方のお雇い外国人は八名、電信修技学校卒業生は六〇名であり、熟練した要員は、ごく少数に留まっていた。工部省は、東京―長崎伝送路の完成、運用開始に備え、一八七二年二月に英国人五名を電機取扱方として採用していた。通信関連の外国人雇用は、総計で五九名であり、運用にあたる電機取扱方は、総数二〇名である。このうち一四名が、一八七一年から一八七四年に採用されている（三〇）。一八七三年の東京―長崎間の開通、一八七四年の東京―青森―北海道伝送路の開通、一八七八年の電信開業にいたるまで、電信の運用と要員の訓練に従事した外国人と電信修技学校卒業生は、電信サービスの提供のために不可欠な存在であった。

アーネスト・サトウが訪れた下関の電信局には、修技学校第一期生一名のうち、杉浦直也、竹林貞次郎に加え、英人技師一名が一八七二年九月に赴任している（三一）。関門海峡の海底線の関係もあり、下関局を東京―長崎間の重要な中継局と位置づけていた。四月二十九日に開通した神戸―長崎間で同日開局したのは下関のみで、小倉、広島、尾道などの局の開局は同年一〇月一日であった。

当時工部省が運用要員体制の強化をめざしていたことは、一八七一年から一八七五年の間に修技学校に五九六人を入学させ、北海道―東京―長崎間の伝送路が完成した一八七六年以降に採用したお雇い外国人八名のうち六

名が電機取扱方などの運用担当者であったことから裏付けられる。

日本における電信技術者の養成は一八六九年に神奈川県修文館の生徒四名に英人技師ギルベルトが教えたのが嚆矢とされている(三二)。前述の吉田正秀も同校の出身である。一八七一年に工部省に修技教場を設置、第一期生として後の伯爵伊東巳代治、前述の杉浦ら一名が卒業した。すでに一八七〇年から、国内電信においても欧文利用が可能であり、実際の利用も多かったことから、科目として英仏の二か国語があてられていた(三三)。一八七四年修技科条例が設けられ、応募者年齢は一五歳以上二〇歳未満、英語または仏語の試験が課された。

この時代の電信は、距離の長さに応じて熟練した要員が必要であった。各国、各通信会社とも語学に堪能で電信機を使いこなせる要員の確保に努めていた。日本においても修技学校卒業生の推移をみると、多数の要員を一挙に養成しようとしていたことが分かる。その後卒業生たちは、様々な分野で活躍することになる。

(五) 明治初頭の国際電報の料金、取扱量の状況

明治期における料金および取扱量の変遷については、第五章で詳細に触れるが、ここでは、国際電報サービス開始直後の一八七二年から日本の電信局で正式に受付を開始した一八七八年までの料金と取扱量について概観する。

当時の国際電報料金は、二〇語までが基礎料金で、二〇語を超えると一〇語ごとに加算される方法であった。料金は、発信国国内伝送路、海底ケーブル、着信国国内伝送路の料金で構成される。距離が長くなる、中継が増えるにしたがって料金が高くなる。一八七一年八月に長崎―上海ケーブルによる国際電報のサービスが開始されたときには、日本国内の電信回線はまだ長崎まで建設されていなかったもので、長崎から外国に発した場合の料金である。一八七二年三月一日の二〇語の料金は表1の2のとおりである。一フランは〇・二円換算である。

一八七三年四月に東京、横浜、大阪、神戸、下関各電信局での国際電報仮受付の開始により、この五局から発

信される国際電報に対し、国内伝送路部分（本邦首尾料）として二〇語につき一三フラン（二・六円）を加算することとなった。この年の七月一日、料金は表1の3のように値上げされた。この料金はウラジオストック経由であり、上海経由の場合、五二フランが加算される。翌八月一日に首尾料は、一一フラン（二・二円）に下げられた。

表1の2 1872年の長崎発国際電報料金

	ドイツ	フランス	ロンドン	ロシア
フラン	127.5	129	132.5	125
円	25.5	25.8	26.5	25

ロンドン以外の英国あては、133.5フランである。
ロシアは欧州地区あての料金。
（『通信事業史』第3巻615—617頁。国際電信事務局報告）

表1の3 1873年4月の改定の長崎発国際電報料金

	ドイツ	フランス	ロンドン	ロシア
フラン	146	147	150	143
円	29.2	29.4	30	28.6

長崎以外の日本各地からの発信は13フランが加算される。
ロンドン以外の英国あては、151フランである。
ロシアは欧州地区あての料金。

一八七二年に大蔵省が制定した外国郵便料金では、欧米あては四匁（一五グラム強）ごとに〇・二四円乃至〇・四六円であった。欧州あて書状は二か月ほどかかったが、電報料金と比べると大幅に割安であった。

当時、長崎電信局で勤務した片岡の初任給は七円、巡查の初任給が四円であり、現在の感覚では欧州あて電報料金の約三〇円は、一万倍から二万倍の水準、少なくとも三〇万円以上相当にあたるだろう。個人利用はもとより法人利用においても頻繁には使えない水準であった。一八七五年一月一日からペテルブルク電信条約の規定に従い、国際部分の料金は一語制に移行した。欧州あては一律一語一〇フラン（二円）となった。しかし日本政府徴収分にあたる首尾料は二〇語一フランのまま据え置かれた。五語の場合、五×二円の一〇円に首尾料の二・二円を加算した一二・二円が料金となる。文を短くしたり、略語を使ったりすることで、料金の節約は可能となったが、二〇語では、四二・二円となり二五％程度の値上げであった。

一八七八年三月二五日、日本国内の電信局で正式に国際電報の受付

表1の4 明治初期の国際電報取扱量

	発信	着信	発信合計
1873年	559	?	?
1874年	5267	?	?
1875年	8039	?	?
1876年	12132	?	?
1877年	16351	14508	30859
1878年	8986	9487	18473

(『逓信事業史』第3巻をもとに作成)

を開始した。同日電信開業式が挙行された。同年五月一日、首尾料にも一語制が導入され、一語一・一フランとなった。

国際電報の取扱量の記録が残っているのは、発信については日本の電信局で仮受付が開始された一八七三年以降、着信は一八七七年以降である。表1の4のよ
うに、一八七三年はわずか五五九通に留まっている。この年は、国内伝送路も先
に見たとおり不安定であり、高い料金水準とあいまって電報利用が少数に留まっ
たものと思われる。翌一八七四年にはいっきに五千通を突破した。

一八七一年八月に長崎―上海ケーブルによって日本における国際電報が開始さ
れ、日本は欧米と瞬時に繋がるようになったなどの表現を見かけるが、これは実
体と大きくかけ離れているようである。一八七一年八月の長崎―上海ケーブルに
よる国際電報の取扱開始時はもとより、一八七三年二月の東京―長崎伝送路の完
成時、同年四月の長崎電信局の開局時に至っても、十分なサービスが提供でき
ていなかったと推測される。

第二章

明治初頭の国際電報利用一

――岩倉使節団の電報利用――

本章では、日本の国際通信が開始された明治初頭に、実際にどのような通信が行われていたかを検討する。大北電信会社のケーブルが陸揚げされた一八七一（明治四）年から一八七三（明治六）年にかけて岩倉使節団が派遣されている。使節団が帰国した翌年の一八七四（明治七）年には、台湾出兵にかかわる通信や樺太千島交換交渉のため、ペテルブルクに派遣された榎本武揚と寺島宗則外務卿との間の通信などが行われている。日本政府による暗号利用が確認できるのもこの年である。

第一節 岩倉使節団と留守政府の間の国際電報利用

一八七一年、日本政府は岩倉使節団を欧米に派遣した。いわゆる留守政府と岩倉使節団との間の国際電報利用は、日本人による最も初期の利用例である。

岩倉使節団は一八七一年一二月に出発し、一八七三年九月に帰国した。使節団の目的は、①各条約締結国元首への聘問、②先進諸国の制度、文化の研究、③不平等条約改正のための予備交渉、の三つであった。使節団の主要メンバーは、特命全権大使に岩倉具視右大臣、副使に木戸孝允参議、大久保利通大蔵卿、伊藤博文工部大輔、山口尚芳外務少輔であった。このほか理事官に佐佐木高行司法大輔、一等書記官の田辺太一、二等書記官の林董、随員に野村靖外務大記などが含まれていた。また伊藤博文の従者として山縣有朋の養子山縣伊三郎が同行してい

た。後に伊藤、佐佐木は工部卿を、林、野村、山縣は通信大臣を務め、電気通信事業に関わることは次章以下でみるとおりである（一）。

一方留守政府の主要メンバーは、三条実美太政大臣、大隈重信参議、板垣退助参議、西郷隆盛参議、副島種臣外務卿、大木喬任文部卿、井上馨大蔵大輔などであった。

使節団派遣にあたり、留守政府と使節団は、一二か条にわたる約定を締結した。この中には、内政に関し新規の改正は可能な限り実施せず、やむなく改正する場合は、使節団に照会する。両者の間で月二回は書信を交換する、という条項が含まれていた。しかし内政改革については、期間中、地租改正、徴兵令、太陽暦の採用など、欧米型中央集権的な施策が留守政府より次々と実施された。後に大隈は「「鬼のいぬ間に洗濯」と云ふ調子にて、其の間に充分なる改革、整理を断行するにありしを以って」と語っている。

一方、両者の書信については、少なくとも回数は、約定に従っている。使節団と留守を預かる政府の間で交換した公式文書のうち、岩倉大使発正院（三条太政大臣、各参議）、外務卿あての書状が大使公信、逆に正院発岩倉大使あての書状が本朝公信である。一年九か月の回覧期間中、本朝公信は六〇回、大使公信は二九回出されている。しかし、大久保利謙が「「本朝公信」と「大使公信」」（二）で明らかにしているように、郵便到着が一月から二月もかかる状況もあり、期間中両者の間で大きなコミュニケーションギャップが生じた。この時の国際電報の利用状況を確認し、その効果を検証する。

（一） 米国滞在中の使節団と留守政府の交信

岩倉使節団は一八七一年一月二三日横浜を出港し、一八七二年一月一日サンフランシスコに到着した。翌一月一六日、岩倉使節団は長崎県令あてに無事到着した旨の電報を打った。長崎県は、英文の電文を翻訳し、一月二〇日付で外務省に次の内容で送付した。

千八百七十二年第一月十七日午後六字四十五ミニュート過

サンフランシスコより長崎縣へ報知

日本大使無事に御着相成候義を政府へ為御知申候

千八百七十二年第一月十六日サンフランシスコ

ヅワニキ

長崎縣令へ

この電文は一月二七日付で外務省から正院に報告された。前章でみたように当時東京―長崎間の伝送路は未整備であり、使節団は長崎県令（知事）あてに打電し、長崎県令には大北電信会社から配達された。東京―長崎間の郵便の開始は一八七二年一月一四日である。長崎―東京間を七日かかっている模様で、当時の郵便の標準時間の八日より早く、船便で東京に送られた可能性がある（『日外』四、一二四頁）。

岩倉使節団は一月二六日、サンフランシスコを出発、ワシントンに向かった。各地での歓迎や途中大雪の影響もあり、ワシントン到着は二月二九日となった。使節団はワシントン到着時にも無事到着の旨を長崎県令あてに打電したが、電文記録は見当たらない（『日外』五、二七頁）。

フィッシュ國務長官（Hamilton Fish）との交渉が開始されたのは、三月一日である。岩倉使節団は、米国で熱烈的な歓迎を受け、またワシントン駐在の森有礼少弁務使（後の代理公使）や伊藤博文の提言もあり、当初予定していた条約改正予備交渉を実際の条約改正交渉に切り替えた。しかし、フィッシュから条約改正交渉には全権委任状が必要と申し渡されたため、大久保と伊藤が小松済治二等書記官を伴い日本に帰国し、全権委任状の発

行を求めることとした。使節団は、諸国歴訪を続けるため、森に全権を付与した上で、対米交渉を任せ、欧州で大久保、伊藤と合流し、欧州諸国との条約改正交渉を開催する予定であった。そのため、使節団に加え、森への全権委任状も必要になったのである（三）。

しかし、その後フィッシュ国務長官との交渉は当初の楽観的な見通しとは裏腹に、難航することになる。大久保らは三月二〇日にワシントンを出発、五月一日に横浜に到着し、翌日正院に赴いた。両副使の一時帰朝を巡り、使節団と留守政府の間には大きなコミュニケーションギャップが生じていた。両者間のコミュニケーションギャップは、この時期をはじめ五回生じている。

第一のコミュニケーションギャップ（両副使の一時帰朝）

最初のコミュニケーションギャップは、使節団が大久保、伊藤の帰国を決定した一八七二年三月中旬から大久保、伊藤が正院に到着した五月二日までの間に生じたものである。

両副使がワシントンを出発した三月二〇日までに使節団に到着していた本朝公信は、一八七二年一月一四日付の本朝公信三号だけである。一方留守政府が受け取っていた情報は、サンフランシスコおよびワシントンから使節団が発した到着通知の電報二本とサンフランシスコから発した一月三〇日付の大使公信一号とソルトレークシティから発した二月二〇日付の大使公信二号だけであった。

ちやうどこの時期、留守政府は、使節団に照会することなしに、外債三〇〇万円募集のため、吉田清成大蔵少輔を米国に派遣する決定を下していた。その決定は、三月二三日付の本朝公信一号で知らされたが、この公信が使節団のもとに到着したのは、四月二七日である。使節団は、三月二六日に横浜を発ち、四月一八日にサンフランシスコに到着した吉田が同地からワシントンに打った電報により外債募集を知ることとなった。この外債

募集について森少弁務使が強く反発、米国において吉田の活動を妨害した。

このように、書信の到着は、この頃ほぼ二か月から三か月かかっており、留守政府、使節団間の全権付与を巡るコミュニケーションにほとんど貢献していなかった。

使節団は、両副使の一時帰朝と森への全権付与について、留守政府に三月一四日付の電報で連絡した。この一時帰朝に伴う電報の到達状況、内容は次のとおりである。なお電文の一部漢字を新字体で表記している（四）。

両副使一時帰朝に関する往復電報

ワシントン発三月一四日 東京到着三月二三日

電文の記録は確認できていないが、次の三月二九日付三条発岩倉あての電報から、「条約改正交渉のため森に全権付与を願いたい。大久保、伊藤が一時帰国のうえ協議したい」旨の内容と推測できる。

東京発三月二九日（長崎あて船便）ワシントン着四月三日

華盛頓在留弁務使森ノ取次ヲ以ッテ

日本全権大使エ

華盛頓府ヨリ西曆第三月十四日ノ電信「長崎県令ノ取次ニテ第三月二十三日到着セリ書中」条約の意味に付森へ与フル全権状ヲ「別便ニテ」可差立トノ趣文意解シ難ク候間「全権状ハイカナルモノニヤ外務省スミスエモ承リ合候処更ニ相分不申」尚御一報在之度候

（『日外』五、一六七―一六八頁）

ワシントン発四月三日 東京到着四月？

岩倉大使発三条宛

二副使帰朝ノ上分明ナルベシ

(『日外』五、三九―四〇頁)

このように、三月一四日ワシントン発の電報、三月二九日東京発電報、四月三日ワシントン発の電報と三本の電報が打たれ、一往復半の交信が行われている。最後の電報の到着日は不明であるが、三月一四日のワシントン発の電報は九日、三月二九日の東京発の電報は五日で到着している。三月二九日東京発の電報に関連して、正院が副島外務卿に電文の内容についてコメントを依頼した三月二七日付の文書があり、「明後二十一日（陽暦の三月二九日）長崎への船便有之候間御見込否共明朝迄に御回答有之度此段申進候也」との記載があり、長崎まで船便に託されていることが分かる。前述のように東京―長崎間の郵便による標準所要時間は八日であり、ワシントン―長崎間が一日、東京―長崎間の船便は四日程度の所要時間である（『日外』五、一六八頁）。

この一往復半の電報の交換では、限られた英語の文面、到達までが一〇日ほどかかるなどの制約もあり、辛うじて大久保らの一時帰朝の事実が伝えられただけであった。「二副使帰朝ノ上分明ナルベシ」という突き放した表現は、コミュニケーションの断念を示している。当時の電報利用方法、電信事情の限界を物語っている。このような状況から留守政府は、外債募集のため三月二五日に米国に向け横浜を発つ予定であった吉田清成大蔵少輔に対し、「森弁務使に意味不分明に処置いたし兼候趣申遣候」と指示していた。

この一時帰朝に関する国際電報による情報交換は、なぜ中途半端に終わったのか。三月一四日に使節団が発信した電文の記録は残っていないが、三月二九日付の留守政府による返電の内容から判断すると、「条約改正のため

森に全権付与を願いたい。その手続きのため、大久保、伊藤が一時帰国する」という内容であったと想定される。このような電文では、予備交渉が目的で派遣されているはずの使節団が、条約改正と言っているのはなぜか、また、条約改正だとしても使節団ではなく森に全権付与する必要があるのはなぜか、つまり何のための全権なのかを正確に留守政府に伝達するのは無理であったであろう。使節団側に複雑な用件を短い英文にして打電するというリテラシーがなかったということである。

電文にも当時外務省の法律顧問を務めていたスミス（Erasmus Peshine Smith）にも分からなかった旨が記載されている。電報往復が二、三日で行える状況であれば、数度の電報往復により意思疎通は可能であったと思われるが、この時点では、長崎―東京間の国内伝送路は未開通であり、日米間の電報送付には一〇日程度かかっていた。そのため三月一四日に使節団が発信した電報の返電を受け取るのが四月三日となり、すでに三月二〇日に大久保らの帰国を見送った使節団にとっては、高い電報料金を支払い、苦勞して電文を練り上げても、正確に情報が伝わるという自信もなく、五月初めに東京に到着する大久保らに留守政府への説明を任せたのである。電報利用のリテラシー、国際通信設備とも充分ではなく、しかも互いに弱点を補うレベルに達していなかったということである。電報を発して、返電を受け取るのが二〇日後では、電報が二往復する間に、ワシントンを発った両副使が東京に到着してしまうのだから、使節団側が、両副使による対面での説明に任せたのも無理もないだろう。一方の留守政府側も吉田の渡米を電報で使節団に通知している形跡がなく、使節団がサンフランシスコから吉田自身が發した電報で知ったのは、先にみたとおりである。しかし両副使の帰朝を巡る使節団と留守政府のコミュニケーション・シヨングヤップは、岩倉が電報で伝えたとおり「二副使帰朝ノ上分明」になった。電報交信、書状の通信状況がこのようなものであったことから、両副使帰朝後、使節団と留守政府の間でより大きなコミュニケーション・シヨングヤップが生じることとなった。

第二のコミュニケーションギャップ（全権委任状の交付）

第二のコミュニケーションギャップは、両副使が東京に戻った五月二日から、六月二日に横浜を立ち、サンフランシスコ到着時に、使節団あてに電報を打った七月一五日までの間に生じたものである。

この間に、公信で相手側に到着したものは、大使側発信のものとしては、大久保らに同行して帰朝した小松二等書記官が持参した三月一七日付の大使公信三号（東京到着五月二日）と、四月一七日付の大使公信四号（東京到着五月二五日）、五月六日付の大使公信五号（東京到着六月八日）、三通のみである。

留守政府側から使節団に出されたものも、大久保らが日本に到着する以前の三月二三日に発せられた本朝公信一一号（ワシントン到着四月二七日）と五月二五日に日本を再出発した小松に託した本朝公信一九号の二通だけである。このうち本朝公信一一号は、両副使が日本に到着し「分明になる」前に出されており、実際の折衝には影響を与えていない。本朝公信一二号から一八号までは到着日が確定できないものも含まれるが、早いもので大久保らがサンフランシスコから使節団に電報を打った前日の七月一四日の到着であることから、交渉そのものに影響を与えていない。

つまり、交渉に影響を与えたと思われる両者間の公信は大使公信三号、四号、五号と本朝公信一九号だけである。このうち、公信の一往復（大使公信三号と本朝公信一九号）は小松に託したもので、郵船便に託した公は、大使公信四号と五号の二通に過ぎない。このほか、留守政府から使節団に対する公式の連絡は、両副使、小松が米国に持ち帰った情報と後述の三条発岩倉あての二本の電報のみであった。

帰国した大久保と伊藤は、米国政府との条約改正が可能との見解を示し、使節団と森への全権付与を求めた。前述のように両副使は、全権委任状を持ってロンドンで使節団と合流する予定であった。

一方、留守政府側にとって、使節団の使命は、あくまで条約改正予備交渉であり、条約交渉そのものについてはあらためて政府で行う予定であったことから、副島外務卿と寺島宗則外務大輔を中心に、使節団側の判断に強く反発、副島外務卿は辞任の意向を表明するに至った^(五)。特に片務的最恵国待遇が問題とされ、米国との条約改正により、他の諸外国に対し、何の譲歩も得ることもなく、数多くの妥協を許すことになる結果を恐れた。この問題を回避するために出された案が使節団に全権を付与し、欧州において、米国を含めた条約締結国を一堂に会し条約改正交渉を実施するというものであった。

この結論をもとに三条太政大臣は、五月一五日、森あてに電報を打った。留守政府、使節団間で交わされた電文は次のとおりである。五月一五日の三条発の電報は一日で、岩倉の返電は一〇日でそれぞれ到着している。

東京発五月一五日　ワシントン着五月二六日^(六)

欧羅ノ内ニテ各国ノ条約ヲ改定セント欲ス其力為メ米国政府ヘ其全権ヲ差シ出ス事ヲ求ムベシ

委シキ事ハ次の郵船デ報ズベシ

副使兩人出帆ハ定マリ次第電信ニテ報スベシ

四月九日　三条太政大臣

森少弁務使

(『日外』五、一七九—一八〇頁)

ワシントン発五月二八日　東京着六月七日

七十二年第五月二十八日発從華盛頓

再應政府へ申上候は恐入候へ共欧羅巴へ全権公使被差遣へき子細は伊藤大久保承知いたし居候当国条約取極の
為森へ全権御委任可相成事は何故直に御返答不被下候哉

岩倉

三条太政大臣殿

(『日外』五、一九四―一九五頁)

東京発六月七日　ワシントン着六月?

日本東京洋歴六月七日

日本大使岩倉閣下

米国華盛頓日本国公使館ニテ

五月二十八日ノ電信落手セリ

同月二十五日桑港ニ向テ出帆シタル船便ニテ小松に附し君ノ求ムル報告書ヲ贈リタリ

三条

(『日外』五、一九五頁)

交渉が難航し、森への全権付与を心待ちにしていた使節団に対し、「米国政府へ其全権ヲ差シ出ス事ヲ求ムベシ」という文面はいかにも唐突である。留守政府は、少なくとも片務的最恵国待遇の問題により米国との単独交渉はせず、欧州において各国を招集し交渉会合をする旨を記す必要があったであろう。今までの努力が水泡に帰し、米国への面子も保てない使節団にとって、この電報は大いなる失望をもたらした。この電報が到着した五月

二六日木戸孝允は日記に「本邦より伝信機達す然るに大久保伊藤帰朝の折約せし主意と齟齬の報あり」と記している。

この時点で使節団は、片務的最恵国待遇の問題を認識していなかった。また米国政府に対する欧州への全権の派遣の要請は既に一度拒絶されていた。使節団は、米国から全権委任の件を迫られ、また予定された欧州行きの目途も立たない状態で、一日でも早い森への全権委任状の付与を強く求めていた。五月一五日の三条の電報に対し、五月二八日に「森へ全権御委任可相成事は何故直に御返答不被下候哉」と切羽詰った電文を返したのもこのような状況を反映している。

しかしこの岩倉の電文は、逆に留守政府側にも反発をもたらしたようである。この電報が到着した六月七日付書状で、伊藤博文は大隈重信に対し、状況を説明して使節団の立場について理解を求めている（七）。この間、五月二四日、日本政府は、駐日各国公使に対し、岩倉使節団への条約改正に関する全権委任を通知した。翌日の五月二五日に両副使に先立ち日本を再出発した小松に本朝公信一九号と「報告書」を附した。五月三十一日には寺島宗則が英国駐在公使に任命され、大久保、伊藤の再渡航に同行することとなった。

少なくともこの岩倉使節団に対する全権委任の件が電報で通知されていれば、この直後の六月一日に行われた第七次会議の席上で、フィッシュから全権委任について執拗に追求されることはなかったであろう。

第七次会議の議事録によると、岩倉は、フィッシュから「全権を得られたか」と問われ、「電信の旨趣にては我々に全権を可送申越候也」と返答している。フィッシュがそれでは不十分であると追及したところ、岩倉は、電文の内容が「語字混雑におよひ全く難解候」と弁明している。フィッシュはさらに電文の内容を追及、岩倉は「日本政府にて我等に条約取結を赦すべし」と回答した。五月十五日に三条が打った電文の内容は、「米国政府へ其の全権を（欧州に）差し出すことを求むべし」であった。岩倉の答弁は苦し紛れである。

下村富士男は『明治初年条約改正史の研究』で「岩倉は対米交渉において時として交渉上のかけひきをしている……」と論じているが、この岩倉の回答は「かけひき」の域を超えている。全権委任を巡って、岩倉は窮地に陥っていた。同日の日記に木戸は、「二使節帰朝後確報の不来を怪しみ今日の談判其真に不徹を覚ふ」と記した。

会議後、使節団は対応を検討し、田辺太一等書記官と安藤太郎四等書記官の一時帰朝を決定した。田辺らは六月四日にワシントンを発った。この時点では小松出帆を知らせる電報は到着していなかった。当日の木戸の日記には「過日電報の齟齬により、終に兩人（田辺、安藤）をして帰朝せしむるに決す」とある。五月一五日付の三条の電報が使節団に与えた失望の大きさが分かる。一時帰朝は、両副使に続き二回目である。使節団にとって、当時の書状、電報とも使節団の意図を充分伝えられる手段ではなかった。

田辺たちに授けられた口上の覚えが残されている（『日外』五、一八四―一八九頁）。「電信且書上而已にては事情難〇候に付私義被差戻」と帰朝の理由を述べ、「電信の義以来暗号等相用度則今般所持いたし候事」と暗利用を留守政府に対し要請している。六月一日のフィッシュの必要な追及がこの要請のきっかけとなっているものとみていいだろう。岩倉は、自分の発言をフィッシュが額面通り受け取っていないことを感じたのであろう。電文を読まれている可能性に気づき「かけひき」を十分行えなかったようである。

田辺、安藤は帰途六月一八日にサンフランシスコで小松と出会い、一時帰朝を見合わせ、しばらく同地に留まることとなった。二七日に小松がワシントンに到着した時点で、田辺、安藤は電報でワシントンに召還された。この間、田辺は小松から聞いた内容を要約し、ワシントンに暗号を用いて打電している（八）。

この暗号利用の要請は大使公信九号に記載された。この書状は、早期条約改正に疑問を持ち、辞職、帰国した後、後に帝国大学総長を務める渡辺洪基二等書記官に託され、八月二六日に正院に到着した。萩原延寿の『遠い崖』

第九卷に、八月二七日にアーネスト・サトウのところに「正院の秘密情報の収集にあたる武井守正と林直庸の二人が訪ねてきて、イギリスでは通信部門を監督する機関はどのように組織されているかをたずねた」とある(九)。使節団の暗号利用要請が、機密機関に関するヒアリングに繋がったものである。正院は迅速に対応したようであるが、本朝公信では暗号利用に触れていない。

岩倉が五月二八日に発した電報は六月七日に東京に到着した。三条はその日ただちに「君ノ求ムル報告書ヲ贈リタリ」と返電した。しかし、この電文はいくつかの問題を含んでいる。下村富士夫によると、六月七日前後の時点で、大久保、伊藤の行き先が、欧州から米国に変更になっているからである(一〇)。五月二五日の時点で小松に授けた方針は変更されたのである。六月八日付の外務省発の田辺、渡辺あての書簡には、両副使が米国に向かう旨が記載されている。岩倉使節団は、この行き先変更を七月一四日にサンフランシスコに再度到着した大久保自らの電報により知った。当日の木戸の日記に「今日サンフランシスコより傳信あり・・(中略)・・二氏の此地に来る初発より報知と齟齬し一の不都合なるを憂ふ」。三条は五月一五日付の電報で「副使兩人出帆ハ定マリ次第電信ニテ報スベシ」と伝えたが、この約束は守られなかったのである。両副使の出帆に関する連絡は、六月一日に横浜を出港した郵船に託された本朝公信二〇号によりなされた。二〇号が使節団のもとについたのは両副使がサンフランシスコに着いた七月一四日であった。七月一〇日の第九次会合の議事録に、岩倉がフィッシュ國務長官に伝えた次の言葉が記録されている。「肝心の全権委任状は大久保伊藤の両副使持参いたし直に我国より欧州へ向けて発航いたし候積に候是は貴国政府にても会議の地へ全権御差出の儀御承諾可有之と見越候故・・」と引続き小松のもたらした情報を元に、両副使が欧州へ直行するものと捉えている。

なぜ三条は、大久保、伊藤が全権委任状を携えて米国に出発するという変更を岩倉使節団に打電しなかったのだろうか。単に留守政府が電報というメディアに大きな期待をしていなかった。あるいは、電報利用のノウハウ

がこの時点でまだ充分でなかったということなのであろうか（一一）。

留守政府は、使節団からサンフランシスコ到着時と、ワシントン到着時に電報で連絡を受けており、更に六月七日までの電報往復により、少なくとも予定変更など単純な内容であれば充分利用価値があるものと理解できていたはずである。米国での外債募集を断念し、ロンドンに滞在していた吉田清成には、井上馨から「本月二十二日大久保・伊藤サンフランシスコに向けて発程いたし候。両副使到着までハ何事も着手被成間敷、」という電報が七月二日に到着している（一二）。吉田は使節団より早く、両副使の動向を知ったのである。

下村富士男は、全権委任状は、場所、相手国を問わずに岩倉使節団に付与されたことを力説している（一三）。これに対し、石井孝や田中彰は、留守政府は、条約改正に数々の制約を設け、実際に条約改正が行えないようにしていたという説をとっている（一四）。さらに寺島宗則を駐英全権公使に任命して大久保、伊藤に同行させた。電文、公信の内容からみて、石井・田中説に分があるようである。確かに全権委任状には、制限がなかったが、留守政府は、交渉に必要な情報を統制して、条約改正そのものに歯止めをかけたということである。その根拠の一つが、この電報の内容である。三条は、「小松に報告書を附し」と記して、使節団を宥めつつ、全権委任状を小松に持参させず、使節団の状況を宙釣りにした。その結果、厳しい条件を携えて再度日本を立つた大久保、伊藤がワシントンに到着するまでの間、岩倉とフィッシュが条約改正合意に至る可能性を奪ったのである。

三条の発したこの電文は、米国での交渉の進捗状況を把握できないという状況下で、一時的に使節団を宥めると同時に交渉の進展を防いだのである。留守政府は始まったばかりの国際電報という発信と着信に微妙な時差のある通信手段の特徴を認識していて、巧妙に立ちまわったものと思われる。

もっとも全権委任状の内容については、最恵国待遇の問題はあまりにも大きく、また改正交渉に激しく反対していた寺島の同行もあり、ワシントン到着後大久保、伊藤も特に交渉中止に反対した形跡もないことから、形式

的な問題に過ぎなくなっていたといえよう。

留守政府は、岩倉使節団の交渉も吉田清成の外債募集も、両副使が到着するまで凍結状況とした。両副使の米国行きを使節団に打電せず、吉田には打電したのは、どちらも留守政府が主導権を握るためであった。

一方、使節団側も、小松とともに五月二五日にフルベツキ号で横浜を立ち、六月二六日にワシントンに到着したドイツのブランドト (Maximilian August Scipio von Brandt) 駐日公使、イギリスのアダムス (Francis Ottiwell Adams) 駐日代理公使から、米国との単独交渉の不利を説得され、条約改正断念の方向に傾いた。さらに英国から駆けつけた尾崎三良らの提言もあり、留守政府と使節団の米国との単独条約改正交渉に関する考え方は、ようやく同じ方向に定まった (一五)。大久保、伊藤が寺島宗則を伴ってワシントンに到着した七月二二日に、米国が欧州への全権派遣に応じないことを確認したうえで、岩倉はフィッシュに交渉断念を伝えた。

大久保、伊藤が米国に出発したことを留守政府から伝えられていなかった使節団は、七月一〇日の交渉に至るまで、全権委任に関する議論が続けている (『日外』五、二〇七―二一三頁)。片務的最恵国待遇の問題を使節団と留守政府間で円滑にコミュニケーションできなかったことが、不調に終わった日米交渉が長期化した一つの原因となっている。当時の政府の外交交渉能力、電報利用の限界を示している。

しかし、米国側も交渉記録を見る限り、五月二四日に留守政府から駐日米国公使に「使節団への全権付与」が通達されたにもかかわらず、本国政府が駐日公使から連絡を受取ったのは七月であることから、電報を利用していなかった模様である (一六)。電信開通直後のこの時期、次節でも触れるが、外交交渉に関するものでも日本発信の国際電報利用はきわめて少なかったようである。

だが、少なくとも岩倉使節団は、電報の効用そのものは身にしみて体験していた。前述のように、日本からの書状は、一か月から二か月かかっていた。三月二六日の東京における大火や四月三日の皇居への暴徒乱入などの

事件が米国で報じられていた五月一日、田辺一等書記官は「（これらの重要事件は―筆者―伝信にて其節御報知相成度奉存候」と電報で知らせて欲しい旨を外務大小丞あての書状で要請している（一七）。使節団は、大火や皇居乱入事件を森有礼と吉田清成あてに出された井上大蔵大輔の電報で確認している（一八）。

三月二六日の皇居乱入事件については、早くも四月六日の『ニューヨーク・タイムズ』に「小さな話題」のタイトルのもと「日本の天皇暗殺が企てられた」という記事が掲載されている（一九）。留守政府からの書状による連絡は、皇城乱入が三月三〇日発の本朝公信一二号（到着日不明）、大火が四月一二日発の本朝公信（到着七月二〇日頃）であった。このように使節団は、ロンドンやサンフランシスコからの電信をもとにした新聞により日本のニュースを知る状況になっていた。書状のもたらす情報は、すでに情報としての鮮度を失っていた。後述のように英国における使節団と留守政府のコミュニケーションギャップの原因となった大使公信の断絶に結びついたものと思われる。

また電報も十分に効果を発揮していなかった。米国滞在中の使節団、留守政府間の二回にわたる電報の交換は、それぞれ「二副使帰朝ノ上分明ナルベシ」、「小松に附し君ノ求ムル報告書ヲ贈リタリ」と電報での交信を断念し、対面での報告に委ねる電報で終わったのである。

一方、使節団員相互による米国内での電報のやりとりは活発であった。米国内での活発な電報利用はウエスタン・ユニオン電信会社（二〇）から使節団に対し無料提供されていたのも一因であろう。

かくして条約改正を断念した使節団は、一足早く米国を立った寺島宗則に遅れること六日後の八月六日、英国に向う（二一）。

（二） 欧州滞在中の使節団と留守政府の交信

寺島宗則全権公使は八月一二日にヴィクトリア女王に拝謁したが、岩倉使節団が到着した時点では、女王はス

コットランドに避暑に出かけた後で、使節団は拝謁できず英国に一二月まで滞在することとなる。このタイミングから分かるように、英国滞在が長期化したのは、必ずしも米国での交渉が長引いただけの理由ではない。後でみるように岩倉には行程を急ぐ姿勢は希薄であった。

第三のコミュニケーションギャップ（大使公信の断絶）

第三および第四のコミュニケーションギャップは、大久保利謙が「「本朝公信」と「大使公信」」で論じているものである。前者は使節団のイギリス滞在中に生じている。米国での長期にわたる交渉が徒労に終わり、英国に到着しても女王は既にスコットランドで夏休みに入り、拝謁ができなかったため、女王がロンドンに戻るまで使節団は英国国内を周遊した。大久保、伊藤は、米国での外債募集を断念し、先行して英国で活動していた吉田清成と合流し、三者連名で、八月二三日に大蔵省あてに電報を打っている。その後、留守政府が使節団からの連絡を受けたのは、大使公信一二号（八月二一日付）、一三号（八月二五日付）が到着した一〇月二六日である。この間約二ヶ月の間、状況が把握できない状況となっていた。

さらに十一月一七日に大使公信一四号（九月一二日付）、大使公信一五号（九月二四日付）を受け取ったあと、一月八日に大使公信一六号（十一月一五日付）を受け取るまでの間も岩倉使節団の状況を把握していない。ロンドン到着直後に出した大使公信の到着が二か月かかったことと、大使公信一五号と一六号の間が二か月近く空いているためである。出発前に一月に二度程度と双方約定を結んでいたにもかかわらず使節団は公信を出さなかったのである。

このように、留守政府側で使節団の動向がつかめなくなったことから、留守政府は、一二月二三日付本朝公信四一号（一九七三年二月六日到着）で、使節団に対し情報提供を督促した。この情報督促の三日後の一二月一

日、留守政府は改暦の通知をロンドン日本公使館に打電、ロンドン公使館から既にパリに移動していた使節団に転送された。

東京発 一二月一日、長崎一九日発、ロンドン着二〇日、パリ着二二日？（二三）
十九日長崎出 二十日倫敦着

東京より傳信

来る十二月三日を以て明治六年正月元日と相改候西洋之曆法御採用相成候事

使節御中 正院

（大使書類 原稿 在仏雜務書類）

この間、特に使節団側の発信が少なく、また電報も単発的に双方が一度ずつ利用しただけである。使節団が公信を出さなかった理由は、スコットランド周遊中であつたこともあるが、公信が片道二か月以上、往復では四か月かかり、書状の情報が鮮度に欠けるものとなつていたことも無関係ではあるまい。

留守政府は、一月上旬の段階で、使節団が英国に滞在している確証もないまま、ロンドンの日本公使館に「改暦通知」を打電している。電報というメディアの活用としては、同時に使節団の状況報告を求めるべきであつたろう。もとより使節団の動向を本国政府に報告していないロンドン公使館、パリ公使館ともその機能を充分果たしていない。

しかし、各国政府が日本あての電報利用を徐々に開始し、使節団の動向に関して、在日外国公使館の方が留守政府より早く入手する状況となり、支障をきたしてきたことから、留守政府も二月二七日付の本朝公信四八号で、

使節団に対し各国到着時に電報での報告を要請している（二三）。電報を利用しないことによる不利益がようやく認識されたということであるが、この要請を電報ではなく郵船便で行ったことから第四のコミュニケーションギャップを浮き立たせることになる。

留守政府は、大蔵省と他省との対立、台湾問題などに直面し、一月一九日付の本朝公信四四号で、木戸と大久保に即時帰国を命じた。使節団はベルリン滞在中にこの命令を受け取り、大久保は三月二八日に帰国の途についた。木戸はペテルブルクまで使節団と行動を共にし、四月一六日日本に向った。大久保は五月二六日、木戸は七月二三日に横浜港に着いた。欧州滞在中の使節団に対し、書状による命令伝達に二か月、帰国の行程が二か月、帰国までに計四か月を費やしている。

第四のコミュニケーションギャップ（駐露公使人事を巡る連絡）

一八七三年三月三〇日使節団は、ペテルブルクに到着、在日ロシア公使館からの電報連絡で情報を把握していたロシア側から澤宣嘉駐露公使の任命を知らされた。面目を失った使節団は、大使公信二五号（一九七三年四月一四日発―六月六日着）で、重要事項を電報で知らせよう留守政府に要請した。使節団は、前年五月に重要事項を電信連絡するように留守政府に要請していたにもかかわらず、肝心の訪問先の駐在公使任命の連絡を電報で連絡されず憤慨していたところに、たまたま同日に到着した本朝公信四八号において、逆に留守政府から到着、出発時の電信連絡を要請されたため、反論したものであろう。

大使公信二五号では、使節団も各国到着時に電報通知する旨を約束している（二四）。この時点で、使節団、留守政府双方で、電報を利用しないことによる不利益が認識された。しかしお互いの利用要請が、電報で行われていなかったためもあり、第五のコミュニケーションギャップが生じることになる。

第五のコミュニケーションギャップ（帰国命令）

早期帰国を望む留守政府と各国歴訪を諦めない使節団の認識のギャップおよび六月に福岡で発生した騒乱による国内伝送路の断絶のため、六月二〇日に留守政府が決定した使節団帰国命令が、使節団に伝わるのが七月八日となった（二五）。

四月二二日、上野景範外務卿代理は、ロンドン公使館の寺島およびパリ公使館の鮫島尚信あてに使節団のこれ以上の行程遅延は、国内事務に影響を与え、早期召還の方針が内定した旨を伝える公信を発送した（『日外』六、三八―三九頁）。さらに五月一四日東京発の本朝公信五五号で、使節団に対し、談判は省き聘問を済ませ速やかに帰朝すべき旨を通知した（二六）。日本側では四月中旬以降、使節団の早期帰国は既定方針であった。

一方使節団側は、五月二日付の大使公信二六号に、スペイン騒乱によるポルトガルへの陸路断絶を心配しながらも、基本的にポルトガル訪問を実施する旨を記している。同公信では、今後の対応については電報で相談するとしているが、基本的に早期帰国する姿勢にはなかった（二七）。六月一日付の大使公信二八号では、スペイン騒乱の影響でオーストリアに先行する旨を通知した。最終的な帰国命令は、六月二二日付の電報によって行われた（『日外』六、五四頁）。三月から五月にかけての電報往復状況は次のとおりである。

東京発三月上旬？ 欧州着三月上旬？

「使節団の日程を短縮せよ」電文記録なし

（『日外』六、二七頁から類推。パリ公使館経由と思われる）

ロシア政府からの電報連絡を受け四月一七日付で長崎滞在中の澤宣嘉公使が外務省に次の電報を出している。

長崎発四月一七日 東京同日着

外務卿上野殿 長崎滞在 澤全権公使

岩倉はペテルブルクへ二週（間）滞り三日前彼処を去りし由魯（親）（王）より（御）（知）（ら）（せ）（有）（之）

明治六年四月十七日午後二時四十七分長崎を發し同日 四時三十四分築地へ至（る）
（大使雜録）

コペンハーゲン發四月一八日？ 東京着四月下旬？

「コペンハーゲン到着通知」電文記録なし

（『日外』六、四〇頁、大使公信二六号）

東京發五月五日？ ローマ着五月一八日

「皇城炎上」電文記録なし

（『日外』六、四六頁、大使公信二七号）

ローマ發五月一二日 東京着五月中旬？

大使昨日ローマに到着セリ

五月十二日ローマ於テ 安藤

外務省

（大使雜録）

四月以降、使節団は、各国首都到着時に電報連絡を行っている。注目されるのは、四月一七日付の澤公使の電報である。使節団が四月一四日にペテルブルクを發つたという情報が三日後に東京に届いたことになる。長崎―築地間も一時間四七分で到着している。使節団は二月に發令された澤公使人事を四月の上旬になつてはじめて知り、逆に留守政府は三日前の使節団の動向を把握できていたことになる。情報伝達時間に大きな差が生じている。

留守政府側も皇城炎上を電報で連絡するなど、電報の利用が本格化している。ちょうどこの時期、四月二九日に、東京、横浜、大阪、神戸、長崎の各電信局で、国際電報の仮受付が開始された。工部省には、充分良好なサービスを提供できる見込みがあつたのだらう。この段階で、利用者のリテラシー、設備、サービス受付ともようやく国際電報を提供する体制が整えられたことになる。

六月以降の電報往復状況は次のとおりである。

帰国命令に関する電報往復

ウィーン 發六月四日 東京着（築地局六月六日 一一時二二分）

日本大使一行本日當府へ到着セリ

奥国維也納ニテ

六月四日 田邊

東京外務卿殿

右六月六日 十一時二十二分受取 築地傳信局

（大使雜録）

ウィーン 発六月一日 東京着（築地局一四日九時一五分）

自ウィーンナ―

岩倉全權大使

在日本東京 三条右大臣閣下

今般伊斯巴仁亜騒擾に付當時葡萄牙国え派出難出来候処右事件平穩に相成候迄欧羅巴洲へ逗留罷在候哉委細の義は大久保へ御下問の上至急御電報有之度候也

六月十四日午前第九字電報

（『日外』六、五二―五三頁、発信日は大使公信二九号（同書、六六頁）による）

ウィーン 発六月一二日 東京着六月二三日？

千八百七十三年六月十二日

奥太利国ウィーンナ府ヨリ発ス

去ル十一日ニ當所ヨリ差出シ（タ）傳信（エ）（ノ）御返事（有）（之）（ハ）迄ハ 帰朝之義聞難候

岩倉特命全權大使

三条太政大臣殿

（大使雜録）

東京発六月一五日？ ウイーン着？（大使公信二八号では一四日着）

奥国維納府ニ在ル

日本使節 岩倉殿

帰国ハ何頃ニ候哉

日本東京 三条

右六月十五日電信寮へ（差）（立）

（大使雑録）

東京発六月二二日 ウイーン經由 ジュネーブ着七月八日

奥ウインナ府ニ在ル日本公使館ニテ

全権大使岩倉殿

⑥月⑪日ノ電報落手政府速ニ帰朝ヲ要スルニヨリ（スパニア）ノ平定ヲ待タス（ポルトガル）ニ行クニ及バズ直ニ帰ルベシ其由ヲ（スパニア）（ポルトガル）政府ニ告ケラレルヘシ外務省ヨリモ告クヘシ 歴訪未済ノ国名ヲ電報アルベシ

（『日外』六、五四頁。○の数字は筆者が補った）

ジュネーブ発六月三〇日 長崎着七月三日、東京着七月一二日？

西班牙国動乱ニ付葡萄牙国へ陸行甚タ危難ナリ海上ヲ廻リ可行ヤ又ハ陸路アクマテ待ヘキヤ巨細ハ大久保氏承知ナリ巴里斯公使館迄返事有タシ

岩倉全權大使

日本東京 太政大臣閣下

右傳信文ハ邦船ニテ可送様コペンハーゲンニ在ル傳信局曾長ヨリ拙者へ依頼セリ

千八百七十三年第七月三日 於長崎 北部電信会社長 テ、ルスセル

(『日外』六、六九頁、大使雜録に原文)

ジュネーブ發七月八日 東京着?

「ステーション」長崎 電報千六十八番

千八百七十三年七月八日 セネーブヨリ

六月二十二日ノ電報只今相届キ申以 西班牙及ヒ葡萄牙ノ外ハ各国ニ至申候 七月二十日「マルセイユ」ヨリ
出航可致候

大使 岩倉

日本江戸 三条太政大臣殿

(大使雜録)

マルセイユ發七月二〇日 東京着(日本橋局着七月二八日)

七月二十日大使等一同無事マルセイユヨリ出航致候也

全權大使岩倉ヨリ

(大使雜録)

日本江戸太政大臣三条殿へ

香港発八月二八日 東京着九月二日

江都 三条太政大臣殿 岩倉特命大使

香港ヨリ八月二十八日

一行昨日當地へ着セリ是ヨリ太平洋郵船コストリカ号ニテ長崎ヲ通り横浜ニ九月十二日に帰着スヘシ

香港 発信 八月二十八日 五時五分

築地 九月二日

（大使雜録）

電報の往復状況から判明するのは次の事項である。

一、六月前半の電報到着状況は、ウィーンと東京間で二日から三日と大幅に短縮されている。長崎―東京間伝送路が機能していたことになる（二八）。しかし六月三〇日に使節団がジュネーブから発した電報の東京到着は七月一二日と一二日かかっている。

二、かなり複雑な内容の電文が取り交わされており、使節団、留守政府とも電報利用の習熟が認められる。電文だけで、お互いの状況を把握し、帰国命令の伝達が達成されている。

三、一項、二項にも関わらず電報のやりとりの中で混乱が見られる。また六月後半以降の電報到着状況は、五日から一〇日程度を要している。

逆に不明な点は次の二点である。

四、六月一五日付三条発の「帰国時期を問う」電報の発信日が不明である。後でみるように大使公信二九号では六月一四日受信と記載されており、内容からも留守政府が岩倉発の「帰国伺いの」電報を受信した六月一四日以降に発信したとは考えにくい。使節団側が、六月一二日に「帰朝の義聞き難し」という電報を発信したのは、内容からみるとこの帰国時期を問う三条の電報の返答である可能性が高い。

五、四項とも関連するが、六月一四日に受信した電報の回答が遅れ、六月二二日の発信となっている。留守政府の事務部門での混乱があったようである。

六月下旬に電報到着に時間が掛っているのは、六月一六日に福岡県内で発生した農民一揆「筑前竹槍一揆」の影響である。六月二〇日には電信線が切断された。

七月三日付の大使公信二九号には「先月十一日以電信進止相伺候事に御座候其後三条殿より帰朝の時日御尋ねの電信十四日到来仕候得共前條の次第伺置候趣御沙汰無之間何分差定難申上候條早時直様以電信御答申上日日延頸御指揮相待居候得共今以後左右無之且新聞紙の趣にては福岡縣大冠蜂起に付電線行絶候哉にも傳聞仕候間猶三十日以又候御沙汰相伺事に候」とある。この内容によれば、六月一日に岩倉は「帰国伺い」を東京に打電し、入れ違いに一四日に三条から「いつ帰国するか」を問う電報を受け取ったことになる。その回答が「返事があるまで帰国の義聞き難し候」の電報である。この場合、三条の電報の記録が六月一五日になっている点とその回答である岩倉の電報の記録が六月一二日になっていることと食い違うことになってしまう。しかし内容からみて、大使公信二九号の記述には誤りはないとみるべきと考える。六月四日ウィーン発の電報が二日で東京に到着しているのも、六月一日ウィーン発の電報が一四日には到着したのはほぼ間違いない（二九）。留守政府は迅速に対応すれば、当日帰国命令を打電できたはずである。この直後一六日に筑前竹槍一揆が発生し、前述のように二〇日には電信回線が切断され、二二日に福岡電信局の機器が破壊された。この結果小倉―長崎間の通信は途絶した

(三〇)。

留守政府は、ようやく二〇日に帰国命令を決済し、電文を電信局に送付したのが二二日になったため、すでに長崎までの伝送路は途絶しており、郵便で電文を長崎に発送した(『日外』六、七〇頁)。使節団は、留守政府からの回答電報が未着の原因を福岡県の騒乱と判断、船便で長崎から東京に送る指示をして、再打電した。この電文はコペンハーゲン経由で、七月三日に長崎を経由し、七月中旬に東京に到着している。使節団は、大使公信二九号に記載されているように六月三〇日の段階で、ジュネーブで新聞により福岡県騒乱のニュースを知っていた(『日外』六、六五―六八頁)。

留守政府側では、一九日小倉局発の電報により、福岡農民一揆の報告が二〇日付で大隈重信から三条に出されている(三二)。一方二二日に郵便に託された東京発の帰国命令電文は、長崎に到着せず、二五日に船便に託した電文が七月四日に長崎に到着し、打電され、七月八日にジュネーブ滞在中の使節団に届いた(三二)。

この間の留守政府の対応は緩慢である。六月一七日付の本朝公信五八号においても六月四日付で「ウィーン到着」を通知した電報には触れられているが、六月一四日着の受信電報に触れられていない。欧州―日本間の電報が二日から三日で伝達可能となったものの、対応体制の不備により、電報の持つ速報性が妨げられたようである。

使節団は、六月一八日にウィーンを発ち、ベルンを経由し、二八日からジュネーブに滞在していた。七月八日に帰国命令電報をジュネーブで受信した使節団は、ただちにマルセイユ経由で帰国する旨を打電し、この電報は七月中旬に東京に到着した。

留守政府は、帰国命令を打電後七月二日付で、なお本朝公信六〇号を出している。その中で念のためと断りつつも帰国命令を繰り返し記している。当時の政府要人が郵船便と電報の伝達速度の違いが体感されていなかったことが示されている。

旧共同体の維持を目指し、米相場師による狼煙の相場情報連絡を妨げる行為に端を発した筑前竹槍一揆の発生及び留守政府の電報処理の遅延により、岩倉使節団に対する帰国命令の伝達が結果として一月近く遅れることになった。

この電信局破壊により五月下旬から六月前半にかけて疎通されていた東京―長崎伝送路のうち、神戸以西の区間の伝送路は、しばらく復旧しなかった模様である(三三)。一〇月一日の西日本各局での取扱開始をもって東京―長崎間伝送路の開通とする石井寛治の説は、以上の点を踏まえれば妥当だと言えるだろう。

六月二二日に発した電報到着が七月八日と大幅に遅れたにもかかわらず、この年の一月の木戸、大久保に対する書状による帰国命令は伝達に二か月かかったのに比べ、格段に早くなっている。電報もそれなりに効果を發揮したとみるべきであろう。

一八七三年半ばに至り日本政府の電報利用方法は、急激に成熟したとともに、長崎―東京伝送路も開通し、本格的な利用が開始される。三条は、岩倉に帰国命令を伝える電報を発した三日後の六月二五日、本朝公信五九号を差し出した。その中で「今後の処右等の大事件(澤駐露公使任命―筆者)は電信を以報送可致旨是又詳知致し候」と律儀に記している。芳賀徹は、「岩倉使節団が帰って初めて明治が始まるのです」としているが、日本人による国際電報の利用もまた岩倉使節団の帰国後に始まったともいえよう(三四)。

第二節 少数に留まった各国政府関連の国際電報利用

(一) 吉田清成大蔵少輔外債募集時の電報利用状況

前節でも触れたように吉田清成は外債募集のため一八七二年三月に日本を出発、米国での外債募集を断念した

後、英国で交渉に入った。吉田と東京の井上馨大蔵大輔の間で、電報が頻繁に交わされている。その記録は『明治前期財政経済史料集成』第一〇号掲載の「七分利付外国公債発行日記」に残されており^(三五)、研究としては立協和夫の『明治政府と英国東洋銀行』^(三六)などがある。交信内容を見ると、岩倉使節団と留守政府間に交わされた内容と比べ、実務的内容が中心となっていることもあり、効果的にコミュニケーションを行っている。

吉田は米国到着早々電報の力を痛感させられていた。一八七二年四月二三日にバンク・オブ・カリフォルニアと交渉した際、先方の担当者には、すでに東洋銀行横浜支店から、三月二七日付の電報で、「日本の外債を引き受けることの危険性」が伝えられていたのである。バンク・オブ・カリフォルニアは、吉田たちの説明により、東洋銀行横浜支店の電報が事実と異なることを理解したが、日本政府と既に緊密な関係のある東洋銀行と共同引受けを薦めた^(三七)。吉田は、翌翌日、ロンドンの東洋銀行に外債引受けの可能性を問う内容を打電した。吉田は米国到着直後から、国際市場の動きに巻き込まれ、電報を使わざるを得ない状況となっていた。

米国での外債募集に様々な制約を感じた吉田は、一八七二年五月一日に「ロンドンに照会したところ好感触であつた」旨を井上に打電した。井上はこの電報を五月二一日に受取り、翌一三日に「最強富強の会社と謀るべし」と米国以外での調達を認める旨を打電した。吉田は、五月四日にサンフランシスコを発ち、一日にニューヨークに到着した。同日、岩倉から電報でワシントン来訪を促され、一四日にワシントンに到着した。

ワシントンでは森少弁務使から外債募集に関し、強硬に反対された。両者の対立は激化し、米国での外債募集に悪影響を与え、吉田は森召還を訴えるほどであった。二六日に一三日発の井上の電報が到着した。吉田は三〇日にニューヨークでクーン・ロエブ商会のジェイコブ・シフと交渉した。シフは吉田に対し、引受けのためにはロンドン、フランクフルトとの協議が必要であり、書状や電信での連絡では時間がかかり、真意も伝えられないことを理由に渡英を薦めた。六月六日にニューヨークから井上にロンドン行きを打電した。吉田はシフの代理人

であるウィルソンを伴い、八日にニューヨークを出発し、一八日にロンドンに到着した。

折から大久保、伊藤が一時帰朝していたことから、六月下旬に井上は、「両使到着までは何事も着手被成間敷」と吉田の活動をとめる旨をロンドン東洋銀行付けで打電した（七月二日着）。一方吉田は、六月二六日付で「八朱以下ニテハ行届不申候」とし、八朱半までの委任状の送達を要求する電報を出した。この電報に対し、井上は、八朱の利息は認めないとし、大久保、伊藤の到着を待つよう七月四日に返電した。吉田は大久保、伊藤のサンフランシスコ到着を一五日発の電報で知らされた。さらに二四日には岩倉から八月六日にボストンを発つ旨の連絡が電報で入った。

大久保、伊藤がサンフランシスコに再到着した七月一五日以降、吉田と両副使の間で、電報連絡が活発に行われた。米英間の電報は、翌日には到着している模様である。

八月一七日に岩倉使節団がロンドンに到着し、吉田は大久保、伊藤と合流した。八月二三日、現地での状況を把握した大久保、伊藤は、七朱での調達は無理な旨を西郷隆盛、大隈重信、井上大蔵大輔あてに打電した。この電報を受け、井上は九月九日、公債総額を一千万円に減じ、八朱の利息を許可する旨を返電した。その後、九月、一〇月と諸条件に関する情報交換がなされたあと、委任状が到着する一二月まで、しばらく電報往復は中断する。一八七三年一月一四日に吉田は「一千万の公債当地に於いて約定いたし候」と井上あてに打電した。七朱の利息での契約締結に成功したのである。

その後、二月から五月にかけて井上の回漕指令など、事務的な連絡が継続的に電報で行われた。五月一四日に井上は渋沢栄一とともに、大蔵省を辞職し、大隈参議が業務を引きついだ。使命を果たした吉田は、六月一六日に米国經由で帰国する旨を打電したが、米国で吉田を待ち受けていたのは、大隈からの「日米郵便交換条約交渉中のブライアンの補佐をせよ」と命じる電報であった（『日外』六、七七八―七七九頁）。吉田は、多忙を理由

にこの指示に従わず、あえて電報ではなく、書状による拒否回答をしたうえで、帰国の途に着いた。

電報の効果的な利用と非利用、早期帰国を選んだ判断など、吉田の行動は、岩倉使節団の動向に比べ対照的である。国際電報の効果的な利用も、電報指令の無視も吉田が道を拓いたと言っているだろう。

井上と吉田の間の交信が岩倉使節団と留守政府の間の交信に比べ、円滑に行われている理由は次のように考えられる。

一、外債募集という目的が明確であったため、双方の認識に大きな隔たりがなかった。また指揮・命令系統も明確であった。

二、吉田側、井上側ともに外国人代理人がついていたため、連絡にあたっても要所を押さえた文面となった。

三、これは別途検討が必要な問題を含んでいるが、電報送受にあたって、東洋銀行、マルコムホドスン社が介在していた。電信符号（略号）の利用とともに、両者のもつ連絡用のノウハウを利用できたものと思われる。

四、以上の理由に加え、低利での外債調達のため、当事者である吉田清成と大蔵省が、国際市場の動向に巻き込まれ、市場変動に対応するため否応なしに電報による連絡を取らざるを得なかったという面が強く感じられる

（三八）。

五、ほぼ同時期にも関わらず、吉田と大蔵省間の電報往復は約一五件、岩倉使節と留守政府間は、七往復程度である。実務上の連絡の必要性という点もあるが、目的達成のための吉田姿勢と比べ、使節団の姿勢は、留守政府と積極的に連絡を取ろうとする面が見られない。行程に関しても急ぐ姿勢は見られない。この差が頻繁な情報交換に大きな影響を与えていると思われる。

交信記録を見ると、外債募集に関する電文は、岩倉使節団関係の電文に比べ、5 W 1 H が明確であるばかりでなく、発信側の考え、相手側に対する指示、要望も記載されている。さらに移動先への転送依頼など、交信を確

保するための努力も払われている。

それにもかかわらず、大隈、井上が吉田に対し「大久保、伊藤の到着を待て」という指令を出していることは、対面の情報交換に比べ、電報、書状での交信の限界を感じていることの表れと思われる。時期的には、岩倉が三条に対し「二副使帰朝ノ上分明ナルベシ」、逆に三条が岩倉に「小松に附し君ノ求ムル報告書ヲ贈リタリ」と電報によるコミュニケーションが途絶えた頃に相当する。この後、金利に関する双方の連絡、手続き上のやりとりで、急速に電報連絡の比重が多くなり、電報での指示が適切におこなわれるようになっていく。

記録から判明する点については次のとおりである。

一、日本―ロンドン間は、一〇日強のものと、六、七日程度のものがある。前者は国内郵便、後者は東京―神戸伝送路および郵船の利用と思われる。

二、また井上書簡に「香港電信」という表現があることに注意したい。香港までは郵船便、香港東洋銀行、香港マルコムホドスン社発の電報の可能性がある。この点については、後考としたい。

三、交信記録では、四月二十九日の長崎電信局開局以降に東京―長崎伝送路の状況について明確に確認できるものはない。

四、吉田清成と岩倉使節団の密接な交信が目立つ。吉田と大久保、伊藤との協同活動が指示されていた関係もあるが、使節団のポストン出帆や大久保、伊藤のサンフランシスコ到着なども吉田に電報連絡されており、使節団―留守政府間以上に電報による連絡が活発である。これは欧米における電信事情が、日本―欧米間の電信事情に比べ、大きく進んでいたことも理由にあげられるであろう。吉田自身、英国内はもとより、米国やドイツとの間で国際電報を活用している。

五、岩倉使節団の記録からも分かるが、一八七三年になり、在英公使館、在仏公使館ともに日本政府の情報拠

点としての機能が大きくなっている。留守政府や使節団に対するサポート体制、連絡体制が充実している模様が伺われる。

前節でみたように一八七二年一〇月の段階では、使節団の動向が留守政府にまったく伝わっていない状況があった。これに対し、吉田と大蔵省の間は、ロンドン到着後、一九七二年八月から一〇月まで、ほぼ一月に一往復の電信連絡をとっている。この連絡が、留守政府の岩倉使節団動向の把握に活用されていないことも注目される。

(二) 日米郵便交換条約ほか日本政府の電報利用状況

一八七三年にはこのほか、日清修好条規の批准書の交換、ワシントンでの日米（皇米）郵便交換条約交渉、コペンハーゲンでの大北電信会社との海底線と日本電信線の接続交渉などが行われた。数は少ないものの、それぞれ国際電報が利用されている。日米郵便交渉を巡る日本政府とワシントンの日本公使館との間の国際電報の通信も当初は順調とはいかなかった。このときの電文記録はほとんど残っていないが、日米郵便交渉で活躍したブライアンの雇用や森への訓令などの記録で大よそのやりとりが把握できる（『日外』六、七七六―七九五頁）。

当時日本にはアメリカ、イギリス、フランス、ドイツなどの郵便局が設置されていたが、これらの郵便局は各国の外交および居住地の自国企業のためのものであった。

一八七三年二月一五日、外務省は一時帰朝の予定のあったワシントンの森代理公使に、帰国の一時取りやめを打電した。日本政府は、森に日米郵便交換条約交渉の全権を委任するとともに、交渉要員として米国人ブライアン（Samuel M. Bryan）を雇用し、米国に派遣する決定をしていた（三九）。

ブライアンは四月一四日にワシントンに到着したが、森は三月二九日に欧州に向け発っていた。ブライアンは翌一五日、次の内容を外務省に打電した。「森氏は先月二九日欧州へ向発足被致候当地在留日本公使の手を可経は拙者一己にて取計兼申候如何可致也」（四〇）。上野景範外務少輔が四月二九日に起草した正院あて報告書による

と、森帰国の行違いに困惑しつつも、一時帰朝見合わせの訓令を伝えた電報より一月二二日付の一時帰朝を認めた書状が後についたため、森代理公使が間違えた可能性があるとされている。この時、十九日に電報を受け取った旨の森からの返電もあったようであるが、発信日、取扱局とも不明であり、詳細は不明であるとし、ワシントンの日本公使館員高木三郎あてに次の内容の返電をした（『日外』六、七七七頁）。「郵便交換条約の儀森氏に代り取扱可申候」。この電報は、五月四日にワシントンに到着した。五月六日に国務省に交渉開始を要請、即日了承され、六月二二日に交渉が始まった。

前述のように六月末に大隈参議がワシントンの日本公使館に出した吉田清成あての次の電文が残っている。

「郵便交換条約取結方に付ミストルフリアン氏を輔賛可致様吉田大蔵少輔へ御通達有之度候也 長崎二十七日大隈参議」。東京からの打電日は不明であるが、福岡竹槍一揆直後の時期である。吉田は、この電令を拒否し、帰国の途についた。このような状況でもブライアンは交渉を順調に進め、八月六日、日米郵便交換条約は締結された。ブライアンは直ちに東京に打電して締結を報告した。条約は一八七五年一月一日から実施された。

その他日本外交文書、国立公文書館の記録に残る政府関連の国際電報は次のとおりである。

一八七三年、副島種臣外務卿は、一八七一年に台湾で発生した琉球民遭難事件に関わる交渉および日清修好条規批准書交換のため特命全権大使として清国を訪問した。このとき上海に先行した柳原前光一等書記官あてに副島大使の上海到着日を知らせた長崎発三月二四日上海到着の電報と（『日外』六、一二七頁）、副島に同行したリゼンドル（Charles William Le Gendre）が六月下旬に上海から発した清国皇帝との謁見と帰国予定を伝える電報の記録が残されている（四一）。

長崎―上海は大北電信会社の海底ケーブルで結ばれていたものの、清国内の伝送路は当時未整備であり（四二）、長崎―東京間の伝送状況も安定していなかったこともあり、副島大使と外務省との間の通信は、書状により行わ

れ、電報はスケジュールの連絡に留まっていた。

また、六月一七日に「司法省専門教師雇入れ」に関する電報が、パリ駐在の鮫島尚信弁理公使あてに出されている。鮫島は六月二四日にボワソナード（Gustave Emile Boissonade de Fontarabi）と雇用契約を締結した（四三）。ボワソナードは、九月二八日マルセイユを出港、十一月一日横浜に到着した（四四）。

その他日本政府関係のものは、鮫島弁理公使発のフランス大統領アドルフ・ティエール（Louis Adolphe Thiers）辞任とマクマホン（Marie Edme Patrice Maurice, comte de Mac-Mahon, ）の大統領就任を報告する電報が五月三十一日に長崎に到着、六月二日付で外務大少丞から史官あてに報告されている（四五）。また十一月二八日パリ発の大統領任期改正（十一月）を報告した電報が十二月二日に外務省に到着している（四六）。ウィーンに滞在していた佐野常民は、九月五日に万国博覧会出展で得た賞金の報告を打電している（四七）。逆に佐野は、十二月に外務省から、同行していたシーボルト（Alexander von Siebold）を欧州に当面留め置き、ローマに公使館を設置するよう電報で命令されている（四八）。

一八七三年における日本政府の電報利用は、基本的に、行程連絡と単発の指示、報告に限られていた。鮫島発の電報の到着日を見ると、一〇月一日以降も日欧間の電報は、四日程度を費やしていたもようである。

（三） 外国政府などの利用状況

一八七三年における外国政府の電報利用状況は、東京大学資料編纂所編『日本関係海外史料目録』各巻をみると英国公使館発、米国公使館発、それぞれ二通のみである（四九）。一八七三年の段階では、電報利用は極少数に留まっていた模様である。

① 英国政府関連電報（F.O.46）

東京 發二月二十四日 ロンドン 着？

ワトソン 發グランヴィル 外務大臣 あて (五〇)

Telegram Cypher February 24, 1873

From Watson, Yedo

Granville, Foreign Office,
London

The Japanese Government announce to foreign Representatives that Proclamations prohibiting Christianity are

withdrawn. All banished Christians are to be restored to their homes.

パークス 發外務省 あて (五一) (不明) of Telegram from Sir Harry Parks

Yedo 15th Dec

Hong Kong 4pm

F.O night 25th Dec 1873

Have Advised in my dispatch no.101 that French are about to withdraw Mariner from Yokohama and that our force need not remain.

With reference to dispatch of 6th December can secure competent doctor at Yedo for Two hundred and fifty Pound without quarters

②米国政府関連電報

米国公使館発は、一八七三年七月にデロング公使（Charles F. DeLong）からフィッシュ國務長官あてに発信されたものと、九月二〇日にデロング公使からグラント大統領あてに発信した二通である。いずれも到着日は不明であり、後者は長崎九月二〇日発と記載されている（五二）。

米英とも目録で見る限り、一八七三年の発信電報はそれぞれ二通に過ぎない。英国の場合、長崎までの伝送路が安定するまでは、船便で香港に伝達し、香港から後にオール・レッド・ルートと呼ばれることになる英国系の電信網を利用するほうが、伝達速度、守秘性とも上回っていたので、日本発の電信利用は、船便の都合がつかないときなどに限られていた可能性がある。一月一五日付のパークスが発した電文には、香港午後四時とあり、英国外務省に一月二五日夜に着いているので、香港まで船便だった可能性がある。いずれにしても、日本―英国間で一〇日かかっている。また前述のように米国においても一八七二年の段階で、岩倉使節団に対する条約交渉に関する全権付与の連絡を船便で行うなど、積極的に電報を利用している形跡はない。

第一章でも見たように、一八七〇年代初頭は、国際海底ケーブルが急激に伸びた時期にあたり、インド以東の伝送路は、まだ完成間もない時期であった。外交に関しては、依然現地公使館に大幅な権限が与えられていたということを示唆している。

そのような状況のもと、英国公使館発信電報が、日本におけるキリスト教禁令の高札の撤去、日本人キリシタンの開放とフランスの動向と関連した駐留軍引揚げの判断であった。このキリスト教禁令の高札撤去に関しては、在日フランス公使館も電報で本国政府に連絡していた模様である（五三）。岩倉使節団が一八七三年三月ドイツ滞在中、フランス発の情報として、日本におけるキリスト教解禁の噂が流れていたとされているが、この情報は、在日フランス公使館発の電報がもとなっている可能性がある（五四）。

このほか一八七三年四月に岩倉使節団より早く澤公使の人事を把握していたロシア外務省も、在日ロシア公使館発の電報により知らされたものと思われる。また、五月二九日付け英国「スコツツマン」紙に掲載された二八日着電報として「長崎―横浜間伝送路の開通」があるが（五五）、これは大北電信会社から万国電信連合総局（ジュネーブ）に打電された業務報がもとになっている可能性がある。先にみたように、岩倉使節団が六月二日にウィーンから打った電報が六月四日に東京に到着していることから、この時期長崎―東京間の伝送路は順調に運用されていたと判断できる。

このように、一八七三年における電報利用は、日本政府、外国政府とも少数に留まっている。しかし、日米会談時に暗号電報の重要性を認識しつつ、帰国命令の時期になってようやく効果的な電報利用を開始した岩倉使節団、国際市場に巻き込まれたため電報を多用した吉田清成、初代米国弁務使森など多士済済のメンバーが帰国し、日本政府による国際電報利用は活発化しはじめる。また在外公使館も情報拠点としての活動を本格化していた。次章でみるように一八七四年台湾出兵や佐賀の乱において政府は電報を効果的に利用することになる。

（四） 明治六年の社会と国際通信

一八七三（明治六）年の日本政府の電報利用状況をみると、日本―欧米間の電報到達時間は、早いもので二日から三日、遅いものでは一〇日程度の日数がかかっている。四月二九日の長崎電信局の開局時後、東京―長崎伝送路は、少なくとも五月下旬から六月中旬までの間円滑に疎通されていた模様であるが、筑前竹槍一揆以降、六月下旬からしばらくの間、神戸以西の伝送路は安定していなかったようである。九月下旬以降はほぼ一揆前の状況に戻るが、欧州―東京間で四日程度を費やしている。七月以降、六月上旬にウィーンから使節団が打電し、二日で到着した電報より早いものは確認できなかった。

国内伝送路整備前は、東京―長崎間の郵便所要時間が八日程であり、東京―神戸間を伝送し、神戸―長崎間に

郵船を利用した場合でも二日間かかっていた（五六）。特に郵便の八日という所要時間は、船便での横浜―上海間の六日、七日程度以上に時間がかかっていたことになる（五七）。

一八七三年は、長崎局開局の四月二十九日以前の段階で電報も一〇日以内に到着している電報が増加している。また、東京着の電報記録に築地局、日本橋局の着信時間が見られることから、東京―神戸間を電送し、神戸以西を船便または、伝送路の安定している時間を利用して、東京―長崎間全区間を電送していた可能性がある。四日で外国に到達するということは、東京―外国間のコミュニケーション手段として最速の方法となったことを意味する。電報が利用者にとって、安定して最速の方法と認識されたとき初めて、主要な通信手段としての位置づけとなる。九月末のジャーデン・マセソン商会のロンドン発電報（五八）、一二月の鯨島フランス駐在公使からの電報（五九）など、一八七三年九月下旬以降は、四日程度で到着していた模様である。

一八七三年の発信国際電報数が五五九通にとどまったのは、国内伝送路が安定していなかったことが大きな原因である。前述のように国際電報の発信数が記録されているのは一八七三年以降である。これは東京、横浜など五局で、同年四月から仮受付を開始したことに伴って記録が残された可能性がある。五局での受付開始前に取り扱った電報は含まれていない可能性が高い。実際に一八七三年に日本から発信された国際電報は、五五九通を上回るものと考えるべきであろうが、単純に計算しても年間千通を超えるレベルではない。

第一章でみたように一八七二年五月の時点でロンドンあての国際電報料金は二〇語で一三二フラン五〇サンチム（二六・五円）であった。日本国内の伝送路が未整備の状態では、上海まで船便で送るほうが、到着時間が早かったばかりでなく、料金も大幅に安いという状況であった。

この段階で、国際電報の利用は、香港以遠のあて先であり、かつ香港、上海に拠点を持たない企業によるものか、長崎周辺からの国際通信に限られていた可能性が高い。一八七七年の記録では、横浜発の国際電報が、七、

三・一・三通と全体の発信量八、九九六通の約八割をしめ、また、一八七二年の外国郵便局郵税収納表の取扱高をみると、長崎は全体の八六、四八七ドル中、五、四二九ドルを占めるに過ぎないので（六〇）、当時の長崎発信の国際電報も絶対数としてはそれほど多くはなかったものと思われる。

日本における他のコミュニケーション手段との比較では、一八七三年の国内電報取扱量は、一八万六千通、国内郵便量は、約一〇五五万通である。この国際発信電報数五五九通は、全体のコミュニケーション活動で占めた情報量としては極めて少ない。しかし三条実美発の切迫感に満ちた「帰国命令」電報や「外債調達に成功」を通知した吉田清成の喜びに溢れた電報など、その一通一通の内容には多大なコストをかけただけの大きな期待とさまざまな感情が込められたものであったに違いない。そしてそれらの電報は、大なり小なり実際に「明治六年」の日本を動かしたのである。

第三章

明治初頭の国際電報利用二

——台湾出兵と樺太千島交換交渉における暗号電報利用——

一八七三（明治六）年に五五九通にとどまっていた国際電報発信数は、翌一八七四年に五千通と急増した。国内伝送路の状況は、この年二月に起こった佐賀の乱における電報利用状況で好転していることが確認できる。二月四日に長崎小野組から東京小野組へ打たれた電報は六時間五五分で到着している。長崎―福岡間の伝送路は、二月一六日から不通となったが、福岡から東京への電報は、早いもので二時間強、遅いものでも七時間程度で到着している（一）。

一八七四年の国際電報の利用状況を見ると、たとえば、四月二日午後一時二〇分にペテルブルクの花房臨時代理公使が発した電報は、四日午後三時四五分に東京に到着している（『日外』七、四九五頁）。八月二四日午前一時五八分に本野盛亨駐英臨時代理公使が寺島外務卿あてに発した電報は、二五日午前一時五分に東京に到着している（『日外』七、二〇二頁）。時差九時間として一四時間程度で到着していることになる。九月一日日午後三時に駐仏鮫島公使が発信した電報は、長崎に一日午後三時に到着、同日東京に到着している（二）。前年八月二八日に発信された岩倉使節団香港到着を通知した電報が東京で正院に報告されたのが九月二日であったことを思えば、飛躍的に通信事情が好転している（三）。

一八七四年には、日本政府は、台湾出兵、樺太千島交渉において、多くの国際電報を利用している。この年には、暗号利用も本格化している。本章では、台湾出兵時の電報利用状況および樺太千島交渉のためロシアのペテルブルクに赴任した榎本武揚特命全権公使と寺島宗則外務卿の間で交わされた国際電報により、当時の利用実態

を明らかにする。

第一節 台湾出兵時の暗号電報

明治初期の日本政府の暗号利用状況について、長田順行、佐々木隆の研究がある^(四)。しかしこれらの研究では、長田により一八七四（明治七）年に外務省が利用した座標式の暗号表の紹介^(五)はあるものの、主に西南の役以降の内容であり、一八七四年当時の状況、電文については十分には論じられていない。

榎本がロシアに向った一八七四年四月、台湾出兵に関し国内を中心に多くの暗号電報が利用された。清国との交渉のため特命全権公使に任じられた柳原前光による暗号表「電信秘号九九格」採用に関する四月一〇日付の伺書が国立公文書館および早稲田大学図書館に残されている^(六)。

第二章で触れたとおり、一八七二年六月四日、岩倉使節団は、留守政府とのコミュニケーションに限界を感じ、状況説明のため幕末維新を通し外交で活躍した田辺太一^(七)書記官と安藤太郎書記官を帰国させることとし、口上書を作成した。その口上書で、「電信の義以来暗号等相用度則今般所持いたし候事」と留守政府に暗号の利用を提起した。同日、田辺らは帰国のためワシントンを発ち、サンフランシスコに向かった。

この時、田辺はワシントンとの電報連絡に暗号を用いた。大使信報第六号（一八七二年六月二二日）に、「田邊安藤より暗号の電信を送る」との記載がある^(八)。先の口上書に「今般所持いたし候」と記載されていることから、岩倉使節団は、市販の商業用暗号表を入手して活用を試みたものと思われる。米国内の利用であるが、これは日本政府による最初期の暗号利用である。一八七四年の台湾出兵時に、田辺と安藤も暗号電報を利用することとなった。

(一) 台湾出兵時の暗号電信利用

岩倉使節団が横浜を發った同時期、一八七一（明治四）年一二月、台湾で事件が発生していた。宮古島船が遭難し、台湾に漂着、台湾先住民により殺害された。この事件を日清修好条規交渉で天津に滞在していた柳原前光外務大丞が知り、一八七二年五月、外務省に連絡した。同年九月に大山綱良鹿児島県参事は、同事件の責任追及と派遣する軍艦借用の建白書を副島種臣外務卿に提出した。一〇月には米国のリゼンドル厦門領事が帰国途中横浜に立ち寄り、デロング駐日米国公使の紹介により副島外務卿と面会した。リゼンドルはかつて米国船員が台湾で殺害された際、現地に赴き、先住民と交渉し、漂着した西洋人に危害を加えない旨を合意させた実績があった。デロングはリゼンドルに台湾での交渉をまとめさせ、米国の実績とする意図を持っていた。リゼンドルはデロングの思惑を越え、副島に対し、台湾の領有をも示唆した。副島の求めに応じ、リゼンドルは次々と覚書を提出し、一二月には顧問として採用された。

翌一八七三年三月、副島は台湾問題交渉、日清修好条規批准書交換のため特命全權大使として柳原、リゼンドルらを伴い清国に向かった。台湾問題について清国の責任を追及した柳原に対し、清国の回答は、台湾は管理が及ばない「化外」であり、責任外であるというものであった。副島は六月に帰国した。台湾問題は据え置かれたが、同年三月に小田県（現在の岡山県西部と広島県東部）の船員が台湾に漂着し、船と荷物を先住民から略奪され、清国の現地当局に保護されるという事件が発生した。事件にあった船員が七月に帰国し、発覚した。この事件もあり、征韓論を巡る政変後、台湾問題が再燃する。

三条実美太政大臣は、一八七四年一月二六日、大久保利通内務卿と大隈重信参議兼大蔵卿に対し、台湾および朝鮮問題について取り調べを命じた。大久保と大隈は二月六日、報復、討蕃撫民を目指す「台湾蕃地処分要略」を提出し、閣議決定となった。この時期、旧佐賀藩士による反乱である佐賀の乱が勃発し、政府は対応に迫られ

た。佐賀、福岡と東京の間で多くの電報が交わされたが、この時点で暗号電信が使われた形跡はない。佐賀の乱は二月末に終息した。三月に入り台湾問題に関する計画が次々と具体化する。一三日にはリゼンドルによる計画

表3の1 電信暗号99格

九	八	七	六	五	四	三	二	一	
無	バ	バ	ガ	キ	ヤ	ツ	ヌ	イ	一
ベシ	ビ	ビ	ギ	ユ	マ	ネ	ル	ロ	二
ナリ	ブ	ブ	グ	メ	ケ	ナ	ラ	ハ	三
コト	ベ	ベ	ゲ	ミ	フ	ラ	ワ	ニ	四
トモ	ボ	ボ	ゴ	シ	コ	ム	カ	ホ	五
タメ	我	ダ	ザ	ヒ	エ	ウ	ヨ	ヘ	六
ヨリ	君	ヂ	ズ	モ	テ	ン	タ	ト	七
ニテ	彼	デ	ゼ	セ	ア	ノ	レ	チ	八
マデ	有	ド	ゾ	ス	サ	ク	ソ	リ	九

書が提出され、担当人事も進められた。正式な発令は四月に入ってからであったが、注目されるのは、三月三十一日付の大隈重信参議兼大蔵卿、寺島宗則参議兼外務卿、西郷従道陸軍少将兼陸軍大輔、柳原前光特命全権公使による「大隈寺島両参議西郷少将柳原公使蕃地処分目的十三条署名」（『始末』四）である。二条目は、「都督ハ公使ト電信ノ暗号ヲ牒合スル事」、五条目は都督ト東京本局及ヒ在北京公使ト通信心得ノ事」であった。台湾出兵に係わる各部門最高責任者により暗号利用が確認された。

四月四日、台湾蕃地事務局が設置された。同日、西郷は中将に昇進し、遠征軍司令官である台湾蕃地事務都督に任命された。同日、大隈は台湾蕃地事務局長官に任命され、八日に柳原が特命全権公使に任命された。翌九日、西郷は品川港を発ち長崎に向った。翌一〇日付で、柳原が座標式の暗号表「電信秘号九九格」の利用を提案したのである（九）（表3の1）。

この暗号表は九×九格であり、イロハ四七字のうちキ、オ、エを除き、ンを加え四五字、ジとヅを除いた濁音、半濁音、「ベシ」、「ナリ」などの二字の語が八つ、さらに、我、君、彼、有、無を加えて構成されている。

早稲田大学図書館所蔵の「台湾事件暗号表／柳原前光」には、柳原の提案文書に加え、「遣外公使国務電信秘号伺書」が添付されている。この伺書の作成年月

表3の2 遣外公使国務電信秘号

		五	四	三	二	一	
。	。	キ	ヤ	ツ	ヌ	イ	一
零	零々	ユ	マ	ネ	ル	ロ	二
		メ	ケ	ナ	ヲ	ハ	三
		ミ	フ	ラ	ワ	ニ	四
		シ	コ	ム	カ	ホ	五
		ヒ	エ	ウ	ヨ	ヘ	六
		モ	テ	ン	タ	ト	七
		セ	ア	ノ	レ	チ	八
		ス	サ	ク	ソ	リ	九

日、作成者は不明であるが、記載されている暗号表は九×五格であり、イロハ四七字から、キ、オ、エを除き、ンを加えた四五字である（表3の2）。六筋目の一行目に「。」、二行目に「〇々」、七筋目の一行目に「。」、二行目に「〇」と組み入れられている。カは二五であるが、ガの場合二五〇〇となる。パは一三〇となる。

柳原は提案にあたり、清濁の声全備し更に二字言を一号に縮じめたものもあるので、電線にかけるととき配位均斉簡明になり、多少の煩わしさを省き、電信料金も減るとしている。柳原は九×五格の暗号表にコメントしたものと考えて間違いないだろう。蕃地事務局が四月二八日に大隈長官あてに発した書簡に

「柳原全権公使より承候得は電信秘語中八、九、二筋は西郷都督未だ承知無之哉趣に付」とある（『始末』九）。西郷は九日に横浜を発ち、柳原の提案は一〇日付であることから、西郷は九×五格の暗号表を持ち横浜を発ったものと思われる。

次節で見るが、九×五格の暗号表は、樺太交渉のためペテルブルクに赴任した榎本武揚全権特命公使が一八七四年六月二二日に発した寺島外務卿あての電報で利用されている（一〇）。寺島は同じ暗号表を用い七月一三日に返電している。榎本は同年三月一〇日に横浜を発ち六月一〇日に現地に到着しており、三月初旬に九×五格の暗号表は準備されていたようである。佐々木隆は明治期の各省の暗号に共通している特徴としてキ、エ、オを省いていることをあげているが（一一）、同年、外務省が日露間で用いた暗号、蕃地事務局が用いた暗号も同様である。

台湾事件にかかわる電報の記録に関しては、『処蕃始末』に暗号文と原文が、『処蕃類纂』には平文での記録が、『フアルモサレコルド横文』には国際電報および国内欧文電報の記録が残っている。また早稲田大学図書館には一部ではあるが実際の電報送達紙が残されている。正院に蕃地事務局が設置された一八七四年四月から同年一二月までの間に発着合計一、五五七通の電報が打たれている(二二)。そのうち一八〇通が国際電報である。

これらの記録からみると最初の暗号電信利用は一八七四年四月二五日である。先に触れた四月二八日付の蕃地事務局発大隈長官あての書状に「猶又過ル二五日大坂丸之事ニ付為試秘語ヲ以申進候未タ御答無之御承知被下候ヤ何分御廻答被下度旁申進候也」と暗号を使ったとの記載がある。四月二五日付の大坂丸に係わる電報は、蕃地事務局の河田景福海軍主計大監が長崎滞在中の赤松即良海軍大丞にあて午後一時に出したもので、赤松は当日解読し大隈長官に報告している(『始末』八)。

電文は、「二三(ヲ)二三(ヲ)四九(サ)二五(カ)四二(マ)二二(ル)五五(シ)五二(ユ)三一(ツ)八一(パ)三七(ン)五四(ミ)四一(ア)二四(ワ)五八(セ)五二(ユ)四六(エ)一四(ニ)二五(カ)三二(ネ)五七(モ)二三(ヲ)三九(ク)三四(ラ)六七(ズ)」であり、内容は「大坂丸出帆見合わせゆえに金も送らず」である。遠征経費を要求し、大坂丸の到着を待っていた赤松に対し、すげない返事である。

ちょうどこの時期、台湾出兵を巡り政府内で意見が分かれていた。各国が局外中立を表明する中、四月一日、当初協力が見込まれていた米国から米国人および米国船の遠征禁止が寺島外務卿に通告された。三条太政大臣らは遠征の一時中止を決定、四月一九日に正院発長崎県令あてに大隈長官に遠征の一時中止を伝達するよう打電した(『始末』七)。この良く知られた電報は次の平文である。「外国公使議論アリ北海丸長崎ニ着迄出帆延引スヘシ右船便ニテ委細ワカルベシ大隈着セハ此ノ伝信御通シアルヘシ」。三条は翌二〇日にも打電し、三条の書状を託した北海丸が長崎に着き、詳細を把握するまで行動を控えるよう命令した。北海丸は同二〇日に出港し二五

日、長崎に到着した。

しかし西郷都督は強硬姿勢を変えようとしなかった。四月二四日、大久保参議が佐賀の乱の処理を終え帰京、三条らと協議に入った。長崎滞在中の赤松が出帆にかかわる経費を要求し、蕃地事務所から大坂丸出港見合わせを返電したのは、このような背景があった。

四月二六日午後一時五五分、西郷都督は三条太政大臣あてに次の電文を出した（『始末』八）。「四六（エ）一一（イ）七四（ベ）一一（イ）三八（ノ）四四（フ）三二（ネ）三一（ツ）六五（ゴ）二三（ヲ）四八（ア）五五（シ）五一（キ）五二（ユ）一六（ヘ）ココニアルアズマカン四八（ア）五七（モ）一一（イ）一六（ヘ）三七（ン）マデマタヲヲサカマルハヤクトヲコウワマルヨウタツシアリタシ」。暗号と平文混在の内容である。以下暗号と平文が混在している電文には、平文の部分にラインを付す。「英米の船都合悪しき故ここにある東艦厦門辺までまた大坂丸早く当港回るよう達しありたし」。佐々木隆は、この四月二六日、三条が岩倉右大臣に書簡で「只今別紙暗号電報相達候間入御覧候。アモイ^{ママ}辺にアヅマ艦を差廻し候趣頗不審に相考候」と記しているのを示し、暗号電報が一八七四年から使われている例としている（二三）。これは、三条が不審を抱いた電文であり、東京に二六日午後三時五〇分に到着している。

四月一九日付の三条書簡によれば、一時見合わせの理由は、①米国人、米国船の差止め、特に計画の中心人物リゼンドルが参画できなくなったこと、②台湾は清国の版図内であるとし、清国との交渉が出兵に先んじるべきとした諸外国の申し入れ、の二点であった。三条は大隈の早期帰京と西郷以下が当面長崎に留まるよう命じていた。西郷の言動は、米国船の利用を止める内容で従順を示しつつ、厦門に福島九成領事を派遣し、清国政府に出兵通知書を渡す内容であり、三条の指令に背くものであった。

四月二七日午後二時、三条は次の内容を暗号をまじえ大隈に打電した（『始末』九）。「サイコヲト七六

(ダ)三七(ン)七七(ヂ)三八(ノ)三一(ツ)六五(ゴ)二三(ヲ) カツマタ ソツカ 五一(キ)五一(キ)四一(ヨ)三六(ウ)三八(ノ) コト イカン シキウ ヘンジ アルベシ」。「西郷と談じの都合且又足下帰京のこといかん至急返事あるべし」。この電報は大隈が同日午後一二時三五分に平文で正院あてに打った電報と入れ違いであった。「都督と協議纏まり次第すぐ帰京いたすべく候 また便船あれば待つ 山口外務少輔帰京いたさせ事情具陳のはずなり」。同日、大隈は大久保利通あてに平文で次の内容を打電した。「台湾処分外国公使の異議につき三条公より御沙汰ありしかしこの地の事情困難甚だし此段御察しありて即今廟議の次第転信ありたし」。大隈は大久保に援助を求め、二五日以降、電報を用い大久保の帰京日を確認すべく活動していた。

翌四月二八日午前一時五分、大隈は正院あてに全文暗号の電報を二通出した(『始末』九)。「軍紀益々強し都督の決断にて既に有功丸を厦門に出帆す」。「都督玉璽之御書奉戴し勢い制すべからず此段御洞察何分の廟議を仰ぐ」。玉璽を奉戴する都督の勢いを制御できないとの責任回避である。同日、蕃地事務局は長崎支局に対し、以降の電報に番号を付与するよう打電した。また先に触れた蕃地事務局が大隈あてに「西郷が柳原公使から承った暗号表を持っているか照会したのもこの日である。同日午後二時、正院は大隈にあてに暗号、平文混じりの第一号電報を打った(『始末』九)。「大久保内務卿二九日よりその地へ出張につき御待ち合わせあるべし」。「大久保内務卿」の部分だけが暗号であった。

翌二九日、大隈は三条あてに暗号、平文まじりの電報を打った。「大久保着まで西郷留め置きたく候しかし此段懸念につき西郷にすぐ御命令ありてはいかが」。同日午後二時五五分、西郷は三条あてに暗号、平文混合の電報を打った。「東厦門に遣るは支那を委縮せしめて兵を出させぬ為也」。一方三条は、午後一時五五分、西郷あてに平文で「大久保今日出帆せり当人着迄相待居可し」と打電した(『始末』九)。三条は事の是非を大久保に委ねた。二九日に東京を発った大久保は五月三日午後九時に長崎に到着した。西郷はその前日の五月二日、主要

艦船を出港させた。

大隈は五月三日、全文暗号で「大久保参議只今着せり」と正院あてに打電した（『始末』一〇）。大久保は大隈、西郷と協議し、翌四日、三条あてに暗号、平文交じりの電報を打った。文中、「大隈さいぎ」らは「大隈参議ら」または「大隈西郷ら」の誤りと思われる。

「昨三日午後九時着せり実地の景況推察の通り既に運び尽きたり　よつて大隈さいぎら以後落ち着きに及ぶつきては柳原を早々差し出さずてはこの上の不都合故　是非明日の郵便船より差し出さるべし　当港え柳原着までわ大隈滞在委細協議すべし　拙者わ明日出帆帰京するうえはそのうへ　成りゆき申しあぐべし　米人並びに船は不都合無きように処置せり　ご案なさるべし」。

さらに翌五月五日午前一〇時四五分、大久保は暗号、平文交じりで次の電報を三条に発した。「当地實際やむをえぬ　柳原是非至急に差し出されたき旨過刻電報す　尤も大隈待ちわけ候につき　長崎に立ち寄る都合をにらんとりはからいあるべし　米人カッセル　ワッソン　わ行き違いを以て有効丸より厦門に行きたり　よつて西郷到着まではいづれも見合わせ待ちうくべき旨電報いたしたり　李仙得（リゼンドル―筆者）わ拙者と同船明日わ出帆帰京す　山口外務少輔昨日郵船より出帆の由故　この地の成り行きわ同人よりご承知あるべし　柳原一〇日までに長崎着調わざるときわ拙者帰京までは見合わせあるべし」。

大久保は六日午後一二時に長崎を発った。同日午前一〇時四〇分、大隈は正院あてに平文で「柳原いつ出立か返事ありたし」と打電した（『始末』一一）。入れ違いに三条は大隈あてに午後一二時五分、暗号まじりで次の内容を打電した。「柳原公使を来る一〇日までに長崎へ着くように差し立て難し故に当人大久保帰京のうえ出立すべし」。三条は大久保がリゼンドルを伴って帰京するまで、船舶の回航、柳原の出発を留めたのである。

四月二六日に西郷が打った電報以降、暗号利用がほぼ定着したが、暗号、平文混じりのものが多く、固有名詞、

地名を中心に暗号が利用されている。当時、どのような内容を伏せる必要があると判断したかが垣間見えるが、現代からみると暗号の役を十分果たしているようにはみえない。「米人」を暗号にしてもカッセル、ワツソンの米国人名を平文で記しては秘匿する意味もほとんどない。一字を二字で示す座標式の暗号表であり、経費もかかるうえ電文そのものも冗漫なものも目立つ。

(二) 暗号表の改定

五月三日に長崎を發った大久保は、神戸を経由して一五日に帰京した。柳沢は五月一九日に横浜を發ち神戸經由で長崎に向った。暗号表は五月一四日早くも表3の3の部分が増補され、六月一日から利用された(二四)。新たに六×九の五四の名詞、語句が追加された。国名、地名、官職名、慣用句が中心である。列中にイロハとa b cが併記されているが、これは国内電報の場合はイロハを国際電報の場合はa b cを利用するためである。

当初、四五文字の換字だった暗号表は、柳沢のコメントにより九×九格となり、さらに座標を増やしコード(語句)との換字 : code)を加え、サイファー(文字)との換字 : cipher)とコードを交えた暗号集式のものに進んだ(一五)。固有名詞、地名を中心に暗号を使うという実態と後述のとおり経費削減を目的に早期改定となったものと思われる。

暗号表の改定は迅速に行われたが、配布は順調には行かなかったようである。上海に派遣されていた小牧開拓七等出仕が五月一七日付で黒田清隆開拓次官あてに出した書状には、「長崎台湾事務局ヨリ当地領事館へ電報致シ候節ハ暗号ヲ用候旨兼テ掛合相成居処未タ其符相廻不申既ニ今日事務局ヨリ電信到来候得共何事タルカ領解難致由緊要事ニ可有之候得共兼テノ手筈不行届故終ニ其用失候義ニ御座候」とある(『日外』七、八六頁)。さらに七月二日、外務省の田辺太一は蕃地事務局に「清国往復電報符号此方控之分ニテモ未タ整備不致様被存候間御局御控之分至急御写取御廻シ被下度候此段及御依頼候也」と暗号表を請求した(『始末』二四)。蕃地事務局は

表3の3 5月14日改定暗号表

f ト	e ヘ	d ホ	c ハ	b ロ	a イ	
承諾セリ	高砂丸	支那	事務局	本朝平穩	東京	一
御承知ト存候	社寮丸	英国	長官	我政府	長崎	二
至急御返事可被下候	日進	米国	都督	支那政府	横浜	三
御差越可被下候	孟春	生蕃	兵隊	公使	神戸	四
差出申候	明光丸	熟蕃	出帆	領事	廈門	五
致希望候	有功丸	琉球	到着	官員	香港	六
御取計可被下候	三邦丸	石炭	電信	人	上海	七
其余ハ万事御懸念	李仙得	戦	新聞紙	酋長	台湾	八
相済申候	柳原公使	勝利	大至急	土民	各国	九

同日、送付すると回答した。田辺は交渉のため、七月一六日北京に向かった。

香港の安藤太郎副領事は八月五日付の大隈長官あて書簡で、長崎支局から暗号電信が来たが解読できなかった。折良く廈門から田辺書記官が来たので、この次第が分かったとし、さらに「差支不都合不少候間暗号等ノ儀ハ殊更万事御申達置有之度此段為念申進置候」と情報の共有を求めている（一六）。

六月三日、蕃地事務局は長崎支局に「電信暗号之内国字イロハ之ハノ字前行之ハ之字ト相混可申候付ハ両行ニ照準致度且又御承知御返事等之御ノ字ハ翻訳之節仮令ハ命令書等ハ御ノ字相省ケ有之儀ト御承知有之度此段予而及御打合候也」と書状を差し出した（『始末』一七）。「二」と紛らわしい「ニ」は当初より使われていなかった。

長崎の林海軍大佐と横山租税権助が六月四日午前八時三〇分に打ち東京に午後二時に到着した大隈局長あての電報で新暗号表の利用を確認する（『始末』一七）。追加された a（イ）列から f（ト）列のコードの部分に（ヘ）を付す。「ヘ台湾」応接穩やか 此方氣遣い無しただヘ北京」の談判を頼む 今日より牡丹に討ち入る不日に平定すべし 右昨三日か朝福島よりヘ電信」ありし旨（柳原公使」よりヘ電信」あり」。イハ（台湾）、ハ七（電信）、ヘ九（柳原）などの新暗号が使われている。台湾遠征軍は、六月一日から台湾の牡丹社本拠地を攻撃、六月五日に終了した。台湾の状況が廈門の福島領事、上海滞在中の柳原公使を経由し、長崎、東京と連絡されたのである。

表3の4 蕃地事務局本局―長崎支局間用の増補暗号表

ル	ヌ	リ	チ	
此電信ヲ以柳原へ可申遣候	昨日	赤松少将	御申越ニハ候得共	一
此段都督府へ可申遣候	本日	谷少将	彼は御配慮ノ趣逐一承知	二
正院へ御上申被下度旨申越候	近日	福島領事	電信ノ文字相混シ分明ナラズ今一応御申越	三
致落手候	先達テ	品川領事	金子入用	四
米国郵船ヨリ	乍然	プロヲン	何レノ金子ヨリ支払可申哉	五
郵便蒸気船会社	尤モ	書簡	金子ニテ御支払可被成候	六
懸念	甚タ	返還	出来次第差出可申候	七
笠野熊吉	此旨伝達可有之	病院	病人	八
大倉喜八郎	都合宜候	猶龍丸	行違	九

六月二九日、蕃地事務局と長崎支局との間の連絡用に表3の4の部分追加された（『始末』一七）。

本局から支局に次のように伝達された。「本支両局之間電信頻数追々入費相嵩候間ニ限り更ニ別紙ノ通暗号増加候條此書面到着次第承知之旨電信ニ而回答可有之儀右回答即刻ヨリ隻方ニ而相用可申候尤両局外へ混用不致様厚注意有之度候此段申入候也」。秘匿より経費削減が増補改訂の理由となつてゐる。チリヌルの四列が加わつた。

新暗号表を七月一〇日付の大隈發長崎支局林大佐、横山権助あての電報で確認する（『始末』二六）。「へ都督へより七日付（厦門）の（電信）に曰く（へ台湾）にて兵糧尽きたり（へ至急御差越可被下候）とあり 右は既に（高砂丸）（猶龍丸）（へ台湾）え（到着）すれば（相済申候）と推察す（乍然）その他の品物（へ大至急）（へ台湾）え送るべし（電信）にて（此段都督府エ可申遣候）」。

このように、サイファ―は利用されず、官職名、地名、慣用句などのコードが多用されている。このうち本局―支局間で七月初旬より用いられたコードは、リ九（猶龍丸）、ヌ五（乍然）、ル二（此段都督府エ可申遣候）である。費用削減に効果を發揮している。この電報は、七月七日に厦門から西郷が大隈あてに発し、九日に横浜に到着した次の電報「台湾ニテ我兵糧貯へ尽キタリ至急御差越可被下候其余万時御懸念被成間敷候」に対応したものであ

る。大隈は、西郷に対しては全文暗号で一〇日に次の内容で返電した。「へ電信へ承諾せり米その他の品物すそをへ差出申候へもはやへ御承知ト存候へ猶又またその余を依頼へ差出申候へ廟議宜しくなる御安心ありたし委細近日谷より話す」。谷は、後に西南戦争の熊本城籠城戦で活躍した当時参軍を務めていた谷干城である。台湾から報告のため帰京していた。

七月三〇日に事務局は厦門領事館に八月二〇日改定の増補暗号表を出した（一七）。六月一日付改定の表と比べ、一一×九の九九、七月に追加された本支局専用の表と比べ、七×九の六三の大幅な増加であった。全体では、二六×九の二三四の暗号表である。「八」と紛らわしい「ハ」は「モ」と差し換えられた。本局と支局間で使われていたチ、リ、ヌ、ルの四列は、チ列は削除され、他の三列も新たなコードが充てられた。アルファベットでは「1」と似ている「I」が使われていない。この改定では艦船名、砲兵、進撃、死傷など戦況に関するもの、各領事、応接など交渉にかかわるもの、昨日、本日など多用される語句の追加が中心であった。

改定後八月二〇日以降の電文を確認する。日本の台湾出兵に対し、清国政府は強く反発した。八月一日、清国との交渉のため大久保が全権弁理大使に任命された。大久保は八月六日に横浜を立ち、長崎を経由して八月九日上海に到着した。大久保は上海到着の報告を長崎支局に打電した。長崎支局は二〇日午前八時一〇分、大久保の電報の内容を正院あてに次のとおり全文暗号で打電した（『始末』三八）。「我へ昨日へ到着へ李仙得へこのこと既に解けてとにて面会すへ都合宜候へ（明後日）へ天津へえ向けへ出帆へのつもり（柳原公使）の（書簡）無し（右電信只今）へ大久保よりへ到着へ」。事務局は、「とにて面会す」の部分の最初の一七（ト）はイ七（上海）の誤りではないかと、判断したようである。

蕃地事務局は、新暗号実施日前日の八月一九日に、本局―支局間は九月一日付、その他は九月一〇日付として六件の暗号改定を長崎支局あてに出した（『始末』三八）。タメ（九一）を償金、ヨリ（九七）を談判、ニテ（九

八)を金川丸、マテ(九九)を東京丸、大久保を大久保弁理大臣、及逆を至極隱密ニの改定である。このうち談判の改定は、既に一二が割り振られており、支局から重複すると八月二十九日付でコメントがあり、九月二日に取り消された。

このようにみてくると、少なくとも東京本局と長崎支局間の連絡においては、暗号電信は、そのコードの利便性、経済性により利用が定着していったようである。

さらに一〇月二〇日、蕃地事務局は大隈長官に三行増加を含む改定案を提出し、二三日に承認された(『始末』六四)。支局には大久保弁理大臣、西郷都督、品川上海領事分も送付された。二九×九の二六一の暗号表である。この暗号表が台湾出兵時に使われた最終版である(『始末』九三)。利用開始日を増補改正暗号各地発用定日とし、次のように整理した(二八)。「東京 熊本 上海 長崎 但事務本支局ノ間タハ一日ヨリ互用ス 右四ヶ所ハ明治七年十一月一日ヨリ互用ス可シ 北京 天津 厦門 香港 上海 右五ヶ所ノ内上海ハ各地ヨリ湊括シ直チニ我長崎ニ伝フルヲ以テ此ニ其発用ノ日ヲ定メ各地ニ報知ス可シ(名)(灣)右本邦及清国各地互用ノ定日ハ上海ヨリ定日報知ノ上ニテ定ム可シ」。暗号表の管理についてもノウハウを蓄積しつつあった。

北京で行われた講和会議は一〇月二五日に一旦決裂したが、その後ウェード駐清英国公使の斡旋もあり、一〇月二七日に両国は、清国が日本の出兵を義挙と認め償金を出すことなどを内容としたウェードの調停案を受諾、三一日に調印した。日本には十一月七日に上海からの電報で長崎支局に一報が入った。長崎支局は七日午後八時五分、大隈長官あてに次の電報を打った(『始末』七五)。コードと平文である。「へ弁理公使へより左の通りへ東京へえ上申せよと命あり へ北京へ談判へ平穩にへ相済申候へ へ支那政府へ償金を出す へ味方へ全軍へは一二月二〇日まで見合わすべし へ弁理大臣へはへ上海へ厦門へ台湾を回りしのちへ東京へえ帰るため本月四日 へ天津へをへ出帆へせり その他のことは玄武丸にて二二日までにへ東京へ到着へいぜん

福原から報知すべし　へ右電信只今へ上海への福島よりへ致落手候へ」。この直後、上海の松村からも長崎支局に電報が入り、償金は五〇万テールである旨などが午後一〇時四〇分に長崎支局から大隈長官あてに打電されている。

また翌一一月八日大久保が正院あてに上海から打った次の暗号電報の記録がある。

Reason of my arriving here is understood by you in my yesterdays telegram everything shall depend up on
your honorable56 26 36 62 but allow me to ask you what 45 37 81 37 17 19 51 53 27 22 49 37 61 77 26 36 38
27 11 11 24 77 37 54 3746 65 44 45 39 14 33 22 74 39 but particular information of all writings 24 24 27 39
55 44 39 53 11 38 38 18 14 33 49 28 22 25 45 28 42 78 38 94 24 all together 17 19 43 55 17 33 22 25 34 24 54
76 19 14 58 43 37 16 57 28 66 22 26 36 33 49 28 22 23 54 45 54 25 55 26 86 51 37 38 53 11 62 24 B3 38 27 53
14 45 45 12 57 18 23 33 49 28 27 39 therefore51 37 2433 37 54 37 73 11 39 38 27 53 and 77 37 46 11 79 36 12
38 expenses 17 55 47 11 76 58 55 17 55 27 27 53 22 25 26 43 1138 94 33 61 34 L2 38 31 65 36 57 89 52 46 32
37 38 27 53 57 36 55 48 64 22 52 46 F3. B7 Shanghai Teal (一九)

英語平文の部分にラインを付し、コード部分をへで示すと次のとおりである。

我此地ニ来リ候所以ノ訳ハ昨日御報知致候電信ニテ御承知相成候事ト存候各事皆貴殿ノ尊キヒヨウキノ致スニ
可有之候然ルニ相同道儀有之コンパントリキメタルサンガジョウノタイイワジンミンエゴフコクニナルベク然シ
ナカラ一切書付ノ詳細ナル趣意ワワタクシフクメイノノチニナサレルカコレマデノコトハ凡テ合セテトリケシト

ナルカワミダリニセケンヘモレザルヨウナサレルヲミコミカシヨウキンノメイギワヘ支那政府ノタメニコ(コ)ロモチヲナサレタク故にキンワナンミンブイクノタメ及ビジンエイドウロノ費用トシテイデダセシタタメルカヨケイノコトナガラヘ談判ノツゴウモ有ユエネンノタメモウシアゲルユエヘ至急御返事可被下候(大久保弁理大臣) 上海テール

ココロモチのコ(四五)が一字脱落していたようである。L二(談判)が用いられ、「九四」を三条公ではなく「コト」に用いているので、八月二〇日利用開始の暗号表を用いていることが分かる。

大久保発三条あての一月一日付の電報送達紙が早稲田大学図書館に所蔵されている(二〇)。清国から受け取った一〇万テールとドル換算額のみ暗号で他は全て英語平文であった。当時の国際電報ではローマ字の日本語が普通語として認められていなかった。平文に暗号を交えることは解読される危険性を高めるが、当時はまだその意識もなかったようである。初期の利用では、特に人名は秘匿したいという用例が目立ち、のち人名、地名をコードに加えることにより、利便性、経済性の面で、コードを中心とした暗号利用が定着していった様子が窺える。また、コードの効果的利用や新暗号表の利用開始日を発用定日という用語により各地別の確認をするなど、暗号利用にかかわるノウハウも蓄積されつつあった。

(三) 明治初頭の暗号利用

台湾出兵時には、座標式の暗号表が柳原の提案以降、コードが追加され暗号集式に発展した。当初、暗号表の配布などに戸惑いも見られたが、東京本局と支局との間では、経費節減の必要性もありコードの活用が定着した。当時清国の在日公使館は未設置の状況であり、国内電信における情報保護は政府内あるいは国内不穏分子に対して以外大きな問題ではなかったこともこのような利用実態の背景にあるだろう。

一方清国との間の電報は和文が利用できず、また大北電信会社の電信局を経由するために機密保護に留意する必要もあった。当時清国内の電信線が未整備であり、途中から大久保が全権弁理大臣として北京に派遣されたため、交渉内容を電報で本国に照会するケースはなかったが、七月の柳原公使への訓令では、償金額について「彼の云々スル所ヲ我政府ニ電報シテ其若干額ヲ伺定ベシ」（『日外』七、一五六頁）とあるように電報連絡を求めている。

長田順行は、ギリシア、ローマ時代は現代では考えられない使用法をしていたとして、①人名、地名など部分的な利用、②単語のスペースがそのままとなっている、③換字表として別のものに換えるという発想がなかったことをあげている（二二）。当時の利用状況をみると、②以外があてはまっている。

佐々木隆の研究では、大蔵、内務、陸軍の各省は、単一文字換字を用い、陸軍は複数の暗号表を用いていたことがあきらかになっている（二三）。一方、外務省、開拓使で用いられた暗号は、台湾出兵時に利用された暗号表の系列と見られる。翌一八七五年には、各省で暗号表を作成、一八七七（明治一〇）年の西南戦争において多く利用されることとなったのである。

第二節 榎本武揚の外交暗号電報

榎本武揚は、樺太問題解決のため一八七四（明治七）年駐露公使に任命され、同年六月一〇日、ペテルブルグに到着した。榎本と東京の寺島宗則外務卿との間で暗号電報が交わされた。この記録（二三）が国立国会図書館の憲政史料室に残されている。これは、榎本武揚が残していた控えを子息の榎本春之助氏が書き写したもので、一八七四年六月二二日にペテルブルクから発した電文から一八七七年三月七日にペテルブルクに着信したもので

である。原文と暗号文が記載されている。

第一章でみたように大北電信会社との交渉を担当したのが、一八七〇年当時外務大輔を務めていた寺島宗則である。一方の当事者榎本武揚もオランダ留学中観戦したプロシア―デンマーク戦争で電信機の威力に注目し、自ら電信機を購入し、電信技手としての技能を修得していた。榎本は電信機を日本に持ちかえり、巡り巡って榎本が会長を務めた電気学会の会合において一八八八（明治二一）年に再会する。この電信機は現在逓信博物館が所蔵している。榎本は日本人として初のモールス電信技術者ともいわれ、逓信大臣も務めた（二四）。

（一） 一八七四年当時の日露間通信状況

一八七四年における日露間の電信は、通常長崎―ウラジオストックおよびシベリア横断の陸上電信線を用いて送られていた。東京発ペテルブルクあての電報料金は、ウラジオストック経由で二〇語一五四フラン、日本円で三〇円八〇銭が最低料金であり、二〇語を超えると一〇語ごとに料金がかかる形であった。料金のうち一フラン（二円二〇銭）は日本国内分の料金（首尾料）であり、長崎発信の場合は不要であった。国際電報の取扱いは、漢字、仮名の利用はできず、ローマ字による日本語が認められたのは一八八〇年であった。

一八七四年二月の佐賀の乱の発生時に威力を発揮した長崎―東京間の伝送路であったが、この年になっても電信の遅延誤謬が各国公使から寄せられている。同年五月にドイツのブランド公使、七月には英国のパークス公使、さらに十一月二十九日、ロシアのストルーヴェ公使から寺島外務卿あてに概要次の苦情が出された（二五）。「ペテルブルク発の電報が長崎に一二時間で到着しているのに対し、長崎から横浜まで五日、一二〇時間もかかっている。確認したところ同期間に障害も発生していない。日本電信局がどのような取扱いをしているのか不審であり、今後このようなことのないよう嚴重に注意願いたい」。寺島の回答は翌一八七五年一月に行われており、長崎からの電報を神戸で中継したが、神戸局が誤って横浜ではなく東京に送付してしまったため生じたものであったとし、

開業まもなく技術的に未熟であると弁明している。

榎本武揚に先行し、一八七四年三月二五日にペテルブルクに到着した花房義質は、四月二日にマリア・ルス号事件に関する仲介をロシア皇帝が了承したことを東京に打電し、前述のようにこの電報は四月四日に到着している（『日外』七、四五九―四九七頁）。花房が翌四月三日に東京あてに差し出した書簡の到着は六月二日である。

当時の両国間の通信にかかわる所要時間は、電信で丸一日、郵便で約二か月ほどであった（二六）。

前節でみたように一八七四年には大久保利通が全権弁理大臣として派遣された台湾出兵にかかわる交渉が北京で行われたが、大久保に全権「和戦の権」が与えられていたうえ、清国国内の電信線が未整備であったためもあり、交渉中には電報による本国政府への照会、確認は行われていない。樺太千島問題に関するペテルブルクにおける榎本の交渉は、国際電報により本国政府と連絡をとりつつ行われた初めてのものと言っていいたいだろう。

（二） 暗号電報の利用開始

一八七四年三月七日付で、樺太境界に関するロシア政府との交渉について榎本に全権が委託された（二七）。当時樺太（サハリン）は日露雑居であったが、ロシア側の進出が著しいため、樺太に日露国境を設けるか、樺太全島放棄と引き換えに千島全島を手に入れるという内容である。榎本には一二款の遵守事項が与えられた。第一款から第五款は次の通りである。

第一款 彼我雑居ヲ発シ境界ヲ定ムル事 第二款 樺太全島ノ殆ント半島ハ（即チ西ハ「ウシヨロ」東ハ「シツカ」ニ至ル）現ニ我国官吏ヲ遣シ置キテ支配セリ今全島ヲ魯国ノ有ト為スニ於テハ魯西亜右ニ釣合フヘキ地ヲ我ニ譲ルヘシ 第三款 「ウルツプ」島ヨリ「カムサツカ」ニ連ナル「キユリル」諸島ヲ以テ樺太島ノ代地トシテ受取ルヘシ 第四款 各所ニ住居スル我人民引払フト否ラサルトハ各其望ニ従フ可シ 第五款 各所ニテ現今我民住居ノ地ハ魯西亜政府ヨリ我民生計ヲ営ム為メニ無地稅ニシテ住居セシメ且一切ノ商品輸出入トモニ稅ヲ取ラサルコ

ト如故ナラシム可シ

以下六款から一二款まであり、満州沿岸における鯨漁の権利、樺太にある日本官民の建物などの不動産をロシア政府が買い取るなどがあげられていた。

榎本は三月一〇日に横浜を發ち、欧州を経由して六月一〇日ペテルブルクに到着した(二八)。当時のロシア皇帝アレクサンドル二世は、英独訪問中であつたが、榎本は六月二二日にアジア局長ストレモウーホフ(Stremoukhov, P.)と会い、樺太問題について当地で交渉したい旨を伝えた。ストレモウーホフは、これに対し、樺太交渉は日本で行う予定であり、駐日公使から駐清公使に転任したビュツォーフ(Biutsov, F. K.)の後任として今回ストルーヴェ(Struve, C.)を派遣したところであり、皇帝が認めないだろうと回答した。

同日、榎本は寺島あてに暗号電報を發した(二九)。榎本のメモには、一〇五語、一四八ルーブル、数字、コンマは五字で一語とするところある。以下、()での語数、料金は榎本メモからの抜粋である。ロシア政府から樺太交渉は日本で行いたい旨を告げられ、日本でのロシア公使との交渉状況および日本政府の方針の確認を求めた内容である。原文と暗号文は次のとおりである。以下暗号文で傍線を付している数字は、誤りとみられるものである。

亜細亜局ノ頭曰く樺太ノ談判ハ以前ヨリ日本ニテ談判セント双方承知ニテ魯西亜ヨリハ「ビツヲフ」ヲ遣シ續テ又「スツロウエ」ヲ遣シタルニ此度御断モ無ク突然爰許ニテ其條約ヲ為サシメントハ国帝驚クベシ許ササルヘシ只御相談ダケハ爰許ニテモ受クヘシト言張レリ、サレハ其表ニアル魯西亜公使ノ申出ニ如何御決定アリシヤ速ニ御報アリタシ。国帝ハ未タ御留守ナリ。

Terashima Minister Foreign office Yeddo Japan

4855 41 5126 39 38, 2555 34, 1113 39 2534 4417 38 4517 13, 11 5800 37 2619

1415 37 1447, 2700 37 13037 5837 17, 2936, 1536 5526 3618 1447, 1255 41 2619 13,
5600 3123 44 23 3125 1355, 31 3100 5147 4227, 5917 1236 46 23 3125 1355 2722
14, 4538 27 5600 2345 1724 1957 3339, 1731 5800 37, 4545 5717 1447 2938 5500
2636 4139 23 3349 5553 3717 13, 4539 4711 23 1700 1239 1600 55, 5222 49 4900
22 1600 55, 27 2700, 4500 2936 2700 37 2700 4313, 4545 5717 1447 57, 3639 1600
55 17, 1111 1328 19, 4928 1300, 2938 2357 4714 4822, 1255 41 4536 5538, 5736 55
2700 5514, 1125 2500 4500 4331 5500 2636 4819 5541, 5954 4125 14, 4500 1536,
4819 2755 Emperor still absence

この電文を片仮名で表すと次のとおりである。

アシヤキヨクノカシラ、イハクカラフトノコトハ、イゼンヨリニホンニテダンパンセント、ソウホウシヨウチ
ニテ、ロシヤヨリハ、ビツヲフツカハシツヰキテマタ、ストロウエヲツカハシタルニ、コノタビヲコトワリモ
ナクトツゼン、ココモトニテソノジヨウヤクヲナサシメントハ、コクテイヲドロクベシ、ユルサザルベシ、タダ
ゴソウダンドケハ、ココモトニテモ、ウクベシトイイハレリ、サレバソノヲモテニアル、ロシアコウシノモウシ
ダシニイカガゴケツジヨウアリシヤスミヤカニゴホウアリタシ

寺島は七月五日と九日にストルーヴェと会談し（三〇）、榎本に対し七月一三日に暗号電報で回答した（七月一三
日午後四時一五分長崎発、一六日午前九時着）。五日の会合ではストルーヴェは本国から電信が来たが間違いが

多く、不明な点が多い旨を語っている。

六月ノ電信ニ答フ樺太ノ事ハ其許ト魯西亜政府ト談判シ其趣ヲ書簡ニテ委シク申越スヘシ、其上ニ爰許ニテ「スツルウエ」ト談判スヘシト同人ト約束セリ同人ヨリモ右の趣其政府ニ申遣ス筈ナリ

12	39	2500	31	38	4700	37	55	37	14	45	27	36	25	34	44	17	38	45	17	24		
29	38	57	17	17	12	55	41	58	11	44	17	2700	27	130	37	55	29	38	23	57	35	51
23	55	26	39	24	37	14	47	39	24	55	39	54	44	55	45	59	1600	55				
29	38	36	46	14	45	45	57	17	14	47	59	31	22	36	46	17	2700	37	130	37	59	
1600	55	17	1700	36	14	37	17	41	39	29	39	58	19	1700	36	14	37	26	19	57	54	
5100	38	23	57	35	51	29	38	58	11	44	14	57	36	56	31	25	24	59	13	5900	33	19

榎本は、この電文はタ（二七）はシ（三七）、ミ（五四）はモ（五七）、ヒ（五六）はシ（五五）の誤まりたりと余白に記している。次に片仮名で記す。ゴシック文字が正しい文字で、括弧内の文字が誤りと思われる文字である。以下同様に表記する。

ロクガツノデンシンニコタウ カラフトノコトワソノモトトロシアセイフトダン（タ）パンシソノヲモムキラ
シヨクワンニテクワシクモ（ミ）フシコスベシ、ソノウエニココモトニテスツルウエトダンパンスベシトドウニ
ントヤクソクセリドウニンヨリモミギノヲモムキノセイフニモウシ（ヒ）ツカワスハズナリ

榎本のペテルブルクにおける交渉をもとに、東京でも寺島とストルーヴェが談判するという内容である。榎本

は七月一八日にロシア皇帝に拝謁し、ペテルブルクにおける交渉が認められた。交渉は八月二〇日に開始された。

これらの暗号は、一字目が一から五、濁点を〇〇で示しているなど、一八七四年四月に柳原前光が台湾蕃地事務局にコメントした遣外公使国務電信秘号（三一）（表3の2）と同じものである。

榎本が六月二二日に発した電報をみると、二桁と四桁に分けている。これは、濁音は〇〇、半濁音は〇と、桁数が異なることから解読の危険性が高いと判断したものと思われる。寺島発の電文では、四桁、三桁の部分が目立っている。

当時、台湾出兵により日清関係が緊迫し、日本政府は海外からの船舶、武器買い入れのため、情報収集を行っていた。九月二二日に榎本は、同じ暗号表を用い、新兵器の情報を寺島に打電している（午前一時五〇分発、四〇語 五四ルールブル）。この時期、ほかに榎本と寺島、上野景範外務少輔の間でマリア・ルス号事件に関する電報が交わされている。

（三） 新製秘号電報

一月に入り、榎本とストレモウーホフとの間で交渉が本格的に始まった。一月一四日、榎本はストレモウーホフに対し、樺太島上境界の議論を要請した。榎本に与えられた訓状では、樺太全島を与える場合にはそれに釣合う地を我に譲るべし、と樺太放棄の方針であったが、榎本は要求を嵩上げて交渉に臨んだ。ストレモウーホフに対し、「島上境界の外は拙者訓状中に無之候」と断言した。一月二六日夜、榎本は「新製秘号」を用いて寺島に次の電文を発した（八九語 一二ルールブル五〇カペーキ）（『日外』七、四四七頁）

Terashima Foreign offices Tokio Japan

B1 97 49 39 77 31 C7 16 23 39 19 55 33 11 54 31 38 47 61 54 23 37 27

19 29 38 48 34 42 55 13 A1 37 38 57 17 14 48 27 16 55 39 35 77 26 36
23 68 56 47 14 11 28 59 54 41 25 14 57 36 55 45 59 92 17 38 11 54 93 26
51 65 39 44 36 89 27 55

47 42 11 94 58 35 77 31 38 23 23 58 31 14 A1 13 68 56 55 42 38 36 16
98 49 25 11 23 27 31 22 65 55 52 11 93 17 11 13 19 27 19 52 16 14 29
38 51 26 77 31 23 49 63 19 25 31 25 34 44 17 38 62 14 31 51 A1 33 14 23
33 59 25 23 49 63 22 27 53 93

B1 13 25 34 44 17 23 13 44 18 25 34 67 39 98 17 34 35 17 59 22 38 26
36 59 91 27 76 49 39 19 41 39 23 55 52 17 58 19

Letter sent already Enomoto

「魯政府」ヨリサクヂツ「在日魯公使」ヘヲクリシナイミツノテガミヲエ（ン）タリソノアラマシハ「日本政
府」エ（ン）ノモトニアタヘシクムヂヨウヲゼヒテナイレスミヤカニモウシコスベシトノイミナリヨキゴクフウ
有タシテマイコトセムヂツノヲヲセツニ「日本政府」ハゼヒシマノウヘニテサカイヲタツルゴシユイナリトイ
ハリタリユヘニソノキヨヂツヲサグリカツカラフトノギニツキ「日本政府」ナニヲナスカヲサグルタメナリ「魯
政府」ハカラフトヲハヤク（フ）チカラズクニテタトラムトスルヨウス無タダサクリヤクヲシユトセリ

榎本は従来日本政府が行っていた交渉以上にロシア政府に強硬であり、樺太放棄の代償を取り上げる前に、樺
太島上での境界設定をロシア政府に要求した。ロシア政府はこの榎本の強硬な姿勢から、榎本に与えられた訓令
を手に入れようと試みた。しかし榎本は逆に長崎海軍伝習所時代の恩師であり、当時公使館顧問に招聘していた

ボンペ・ファン・メールデルフォールトを使い、ロシアの書簡を手に入れたのである（『日外』七、四四七―四四九頁）。

十一月二十九日寺島は榎本に次のとおり返電した。午前一〇時東京発、ペテルブルクに同日午後七時二五分に着いており、榎本は時差九時間として一八時間二五分で到着とメモに記している。

Received your telegram dated 25 45 38 15 36 12 45 36 55 14 13 74 31 76 37 27 37
49 39 39 53 11 48 19 55 26 36 59 57 33 39 25 34 44 17 38 76 37 81 37
59 78 14 13 77 42 19 55 23 57 45 37 14 18 42 78 13 55 34 66 22 26 36 59
33 19 But was information he appointed minister resident

此方魯公使ニハ別段探索ノ命様子モ無ク樺太ノ談判既ニ始マリシヲ今日迄不知様子ナリ
コノホウロコウシニハベツダン（エ）タン（エ）サクノ（ク）メイアリシヨウスモナク カラフトノダン（エ）
パン（エ）スデニハヂマリシヲモコン（エ）ニチマデハシラザルヨウスナリ

榎本の言う「新製秘号」は、一字目に一から九が用いられ、さらにA一（日本政府）、B一（魯政府）、C七（魯公使）というコードが使われているところが九月までの暗号と異なる。濁音、半濁音を二数字で表し、八九が有、九二（ベシ）、九七（ヨリ）が使われていることから、台湾出兵時に柳沢の提言で用いられた暗号表（表3の1）にA列からC列のコードを付け加えたものであることが分かる。ただし、榎本がコードを用いているのに対し、この時点では、東京発の電報には、魯公使、九二（ナリ）が使われていない。

二十九日付の寺島の電報に関して榎本は次のコメントを付している。「電文二三七ヲ（ン）ト為シタルハ予ノ編

製セシ秘号ト同ジ故ニ上野外務少輔ヨリ前月差越シタルモノハ書損タル明カナリマタ本文三九（但シ第二の方）ハ三八の誤ナルコト明ナリ」

この文面によれば、六月から利用していた九×五格の暗号表は榎本自ら作成したものであり、「新製秘号」は、上野景範外務少輔の書状により一〇月にペテルブルクに到着したが、その暗号表では三七が（エ）と誤っていたようである。榎本が十一月二六日に発した電報で自身の名前を「シノモト」としたのもその影響である。また、早く（ハヤク）が一三 四四となっており、一三 四一 三九の誤りと思われる。

九×九格の暗号表は、一八七四年四月末以降、台湾蕃地事務局と長崎支局、上海領事館との連絡などに多く使われているが、同年十一月七日、一日と駐英本野代理公使から大隈重信番地事務局局長あてに船舶買入れに関する暗号電報が打たれており、少なくとも同様の暗号表を本野が持っていたことが分かる（三三）。この時期、他の日本公使館においても暗号利用が始まったとみていいだろう。

翌一八七五年一月一五日午後一時、榎本は寺島あてに打電した（五八語、ハールブル字数二四二、コンマ五、語数一〇）。

樺太談判ノ末魯政府ハ島ニ境ヲ立ル事モ軍艦ヲ以て代ル物トスルコトモ不承知ニテ千島ノヲンネンコタン島迄ヲ日本政府に譲り更にクシユンコタンを無税港にすべしといへり。あらまし右にてよろしとあれば爰許にて談判整う可し。電信にて至急御返事可被下候。

25 34 44 17 76 37 81 37 38 59 16 B1 13 55 42 14 49 25 56 23 27 31 22
94 57, 63 37 25 37 23 25 24 19 57 38 17 59 22 94 57, 44 55 26 36 18 98,
18 55 42 38 23 37 32 45 27 37 77 42 99 23 A1 14 52 67 19 49 34 14 39 55

表3の5 新製暗号表

〇	B	A	九	八	七	六	五	四	三	二	一	
	魯政府	日本政府	無	バ	バ	ガ	キ	ヤ	ツ	ヌ	イ	一
			ベシ	ピ	ビ	ギ	ユ	マ	ネ	ル	ロ	二
			ナリ	ブ	ブ	グ	メ	ケ	ナ	ヲ	ハ	三
			コト	ペ	ベ	ゲ	ミ	フ	ラ	ワ	ニ	四
			トモ	ボ	ボ	ゴ	シ	コ	ム	カ	ホ	五
			タメ	我	ダ	ザ	ヒ	エ	ウ	ヨ	ヘ	六
魯公使			ヨリ	君	ヂ	ズ	モ	テ	ン	タ	ト	七
			ニデ	彼	デ	ゼ	セ	ア	ノ	レ	チ	八
			マデ	有	ド	ゾ	ス	サ	ク	ソ	リ	九

52 3745 27 37 23 35 68 11 45 36 14 59 92 17 11 16
 19, 48 34 42 55 54 62 98 26 55 17 48 28 72 45 45
 57 17 98 76 37 81 37 17 17 38 44 92, 78 37 55 37
 98 F4

カラフトダンパンノスヘ「魯西亜政府」ハシマニサカヒヲタツルコトモ、
 グンカンヲカワリモノトスルコトモ、フシヨウチニテ、チシマノランネコタ
 ンヂママデヲ「日本政府」ニユズリサラニクシユンコタンラムゼイコウニス
 ベストイヘリ、アラマシミギニテヨシトアレバ（ビ）ココモトニテダンパン
 トトノフベシ、デンシンニテ「至急御返事可被下候」。

七二（ビ）は七一（バ）の誤りである。この電文では、F四「至急御返事
 可被下候」が使われている。新暗号表は一から九に加え、少なくともAから
 Fの一五列以上で構成されていたことがわかる。また原文では「軍艦を以て
 代ル物」とあるが、暗号文では「軍艦を代り物」としている。六〇語を超す
 のを避けるため短縮したものと思われる。クシユンコタン（久春古丹―現コ
 ルサコフ）は樺太南部の港町で、日本政府は日本の通商航海のため無税港と
 するよう求めていた。

この回答は平文で一月一九日に発せられた。

Received you telegram of 15th answer will be sent within two weeks

榎本のメモにはこの電文は平文であるが、一月一九日午後四時五五分に東京を發し、ペテルブルクの公使館に同日午後七時に到着し、時差九時間として電信局には一〇時間三〇分であったので記録しておくところある。

寺島は二月二〇日次の全文暗号の電文を發した（午後一時四〇分 午後六時着）。以下原則として暗号文を省略する。

ヲンネンコタンマデハ日本政府ニユズリソノヨヲユズラストイウヲヨソノワケヲホウチス可シ カツカラフ
(ニ) トニアルカウヒンノタテモノヲカイトルコトヲシヨチセシヤ

一四(ニ)は四四(フ)の間違いである。

榎本は二月二二日午前一〇時に次の返電をした(三〇語、四〇ループル五〇カペーキ、数字一一〇字二二語、語数八)。fifteen January(一月一五日)以外は暗号文である。

ヲタヅネノコトハ一月一五日ノテガミトドケバワカル可シ イマヨリシテアラタニメイレイ有シトナヘゴク
ンヂジヨウノカヂヨウヲダンパンスベシ

一月一五日の書簡に榎本は、オンネコタン島とその北側、カムチャツカ半島側に位置するパラムシル島の間のアンフェトリット瀬戸が、ロシア艦の太平洋通航の際の出入り口となっており、パラムシル島譲渡は他国の海域

を通過することとなり、ロシア海軍省などが認めないというスモレモーフの説明を記していた。一番北に位置するシュムシュ島とその南側のパラムシル島の帰属が交渉の焦点となった。

榎本は島上境界の交渉から新たに政府から命じられたとし、樺太、千島交換の交渉に入ることとなった。三月四日、榎本はストレモウーフに千島全島の移譲を要求した(三三)。ロシア政府は三月二四日全島の移譲を認めた。条約締結を急ぐストレモウーフに対し、榎本は電信で本国政府に全権委任状を要求する旨を回答した。翌二五日午後一二時五〇分、榎本は次のとおり打電した(九〇語、一二〇ルーブル五〇カペーキ)。地名のクシュンコタン、ペテルブルク、金額の数値以外は暗号文である。

「魯政府」ハツマリソノコトマテニハ「承諾セリ」、チシマヲノコラズワタスコト、セイフノドウサンフドウサントモニカイトルコト、タガイニハヤクヒトヲヤリテシラベルコト、カクミンハシンリヨウシュノシハイニテソノマエイギョウシ、ドジンハミトセウチニキヨリウヲキメサセルコト、**Kushang Kotan** ハトトセムムゼイコウソノゴハサラニキメルコト、ゴクンジヨウノロクヒチハチノコト **Peterberg** ニテヂヨウヤクラムスブコト、ミギニテヨクバケツヤクノゴイニンヂヨウヲハヤク「御差越可被下候」、「日本政府」ノシナハ八三八七六エントリトシラセヲケリ

電文では四二(マ)が抜けている。「シハイニテソノマエイギョウシ」は「支配ニテ其の俣営業シ」である。文中にF二「承諾セリ」、F五「御差越可被下候」が用いられている。先のF四を含めF列は慣用句が並んでいたようである。また榎本は同月二二日、八三八七六円を九三八九六円に訂正し、打電した。

寺島は三月二九日、電文の一部が不詳と再送を要求した(横浜午後三時三〇分、午後七時着)。

From signal sixty third to seventy ninth and from one hundred eighty second up to last of your telegram of 25 inst words are incomprehensible telegraph again.

この電報に対し榎本は三月三〇日午後五時、次の電文を發した（六〇語、ハールブル）。

First means 18 55 42 38 12 55 41 77 37 13 A1 38 Jurisdiction, 25 34 44 17 38 14
15 37 77 37 13 B1 38 Jurisdiction 98. Last: A1 38 79 36 49 37 44 79 36 49 37
13 Ninety three thousand eighty hundred seventy six 46 37 93 17 B1 16 55 34 58 23 51 27
19 17 38 24 43 93 Send immediately telegraphic fullpower indispensable to act on communicated
base if approved, let written fullpower by first mail

最初の内容は、チシマノロシヤジンハ「日本政府」ノ支配（Jurisdiction）、カラフトノニホンジンハ「魯政府」ノ支配（Jurisdiction）ニテ 後の内容は、「日本政府」ノドウサンフドウサンハ 九三八七六エンナリト「魯政府」ヘシテセヲキタリトワケナリ。右可然ハ其事務ヲ行フ為メ電信ニテ全權ヲ附セラレタシ尤便次第書面ノ全權狀ヲ送ラレベシ

東京においても寺島がストルーヴェと接触していた。三月二七日、三一日とも両者は会合をしており、寺島は榎本からの電報に不明な点があり、確認中と伝えていている。ストルーヴェは、電報を何語で記載しているのかを問いかけ、寺島は数字である旨を伝えている（三四）。ストルーヴェも電報は数字で来るとし、難解なことがあり、降雪による断線のためか電報到着に六日程かかるときがあり、榎本からの電報はどの位で着くか、普通は三〇時

間程度で到着するのではないかと質問を重ねた。寺島は二五日午後一時発で二七日午前九時四五分着なので、時差九時間として五三時間四五分で到着と答え、さらに昨年出した電報では短文であるが、一八時間二九分で到着したとしている。ストルーヴェは再確認の電報をいつ出したかを尋ね、寺島は二九日午後五時頃と回答した。席上、寺島は榎本に委任してペテルブルクで交渉する旨を伝えた。次回会合を榎本から返電後四月五日とし会合が終わっている。

榎本は三月三〇日、スモレモーフに対し、全権委任の件は電信文でいいのか、郵送の場合は二か月ほどかかると問いかけ、スモレモーフは電文の写しを提出し、後ほど送られた全権委任状を提出されたいと回答した(『日外』八、二〇一頁)。ロシア政府は条約締結を急いでいた。

寺島は四月四日榎本に次のように打電した(東京午後一二時四五分発、午後五時着)。

Telegram of 30th ultimo you says already informed amount of purchase money why you want 27 61 56

14 13 41 39 56 17 23 41 19 17 55 34 74 22 94 explain again

去月三〇日の電信にて己に魯政府へ譲渡代金の高を知らせたる旨申越れたり何故に早くタガヒニハヤクヒトヲヤリテ(ト)シラベルコトを要する哉更に申越さるべし(『日外』八、一九七頁)。

一七(ト)は四七(テ)の誤りである。今までみられる誤りは全てが一桁の違いで、二桁両方誤っているものはない。暗号表の書き誤り以外は電信局によるものと思われる。数字自体では意味がないため、電信局でも確認できない。また残されたメモでも三と八などは判断に迷うものもある。

榎本は四月四日午後九時、次のとおり全文暗号文で返電した（三〇語、四〇ルーブル五〇カペーキ）。

シラセヲキタルハ、モトネイマノ、アタヒハ、タチアイニテシラベ、モシ「魯政府」ノタテモノ、チシマニ有
トキハ「日本政府」ニテカヒトルハズナレバナリ

冒頭の部分は、原文では、「知らせおきたるは、元の値にて今の値は・・・」と記録されているが、三〇語に
纏めるため、「知らせおきたるは、元値今の値は」に短縮したようである。

寺島は四月九日榎本に全文暗号で次の電文を發した（東京發午後六時一〇分、一〇日午前二時着）。

クリルヲノコラズトルトキワ（ホ）カワリノモノヲノゾムコトデキヌヤ、マタ我ヨリカラフトノタテモノノア
タヒヲシラセヲキタレドモ「魯政府」ワクリルノタテモノノアタヒシラセザルカ

冒頭の「クリルを残らず取るときは」の後に誤ってホ（一五）が加わっている。

四月一〇日午後八時、榎本は次の電文を發した（五〇語、六七ルーブル五〇カペーキ）。

Resaltat premiere question recu apres long debat recevoir plus impossible. Second question, montant
evalue presque rienmais sous peu quelques information ulterieures possible. 91 34 35 55 22 A1
14 69 39 58 71, 42 11 32 37 68 11 23, 11 76 96 25 19 27 55 17 86 14 32 61
56 11 78 55, 27 55 25 33 22 48 53 19 25 77 37 89

前の質問については双方長い議論の上合意したもので、これ以上の代物を得るのは困難である。後者について建物はほとんどないが、調べてまた報告する。暗号文の部分は次のとおりである。パ（無）ラムシル「日本政府」ニゾクセバマイネンゼイライダシテカリタシト我ニネガヒイデシ、タシカナルアメリカヂン有。

九一（無）は八一（パ）の誤りである。榎本は原文ではパラムシロと表記している。

四月一七日、寺島は榎本に次の電文を發した（東京午後七時五分、午後一〇時着）。

45 28 42 78 38 proposition 59 74 47 F2 59 33 24 18 43 31 41 39 38 68 37 43
37 23 44 59 11 14 37 77 41 36 24 par depart de Shioda 23 39 22 92 56 17 23 41
19 47 55 34 74 22 14 24 29 38 prevenes date et position du parsonage

コレマデノ 申立 proposition スベテ「承諾セリ」スナワチケツヤクノゼンケンヲフス イニンヂヤウワ
塩田出立の際 par depart de Shioda ヲクル可シ ヒトヲヤリテシラベルニワソノ人の官職及期日ヲ報ゼヨ
prevenesdate et position du parsonage (『日外』八、二〇二頁)

Shioda は、後に清国特命全権公使などを務める塩田三郎外務大丞である。塩田は同年六月二日からペテルブルクで開催された第四回万国電信会議出席のため、四月一九日付で理事官に任命された。また工部省の石井忠亮電信権頭も同行した。第四章で詳しくみるが、榎本は石井に日本―朝鮮半島間の海底ケーブルの必要性を伝えた（三五）。石井は一八八二年、同ケーブルの敷設を大北電信会社と交渉することになる。

榎本は四月一九日スモレモーホフに対し、「今般我政府より拙者え委任致候旨以電信申越候」と伝達した。その後、条件に関し寺島と榎本の間で電報が交わされたが、塩田が全権委任状を持って到着するのを待たず、榎本

は五月七日樺太千島交換条約を調印した。当日、榎本は条約調印を英語の平文で寺島に打電した。榎本と寺島は電報により必要な連絡を行い、条約締結に成功したのである（三六）。

（四） 日本語による外交電報

樺太千島交換条約締結に関する日露交渉は、ペテルブルクにおいてスモレモフアジア局長と榎本全権公使を中心に行われた。榎本は本国の寺島外務卿と電報、書簡により連絡をとり、与えられた訓状に沿う形で交渉を纏めた。特に交渉が佳境に入った一八七五年一月以降、榎本―寺島間の連絡は電信が主体となり、大きな齟齬は生じていない。

暗号文の利用については、平文に暗号を混ぜ、さらに暗号表がイロハ順となっており、暗号解読される恐れが高いいわゆる強度に問題がある上に、暗号表の改定を長い期間行っていないなど、利用上問題のあるものであったが、日本語の利用ということもあり、解読され交渉上不利を招いたという形跡は見受けられない。一八七二年の秋には、在外日本公使館の情報活動はあまり機能していなかったが、この時点では、目覚しい活動ぶりを見えている。「電信の父」寺島宗則外務卿は、見事に電報の有用性を自ら示したのである。

このように榎本―寺島間の暗号電信による連絡は順調であった。榎本の記録をみると東京ペテルブルク間の電報はほぼ一日か二日で到着している。一八七四年六月から一八七七年六月の間、一八七四年の秋に九×五格の暗号表が九×九格とコード表の暗号集式のものに改定されたが、基本部分は同じまま使い続けられている。長田順行は、「知らない言葉が暗号としての効果を持つ」としている（三七）。ロシアが日本語の専門家を用いて、暗号解読を試みれば成功した可能性は高かったであろう。しかし、その後外務省と在外公館との間の電文に英語が利用されることになる。

（五） 明治初頭の国際通信利用状況

一八七三年の東京―長崎伝送路の整備により、日本―上海、香港間の国際電報サービスもようやく横浜居留地の外国企業にとってもメリットのあるものとなり、一八七四年の取扱数五千に結びついている。

この年の三月一〇日に横浜に大北電信会社の代理店が設置され、国際電報の受付、配達業務を開始している。『通信事業史』によれば、それまではデンマーク領事が取扱いを代行したとあるので、受付体制の確立も取扱増に貢献しているものと思われる。

台湾出兵では、長崎に蕃地事務局の支局が設置されるなど、依然船舶が情報の中心となっていた形跡も強く認められるものの、各国在日公使館の電報利用も増加している。一八七二年、一八七三年、岩倉使節団は本国との通信に苦勞したが、一八七四年、榎本武揚は、寺島外務卿と自在に電報により交信した。

一八七五（明治八）年には国際発信電報は、八千通を突破した。翌一八七六年一月一日付で一語制料金制度が採用され、欧州あては、一語につき一〇フラン（ウラジオストク経由）、一四フラン（香港経由）となった。

この年の取扱量は、一万二千通、さらに西南戦争が起こった一八七七年には一万六千通と、年間で四千から五千通程度と急増している。二〇語の最低料金制が一語ごとの料金体系になり、短文で効率的な電文が増加した分も含まれているものと思われる。

一八七八（明治一一）年の電信開業を機に、横浜の大北電信会社の代理店は廃止され、全国六六の電信局で、国際電報の正式取扱いが開始された。しかし、取扱量は、前年度比七〇％程度に落ち込み、明治九年の水準に戻っている。これは、西南戦争終了による取扱量の減少と、国際電報の利用のほとんどが、各国政府関連と横浜を拠点とする外国企業からだったため取扱局の増加が取扱量の増加には結びつかなかったことによるだろう。

前述のように一八七七年の国際電報発信量の八割を横浜が占めている。一八七四年の大倉組ロンドン事務所開

設、一八七五年の三菱会社の横浜―上海航路の開設など、日本企業の海外進出もはじまっていたが、日本人による国際電報の利用は政府関係を除き少数に留まっていたものと思われる。一八七四年には輸入では、外商の取扱額が一八、七九六、〇八三円に対し、内商は一〇五、八八八円、輸入では外商、二二、一二八、一五〇円、内商は七四、五四八円と日本企業による取扱いは一%にも満たない状況であった。

当時の先進諸国の国際電報取扱量としては、一八七三年に英国一国で約一〇八万通であり、日本の取扱量の約二〇〇倍であった。日本において国際発信電報が一〇〇万通を突破したのは第一次大戦中の一九一八年の一六万通である。日本と対照的に国内伝送路が早くから発達していたインドにおける一八七三年の国際発信電報取扱数は、二万三千通にのぼっていたが、一九〇〇（明治三三）年に日本とインドの国際発信電報数は、それぞれ二万通、二万通と逆転している。

第四章 大北電信会社に対する独占権付与

日本政府は一八八二（明治一五）年、長崎―釜山海底ケーブルの敷設と引き換えに、大北電信会社に国際通信独占権を与えた^(一)。以後三〇年間に渡り、日本はアジア大陸および近隣島嶼とのケーブル敷設・運用を大北電信会社の手任せざるを得なくなり、料金の設定、新伝送路の建設に大きな制約を受けることになったのである。

この大北電信会社に対する独占権の付与に関しては、岡忠雄のように当時の政府の判断を批判しているものが多い^(二)。町田猪逸良は「この時の工部卿佐佐木高行、電信局長石井忠亮の名は野球試合における敗戦投手ぐらいの意味で記憶しておいてもよからう」としている^(三)。

この問題について詳細に分析しているのが花岡薫である^(四)。花岡は日本政府側の理由として次の三点をあげている。一、壬午事変により朝鮮半島の情勢が変動し、日本―朝鮮半島間の電信線敷設が急務とされたこと、二、当時の日本に海底ケーブル敷設の技術も資金もなかったこと、三、大北電信会社に付与していた長崎―横浜間の海底ケーブル敷設権を回収したかったこと、である。また大北電信会社側の理由として、当時ライバル会社の動向もあり、ケーブルの増設、新設の投資に対し、不安定要素があったことから、独占権所有により売上げを確保したいという強い意向を持っていたことをあげている。この説そのものは妥当と思われるが、状況証拠からの分析が中心であり、日本政府が大北電信会社に独占権を与える判断に至った経緯が明らかになっていない。

一八七一年（明治四）年に大北電信会社により日本の国際電信サービスが開始されたことから、長年、第二次世界大戦以前の国際通信史は、通信主権をいかに回復したかについて論じられることが多かった。しかし一八七一年の長崎―上海ケーブル、翌年の長崎―ウラジオストクケーブルの陸揚げに際しては、同社に独占権が与えら

れたわけではなかった。当時の交渉担当者寺島宗則外務大輔は、通信主権を最大限守ったと賞賛されている。

そもそも通信主権とは何か。国際電気通信連合憲章の前文には「各国に対してその電気通信を規律する主権を十分に承認して」と記載されている。この内容を各国の共同事業として行われる国際通信にあてはめると、次の五項目があげられるだろう。一、自国側サービスの提供形態の決定権、二、自国に関わる通信設備の建設、所有、三、自国発信通信料金の決定権、四、当事国以外の設備、料金設定の制約を受けない^(五)、五、自国による受配・営業活動の実施、である。小寺彰はこれらを電気通信規制権とよび、ほかに電気通信停止権とあわせ通信主権としている^(六)。国際通信は、他国との通信であるから、基本的には相手側の部分は先方に任せなければならない。通信設備に関しては、少なくとも国内伝送路部分を自国管理下におかないと通信主権は維持できない。寺島は厳しい条件の中で、国内伝送路部分をとりあえず確保したことにより、上記の三項以外の事項にはさほど問題を生じさせなかったが、一八八二年の大北電信会社への独占権付与は、三項に加え、一項、二項、四項に関わる権利を喪失させてしまったことになる。これこそが後々非難されることになった原因である。

だが、日本の国際通信史が長年通信主権の回復として論じられてきたことにより、通信施策上の弊害や問題点の原因の多くが暗黙裡に一八八二年の独占権付与に帰されてしまっていたということはないのだろうか。

通信主権喪失による制約とはどのようなものなのか。たとえば大北電信会社による制約に関しても、次のように段階に分けて考える必要がある。

(一) 一八七一年(明治四)年の取扱開始から一八七八(明治一)年の電信開業まで

この間は、日本政府の電信局による国際電報の受付は仮受付の位置づけであり、大北電信会社による営業活動、配達業務などは禁止されていなかった。独占権は付与されていなかったものの大北電信会社一社で国際電信業務を行っていた時期である。

(二) 電信開業から一八八二(明治一五)年一二月の大北電信会社への独占権付与まで

日本の電信局により正式な国際電報受付が開始され、大北電信会社は、国際伝送路部分のみを取扱い、営業・配達業務は禁止された。

(三) 一八八二年から独占権の切れる一九一二(大正元)年一二月までの三〇年間

大北電信会社に国際通信独占権が付与された期間は、当初二〇年間であったが、清国、ロシアが独占権延長を認めた場合、さらに一〇年間延伸という約定に基づき最終的に三〇年間となった。当初は問題が顕在化しなかったが、一八九〇年代から料金水準の高止まり、新規伝送路敷設などで弊害が目立ってくる。この間、日本と各国との通信は、大北電信会社所有の長崎―上海ケーブル、長崎―ウラジオストックケーブルに頼らざるを得ない状況であった。一九〇六(明治三九)年に東京から小笠原経由で米本土とケーブルで結ばれたが、このケーブルの敷設・運用会社である商業太平洋海底電信会社の株式の二五%を大北電信会社が所有していた事実を日本政府は把握していなかった。

(四) 一九一二年から中国側の独占権が切れる一九三〇(昭和五)年までの間

日本における独占期間終了後、大北電信会社が中国における独占権を保持していた期間である。日本政府は朝鮮半島、樺太経由の日露直通線、政府所有の上海―長崎ケーブルの敷設などの施策を進めるが、日中間のケーブルの利用については大北電信会社に対し一種のロイヤリティの支払いが必要であった。このような状況から、無線中心の施策がとられることになる。大正期に入り料金水準の引き下げは実現したが回線輻輳が恒常的になった。

(五) 一九三〇年から大北電信会社の権利を剥奪した一九四三(昭和十八)年まで

一九二五(大正一四)年に日本無線電信会社が設立され、無線電信網が国際通信の主力となり、一九四三年に至り、大北電信会社から陸揚げ権を回収した。

このように通信主権の喪失といっても様々な段階があり、佐佐木工部卿の責任を問うとしても、その期間は、独占権付与の弊害が顕在化した日清戦争時から独占期間が満了した一九一二年までである。独占権満了以降は、对中国以外のケーブル敷設について特に制約は無かった。したがって大正期初期以降通信施策の問題点は、大北電信会社や英国人ジョン・ペンダーが築いたイースタン・グループ（*Eastern and Associated Telegraph Companies*）などによる談合や政府間交渉などの内容を検討するべきであろう。

本章では壬午事変発生当時の日本政府の財政状態、国際通信事情、外交関係、および主管庁であった工部省の動向を総合的に検討することにより、大北電信会社に対する独占権付与に至った経緯およびその後の影響について検討する。

第一節 国際通信独占権付与に至る経緯

（一） 日本政府による長崎―横浜ケーブル敷設権の返還の働きかけ

日本政府が一八七〇年九月二〇日に大北電信会社に与えた免許状には、横浜―長崎間ケーブル敷設権が含まれていた。大北電信会社は当初、長崎、大阪、神戸、横浜、函館の五開港場および以後開港されるすべての地への陸揚げ権、さらに内海の自由測量を求めている。

日本政府は、交渉の末、陸揚げ地を長崎、横浜に限定し、横浜―長崎間のケーブルを九州南方経由によるものとし、内海への敷設を認めなかった。政府は当初からこの横浜―長崎ケーブル敷設を懸念し、免許状交付の前日の九月一九日、大北電信会社ケーブルの日本政府による共同経営、買取の条件を定めるとともに、政府による横浜―長崎間の伝送路が完成した場合、会社の横浜―長崎ケーブルを使って送られた通信で得た料金の二分五厘を

政府に支払うという二項目からなる「内約の添簡条」を認めさせた（七）。

さらに、日本政府は、一八七一年一月二日、大北電信会社と「相互電信線の共働に関する約定」を締結し、日本政府による国内伝送路が完成し、問題なく疎通されれば、大北電信会社による横浜―長崎ケーブルの敷設を見合わせる旨が合意された（八）。

一八七三年に至り日本政府は、正式に横浜―長崎ケーブル敷設権の撤回を試みた。同年、東京、横浜―長崎間に日本政府の伝送路が完成したが、大北電信会社との接続、料金などについて触れられていなかったため、日本政府は、左院議員ジュ・ブスケ（Albert Charles du Bousquet）を、接続約定締結のため、デンマークに派遣し、その際、横浜―長崎ケーブル敷設権を撤収することとした（九）。明治期、軍事、外交と多くの功績を残したジュ・ブスケは、幕末にフランス軍事教官団の一員として来日、その後在日フランス公使館の通訳として活躍し、日本政府と大北電信会社の交渉にも参加していた経歴があった（一〇）。大北電信会社は、この撤回の要求に対し、概要次の回答をした（一一）。

横浜―長崎ケーブル敷設権取消しの条件としては、清国、香港、ルソン群島と横浜、長崎の間の海底線敷設を大北電信会社以外の外国または企業に認めないこと、もしくは他に陸揚げ権を付与するまでは、当社は政府の意向に従い長崎―横浜伝送路を敷設しないこと、政府が外国政府または企業に同様の免許を与えるときには、一年前に当社に通知し、当社に元の免許を与えるか、補償金を支払うこと、の三項である。

大北電信会社にとって、日本政府の東京―横浜―長崎伝送路が竣工した時点での関心は、競合他社の国際海底ケーブルの横浜、長崎の陸揚げであった。大北電信会社の上海―長崎―ウラジオストックケーブルの強力なライバルとなり、特に通信量の多かった横浜への直接陸揚げは大北電信会社にとって脅威であった。後述のように当時、米国と日本を結ぶ太平洋ケーブルの計画もあり、これは必ずしも杞憂ではなかった。

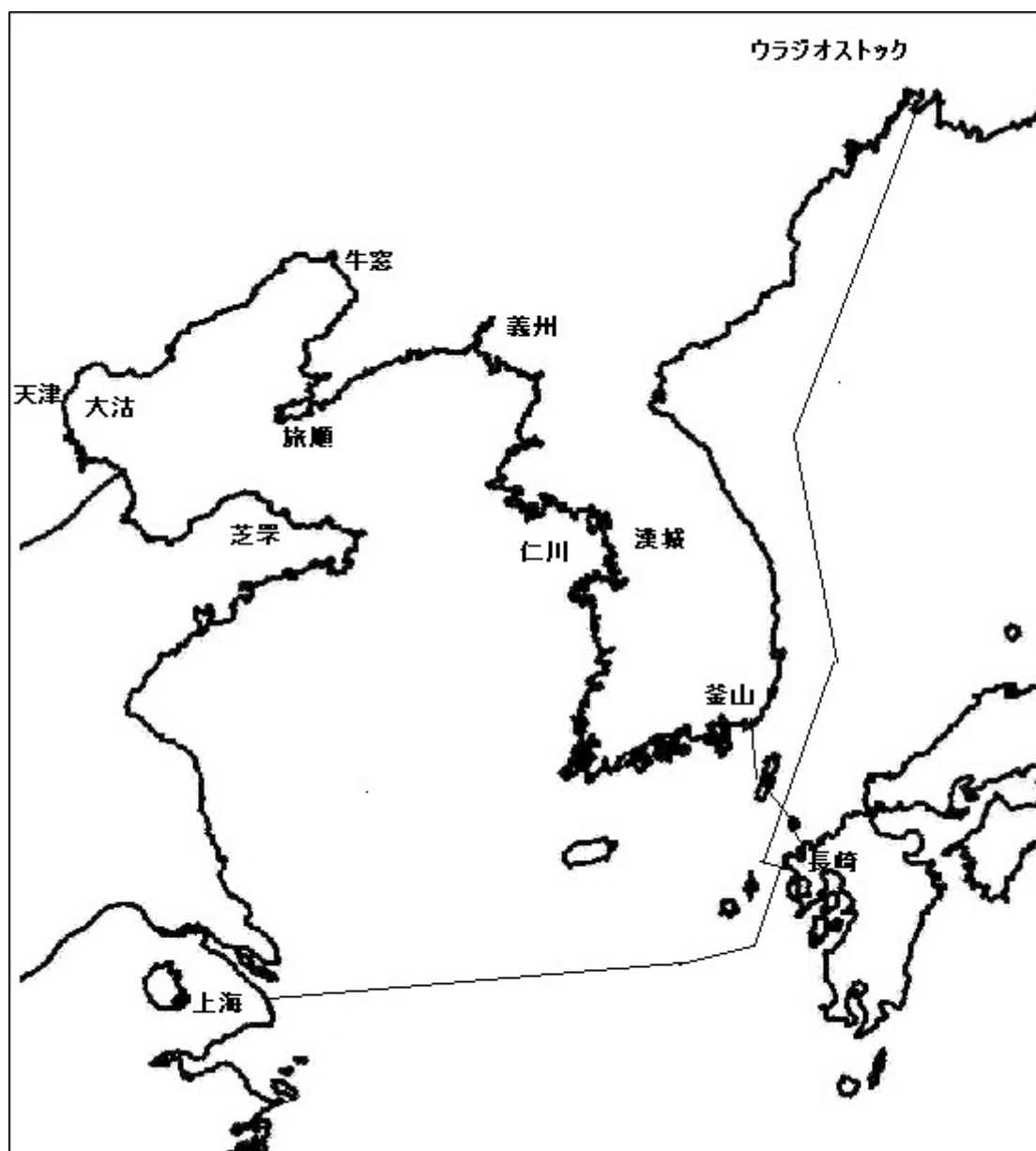


図 4 の 1 明治期中葉の国際ケーブル敷設状況

日本政府は、この大北電信会社の出した取消しの条件を認めず、横浜―長崎伝送路敷設権の廃止を断念した。この条件に対し、副島種臣外務卿と伊藤博文工部卿が激しく反発した（『日外』六、八〇八―八〇九頁）。一八七三年九月、副島外務卿は石丸電信頭あてに、他国に免許せずという語は各国条約中、一国に与える特典は他国にも与えられるとの文言を知らない者の所為とし、償金を与えるなどは国権に相関するので、早々に取消し処分とするように伝えた。副島外務卿は、最恵国条項に抵触すると捉え

ていたのである。大北電信会社との関係は条約ではなく、免許状であるが、条約改正の妨げとなった最恵国条項に神経を尖らせていたようである。

征韓論政変により、副島は下野したが、同年十一月には新たに就任した伊藤工部卿は、条件を認めれば、会社に対し将来の権利を与えてしまうことになり、補償金については予め決めることはできず、将来いかなる弊害が生じるか計りがたいと寺島外務卿に伝えた。

この時点で、日本政府は国内通信主権の確保、大北電信会社は競合他社排除が、それぞれ最大の関心項目であり、後一八八二年に大北電信会社から提出された独占権付与の要求の萌芽が見られると同時に、日本政府の慎重な判断も目を引く。

（二） 明治初頭の釜山ケーブル敷設の提言

釜山へのケーブル敷設は、一八七二年に後に駐朝公使となった花房義質が駐英公使であった寺島宗則あての書簡（一三）で触れている。さらに日朝修好条規が締結された一八七六年には当時駐露公使を勤めていた榎本武揚により五月十二日付の山内提雲あての書簡（一三）で、提言されていた。いずれも朝鮮半島から北京に至る伝送路構築を唱えていた。

第三章で触れたとおり、二人はペテルブルクで二年間共に過ごしている。花房は一八七四年三月臨時代理公使としてペテルブルクに着任し、榎本武揚は同年六月、特命全権公使として同地に着任した。花房を朝鮮に派遣するよう推薦したのも榎本であり、一八七六年二月、榎本が当時外務卿であった寺島宗則あてに出した書簡が残っている（『日外』九、七九―八〇頁）。

榎本は、山内あての書簡に、釜山ケーブルについて概要次のように記した。「釜山付近に海底電線の陸揚げ権を取得し、さらに時期をみて朝鮮半島の海岸沿いを通り清国国境近くの適当な場所に同様の権利を得ておく。天

津まで電信線が建設されたときに、天津から朝鮮半島の西海岸まで海底線を敷設して日本からの海底電線に接続する。ロシアはキャフタから北京まで電線を敷設するだろうから、その時は、日本からの一新路となり有益である。現在大北電信会社は、ウラジオストク―長崎ケーブルの二重化の免許をとるためロシア政府と交渉中である。二重化する際に釜山までケーブルを延伸すれば費用を抑えられるので、過日同社取締役のスウェンソンに話したところ同意を得た。このことを電信権頭の石井某にも伝えておいた」。この提言は確かに先見性に満ちたものであったが、後の交渉時に大北電信会社に駆引きの材料を与えてしまった可能性がある。

この文面から、一八七六年の時点で、既に大北電信会社は、既存ケーブルの二重化を計画していたことと、後一八八二年に大北電信会社と交渉する電信権頭の石井某、後の電信局長石井忠亮に榎本が釜山ケーブル敷設の必要性を告げていたことが分かる。第三章でみたように石井は、一八七五年六月から七月にかけてペテルブルクで開催された万国電信会議に塩田三郎外務大丞とともに出席していたのである。

(三) 壬午事変時の財政状況と国際環境

釜山ケーブル敷設のきっかけとなった壬午事変に関しては、田保橋潔による『近代日鮮関係の研究』をはじめ多くの研究がある(二四)。これらの研究を参考に、当時の状況を概観する。

一八七七(明治一〇)年の西南戦争時に増刷された不換紙幣の影響などにより、一八七八(明治一一)年から一八八〇(明治一三)年にかけてインフレーションが急激に進行した。対外支払いも行き詰まる結果となった。一八八〇年、この状態を打開するため大隈重信は一千万円の外債発行を立案したが、否決され、緊縮財政による不換紙幣整理を目指した。一八八一年一〇月に大隈の後を継いだ松方正義は、緊縮財政を継続強化し、松方デフレの時代を迎える。松方は一八八二(明治一五)年度から一八八四(明治一七)年度までの予算を一八八一年度以下とする政策を取った。この結果一八八二年度予算は、六六八一万円と一八八一年度の六八五七万円を下回っ

た。松方は一八八〇年度に実施した酒税増税に次ぐ新たな増税も検討中であった。壬午事変後、軍拡のためさらなる増税策がとられることになる。

朝鮮との関係は、一八八一年に仁川港開港が決定したほか、公使駐留権を獲得、日本の指導による軍政改革の推進など大きく進展した一方、漢城（現ソウル）に近い仁川港開港は、攘夷運動の激化を招いた。また王妃一族が実権を握る閔氏政権と王父大院君を中心とした旧主派勢力の対立も深刻化していた。一方清国は一八七九（明治一二）年の「琉球処分」に反発、日本への不信感を深めていた。

（四） 壬午事変時の日本政府の情報連絡

一八八二年七月二三日、待遇改善を要求する兵士の暴動が、反政府・反日暴動に進展し、漢城の日本公使館が暴徒に襲われるという壬午事変が勃発した。この事変により王妃一族の閔氏が実権を握っていた改革派政権が倒れ、旧守派の王父大院君が政権を奪った。事変そのものは、清国政府が積極的に介入、大院君を逮捕し、閔氏政権を復活させるなどの施策により、調停に努め、八月三〇日に日朝間で済物浦条約が締結され、収束に向かった。

日本側は一度日本に脱出して朝鮮に戻った花房義質公使が交渉にあたった。一時は日清開戦の危機を迎えた

この事変において、日朝間の情報連絡はどのようになされていたのか。七月二三日から条約締結の連絡が日本に届いた九月二日までの状況をまとめたものが次の経過表（表4の1）である。

事変発生は、仁川沖で英国船に救出された花房公使が、長崎到着後、直ちに東京に打った電報により七月三〇日未明、井上馨外務卿らに知らされた。以後、井上主導のもと交渉は進められた。井上は東京をたち八月七日に下関で花房公使と合流し、対策を伝えた。

清国政府の動きは、一八七四（明治七）年の台湾出兵時、一八七九（明治十二）年の琉球処分時に比べ迅速であった。朝鮮を属国とする清国と朝鮮を独立国とする日本の主張が対立した。清国政府は八月七日に調停に乗り

表4の1 壬午事変経過表

1882年	事変経過	日本政府の決定
7月23日	壬午事変発生、漢城日本公使館が襲撃される。	
7月24日	花房公使仁川沖に脱出。	
7月26日	花房英国船に救出され長崎に向う。	
7月30日	花房長崎から事件を東京に打電。	山縣参事院議長、井上外務卿、軍艦金剛等の朝鮮派遣を決定。
7月31日	軍艦金剛、日進、天城、品川港出港。	閣議開催、「31日訓令」を決定。井上主導権を握る。
8月1日	在日清国公使、事件勃発を本国に打電。	
8月2日	井上、「2日訓令」を携え、下関に出発。	閣議開催、反日暴動か反政府暴動かが不明のため、対応策3案を内容とする「2日訓令」を決定
8月4日	軍艦磐城が下関に帰港し、事変の概要と大院君政権樹立を東京に打電。石井電信局長、清国電報を解読。	
8月5日	清国公使、朝鮮への軍艦派遣と紛争の調停を通達。金剛下関到着。(7日まで台風の影響で、国内電報の遅延目立つ)	清国電報解読をもとに川村海軍卿、軍艦金剛に下関早期出港を電令。
8月6日		吉田外務大輔、清国公使に朝鮮は独立国であるとし調停を拒絶。
8月7日	井上下関に到着、花房と合流。馬建忠の出発を報じる品川上海領事電着(5日発)	閣議開催、反日政権樹立とみなす強硬案を内容とする「7日」訓令を決定。同訓令伝達のため竹添大書記官を派遣、8日品川出港。
8月9日	金剛仁川沖に到着。清国公使、陸海軍の派遣と直接介入を通告。	
8月10日	花房下関を出港、仁川に向かう。清国艦隊仁川沖に到着。井上、砲艦購入要請を東京に打電。	閣議開催、砲艦購入費100万円を承認。
8月12日	花房仁川沖に到着。	
8月14日	朝鮮政府発の書簡(6日付)到着。大院君政権の樹立と友好関係継続を希望する旨を伝える。竹添、軍艦比叡で仁川到着。井上東京に向かう。	
8月15日	清国電報解読により両国艦隊仁川到着を確認	閣議開催、軍拡方針を確認。
8月16日	花房公使漢城に到着。竹添、馬建忠と会談。	
8月17日	花房、国王に謁見を要求。	
8月18日	井上帰京。竹添、花房の報告書を携え仁川を出発。	
8月20日	花房、大院君、国王と会談、3日以内の回答を要求。	閣議開催、対朝強硬、対清和平を基調とする「20日訓令」を決定。伝達のため井上毅を派遣。
8月21日	竹添、下関に帰着。事変の沈静化を打電。	下関からの新聞電報の取扱停止。
8月23日	花房回答を待たず仁川に移動。馬建忠も漢城経由で仁川到着。	
8月24日	25日まで花房一馬建忠会談。	
8月26日	清国大院君を逮捕。	
8月27日		閣議開催、200万円の賠償、国内電線敷設を含む「27日訓令」を決定。
8月28日	済物浦で交渉開始。井上毅軍艦迅鯨で仁川に到着。	
8月30日	済物浦条約締結。軍艦迅鯨、報告のため仁川出港。	
9月2日	迅鯨下関到着。事変収束を東京に打電。	

市川正明編『日韓外交史料』第2巻、東京大学史料編纂所『保古飛呂比』第11巻、
外務省編『日本外交文書』第18巻、高橋秀直『日清戦争への道』をもとに作成

出す旨を日本政府に通告し、さらに九日には軍船の派遣と直接介入を通告した。

日本政府は一時日清開戦の危機感を抱くが、清国政府の効果的介入もあり、八月三〇日、花房公使は朝鮮政府らの謝罪、賠償金五〇万円、漢城への駐留権獲得などを条件とする済物浦条約を締結し、事件は一応の解決を見た。しかし主導権を清国に奪われた日本は、以後朝鮮政府に対する影響力を減少させることとなった。

日本政府は朝鮮の状況および清国政府の動向を、下関および長崎からの電報、在清日本公使館、領事館からの国際電報に加え、石井電信局長が電信中央局で入手し、解読した清国外交電報から得た（一五）。

八月五日、清国外交電報により清国艦隊出港を知った川村純義海軍卿は、軍艦金剛の下関出港を早める指令を下した。金剛は清国艦隊より一日先行し、九日に仁川沖に到着した。花房公使が明治丸で仁川沖に到着した一二日から竹添進一郎大書記官が仁川から下関に帰港した二一日までの間、朝鮮半島から直接もたらされた情報は、一四日に釜山から日本漁船によって下関に運ばれた六日付の朝鮮政府からの書簡のみであった。日清両国艦隊が仁川沖で対峙した模様は、清国外交電報の解読により一五日に明らかになった。金剛が仁川に到着した六日後である。仁川から旅順または芝罘^{シーフ}まで船舶で一日の行程であったのに対し、仁川から長崎または下関までは二日の行程であったことから、清国政府は日本政府に比べ朝鮮半島の情報収集の面で有利であった。

このような状況から、日本政府は井上外務卿をはじめ、外務官僚を下関に派遣したほか、現地で交渉にあたる花房公使への指令を軍艦による人員の派遣および書簡によって行った。日本政府は状況に合わせ、

七月三十一日八月二日、七日、一〇日、一二日に訓令を作成している。これらの訓令や決定事項は、「七日訓令」を携え八日に品川を出港し、一四日に軍艦比叡で仁川に到着した竹添進一郎外務大書記官をはじめ、「二〇日訓令」を携え、二八日に軍艦迅鯨で仁川に到着した後に文部大臣を務めた井上毅参事院議官などに託された。

情報連絡に関わる所要時間は、下関と東京は電報で、早いもので一時間弱、遅いもので七時間半程度、東京―

上海間は、電報で二時間から半日程度。船舶の移動は、長崎―仁川間二日、東京―下関間が四、五日、東京―仁川間が七、八日程度であった。

二一日に下関に戻った竹添の報告により、日本政府はようやく事変の沈静化を確認した。固唾を飲んで朝鮮からの情報を求めていた政府は、この日、下関からの新聞電報の取扱いを停止するなど神経を尖らせていた（一六）。また、八月五日から数日間、台風により国内伝送路の障害が発生し、電報の延着が相次いだ。日本政府は日本―朝鮮間の伝送路建設と国内伝送路の拡充の必要性を強く認識し、次節でみるように大北電信会社との交渉を開始する。一方、八月三〇日の『時事新報』は、清国政府が天津―朝鮮間の電信線架設を検討しているとの風説があるとの記事が『北清日報』に掲載されたと報じた。

（五） 日本政府による伝送路整備に向けた取り組み

前述のとおり壬午事変時、日本政府は現地との情報連絡に苦慮し、国内伝送路の整備と日本―朝鮮間ケーブルの必要性を強く認識するに至った。『保古飛呂比』（佐佐木高行日記）に八月二三日付の芳川顕正発佐佐木工部卿あての書簡が残されている（一七）。芳川は石井電信局長の前任者であり、後に通相を務めるなど、通信分野でも活躍した。芳川の書簡中に「丁抹会社員、調度東京府ニ被訪候ニ付、其旨可申聞、本日ノ郵船ヲ以、一旦帰上海ノ積ニ取計置候・・・」との文言がある。佐佐木は芳川に大北電信会社との交渉開始のための斡旋を依頼したようである。井上外務卿が下関から帰京した十八日の直後に交渉開始が決定されたものと思われる。

この時期、大北電信会社のヘンリック・ボール（Henrik Bohl）が、津軽海峡海底電線の修理のために来日していた。従来の津軽ケーブルの敷設箇所は潮流が激しく、多数の障害が発生していたため、日本政府は、大北電信会社に墨銀二万ドルで委託し、ケーブルを再敷設した。大北電信会社の敷設船は七月十五日に横浜港を出港し、工事は八月四日に終了した（一八）。ボールは帰途数日横浜に逗留し、工部省を訪問、海底線の二重化と独占権付与

の要望を出していた（一九）。上海に戻ったポールは一〇月二六日付で大北電信会社から海底線増設に関する日本政府との交渉を全権委任され、日本に向かった（二〇）。

一方、台風の影響による障害が多発した国内伝送路についても政府の対策が講じられつつあった。政府は、九月二〇日、小浜―宮津間、豊岡―鳥取間の伝送路建設を決定し、同年度中の竣工のため経費の増額を認めた。従来、神戸以東は、東海道線不通の際、金沢経由で伝送する迂回ルートがあったが、神戸以西は山陽道線一本に頼らざるを得なかった。小浜―宮津、豊岡―鳥取の伝送路建設により、金沢、西京（京都）、姫路などから松江、萩経由で馬関（下関）までの迂回ルートが確保できるため、同区間の伝送路を急遽整備することとしたのである（二一）。

（六） 大北電信会社の新免許状案と工部省の対応

一月初旬に来日したポールは長崎―上海、長崎―ウラジオストックの両ケーブルの一条増設と長崎―朝鮮半島間ケーブルの新設、三〇年間に渡る国際通信独占権を申し立てた。

佐佐木工部卿は一一月七日付で、三条実美太政大臣あてに「長崎朝鮮間其他へ海底電線架設」に関する伺書を提出した。この文書には一一月六日付の石井電信局長の上申書と工部省が外務省に協議するための書面の写しが添付されている。作成時期は外務省あての書面が一番古く、その中で工部省は、「丁抹会社ニ限り専権ヲ与ル等ノ義ハ許容難相成」と同社への独占権（専権）付与に難色を示している。理由としては、後年弊害が出る可能性とウラジオストック線については、他の会社がわざわざ競争して海底ケーブルを敷設するほどの通信量はなく、既に独占権を与えているようなものであるというものであった。さらに経費を半額または一部負担してはどうかとの提案もしている。経費負担すれば、釜山ケーブル建設時期を催促できるうえ、収益も得られると考えていたのである。この時点で工部省は大北電信会社に独占権を与えるつもりはなかったのである。

一月六日付の石井電信局長の上申書によれば、一月四日に石井はボールと面会している。この会談後、石井は大北電信会社への独占権附与を認める概要次の考えに変わった。「さらに詳細に取り調べたところ、東方拡張電信会社（二二）（以下本書では引用以外、大東電信会社と表記する）がルソンから長崎まで海底線を敷設する計画があり、この線が開通した場合、大北電信会社の対欧州の通信量は大幅に減少する危険性がある。その場合、増設に巨額の経費を使っても効果が無く、費用を賄うこともできないだろう」とし、長崎地方陸揚げのケーブルに関しては独占権を与えるよう上申している。この時点でも独占権は長崎地方に限るという条件をつけていたのである。

同年一月七日付のボールの手記によると大北電信会社が提出した六条からなる新免許状案の概要は次のとおりである（二三）。

- 一、会社は、資金を負担して、長崎―ウラジオストック間、長崎―上海間ケーブルをそれぞれ一条増設する。
 - 二、日本政府は一八八三年夏前に朝鮮に海底線陸揚げの交渉をする。当社は社費で朝鮮半島東海岸と九州西海岸間にケーブルを敷設する。日本政府は、朝鮮側の局で通信を取扱い、海底線庫および陸揚げ場所からの陸線を建設維持する。当社は既存の長崎局で通信を取扱う。このケーブルから得られる収益は全て会社に収納する。
 - 三、会社は原則として一八八三年末までに増設、新敷設を完了する。
 - 四、会社は長崎―横浜間のケーブルの敷設権を返還する。
 - 五、日本政府は三〇年間、日本とアジア州との間に、政府官線を敷設せず、また他の会社に敷設を許可しない。三〇年経過後も会社に第一に免許を付与する。
 - 六、会社の電信物品、機械は日本の輸出入税を免除。
- ボールは、この免許状案について概要次の説明をしている。

一八七一年の長崎―上海ケーブル開通以降、日本は、設備に関し一切の費用、困難、手数もなく海外と電気通信を行っている。また会社は常に日本政府の便益と請求に応えている。日本政府の要望に従い横浜―長崎間のケーブル敷設も実施していない。今回敷設が実現すれば、日本と諸外国とのケーブルは五条となり、断線、不通も免れ、余計な費用を使って南線（香港から英国系ケーブル経由）を利用することもなくなる。しかし、このためおよそ五百万円必要であり、日本政府が三〇年間他の競争に対し保護を与えることがなければ、このような巨額な負担を受け持つ理由がない。他の政府も当社に三〇年間あるいは二五年間の補償を与えている。年々補助金を支払っているケースもある。

この計画が実現するか否かは、もっぱら日本政府がこの免許状を交付するか否かにかかっている。ロシア政府は、今回の増設により一条増加（長崎―ウラジオストック線）するのみであるが、すでに三〇年間の保証をすることを約束している。日本は、二条（長崎―ウラジオストック線、長崎―上海線）の増に加え、朝鮮半島との間に一条を得ることができる。また清国から朝鮮半島へのケーブル敷設も予防できる。数年の間はケーブルによる収益は微小なので、日本政府が朝鮮半島側通信を取扱い（日本は政治上も利益となる）、また、海底線庫、陸線などの設備の建築、保守を当社が希望するのは、同地方において当社は権力を持っていないが、日本政府は持っているからである。

今回この免許状案が認められれば、当社は長崎―横浜間ケーブル敷設権を返還する。もしこのケーブルを敷設すれば、日本の国内回線も競争にさらされ、太平洋ケーブルが敷設されればさらに競争は激しくなるだろう。当社が一八七〇年に得た免許状では、他の会社に有利な免許を与えた場合には、当社にも同様の免許を与えるとあり、さらにまた当社は清国からケーブルの特権を与えられているものの、今回日本政府の要求に応じ、横浜―長崎間敷設権は喜んで返還する。

このように大北電信会社は日本政府の状況を良く把握していた。朝鮮半島との電信回線を欲しながら、資金も技術力もない日本政府を追い詰める内容である。政府総支出六千万円であった当時の日本政府に対し、二条の増設を含めた経費五百万円を示し、拒否した場合、清国―朝鮮半島を結ぶケーブル敷設が現実化すると迫った。全収益を確保しながら、日本の国際通信に貢献したと誇ると同時に、朝鮮半島側施設負担および朝鮮政府との交渉を日本政府の責任とした。

日本政府が求めていた横浜―長崎ケーブル敷設権の返還は、一八七三年のジュ・ブスケの交渉時に明らかになったように、同社が競合他社対策として保持していたもので、独占権が得られれば不要なものであった。

(七) 大北電信会社の活動状況

強気な要求をしているようにみえる大北電信会社もまた一八八二年当時、大きな転機を迎えていた。ヘドリックとアーヴェナインの研究によると概要は次のとおりである。

香港―上海―長崎―ウラジオストックからシベリア経由で中国―日本―ヨーロッパを結ぶ大北電信会社の北方線のライバルは、香港―シンガポール―インド―スエズを経てヨーロッパをつなぐ南方線を持つ英国の大東電信会社であった。第一章で触れたようにこの両社はライバル企業でありながら、ケーブル開通前の一八七〇（明治三）年、活動領域を大北電信会社は香港以北、大東電信会社は上海以南と分割することに合意した。両社はともに香港―上海間ケーブルの敷設に関し、二本敷設しても収益をあげるだけの通信量がないと判断し、大東電信会社は自社によるケーブル敷設を断念し、大北電信会社の香港―上海間のケーブルから得られる収益を両社で折半することにしていた（二四）。

しかし、一八八一（明治一四）年に大北電信会社が清国から国際通信独占権を獲得したことに、大東電信会社は、ロシア政府などとともに強く反発し、両社は協議に入った。

この時点で、大北電信会社は、順調に清国内で通信施策を展開していた一方、一八七〇年代初頭に敷設した香港―上海間、上海―長崎間、長崎―ウラジオストック間のケーブルが、既に老朽化し、安定した通信サービスを提供するのが困難な状況に陥りつつあった（二五）。サービスの中断は、他の通信会社の進出を招きかねないことから、同社は、上海―長崎、長崎―ウラジオストック間のケーブルの増設を検討すると同時に、少なくとも採算があがるまでの保証として、清国および日本に対し、国際通信の独占権を要求したのである。

日本が大北電信会社に独占権を付与した一八八二年は、両社の関係が本格的な協調体制に入る前の微妙な時期であった。ポールが大東電信会社の脅威を訴え、石井電信局長を説得したのは前述のとおりである。

両社は、その後一八八三（明治一六）年、大東電信会社による香港―上海間ケーブルの開通を期に中国―ヨーロッパ間通信の収益を折半するカルテルを結成した。さらに一八八七（明治二〇）年に全ての競争を避けることで合意し、「両社の協調体制は、あまりにも円滑であったため、合体（amalgamated）会社として知られる」関係となった（二六）。かくして大北電信会社は危機を脱し、利益をあげ続けた。さらに大北電信会社はこの協力関係により、英国政府からのサポートをも獲得した（二七）。日本政府は「共同で両社からむしりとられる（二八）」ことになる。

（八） 政府内の検討状況

この時点の日本政府の検討状況を示すものとして、外務省記録に作成者、作成日不明の二つのメモが残されている（二九）。一つは次の三案を比較検討したものである。

第一案 日本政府が三十五万円（大北電信会社に委託した場合は四〇万円）を支出し、敷設する。

第二案 日本政府が半額若しくは幾分か負担する。

第三案 大北電信会社案どおり、同社に専権を付与する。

このメモでは、第二案を既に建議したが、熟考すると料金分収や修繕割合などで面倒なこともあるので、なるべくは第一案を採用したいとしている。第三案については、利益がないばかりでなく、釜山側、九州海岸側にも日本政府負担で陸線を架設するにもかかわらず、収益は全て大北電信会社に入るので、労多くして功なきものがあり、将来如何様なる困難が生ずるか計り難いとして、第一案、第二案で決めて欲しいと要望している。このメモには、第二案を建議したとの記述があることから、一月七日付の工部省伺いに添付されていた提案と同じであり、作成者は工部省とみて間違いない。作成時期は、佐佐木工部卿が三条太政大臣に伺い書を提出した一月七日以前と想定される。工部省は、政府負担での架設を強く要求していた。

二番目のメモの概要は、逆に独占権を付与して差支えないとするものであった。大北電信会社の要望の主眼は、同社免許状案の第五条、内地―アジア大陸および島嶼のケーブル敷設を他の会社には許さないという点であり、先に上申した長崎地方だけの独占権では、同社は増設も朝鮮半島への新設も実施しないだろうとし、他にその類例もあることから、独占権を与えても差支えないと再考した。

このメモには、長崎地方における独占権上申の内容があることから、同施策を内容とする伺いを三条太政大臣に提出した一月七日以降に工部省が作成したものであり、先の同日付のボールの免許状案の説明の強硬な姿勢の影響を受けたものと思われる。このメモの作成時期は一月中旬から下旬にかけての可能性が高い。

また、同時期の記録として、大北電信会社に対し、長崎地方の陸揚げ独占権を与え、他国の請願を拒絶することとは、最恵国条項に抵触しないか否かという諮問に対する一月一日付の外務省顧問デニソン（Henry Willard Denison）と作成日不明の政府法律顧問ロバート・ビードン（Robert John Beadon）の英文の答申書が残されている（三〇）。デニソンは、米国がキューバからフロリダ海岸へのケーブル陸揚げ権を電信会社に与えた例をあげ、先例のある旨を回答した。

ビードンは、最恵国条項には関連しないとしながらも、政治的見地から他国から抗議される可能性を指摘した。当時不平等条約改正に取り組んでいた日本政府にとって、一国に与えた権利が、そのまま他国に適用されるといふ最恵国条項は難問であった。逆に最恵国条項をたてに、大北電信会社に対する独占権付与を防ぐという考えがあった可能性も否定できない。

工部省の考えは、目まぐるしく揺れている。十一月四日に石井局長がボールに会う前は、半額を負担して独占権を与えないとしていたが、会見後は長崎に限り独占権を与えるに変化し、十一月七日付で太政大臣あてに伺い書を提出した。その後、長崎だけの独占権では、大北電信会社が増設及び新設に応じないと、日本本土―アジア州および周辺島嶼の独占権付与という会社案を全面的に認める案を推すに至った。朝鮮半島への早期ケーブル敷設を望みながら、資金を捻出できない日本政府と大北電信会社の終始一貫した独占権の要求に翻弄された感がある。一方外務省は、大北電信会社に対する独占権の付与が最恵国条項に抵触し、外交上の問題にならないかを懸念していた。

（九） 新免許状の付与

済物浦条約締結後一旦落ち着いたかと思われた日清関係であったが、清国軍が依然漢城に駐留していたこともあり、日本政府は清国の動向を注視していた。榎本武揚は駐清公使として赴任途中、津から一〇月一八日付の書簡で井上に「清国の甲鉄艦購入」と「清国が旅順―芝罘―大沽^{ダイク}―を結ぶ海底ケーブル敷設計画を検討している」旨を報告している（三一）。一二月五日、井上は芝罘領事館設置を上申した（『日外』一五、二七六―二七七頁）。この中で井上は、芝罘を天津、旅順、牛窓と電線で結ばれる計画があるなど政略上重要な地であると位置づけている。

榎本から寄せられた情報を踏まえ、井上は清の海軍力増強や海底ケーブル敷設計画に留意し、対応していた

(三二)。翌一二月六日、井上は一か月前の一月七日付の佐佐木工部卿からの照会に回答した。その中で井上は外交上特に問題はないとしたうえで、細目について締結前に外務省と打ち合わせることを条件に工部省案を了承した。

これを受け、内閣書記官は各参議に対し、一二月一日付で工部省伺いに対する指令案を回議し、一八日付で決裁された。指令案は、「伺ノ趣ハ（長崎地方に限り）相当ノ年限ヲ以テ大北部電信会社へ通信専権ヲ許可スヘキ見込ヲ以テ外務省協議ノ上条約書案取調更ニ可伺出事」とし、長期間に渡る専権を懸念し、外務省と再協議を指示するなど、慎重な姿勢が見える（三三）。さらに「長崎地方に限り」との文言が後から挿入されていることが目を引く。

同日一八日付の三条太政大臣あての伺書では、「長崎地方に限り」という文言は消え、そのまま裁可された。この日、日本政府は「長崎陸揚げに限り」という文言を削除したことにより、大北電信会社の独占権を認め、国際通信主権を失う結果となった判断を下したことになる。

これらの手続きを経て、一二月二六日、佐佐木工部卿、井上外務卿が連名で一二月二三日に提出した「海底線設置ニ付条約書之儀伺」が承認された（三四）。この伺いに添付された免許状案が独占権喪失を招いた約定の原型である。

新免許状の内容と一月七日付のボールの免許状案との相違は、独占権の期間が、三〇年間から二〇年間に短縮された点だけである。これも関連する政府（清国、ロシア）が同意した場合はさらに一〇年間延長するという文言が添えられている。

日本側は独占権の期間を一〇年短縮できたものと思えていたであろう。逆に大北電信会社は、当初より独占権が三〇年間確保できたと認識していたものと思われる。政府内の議論は、独占権の付与の是非より独占期間の短

縮に重点がおかれている。

壬午事変時には、既に見たように、下関―東京間の国内電信と、電信中央局で入手した清国外交電報の解読が威力を発揮した。また、下関における新聞電報の取扱停止処分、さらに八月上旬には台風の影響による電報の、大幅な遅延などもあり、政府関係者にとって国内伝送路および国内通信主権確保の重要性が強く認識されていた。当時の情勢で、大北電信会社に横浜―長崎ケーブル敷設の意思があつたかは経費面も含め疑問であるが、日本側にとって国内伝送路の確保は重要な問題であつた。

（一〇） 朝鮮政府との交渉

釜山―長崎間ケーブル敷設の準備は着々と進んだが、日本政府は、朝鮮国内の電信回線についてはほとんど無関心であつた。八月二〇日の訓令では、朝鮮政府に対する要求として開港場間を結ぶ電信回線の建設要求が含まれていたが、井上は花房公使にこの条項は譲歩して良いと指示し、結果としても済物浦条約に盛り込まれなかつた（『日外』一五、一二七頁）。

長崎―釜山ケーブルの朝鮮政府との陸揚げに関する交渉は、日本政府の責任とされていた。しかも五年以内に陸揚げ権を獲得できない場合、大北電信会社には敷設の義務がなくなるとされていた（三五）。

大北電信会社の交渉がほぼまとまつた一二月二五日、陸揚げに関する朝鮮政府との交渉のため、新たに駐朝公使に就任した竹添進一郎に全権委任状が付与された（三六）。竹添公使は一八八三（明治一六）年一月に漢城で陸揚げ交渉を開始した（三七）。井上外務卿にあてた機密信の中で竹添は、「小児ヲ諭ス如ク一通リ彼ラニノミ込セ」、「我ヨリ脅迫ヲ用ユルノ外ニハ成約ノ見込無之処ヨリ」などの表現を用いている。日本政府は、当初朝鮮政府に対し、三〇年間に渡る独占権を主張したが、最終的に二五年に短縮するなど譲歩し、三月三日付で条約は締結された（三八）。

同年三月、石井電信局長からの朝鮮政府官報料金を半額にしたいという要望に対し、大北電信会社は条件の一つとして朝鮮から二〇年間の独占権獲得をあげた。石井は、日朝間で結ばれた条約により、実質的に大北電信会社は既に独占権を有していると回答した（三九）。つまり、朝鮮に要求した二五年間という独占期間は日本政府独自の判断で、朝鮮政府と締結したものであった。大北電信会社にとって日本と清国の独占権をすでに得ていたので、この独占権は必ずしも必要とはしていなかっただろう。日本は、この時、朝鮮政府に二五年間と大北電信会社に与えた独占期間より五年長く強要したことにより、この時点で逆に一九〇四（明治三七）年に勃発した日露戦争時に自ら日本―朝鮮半島間にケーブルを公に敷設する権利を無くし、皮肉にも大北電信会社への独占権付与の弊害を増大させてしまったのである。これが「小児を諭す如く飲み込ませ、脅迫した」結果であった。

（一） 政府通信施策の限界

大北電信会社との折衝において譲歩を重ねた工部省、朝鮮半島での国内伝送路に対する関心をみせず、朝鮮政府に強圧的な交渉をした外務省、竹添公使、後に国際伝送路の充実を常に求めた軍部も含め、当時の日本政府には、通信施策全体のグランドデザインが欠如していたように思われる。この時点で、国際通信にかかわる通信主権という考えはほとんど見られない。

一八八二（明治一五）年の日本からの国際電報発信数は、官報四二一通、私報一四、九五四通に過ぎなかった（四〇）。

一日あたり四〇通強である。この年の輸入の内商比率は三・一％、輸入は一一・四％であり、依然貿易は居留地にある外国商社によるものが主流であった。日本企業による国際電報利用は極少数に留まっていたものと推測できる。日本政府としては大北電信会社による国際電報取扱いに大きな不満は持っていなかった。そのためか、寺島宗則の交渉振りに見られた慎重さ、強かさがこの時の交渉では見られない。新免許状では、大北電信会社線

を通過する日本政府官報の料金を半額とすること、障害時は直ちに修理すること、国際電報料金を現状より上げないこと、日本朝鮮間の通信料金は洋銀五〇セントを超えないこと、が定められていた（四一）。

釜山―長崎ケーブルの敷設に必要とされた四〇万円とは、当時どの程度の重みを持つ金額だったのか。

一八八二年度の政府予算六六八一万円であった。壬午事変でも活躍した金剛、比叡に扶桑を加えた最精鋭艦三隻の建造費は、合計三一二万円であり、当時竣工した「鹿鳴館」の建設費は一八万円であった。八二年の総電信収入は約一一二万円、設備費にあたる興業費は約八万四千円であった（四二）。翌八三年に石井電信局長が国営による電話事業開始のための経費五万円を要求した際、大蔵省から却下された（四三）。こうした事実から、四〇万円という額は単独の省庁の判断で利用できる額ではなかったことが分かる。したがって、石井電信局長が当初独占権の付与を認めがたいとし、経費を半分負担する提案をしていた事実もあり、独占権付与の決定そのものは、政府全体で責任を負うべきものであろう。むしろ最恵国条項など外交上の問題について懸念している傾向が見受けられる。

日本政府は、一八八三年八月、佐佐木工部卿の申請に基づき、大北電信会社社長、エドワルト・スウェンソン、同社日清間会社代管人、ジョルジュ・ヨハン・ヘラント、同社工術長、ヘンリツキ・ジョルジ・クリスチャン・ポールに対する叙勲を決定した（四四）。スウェンソンは勲三等旭日中綬章、ヘラントとポールは勲五等旭日章であった。叙勲理由として、スウェンソンは、開業以来の功績、一八七四年の津軽海峡海底ケーブル敷設、新免許状において官報料金を半額としたことなどであり、ヘラントは同社アジア地区責任者として功績、ポールは、技術者として、津軽海峡ケーブル敷設および再敷設があげられている。

日本政府は、壬午事変に際し、清国政府のかつてなかった迅速で積極的な対応に危機感を持つと同時に、朝鮮半島との連絡に苦慮した。さらに事変終了後も清国は漢城に駐兵を続け、また榎本武揚の報告により、大沽、旅

順、芝罘などを結ぶ海底ケーブル計画が明らかになるなど、日本政府は清国政府に対する危機感を持ち続けた。海軍力の充実と連絡体制の整備が必要とされた。工部省は長崎―釜山ケーブル敷設のため大北電信会社と交渉を開始した。一方、大北電信会社は、当時、一八八一（明治一四）年に清国から獲得した国際通信独占権に対し、諸外国からの反発を受けている最中であつた。清露直通回線、他社の上海―香港回線が開通すれば、大減収を招く危機に直面していた。この当時同社にとって、日本の国際通信の独占権獲得は、投資保護のためもあり、必要な状況であつた。

工部省は当初独占権付与を考えていなかったが、譲歩を重ねる結果となつた。松方デフレ下での資金難に加え、当時の日本発の国際電報量が年間一万五千通に過ぎず、当面日本の国際通信を同社に委ねることに大きな問題はないと判断した。このことは、独占権の内容より期間が長いことを危惧していたことから、裏づけられるだろう。

石井忠亮電信局長は独占権を与えるよりは経費負担をするべきであると当初考えていた。独占権付与は工部省の責任もさることながら、閣議全体での統一した通信政策が明確になつていなかったために生じた。当時の財政状況、国際環境もまた統一的な施策遂行を困難にした。その後、台湾領有時に台湾―日本間ケーブルは軍事費により建設された。

また当時、通信主権に強い拘りを持っていた、寺島宗則、伊藤博文は外遊中であり、副島種臣は、宮中で侍講を務め、いずれも関与していないことも独占権付与の決定に影響を与えた可能性もあるだろう。

第二節 顕在化する独占権付与による弊害

(一) 甲申事変時の情報連絡と工部省の仁川―釜山海底ケーブル案

長崎―釜山ケーブルは、一八八四（明治一七）年二月一五日、開通した。同年一二月四日、親日派によるクーデター甲申事変が勃発した。親清派の反撃を受け六日に漢城の日本公使館は炎上、クーデターに関与していた竹添公使は、仁川に脱出した。

この情報が日本に届いたのは一日に仁川港を出港した千歳丸が一三日に長崎に入港し、同地から東京に打った電報による（四五）。一方清国政府は、仁川港に停泊していた軍艦泰安が、旅順港に移動し、同地から一〇日に打電した情報により事変発生を知った（四六）。この結果日本政府は、一日に駐日清国公使から事件発生を知らされることになった。壬午事変時は、情報入手、仁川への軍艦派遣も清国に先行したが、甲申事変時には長崎―釜山ケーブルが開通していたにもかかわらず、遅れをとったことになる。つまり少なくとも甲申事変の発生時には、このケーブルは役に立たなかったのである。これは釜山以遠の朝鮮半島内の伝送路が未整備であったため、東京―漢城間の電信は、仁川経由で釜山、長崎、下関などの電信局所在地まで船便で運ぶ必要があったからである。このような状況から井上は、一八八五（明治一八）年二月六日、仁川港に通報艦を派遣するよう三条太政大臣に上申した（四七）。井上は全権大使として訪朝、一月九日に漢城条約を締結し、一月二〇日に帰京したばかりであった。

甲申事変の経緯を踏まえ、佐佐木工部卿は一八八五年一月、釜山―仁川海底ケーブル敷設を具申した。総工費は約四〇万円であり、大北電信会社が難色を示す場合には、日本政府が折半などで経費を負担するというものであった（四八）。石井は釜山―漢城間の陸上線の建設経費が約一五万円で済むのに対し、あえて海底ケーブル建設を提案している。これは維持管理上の問題に加え、通信内容の漏洩を防ぐために、経費が余分にかかっても海底ケーブルのほうが優れていると判断したためである。しかし、財政上の理由から松方正義大蔵卿により却下された。

注目されるのは井上もこの計画に反対したことである（『日外』一八、一四二頁）。かつて長崎―釜山ケーブル敷設を稟請し、二月に仁川への通報艦派遣を要請した井上がなぜこの計画に反対したのか。

（二） 清朝電信線接続問題と井上馨の外交政策

日清間においても一八八五（明治一八）年四月、朝鮮からの両国軍同時撤兵などを内容とした天津条約が締結され、開戦の危機は去った。日本政府は朝鮮政府に対する清国政府の主導を暗黙裡に認めつつも、清朝の宗属関係については認めなかった。同月、英露関係の悪化から、英国は巨文島を占拠した。井上はロシアの朝鮮進出に危惧を持つ。このような国際状況の変動が井上の施策にも影響を与えた。この年、清朝間の電信線接続問題が起った。この問題については山村義照の詳細な研究（四九）があり、本稿では概要に留める。

一八八五年七月、仁川港に大北電信会社員一名を含む、電線技師三〇名が上陸し、義州經由で清朝間を電信回線で結ぶ計画が明らかになった（『日外』一八、一四三―一四四頁）。清朝間の電信接続は、日朝間で一八八三年三月三日に締結した海底線条約第二項「二五年の間は朝鮮政府にて該海陸線路と対抗して利を争う電線を架設せず」、同第三項「朝鮮郵程司官線を架設するとき海外の電報は釜山の日本電信局と通連して弁理すべし」に抵触することから（五〇）、日本政府は朝鮮政府に同計画の実施は認められないと通告、両国間で交渉が開始された。九月二四日に至り朝鮮政府は条約違反を認め、建設資金を外債で確保して釜山―漢城線の建設を進める旨を回答した（『日外』一八、一五〇―一五五頁）。

一〇月に入り、井上は清朝電信線の架設を認める代償として朝鮮政府対し釜山―漢城―仁川間の早期電信架設を要求することとし、佐佐木工部卿に打診した（同書、一五五―一五六頁、一六〇―一六一頁）。佐佐木もこの方針に賛成しつつ、朝鮮政府がこの要求に応じない場合は、釜山―仁川海底ケーブル陸揚げ権を取得すべしと提案した。同年一月の工部省提案の復活である。

さらに井上は概要次の訓令を高平小五郎駐朝臨時代理公使あてに打電した（五一）。「義州回線竣工前に釜山までの陸線を延長し、朝鮮の国際通信は全て釜山経由とする。義州経由で国際通信を行う場合は収納した通信料金と同額の補償金を日本に支払うことを条件とする」。高平は、清国政府から、朝鮮政府に対する日本からの借款を提案され、その可能性を井上に照会した（同書、一五六―一六三頁）。井上は朝鮮政府から償還の見込みもなく、内政に干渉するのも好ましくないとしてこの提案を却下した。逆に井上は清国に対する経費負担の提案を訓令している。

その後交渉は難航し、井上は朝鮮政府が釜山線を架設しない場合、制裁を検討したが、佐佐木が提案した釜山―仁川海底ケーブルの陸揚げ権については一切触れていない。交渉のさなか一月二〇日に義州線が開通した。一二月一日付の井上の高平あて書簡では、「緊要点は釜山―漢城間架設の一款にあり」とし、義州経由での国際伝送路の建設および同伝送路利用料の日本への支払いは譲歩可能であり、着工時期についても強要に及ばず、と訓令している（同書、一六六―一六七頁）。

高平は袁世凱に接触し、打開を図った（同書、一七〇―一七三頁）。袁世凱から日本の借款供与の可能性を打診されたが、井上は内政への関与を理由に否認した。一方で工部省に対し、義州―上海―長崎経由での日本との接続を禁止する措置を要請した。最終的に袁世凱が釜山線敷設に関する経費負担を清国政府に勧告することで、事態は収束に向う。

一二月二一日、日朝間で「海底電線設置条約統約」が締結された（同書、一六八―一六九頁）。概要は次の四項目である。

- 一、仁川―義州線を釜山まで延長する。
- 二、六か月以内に着工、一年以内に竣工。

三、釜山經由と義州經由の国際電報料金を同額とする。

四、釜山ケーブル竣工後二五年間は日本官報料金を半額にする。

同統約の締結により義州經由の日朝間通信が開始された。

一八八六（明治一九）年九月、高平臨時代理公使と杉村書記官は、清国主導で建設された義州回線に関して清国官吏による電報發送の干涉などの風説があったことから、再度日本からの借款供与を外務省に提案した（『日外』一九、三三八―三三九頁）。これに対し井上は、前年締結した統約を取り消すことは困難であり、日本政府により陸上線を架設しても管理、保護が困難であるうえ、複数国による共同ケーブル敷設計画があるという理由で、本政府による架設案を拒絶した。

当時の井上の考えは、清朝電信線の架設をやむをえないものと認め、要求の主眼を朝鮮政府による釜山―漢城―仁川間伝送路の建設に絞っていた。釜山線建設のための借款供与にも、工部省の釜山―仁川海底ケーブル敷設案にも応じなかった。対清（英）協調、清国主導の朝鮮領土保全に適合的な政策判断であったと言えるだろう

（五一）。

朝鮮を巡る清国との主導権争いを重視すれば、財政上の制約はあったものの、釜山―仁川海底線敷設はもちろん、清国政府からも薦められた日本からの借款による釜山―漢城線の建設は願ってもないものであったはずである。第七章でみるように日露戦争以降の朝鮮政府からの電信業務の全面委託、清国東北部における強引な日本電信線の建設などと著しく対照的である。

一八八五年の釜山―仁川ケーブル敷設に対する反対表明、同年下期における朝鮮政府に対する借款供与のかたくなな拒否は、井上の外交施策を反映している。資金不足、朝鮮側受け皿の不在という理由とともに、井上が紛争の火種となることを恐れていたことによる。

しかし、日本政府が義州經由の清国―朝鮮間の通信を認めたことにより、一八八三年に朝鮮政府に承認させた二五年間の独占権は形骸化し、日本政府が独自に日朝間のケーブルを敷設できないという制約のみ残ることになった。しかも一八八八（明治二一）年に竣工完成した漢城―釜山伝送路は安定したサービスを提供できる状況ではなく、漢城―日本間の国際電報を義州經由でしばしば行わざるを得ない状況であった。かくして大北電信会社への独占権付与による弊害がさらに際立つ結果となったのである。

（三） 長崎―釜山ケーブルの買収と大北電信会社の収益

大北電信会社の独占下で日本政府はどのような対応をしたのか。一八八六（明治一九）年にベルリンで開催された万国電信会議において、各国委員の大半は日本―欧州間の電報料金を二割五分値下げすることに合意した。しかし当事者である大北電信会社、ロシア政府が同調せず、翌一八八七年に実施された料金改定では一割五分の値下げに留まった（五三）。一語一フランから九・三五フランへの値下げである。

一八八七（明治二〇）年、不平等条約改正を目指していた井上馨外相は、外国人法官任用が司法権を侵害すると批判され、辞任した。一八八九（明治二二）年の憲法発布、翌年には帝国議会招集、山縣有朋の主権線・利益線論など、国家主権が強く意識されるに至る。朝鮮半島を巡る各国との葛藤もあり、一時希薄だった通信主権の問題も再認識され始める。

一八八九年、日本政府は、一八八五（明治一八）年の市外電報料金の全国均一化以降、壱岐、対馬と本土間の料金のみが突出して高い水準であったことから、大北電信会社に対し、同地域への発着電報料金の値下げを要求した。当時の逓相後藤象二郎は、この問題を国防の見地から論ずるとともに、「政府統一権ヲ以テ電信ヲ専掌スルノ精神ニ背馳スト謂ハサルヲ得ンヤ（五四）」と位置づけた。同社との折衝の結果、翌年四月に和文電報の値下げが実現した。

さらに一八九一（明治二四）年二月後藤通相は、「我立法上主權ノ成立ヲ全フシ且ツ通信ノ利便ヲ普及スルノ基礎ヲ定メ併セテ国防不安ノ障害ヲ除去スルコト国家前途ノ大計ト確信シ」と、本土―対馬間ケーブルの買収を提案した。大北電信会社との交渉を経て、同年、銀貨八万五千円で、同区間を同社から買収した。

日清戦争時、同ケーブルは日本と朝鮮半島を結ぶ唯一のケーブルとして活躍した。しかし軍事電報を外国会社所有ケーブルに委ねるという事態を迎え、弊害を強く認識するに至った。

（四） 日清戦争以降の対大北電信会社交渉

一八九六（明治二九）年、ハンガリー万国電信会議からの帰途訪英した逋信省の田健治郎通信局長は、英国のラーム郵政書記官と二月一〇日に会談した（五五）。席上、後に台湾総督、逋相を務めた田は、概要次のように述べた。「シベリア経由の大北電信会社線（北方線）は障害が多く、日清戦争時には日英間で二、三日を費やしたこともある。通常時でも二四時間以上かかるうえ誤謬が多いため、迅速正確を期し、ニシリングハ Pens（一・三三円（五六））余計に支払い南方線（香港、シンガポール経由）を利用している者もいる。英国政府から東方会社（五七）に料金を北方線経由と同額に下げよう働きかけてもらいたい」。これに対しラームは、両社は内約を交わしている模様で、日本政府から大北電信会社に働きかけたほうがいいだろうとかわした。田は大北電信会社と交渉しても私益を固守し、手におえない旨を発言している。後の台湾総督も大北電信会社には手をやいていたようである。

会議後、大東電信会社は、英国政府からの問合せに対し、南方線料金の値下げは大北電信会社との内約により実行困難と回答した。この会合で田は計画中の鹿児島―台湾ケーブルを利用して、日本本土―台湾―香港経由による欧州との伝送路確保に意欲を示し、英国側に意向を打診した。

大北電信会社に与えた二〇年間の独占権は一九〇二（明治三五）年で満了であった。一八九七（明治三〇）年、

独占権回収を前提に、日本政府は国際伝送路拡充の準備を開始した。同年二月、野村靖通相と大隈重信外相が連名で、宗谷岬と樺太を結ぶ日露直通回線の敷設についてロシア政府との交渉開始を閣議に稟請し、四月二六日付で了承された（五八）。

同年六月には、野村通相から大隈外相あてに台湾―香港ケーブルの敷設に関する政府間交渉の要望が出された（五九）。これは前年英国郵政省に田が提案した内容である。このとき日本政府は、一九〇二（明治三五）年に通信主権を完全に回収できるものと見え、将来の通信増に対応するため積極的に施策を進めていた。

しかし、この交渉は、大北電信会社の二〇年間の独占権は、関連政府が三〇年間の保護を与える場合、一〇年間延長されるという点をロシア政府から指摘され、断念された。

日清戦争前から、軍部は国際伝送路拡張の要求を繰返し提出するようになる。第五章でも触れるが日清戦争では、陸軍が釜山―漢城―義州―清国内まで軍事用回線を建設した。また鹿児島―台湾間の海底ケーブルは、日清戦争後軍事費により敷設され、一八九七（明治三〇）年に開通した。このケーブルは日本人により敷設された初の長距離海底ケーブルであった。

一九〇一（明治三四）年一二月に当時参謀本部次長を務めていた後の首相寺内正毅は、①計画中の米国―ハワイ―グアム―マニラ間のケーブルを横浜まで延伸し、比較的公平な米国の伝送路による欧米間の通信の実現を目的とした米国政府との交渉開始、②大北電信会社所有の釜山―対馬間の買収、③戦時に下関―釜山間直通ケーブルの敷設のため建設資材の購入、以上三点を陸軍省に具申した（六〇）。日本政府は一九〇二（明治三五）年に米国―マニラ間の建設主体であった商業太平洋海底電信会社と交渉を開始した。日米回線の開通は、一九〇六（明治三九）年八月と日露戦争終結後となり、長崎―釜山ケーブルの買収は、韓国併合の一九一〇（明治四三）年に至りようやく実現した。

しかし、日本―朝鮮半島間のケーブル敷設の準備は着実に進められた。開戦直前の一九〇四（明治三七）年一月通信省、陸軍省、海軍省、大蔵省連名で、日清韓間ケーブル敷設案が閣議に提出され、日本―朝鮮半島間のケーブル敷設が開始された（六一）。

日露戦争時には、佐世保から大連まで軍用海底ケーブルを敷設し、さらに明治四二（一九〇九）年に大連―芝罘ケーブルを敷設した。榎本武揚の提言が三三年後に実現した。韓国併合直後の一九一〇年十一月、日本政府は対馬―釜山間のケーブルを一六万円で買収した。記録に残っている一八八六（明治一九）年以降、大北電信会社は合計約二五〇万フランの収益をあげた（六二）。当時の換算率一フラン四〇銭で約一〇〇万円であった。同社は三〇年間独占権を享受し一〇〇万円を得たうえ、最終的に日本政府に建設費を負担させたのである。

第三節 計画倒れに終わった太平洋ケーブル

明治期の日本の国際通信の特徴は、大北電信会社の独占とともに、太平洋ケーブルの開通が、長崎―上海ケーブルの敷設に遅れること三五年の一九〇六年であったことがあげられる。大北電信会社に与えられた独占権は日本とアジア大陸に関するものであった。長年に渡る太平洋ケーブル計画の挫折は、同社にとって有利に働いたことは確かである。

ペリー提督の来航以来、最も日本と関係が深かった国の一つであった米国との間には、明治初期からさまざまな計画が立てられた。しかし、日露戦争以前には、実際の敷設に至ることはなかった。日露戦争前の日本―諸外国の国際電報取扱数のうち米国は、ほぼ毎年、清国、韓国、英国に次ぐ四位であった。このような状況のもと、長年日米間（太平洋）ケーブルが敷設されず、欧州経由で通信が行われていたのは、現在からみると不自然であ

る。

太平洋ケーブル実現までの状況を詳細に論じているものに、岡忠雄と花岡薫の研究^(六三)があるが、一般書という制約から史料の裏付けが不明であるなどの問題がある。このほか『通信事業史』や『海底線百年の歩み^(六四)』などの通史があるが、詳細については触れられていない。この問題については、さらに英米両国史料の詳細な検討が必要であるが、本節では、日本側史料を中心に、交渉史を概観する。

(一) 挫折した太平洋ケーブル敷設計画

一九世紀後半、米国企業を中心に日本政府に多くの太平洋ケーブル陸揚げ申請がなされたが、全ての計画が実現しなかった。日本政府が承認したものの、その後本国において補助金の獲得ができなかったなどの理由による。米国からの最初の陸揚げ申請は、大北電信会社の申請とほぼ同時期であった。

日本政府が大北電信会社に免許状を付与した翌月の一八七〇(明治三)年一〇月二二日、駐日米国公使デロングは、同年六月に日本政府に提出したサンフランシスコから横浜、長崎を結ぶ海底ケーブル敷設に関する免許状の付与について、澤宣嘉外務卿、寺島宗則外務大輔に督促した。これに対し日本政府は、大北電信会社に与えた免許状とほぼ同内容の免許状案を添付し、ケーブル敷設を了承した^(六五)。

翌一八七一年にもデロング公使は、トシテイ・イ・ライス氏調印の願書として、ワシントン州から、函館または他の港への陸揚げ申請を行った。前年とは別会社によるもので、アジア商業電信会社(Asiatic and Commercial Telegraph Co.)の申請であった。日本政府は横浜、長崎以外の陸揚げは認められない旨を回答した^(六六)。一八七五年、イタリア人のグループから敷設計画がサンフランシスコの高木三郎副領事に対し提出された^(六七)。

一八八〇(明治一三)年一二月には、英米両国はほぼ同時に、太平洋ケーブルの陸揚げを要請した(『日外』

一八、三三六―三三九頁）。駐日英国代理公使ケネディ（J. G. Kennedy）は、英国の会社によるブリティッシュ・ユクロンビアと北海道を結ぶ海底ケーブル計画について、大北電信会社に付与した免許と同様な内容で認可されたいと井上馨外務卿に要請し、井上は原則了解の回答をした。また、大西洋ケーブル敷設の立役者サイラス・フィールドが来日し、米国西北部からカムチャッカ半島を経て函館に至るケーブルまたはサンフランシスコと横浜を結ぶケーブルの何れかのケーブルの敷設をしたいとし、日本政府に協力を要請した。井上馨外務卿は、フィールドの敷設計画に関し、文書により駐日米国公使ビンガム（John A. Bingham）に概要次の三項目の回答をした。

一、日本側陸揚げは根室とする、二、可能な限り日米両国の所有とする、三、概算経費を一〇〇〇万円と見込み、開業日より日米両国においてその資金に対する収入利益を保証する。しかし、その後日本政府に対して具体的な提案がなされなかった。

一八八一年、ハワイ王国のカラカウア王（King Kalakaua）が来日、明治天皇との会談中に日本―ハワイ間の海底ケーブル敷設を提案した（六八）。この提案は、宮内庁から井上外務卿に伝えられた。井上は宮内庁に対し、検討はするが実現は難しそうであると伝えられたいと回答した（六九）。ハワイ政府は一八八〇年代、サイラス・フィールドなどに陸揚げ独占権を与えたが、実現に至らず権利は失効した（七〇）。さらにハワイ政府は、ハートウェル將軍（General Hartwell）に独占権と補助金二万五千ドルを認めたが、米国―ハワイケーブルも実現しなかった。

一八九二（明治二五）年、日本政府はカナダ太平洋鉄道会社からの陸揚げ申請に対し、閣議決定のうえ承諾した。一八九六年、駐日英国公使アーネスト・サトウは、日本政府に対し、太平洋ケーブルの諸計画について英国政府の意見を通知するまで閣議決定を猶予されたいと依頼した。日本政府は事前通知する場合もあると回答した（七一）。

英国は最終的にカナダ、オーストラリア、ニュージージーランドと四政府共同で、バンクーバー―フィジーノーフ

オークからそれぞれオーストラリア、ニュージーランドを結ぶケーブルを一九〇二年に敷設した^(七二)。同年、南アフリカーオーストラリア間のケーブルも開通し、英国本土、自治領、植民地を自国ケーブル・要員で結ぶオール・レッド・ルートが完成した。結果として英国ケーブルの日本陸揚げは見送られた。

一八九〇年代半ば、米国では、複数の企業が太平洋ケーブル敷設に向け活動を展開した。中でも英国のイースタン・グループを率いるジョン・ペンダーの支援を受けたスポルディング (Zephaniah S. Spolding) らにより設立されたニュージーター太平洋ケーブル会社 (Pacific Cable Company of New Jersey) と、ウエスタン・ユニオン電信会社 (Western Union Telegraph Co.) と協力関係を結んだジェームズ・A・スクリムザー (James A. Scrymser) が設立したニวยอร์ก太平洋電信会社 (Pacific Cable Company of New York) が激しく補助金件獲得を目指し、ロビー活動を行った^(七三)。これは米英両国を代表する通信会社の代理戦争でもあった。しかし両社ともに補助金獲得はならず、計画は挫折した。この時点に至っても、米国議会は太平洋ケーブル敷設を自国にとって不可欠なものとは捉えていなかった。

一方、日本側でも一八九七年、後に大蔵大臣を務める阪谷芳郎が大北電信会社海底線に依存する状況を危惧して太平洋ケーブルの早期敷設を訴えた^(七四)。経費は小さな問題であり、将来のことを考慮すべきとした。日清戦争後、日本政府は国際伝送路の拡張に意欲をみせていた。

この年には前述のように、日本政府は、大北電信会社に与えた二〇年の独占権が修了する一九〇二年に備え、ロシア政府と直通伝送路開設のため交渉を開始した^(七五)。しかし一〇年間の延伸条項を指摘され、早々に断念した。

一八九八年、米国によるハワイ併合、米西戦争勝利によるフィリピンの獲得は、太平洋域における状況を大きく変貌させた。米国にとって米国―ハワイ―フィリピンを結ぶ伝送路が不可欠となっていた。マッキンレー大統領

領 (William McKinley) は、一八九九年、一九〇〇年と、米國議會に太平洋ケーブルの必要性を訴えた (七六)。

一八九八 (明治三一) 年に、ニューヨーク太平洋海底電信会社のスクリムザー社長が来日し、日本政府に陸揚げ権を申請した。これに対し日本政府は、米國政府の許可取得後商議に応ずると回答し、申請を却下した。翌一八九九年、駐日米國公使バック (A. E. Buck) は同社の計画承認について日本政府に打診した。同社は二〇年間の日本—アメリカ大陸および周辺島嶼の独占的取扱い (他社に認可する場合は、まず同社に条件を確認し、その条件に同社が応じられない場合とする)、および二〇年間に官報料金料分として一年二五万円の日本政府による補助金負担などを計画推進の条件とした。日本政府は同社との協議開始を閣議決定した。

同じく一八九九年の一〇月、当時横浜商業會議所会頭であった大谷嘉兵衛は、フィラデルフィアで開催された第一回國際商業會議所會議で、日本代表として太平洋ケーブル布設促進建議を提出した (七七)。この建議は決議され、米國政府、米國議會に伝えられた。両国でケーブル布設の機運が高まっていたものの、スクリムザーのこの計画も実を結ばなかった。一八九九年から一九〇一年にかけて約一八の議案が米國議會に提出され、太平洋ケーブル敷設に関し、官営か民営かで激しく対立した (七八)。しかし、議會はいずれの形での支出も否決した。

このような状況を打開したのは、ジョン・マッケー (John W. Mackay) であった。マッケーは商業太平洋海底電信会社 (Commercial Pacific Cable Co.) を設立、補助金の受給なしで、フィリピンまでのケーブル敷設を提案した (七九)。マッケーはハワイ、フィリピンには米國の電信法が適用されるとし、ケーブル陸揚げ権を要求せずに敷設を進めた。一九〇三年六月、サンフランシスコ—ハワイ—ミッドウェイ—グアム—マニラを結ぶ太平洋ケーブルが開通した。マニラ—香港間には大東電信会社のケーブルがあり、太平洋ケーブル経由で米中間の通信が可能となった。また日本からも長崎—上海—香港—マニラ経由で日米間の通信が可能となった (八〇)。日露戦争前夜、米中間はケーブルで結ばれたが、日本の國際通信は、依然上海、ウラジオストック経由の大北電信会社ケー

ブルに頼らざるを得ない状況であつた。

(二) 商業太平洋海底電信会社とのケーブル敷設交渉

日清戦争後の三国干渉、義和団事件後の清国駐兵により、仮想敵国としてロシアがクローズアップされると、軍部は、五条の大北電信会社所有の海底ケーブルに全面的に依存している日本の国際伝送路の現状に危機感を抱いた。前述のとおり一九〇一年一二月、当時参謀本部次長であつた寺内正毅は、陸軍省あてに、米国が計画している米国―ハワイ―グアム―フィリピン間ケーブルを活用した日米間ケーブルの敷設を具申した。

一九〇二年八月、外務省は米国側の感触を探るため行動を開始した。高平小五郎駐米公使は、商業太平洋海底電信会社が米国―フィリピン間のケーブル敷設の認可を取得した旨を外務省に報告した。これを受け、小村寿太郎外相は同年一〇月、同ケーブルと日本の接続にはどのような方法が取れるか米政府および同社に意向を確認するよう高平公使に訓令した『日外』三五、三七七―三七九頁。高平は商業太平洋海底電信会社と調整に入つた。

一九〇三年一二月、日本政府は、日露開戦は不可避との判断をするに至つた。一九〇四年一月一五日、逓信省のケーブル敷設船沖繩丸は、佐世保と海軍拠点地玉島八口浦までのケーブル敷設を終えた。その後、対馬―鎮海湾―馬山のケーブル敷設に従事し、二月一〇日に完了した。後に佐世保―八口浦ケーブルは、大連まで延長された。寺内が意見書を出していた日朝間ケーブルはこのように実現した。第六章で触れるが、対馬―馬山間ケーブルは、翌一九〇五年五月二七日、連合艦隊出撃を大本営に伝える電文を運ぶことになる。

日露開戦時は、当然長崎―ウラジオストクケーブルは不通となり、日本と諸外国との通信は、大北電信会社の二条の長崎―上海ケーブルに頼らざるを得ない状況であつた。しかも同社は、ロシアとの関係も密接であつた。国際伝送路確保のため、日米ケーブルの交渉に期待が寄せられた。

一月二九日、小村外相と大浦兼武通相は連名で、東京―グアムケーブルを官設とし、商業太平洋海底電信会社のケーブルに接続、ハワイ経由でサンフランシスコと結ぶ案を閣議に提出し、日露戦争開戦後の二月一九日閣議決定された（八一）。その中では「商業太平洋電信会社に三〇年に渉るべき特権を附与するか如きは大に我通信上の自由を制限せらるるものと謂わざるへからず」と大北電信会社に対する独占権附与の二の舞はさけたいとし、官設を提案している。また「今や東洋の形勢日に急迫通信の安固独立を保持するの必要は集眉の急務に属す然るに外国通信の運命を敵国と相親しき一会社の掌裡に委するは国防上外交上実に危険の地位に在りと謂わざるへからず」としている。

しかし、米政府はグアムへの日本政府海底ケーブルの陸揚げに難色を示した。友好国である日露両国が交戦状態にあり、一方に利益のために先例無き行為をあえてすることができないとの理由であった。

日本政府はグアム陸揚げを断念し、日本政府が東京―小笠原間のケーブルを敷設し、小笠原で商業太平洋海底電信会社が敷設する小笠原―グアム間のケーブルと接続する計画を進めた（『日外』三八の二、一三三―一三四頁）。一九〇五年三月、商業太平洋海底電信会社は、米政府からグアム―小笠原ケーブル敷設の認可を取得した。同年五月、駐米高平公使と商業太平洋海底電信会社ワード（George G. Ward）副社長の間で最終交渉に入った（『日外』三八の二、一一二―一一三頁）。沖縄丸は契約調印を待たず五月一四日に東京―小笠原間のケーブル敷設を開始した。五月二七日、二八日の日本海海戦前のこの時期、商業太平洋海底電信会社は、戦時下であるゆえの危険に対する補償を日本政府に求めたが、日本政府は同社が進めていたマニラ―上海ケーブル工事との理由で運搬すれば危険はないと主張し、補償を拒否した。その後バルチック艦隊の壊滅により補償問題は取り下げられた。

この時点で会社―日本政府間の争点は次の三点であった。会社が回線を二重化する権利に拘ったのに対し、日

本政府は發達、改良を図ることを約しているので實際の状況にあわせ隨時協定すれば良いとした。二点目は、会社は他の会社に日本―北米間のケーブル敷設権をあたえるときの特権、利益を保証せよとしたが、日本側の対応は、相互主義に基づく契約に際し、会社側が日本に与えることができない内容について同意できないというものであった。大北電信会社に与えた特権回収に苦慮していた日本政府にとって譲れない内容であった。三点目は、会社が契約に関し三〇年間としたいとしたのに対し、通信省は、相当の理由無き以上一方の意思だけで改廃することができないので、特に期限を設ける必要を認めないとした。後に大北電信会社の独占権終了時に、同社が陸揚げの権利は無期限であると主張し、日本政府を強引に説き伏せた事実と対照的である。通信省はこの契約をなすべく永久的なものとするとともに事情の変化により隨時協定ができるようにするのが相互の利益と考えて、期限に関し削除を要望した。結果としてこの項目は会社案どおりとなった。

日本海海戦直後の五月三一日に、小村外相は高平公使に「バルチック艦隊も全滅し海上の危険去りたるに付きては迅速に敷設したる就ては至急会社と交渉し結果電報ありたし」と第一六九号電を打ち、交渉締結を督促した。この日、小村は高平に対し、ルーズベルト大統領に講和斡旋を依頼するよう第一七〇号電で訓令した。いかに日本政府が同ケーブルの竣工を急いでいたかが分かる。

日本政府と商業太平洋海底電信会社は、ポーツマス条約の調印日の一週間後一九〇五年九月一二日に契約を調印した。同年九月二一日「大北会社の覇権を脱し我海外通信の独立安国を確保すべき新紀元を画するものなりと信ず」と大浦兼武逋相は桂太郎兼任外相と連名で桂太郎首相に契約調印報告を提出した（八三）。

かくして太平洋ケーブルは、日露戦争開始時に交渉開始が決定され、講和条約締結直後に調印された。同ケーブルは一九〇六年八月一日に開通した。

日本政府は太平洋ケーブルに関して米国、英国からの陸揚げ許可申請に対し、明治初頭から日露戦争前まで繰

返し認可したが、実現に至ったものはない。フィードをはじめ数多くの計画が立てられたが、補助金が支給されないなど、歴代大統領の積極的姿勢に比べ、米国議会は太平洋ケーブルに対して消極的であった。英国もまた最終的に日本への陸揚げを見送った。太平洋ケーブルの実現は、米国がフィリピンを領有した後、米国―フィリピン―清国ケーブルにグアムで接続するという形で実現した。

日本政府は日清戦争時まで、太平洋ケーブル敷設に関しては受身の姿勢であった。一九世紀末になり、ようやく阪谷芳郎、横浜商業会議所、軍部などにより、その必要性が唱えられた。

さらに第一次世界大戦後、急増する通信量に対応するため、内田嘉吉、渋沢栄一らにより敷設計画が推進された。民間での計画推進は、新技術無線を活用した日本無線電信株式会社の設立に結びついた。その後、昭和初期、ウエスタン・ユニオン電信会社の計画に対して日本政府は外国法人のケーブル陸揚げを拒絶し、無線伝送路の拡充に努めることを明らかにした。大北電信会社に与えた独占権による弊害の呪縛はなお消え去っていなかった。一九三〇年代以降、日本の国際伝送路は、民営による短波回線の設定が主力となり、そのまま太平洋戦争を迎えた。

第四節 国力の進展とともに強まった大北電信会社による制約

太平洋ケーブルの開通によっても「我海外通信の独立安国」は確保できなかった。大北電信会社の「競争より協調」の政策は、その後新規事業者に対しても同様に行われ、一九〇四（明治三七）年六月に大北電信会社、大東電信会社、独蘭電信会社（German-Dutch Telegraphs Co.）、商業太平洋海底電信会社、清国政府、ロシア政府などによる秘密カルテルを結成し、通信量、通信料金の調整を図った。また商業太平洋海底電信会社について

は、その資本のうち五〇%を大東電信会社が属するイースタン・グループ、二五%を大北電信会社が所有していたため（八三）、両社は同社を子会社とみなしていた（八四）。

日本政府は秘密カルテルの結成や商業太平洋海底電信会社の資本関係を把握していなかった。大北電信会社の権益は、各事業者に対する協調政策や商業太平洋海底電信会社の子会社化などで逆に徐々に拡張していったと言えるだろう。

この結果、明治の国際電報料金は、大幅な値下げが行われなかった。また日露戦争中に軍事回線として敷設された佐世保―大連海底ケーブルの公衆利用に関して、大北電信会社の独占権により原則として日本―租借地間の和文電報取扱いのみという制限が設けられた。日本政府が清国から買収した台湾（淡水）―福州（川石山）間の海底ケーブルの利用についても、当該ケーブルの利用は、台湾発着信の国際通信に限られ、台湾―日本本土間の伝送路の不通時のみ日本本土―福州―台湾間、上海―長崎ケーブル不通時のみ日本発着の国際通信を扱えるという制限が課せられていた（八五）。このように日露戦争後、日本の国際通信は、多くの問題を抱えるに至っていた。

長崎―釜山ケーブルは、当初朝鮮内の伝送路整備も充分ではなく、日清戦争時点までは軍事、外交用として威力を発揮したわけではなかった。大北電信会社への国際通信独占権付与と一八八五年以降の消極的とも思われる伝送路建設施策は、日清戦争以降、急激に増加した大陸利権に比べ伝送路が不足する事態を招いた。

さらに独占権が三〇年間に延長されたことから、日本は独自にケーブルを敷設可能な資金力、技術力を有した時点に至っても大北電信会社の制約から逃れることができず、そのうえ大北電信会社主導の秘密カルテルの発足、不用意とも言える長崎―釜山ケーブルの二五年に渡る独占権の設定などの要因も重なったことから、長年に渡り一八八二年の独占権付与を悔む結果となったのである。

太平洋戦争前の日本の国際通信に関し、その問題点の多くを一八八二年の大北電信会社に対する独占権付与に

帰する傾向がある。問題の起点は一八八二年にあるにしても、国際情勢の変化、日本の国力増進に応じた通信施策が、その後適切に行われていたかの検証が重要である。

問題が顕在化するごとに大北電信会社の対応は巧みになり、日本政府は、日本―東アジア間の和文電報用伝送路構築に重点を置き、欧米各国との伝送路構築を怠ったようにみえる。

次章では、明治期の国際電報料金と取扱量の変遷を概観し、第七章で、日露戦争後の国際通信に関する対外交渉を検討する。

第五章 明治期の国際電報利用状況と料金の変遷

本章では、明治期における相手国別の取扱量や料金水準の変遷を概観する。日本政府が国際電報サービスの取扱いを正式に開始した一八七八（明治一一）年以降の明治期の国際電報利用状況を通信省年報、通信統計年鑑などのデータと対比して論じることにより、明治期における国際電信サービスの実態を明らかにする。

第一節 日清、日露戦争後の急増と料金の高止まり

（一） 明治期の国際電報取扱量の概観

日本における国際電報取扱量の記録が残っているのは、発信電報が一八七三（明治六）年以降、着信電報が一八七七（明治一〇）年以降である。図5の1は、一八七七年から一九一二（大正元）年までの国際電報発着数をグラフ化したものである。一見して、一八九四（明治二七）年頃と一九〇四（明治三七）年頃に急激に通信量が増加しているのが分かる。それぞれが日清戦争と日露戦争に対応している。このように通信量の変化を見ると、明治期を四つの段階に分けることができるだろう。

第一段階は、一八七一（明治四）年から一八七八（明治一一）年の電信開業まで、第一章で概観した日本における国際通信の前史にあたる時期である。この間、国際発信電報数は、一八七三年の五五九通から一八七七年の一万六千通強と大幅な伸びを示している。第二段階は、一八七八年から、日清戦争期に急激な取扱量を記録する直前まで、一八九二（明治二五）年頃までにあたる。この期間中、一八八四（明治一七）年に国際通信独占権を

大北電信会社に付与することを代償に建設された長崎―釜山ケーブルが開通しており、第二段階を一八八四年で前半、後半と分けることもできる。

一八七八年以降国際発信電報数は、一万から一万五千通程度で、微増の状況が続いていたが、一八八四年の釜山あて電報の取扱開始を機に、年間の取扱量は、二万件を突破し、日清戦争直前の一九九三（明治二六）年には、四万四千通に増加している。

釜山あては和文電報の取扱いが大半をしめ、一八八八（明治二一）年以降一九九三年まで、毎年五千通から九千通程度の取扱量があった。一八八〇（明治一三）年のローマ字による日本語の国際電報の取扱開始は、さしたるトラフィック増には結びつかなかったが、釜山あて和文電報の取扱開始は確実に日本人の利用に結びついたことを示している。

第三段階とみなせるのは、一八九三年頃からのトラフィック増である。一八九四年に日清戦争が勃発、翌一八九五年にかけてトラフィックは急増した。不平等条約の改正、日清戦争の勝利と、日本の国力進展とあわせ、独立国家日本の国際化がはじまった時期である。一九〇〇（明治三三）年頃までをこの段階とみなすことができる。

第四段階は、一九〇一年からの爆発的な通信量の増加の時期であり、韓国併合の翌年一九一一（明治四四）年までである。日本における国際電報取扱量の急増は、その後、第一次大戦中の一九一五（大正四）年から一九二一年頃にかけて生じているが、二〇世紀初頭の爆発的急増は、世界各国あてではなく、朝鮮半島あてが大半を占めていたことが特徴である。

明治期の国際伝送路の状況を確認すると、一八七一年に長崎―上海間、長崎―ウラジオストク間各一条が敷設され、一八八三年にそれぞれ一条が増設された。一八八四年に、長崎―釜山回線が開通し、一九〇六（明治三九）年に東京―小笠原―グアム経由の日米間ケーブルが竣工、さらに同年、一九〇四年に軍用回線として敷設さ

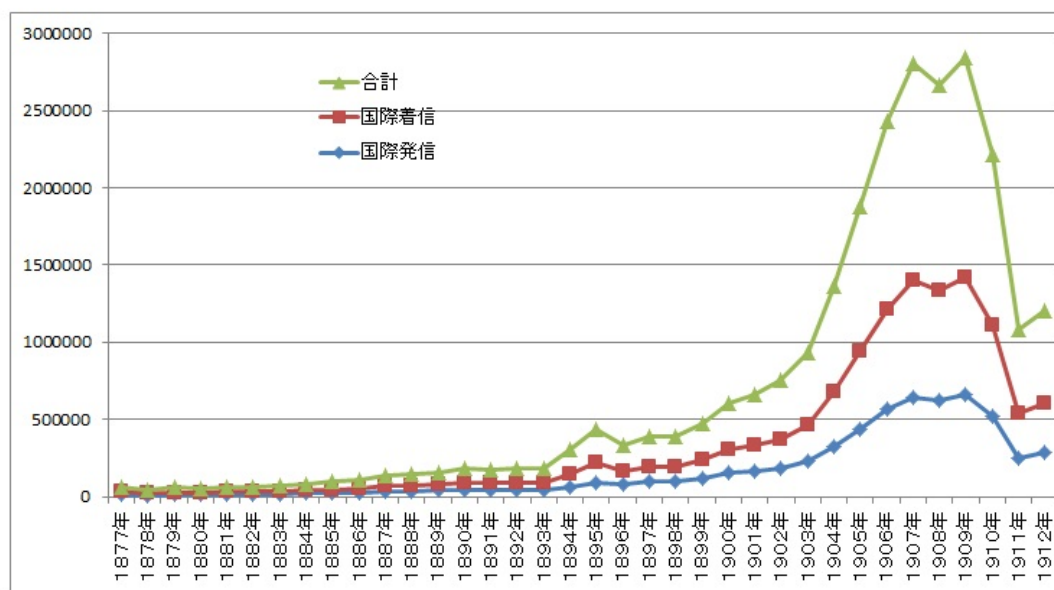


図 5 の 1 明治期の国際電報取扱状況
(日本電信電話公社編『電信電話事業史』別巻から作成)

れた佐世保―大連間ケーブルの公衆利用が開始された。

(二) 明治期の国際電報料金の推移

明治期における国際電報料金の推移を概観する。国際電報料金については、『通信事業史』第三巻においても一八九一（明治二十四）年以前は、資料の散逸などで不明な点が多いとしている

（一）。また、もともとの料金設定がフラン建であり、しかも、国際部分と国内伝送路料金（首尾料）の換算が別レートで行われている場合があり、国際、国内の料金比率が不明な場合は、円建による正確な数値は算出できない。厘以下の扱いは総語数で料金を算定した際、切り上げて請求する形である。

そのような前提から、『通信事業史』第三巻および『海外電報料金及諸手数料金表』（通信省電務局、一八九三年）、『通信の栞』などを元に作成した一語あたり（韓国あて和文電報は七字で一語）の料金が表 5 の 1 である。

一九〇三（明治三六）年までの値下げは一八九七（明治三〇）年七月のみであるが、この時の値下げも、同時に為替レートも変更されたため、円建料金では値下率が低かった欧米あてなどは逆に値上げとなっている国が多い。さらに一〇月には金本位制導入による為替レート変更のため円建料金は値上げされた。

なお、同じ相手先であっても上海経由とウラジオストック経由の料金は異なっており、表5の1では安いほうのルートを選択した場合の料金を記載している。たとえば、一八九三（明治二六）年二月の時点での日本発欧州あての料金は、ウラジオストック経由のシベリア線を利用の一語料金は、二円五五銭であるが、上海経由の香港、シンガポール、インド経由の場合は、三円五一銭であった。

欧州は全域が同料金なのに対し、米国、清国、韓国（三）、豪州などは、各都市別に料金が異なって設定されている。一八九三年二月の時点で、北京あては一円一六銭、サンフランシスコあては三円八銭二厘であった。これは相手国内の伝送路料金が加算されていたためである。

一九〇三（明治三六）年七月に長崎―上海―マニラ経由での米国あて通信が開始され、それまで、ニューヨークあては三円五八銭、サンフランシスコあては三円八四銭がニューヨークあては三円六銭、サンフランシスコあては二円八二銭と逆転した。この時点でようやく国際伝送路上も、ニューヨークよりサンフランシスコのほうが近くなったということになる。逆に日本各地から外国への料金は、一時期長崎発の国際電報は国内伝送路料金が掛からなかったこともあるが、基本的に同一料金である。

しかし、大北電信会社による独占権の制約から逃れられるとされた東京―小笠原―グアム経由の日米間ケーブルが開通した一九〇六（明治三九）年八月には料金の引下げは行われなかった。

前章でも触れたとおり、このケーブルを保有する商業太平洋海底電信会社の資本の五〇%が大東電信会社、二五%が大北電信会社のものであった。この料金の据え置きは、当時の日本でも問題になったようである（三）。

一八八二年に二〇年の期限で与えられた大北電信会社に対する独占権は、さらに一〇年延長され、三〇年目の一九一二（明治四五・大正元）年を迎えた。この年、大北電信会社との交渉が始まると、各新聞社は、いかに大北電信会社の独占により日本の国際電報料金が高いかを論じた。

表5の1 明治期の国際電報料金(1語)の変遷

	ニューヨーク	欧州	釜山	上海	香港	シドニー
1891年9月	2.51	2.21	0.4	0.68	1.16	2.708
1893年2月	2.9	2.55		0.76	1.32	3.392
1897年7月★	3.043	2.618	0.3	0.555	1.184	2.738
1897年10月	3.58	3.08		0.6	1.28	2.96
1902年			0.3			2.808
1903年6月						2.13
1903年7月★	3.06	2.42				
1904年7月★					0.94	2.07
1905年7月★	2.66					
1906年8月★				0.48		

★印の項が(フラン建)料金改定を示し、無印の項は為替変動による円建(収納)料金の改定を示す。

(通信省編『通信事業史』第3巻(通信省、1940年)などをもとに作成)

特に『中外商業新報』は、一九一二年九月二一日、二二日、二三日の三日連続でこの問題について次の趣旨で論評した。「同程度の距離の英国―デンマーク間の一語あたりの料金が一二銭なのに対し、上海―日本間は、四倍の四八銭である」。「メルボルン―欧州間は一語あたり一円四七銭なのに対し、日本―欧州は二円四二銭と一円近くも高い。メルボルン―欧州間は一萬二千マイルあり、しかもほぼ全線が海底ケーブルなのに対し、日本―欧州間は一八千マイルであり、しかもそのうち海底ケーブル部分は千五百マイルである。海底ケーブルの経費は陸上ケーブルの五、六倍するにもかかわらず、短い距離の日本―欧州間の料金が高いのは大北電信会社が暴利を貪っている証拠である」と断じている。また、「日本―欧州は、二円四二銭かかるが、日本からウラジオストクに打電して七二銭、ウラジオストクからペテルブルクまで一五銭、ペテルブルクからロンドンまで三〇銭、合計で一円一七銭と一円二五銭節減し得る」と指摘している。さらに大北電信会社とロシアの密接な関係と、大東電信会社との談合が、この体制を支えていると論じている。

『大阪朝日新聞』も同年十一月五日の社説で、『中外商業新報』と同様の料金比較を行い、大北電信会社は、毎年一割八歩もしくは二割の配当を行っているうえ、積立金二八〇〇万円を蓄えているとその暴

利を批判している。

欧州あての電報を一旦ウラジオストクに打電する方法は、実際に再送する業者がいた模様である。通信省は一九〇九（明治四二）年六月二九日付で外国電報規則を公布した。これは前年の五月から六月に開催されたリスボンで行われた万国電信会議において、改正された万国電信条約書附属国際業務規則および国際料金表に基づいた内容のものである。公布を報じている一九〇九年六月三〇日の『時事新報』に次の記事が掲載されている。

例えば在東京某より在セントペテルブルク某に充つる電報を、まずウラジオストク某に充て發送し、更にこの者がウラジオストクより露都宛て新規の電報としてこれを發送するときは、最初東京より直接に露都に宛て發送したるときに比し、多少の遅延を免れざるも、料金に於いて著しく減脱を得べし。この弊を防がんため、右のごとき電報の中間取り次ぎを行う再送業者に宛て、料金減脱の目的を以って電報を再送すること、今回新たに禁じられたり。もし発信局が譲つてこの種の電報を受け付けたるときは、その電報は着信局に於いて停止せらるべし。

当時の日本の立場とすれば、再送業者を禁止するより、むしろ料金体系の矛盾を指摘するべき内容であったが、既得権を守る先進諸国の考えが万国電信会議でも強かったことを示している。国内電報料金分（首尾料）しか収入にならない日本の電信局にとっては、再送業者あての電報を取り締まる理由も薄弱であったことから、着信局による停止が盛り込まれていたものと思われる。

大北電信会社との交渉状況に関して一九一三（大正二）年一〇月二六日の『中外商業新報』に、逓信省の渡辺

信外信課長のコメントが掲載されている。渡辺課長は、ケーブル買収を見送った理由として、大北電信会社は毎年一〇〇万円の収益を長崎―上海、長崎―ウラジオストックの二ケーブルであげているが、中国、ロシアから付与された独占権が今後一八年続くことから、買収のためには、一八〇〇万円プラス建設費一五〇万円が必要であり、あまりの高額のため断念し、日本政府による日中間ケーブル敷設の方向で決着をみたと言っている。このケーブル買収費用の試算が妥当であったかは別として、大北電信会社の料金水準が、独占により高止まりであったことは、各紙紙面、渡辺外信課長談からも明らかである。

(三) 明治期の国際電報の平均利用語数、料金

実際に明治期の国際電報の利用者は、どの程度の語数の電報を打ち、どの程度料金を支払っていたのだろうか。一八九二（明治二五）年の官報、私報の総発信数を総語数で割り、一通あたりの平均語数を見ると、欧文官報二一・九語、和文官報五・七語、欧文私報七・三語、和文私報一・六語である。一九〇一（明治三四）年では、欧文官報一三・六語、和文官報五・九語、欧文私報七・四語、和文私報一・七語であり、欧文官報の平均語数減少以外に大きな変動はない。この間、発信電報総数は、四万四千通から一六万九千通と四倍弱の伸びであるが、欧文官報は、一、一一九通から七、一一五通と六倍以上の伸びである。欧文官報の平均語数は、明治三〇年代になり、領事報告に電報欄が設けられるなど、政府―公使館・領事館との通信が、市場動向などの情報提供を含め内容が多岐になり、頻度も増えたことにより、逆に一通あたりの語数が減少したものと思われる。

語数の計算は、普通語の場合、各単語により一五字までを一語として、一五字を越える単語は、二語となる（四）。

『外国郵便電信心得』に掲載されている例によれば、New-York とする場合は、一語であるが、New South Wales の場合は三語である。一単語でも Ineonstitutionalite は、二〇字であるため二語分の料金がかかる。隠語を利用する場合は、一〇字までが一語であり、その他、普通文と隠語を混合した場合の料金も別設定となっている。

和文の場合は、七文字までが一語と計算される。一八九二年の和文電報の平均語数一・六語であり、半数以上の電報が一語だけの電報であったと想定できる数値である。同じ一語でも和文のほうがメッセージ量が多いという点と、和文電報の場合受信人名、発信人名に料金がかからなかったことが理由として考えられる。「アスカエル」、「I will go home tomorrow.」では和文は一語、欧文では五語という計算になる。このような状況から、料金の節約および機密保持のため暗号、符号が多用されたのである。

欧文私報の平均利用語数にあたる七語の料金は、一八九二年の時点では、ニューヨークあて一七円五七銭、欧州あて一五円四七銭、上海あて四円七六銭、一九〇一（明治三四）年ではニューヨークあて二五円六銭、欧州あて二円五六銭、上海あて四円二〇銭である。釜山あては一語四〇銭、一八九七年には三〇銭に値下げとなっている。同じ国際電報料金といっても相手先により大きな格差があったことになる。電信は確かに遠隔地と情報交換に係わる時間を大幅に短縮したが、少なくとも無線通信が普及するまでは、料金面において依然距離は重要な要素であり続けていた。

藤村聡は、兼松資料を詳細に分析した論文で、兼松の発信国際電報に関する一八九四（明治二七）年から一九二四（大正一三）年までの一件あたりの語数を算出している。一八九四年の輸入業務関連の発信電報は五・一語、輸出業務関連の発信電報は四・〇語、一八九五年は、それぞれ六・二語、六・〇語となっている。一九〇一（明治三四）年は、それぞれ四・九語、五・三語となっている（五）。

藤村聡が指摘しているように、上記の語数は、一件あたりであり、通数あたりの語数とは断定できないが、兼松は、一八九〇（明治二三）年から暗号符号も用いており、当初から経費削減にも努めていたようである。同論文によると一九〇一（明治三四）年の海外通信料は四、一二五円、当時のシドニーあての料金は一語二・九六円だから、一二九〇語にあたる。一件あたり六語程度しても二〇〇通相当の料金である。実際は他国あての発信も

あったと想定されるので、この数値を下回るものと思われるが、この年の日豪間の電報取扱合計数は一、七五六通（発信七五三通、着信一、〇〇三通）であり、日豪間に占めた兼松の位置付けが分かるだろう。

藤村聡は、輸出業務に関する電報は、輸入業務に関する電報に比べて売上高あたりの利用料金が高額に上ること、また輸入通信費に関しては、売上高に必ずしも連動していないことを明らかにしている（六）。後者の理由として、「海外における営業規模の拡大、取引形態や業務の複雑化、金本位制の解体による為替相場の混乱や突発的な国内外の政治的経済的事件など、頻繁な情報伝達を必要とする環境が、通信費の支出額を大きく左右していたと考えられる」としている。分析対象は、一九二二（大正一一）年から一九三九（昭和一四）年にかけてであるが、これが当時の兼松以外にも当てはまるのか国際通信史にとって今後の検討課題となろう

第二節 主流をなす開港場の欧文電報と西日本の和文電報

（一） 明治中葉の国際電報利用状況

国際電報の諸統計では、管見の限り、一八九二（明治二五）年に至りようやく日本発信の各国別取扱量が明らかになっている。本節では、一八九二年における国際電報利用状況を検討する。表5の2は、一八九二年度の都市別の国際電報発着状況である。同年度における日本からの有料発信電報総数四二、六一四通の九五%以上が、一位横浜（四二・七%）、二位神戸（二〇・四%）、三位大阪（一四・八%）、四位長崎（一一・二%）、五位東京（六・二%）までの五都市に集中している。いずれも開市場・開港場であるが、開港場でも函館と新潟は極少数に留まっている。欧文電報（三五、四〇九通）では、横浜（五一・四%）、神戸（二三・八%）の二市で、七五%を占めている。逆に当時釜山あてだけであった和文電報七、二〇五通のうち六割弱を大阪が占め、長崎（一

九・二％）、赤間関（現下関）（一〇・〇％）など西日本からの発信が九五％以上を占めている。これに対し、横浜では和文電報は、わずか五通であり、神戸でも二六一通に過ぎない。

表5の3は、一八九二年度の国別の国際電報取扱量である。一位清（三五・八％）、二位韓（一六・四％）、三位英国（一五・五％）、四位米国（一〇・七％）、五位印度（五・七％）で八割以上を占めている。さらに六位フランス（五・二％）、七位ドイツ（四・〇％）、八位スイス（一・八％）までで全体の九五％となっている（七）。韓国あては九割以上が釜山あての和文電報である。大陸別では、アジア六割、欧州三割、米国一割の比率である。

同年の統計では、主要都市間の取扱量も記載されている。清との間の取扱数約三万のうち半数の約一万五千通が上海との間のものであり、香港との間が約一万二千通、その他の地域は合計しても二千通を占めるに過ぎない。韓国との間の取扱数約一万四千通のうち一万二千通が釜山との間の通信で、漢城（現ソウル）との間は二五八通に過ぎない。一八八八（明治二一）年に釜山―漢城間も電信回線で結ばれているが、当時の韓国在住の日本人九千人強のうち半分以上が釜山在住なうえ、釜山以外では和文電報の取扱いが無かったためである。

米国との間は、約九千通のうち約六千三百通がニューヨークとの間のものであり、日本との貿易港サンフランシスコの約千通を大きく凌駕している。フランスとの間の約四千三百通のうち、リオンが約二千五百通、パリが千百通強である。

ニューヨーク、リオンは生糸市場の中心地であった。石井寛治が紹介しているように、日本の製糸団結同伸会社も一八八〇年には両都市に事務所を設置し、電報により市場の状況を速報していた（八）。その他の都市で、この年往復二千通を超えているのは、ロンドン、ボンベイ（現ムンバイ）、ハンブルクの三都市だけである。

一八九二（明治二五）年の統計（『通信省第七年報』）には、さらに日本発信に釜山発信を含めた用途別の集

表5の2 1892年度の都市別国際電報発着状況 (単位:通)

	函館	東京	横浜	大阪	神戸	広島	長崎	その他	合計	釜山
発信総数	126	2645	18196	6325	8705	128	4770	1719	42614	5288
欧文再掲	126	2502	18191	2110	8444	51	3390	595	35409	52
着信総数	147	3006	18481	4226	8213	140	4664	1342	40219	7358
欧文再掲	147	2800	18470	1927	8013	50	3226	372	35005	166
発着合計	273	5651	36677	10551	16918	268	9434	3061	82833	12646

(逓信大臣官房文書課編『逓信省第7年報』(逓信省、1894年)を元に作成)

計が掲載されている。釜山発信分を含めた発信合計五一、四九八通のうち、官報一、二六九通(二・五%)、私報四六、六三三通(九〇・六%)、事務報二、四九七通(四・八%)、気象報一、〇九九通(二・一%)で、私報が九割を占めている。私報四六、六三三通のうち、三九、四三三通(八四・六%)が商工農用と圧倒的多数を占めており、銀行用三、五八七通(七・七%)、個人的利用が含まれていると思われる雑用は、三、五四四通(七・六%)に留まっている。雑用三、五四四通のうち、欧文は一、五四通(欧文私報中五・三%)、和文は一、九八八通(和文私報中一六・二%)である。同年の国内電報取扱いでは、私報四、七二〇、五八七通のうち六三・四%が農工商用に対し雑用は三三・〇%である。

国際電報利用の九五%が東京と開港場で占め、農工商用と銀行用で私報の商業通信が九割以上となっている。貿易と国際電報が密接に関係していることは藤井信幸の研究で明らかになっている(九)。ここでは、実際に一八七七年から一九一二年にかけての国際電報取扱数と輸出入合計額を見ると、相関係数〇・八九八となる。一方一八九二年度の表5の3のデータを用い国別電報取扱数と国別貿易額の相関係数は、相関係数〇・五八八である。各国間との貿易において商品特性や郵便との料金差、到着時間差の条件など、状況が異なっているためと思われる。

『大日本外国貿易対照表』によれば、同年の港別輸出入総額の九七・八%を横浜、神戸、大阪、長崎の四港で占めている。また輸出入総額中、内商(日本企業)比率は一六・〇%に留まっていた。韓国あては西日本を中心とした和文電報の利用が多数を

表5の3 1892年度の国別国際電報発着状況

(単位: 通、千円)

	清	韓	英 国	米 国	インド	フランス	ドイツ	スイス	その他	合計
発着信合計	29648	13624	12828	8843	4706	4286	3290	1453	4155	82833
発信	14569	7829	6454	4335	2311	2452	1715	824	2125	42614
着信	15079	5795	6374	4508	2395	1834	1575	629	2030	40219
発着シェア	35.8%	16.4%	15.5%	10.7%	5.7%	5.2%	4.0%	1.8%	5.0%	
輸出入額計	39143	4457	24711	44663	9084	21715	7316	874	10466	162429

(逓信大臣官房文書課編『逓信省第7年報』(逓信省、1894年)および総務省統計局監修『日本長期統計総覧』(日本統計協会、1988年)を元に作成)

占めているが、韓国あて以外の国際電報は、依然開港場の外国企業からの利用が中心を占めていたものと思われる。杉山伸也は、「居留地貿易」制度は非関税障壁の役割をはたした(一〇)としているが、この時代、国際電報、特に欧文電報は、まだ多くの日本人、企業にとって遠い存在であった。

先に触れた藤村聡の研究では、戦間期における兼松の国際電報利用では、輸入通信費は売上高の変動に必ずしも連動しないこと、輸出通信費は、輸入と比べ、売上高に対し割高であることの二点を明らかにしている。ここでは、対日通信において、発着比率が大きくことなる国との輸出入貿易額を比較しておく。

表5の3のようにフランスおよび韓国あての発信電報の取扱量は、着信取扱量に比べ、それぞれ三五%、三四%上回っている。一八九二(明治二五)年の両国の輸出入額は、フランス輸出一八、〇九四千元、輸入三、六二一千元 韓国輸出一、四一千元、輸入三、〇四六千元となっている。同じ発信数が多いという条件でも対フランスは輸出額の大幅な超過、対韓国では輸入額の大幅な超過と逆の結果となっている。もっとも発着数がほぼ拮抗している清、英国、米国、インドもそれぞれの輸出入額は、六、三五九千元と一二、五〇九千元、三、九二二千元と二〇、七八九千元、三八、六七五千元と五、九八八千元、一、四二二千元と七、六六二千元と輸出入額は大幅に乖離している。発着信数の乖離は、むしろ権限の所在地、商品特性、外商扱い内商扱いなどの諸条件により異なった結果が生じるものと思われる。

この年の国際発信郵便量を見ると、信書約五〇万通、葉書約三三万通、合計八三

万通である。国別の内訳は、一位米国の約一五万通、二位英国八万通弱、三位清国約六万通、四位韓国五万通強、五位英領植民地四万通強、六位ハワイ三万通である。このほか、当時の日本は、上海、釜山、仁川、元山に日本郵便局を設置しており、上海は約五万件の着信、韓国は三局で一五万通の着信があった。国際電報では数百通の発信に留まっていた英領植民地、ハワイが郵便取扱数では上位に顔を出している。郵便の場合、移民等、個人の利用も多かったものと思われる。

一八七一年（明治四）年の国際電報の取扱開始後二〇年以上経過したこの年でも、欧文の国際発信電報は、一日あたり一〇〇通にも満たず、ほとんど全ての日本人にとって無縁のものであった。この年日本からハワイにあてて差し出された郵便三万通のうちの多くは、ハワイの移民者を気遣った故郷の家族や友人によって書かれた個人利用とみて間違いないだろう。

（二） 日清戦争前後の通信利用状況

一八九四年（明治二七）年に日清戦争が勃発し、国際電報発着合計取扱量は、一気に一〇万件を突破する。一八九三年（明治二六）年に九三、一三四通だった取扱数は、一八九四年に一五〇、六〇四通（対前年比一四五・二％）、一八九五年（明治二八）年に二一九、三一〇通（対前年度比一四三・九％）と大幅な伸びを見せている。一八九四年の増加五七、四七〇通のうち三七、三一五通が日韓間、一〇、三四九通が日清間であり、この二か国で四七、六六四通と増加分のうちの八割を占めている。この間の全取扱量、日韓間、日清間の取扱量を示したものが表5の4である。

国際の発信電報を種別で見ると、官報の増加が目立つ。一八九三年一、五四二通（内和文三四通）が、一八九四年は一四、三四五通（内和文一〇、四七六通）と急増し、特に日韓間のみで扱われていた和文電報は約三〇〇倍の増加である。

官報の発信地域をみると、東京の四、四六〇通（内和文一、七五五通）、大本営を擁していた広島からの発信は六、七八二通（内和文六、六四五通）にのぼっている。日清戦争時には軍事専用ケーブルもなく、軍事通信も長崎―釜山ケーブルが利用された。

和文の私報も五、二六九通から九、七九七通と二倍近くの伸びを見せている。この年の日韓間通信は、発信二一、五一五通に対し着信は二六、九四八通であり、現地からの情報が日本に頻繁に伝達されていたことが示されている。日清戦争の勃発により多数の電報が日韓間で交信されていたかが分かる（二）。このように一八九四年、一八九五年の取扱量急増の大きな要因は、日韓間の和文官報電報、特に軍事電報を中心とした増加であった。

従来の漢城―釜山間の電信線は、安定した通信を行うことができないうえ、清国軍の駐留地牙山の近くを通り、切断される可能性も高かったことから、日清戦争開戦時に、陸軍は漢城―釜山間の電信回線建設に着手し、一八九四年八月一六日に開通した（三）。これにより東京―漢城間の和文による電信連絡が確保された。当初は、この区間は軍専用回線の位置付けであり、軍用および官報のみの取扱いであった。その後戦争の進展に伴い、漢城北の朝鮮政府回線を接収するとともに、軍用専用回線を新規に敷設し、義州から清国内にも軍用回線を延伸した。同年九月国際関係上の配慮から大鳥圭介公使の要請により漢城―釜山間で一般電報の取扱いが開始された。この時期から、山口、福岡でも和文電報の取扱が急増し、西日本の港湾都市と韓国との緊密な関係が反映されている。一八八二年に独占権を与えてまで、大北電信会社に敷設させた長崎―釜山ケーブルは、日清戦争前から日本の大陸政策必要不可欠のものとなっていたのである。

しかし、日清間、日韓間以外の取扱量も表5の4のとおり着実に増加していたことも見逃してはならない。国際電報取扱量を見ても日本が着実に力をつけつつあった様子が反映されていると考えて良いだろう。日清戦争後取扱減となった一八九六（明治二九）年の約一五万通は、一八九三（明治二六）年の取扱数を六万五千通程上回

っている。

日清戦争時に在日清国公使館と清国政府で交わされた暗号電報および下関講和会議時の清国全権と清国政府間の暗号電報を解読していた事実が知られている。国際電報の場合は、自国国内伝送路―海底ケーブル（国際伝送路）―相手国内伝送路を経由するので、国際通信主権を失っていても国内電信の主権があれば自国内の情報の入手は不可能ではない。日本政府は、一八八六（明治一九）年に装甲艦「定遠」が長崎に入港した際、漢字を四桁の数値にあてはめるコードブックを入手し活用したようである（一三）。

ある（一三）。

第四章でみたとおり、日本政府による清国の外交電報の解読は、既に一八八二（明治一五）年の壬午事変の際に行なわれていた。石井忠亮電信局長は「電報新編」というコードブックにより解読した外交電報を報告している（四）。ただし、この時点では、暗号を利用した電報は解読できていなかった模様である。一八八四（明治一七）年の甲申事変時には、吉田清成外務卿代理は、駐日清国公使から、事変勃発の事実を知らされており、この時点も清国の暗号電報を解読していた形跡はない。日清戦争時には通信に関して、朝鮮半島との伝送路整備、戦場を結ぶ軍用電信線の迅速な建設、暗号解読と、一定の準備が整っていたと言えるだろう。一八八二年の苦渋の選択は、日清戦争時には功を奏したのである。

日清戦争以降、日本の機密情報が相手国に漏洩した理由として、しばしば国際通信主権を持たなかったためと説明されているが、前述のように国際電報の場合、相手国側国内伝送路内で電文を入手される可能性が常にあるので、必ずしも正しいものでは

表5の4 日清戦争前後の国際電報取扱状況

（単位：通）

	清国	韓国	その他	合計
1892年	29648	13624	39561	82833
1893年	33570	11148	42611	87329
1894年	43919	48463	53027	145409
1895年	45625	64955	65853	176433
1896年	43673	37351	73047	154071

（前掲『逓信省第7年報』から『第11年報』の各号をもとに作成）

ないことを抑えておきたい。

日清戦争後、一八九六年五月一四日、駐朝公使小村寿太郎と駐朝ロシア公使ウェーバーの間で、「朝鮮問題に関する日露両国代表者間覚書」が締結された（二五）。第三条は電信に関する次の内容であった。「露国代表者は左の点に付き全く日本国代表者と意見を同ふす即ち朝鮮国の現況にては釜山京城間の日本電信線保護の為或場所に日本国衛兵を置くの必要あるべきこと（以下略）」。

同年六月九日、ロシアを訪問中の特命全権大使山縣有朋とロシアのロバノフ外相は、「朝鮮問題に関する日露間議定書」を締結した。その第三条はつぎのとおりである。「朝鮮国との通信を容易ならしむる為日本国政府は其の現に保有する所の電信線を引続き管理すべし 露国は京城より其の国境に至る電信線を架設するの権利を留保す 右諸電信線は朝鮮国政府において之を買収すべき手段附き次第之を買収することを得るものとす」。日清戦争時の経験もあり、日本政府が釜山―漢城間の伝送路確保をいかに重視していたかが分かる。

（三） 日露戦争後の取扱量急増の背景

図5の1のように、一八九九（明治三二）年頃から一九〇八（明治四一）年にかけて国際電報量が急増している。一八九五（明治二八）年に二〇万通を突破した発着合計数は、一旦一〇万通代に減少したものの、一八九九年には再び二〇万通を、さらに一九〇〇年に三〇万通を突破した後、爆発的に急増し、一九〇六（明治三九）年に二一万通と一〇〇万代を一気に突破し、一九〇七（明治四〇）年に一四〇万通に達した。

この間の国際伝送路の拡充は、台湾領有化以降、台湾―福州間、台湾―鹿児島間を除くと、一九〇六年の東京―グアム間および佐世保―大連間のケーブルの公衆利用の開始である。佐世保―大連間のケーブルは日露戦争中の一九〇四年五月に開通した軍事用回線であり、戦後公衆通信にも利用されるようになったものである（二六）。同回線により日本―大連間で和文電報の取扱いが開始された。この二〇世紀初頭の爆発的急増の内訳を一八九九（

明治三二)年と一九〇九(明治四二)年の国別取扱数を比較したものが表5の5である。

この間の全取扱量の伸びは約五・五倍であるが、韓国との通信の増加が目立っている。一九〇九年度の数値には清国内租借地との間の数値も含まれているので、一五・五倍の伸びを示しているが、九〇万通のうち六〇万通が韓国との間の取扱量と推定できる(一七)。一八九九年度の六万通に比べ一〇倍の伸びである。全取扱数比のシェアでは二五・九%から約五〇%に増加している。韓国と清国租借地を除く取扱量の伸びは約二倍に留まっている。

この時期の取扱量の急増は和文電報が中心であり、日本の国際化の進展というより、韓国、清国内租借地の国内化が反映していると思われるべきである。この間、在韓日本人数は急増している。一九〇〇(明治三三)年末の約一万六千人であった在韓日本人は、日露戦争終結後、一九〇五(明治三八)年末には約四万二千人に、さらに韓国併合の一九一〇(明治四三)年末には、約一七万一千人と一〇年間で一〇倍以上に増加した(一八)。

日韓間の輸出入額は、一九〇〇年一八、七五九千円(輸出九、九五三千円、輸入八、八〇六千円)、一九〇五年には四九、一六四千円(輸出三二、七九二千円、輸入一六、三七二千円)と急増したが、韓国併合直前の一九〇九(明治四二)年には、二六、〇四二千円(輸出一七、四五〇千円、輸入八、五九二千円)に減少している。この間、一九〇五年七月に日本政府は、韓国国内の通信機関を掌握、同年一月には第二次日韓協約を締結し、韓国を保護国化した。

韓国併合の一九一〇(明治四三)年前後の全取扱量を見ると、一九〇九年の一四二万通が一九一一年には、五万通と八八万通の減少となっている。

一八七三年、長崎のベルビュー・ホテル内に設置された電信局のオペレータとして伊東巳代治とともにキャリアを開始した一電信技手片山卯吉郎は、一九一四年に長崎電信局を去り韓国の郵便局にむかった。片山卯吉郎の生涯は、日本における国際通信の歴史を直接反映しているようにも思われる。

一八九二（明治二五）年に東京、横浜、大阪、神戸、長崎の五都市で九五％集中していた国際電報の発着も、西日本の各都市からの発着信も増加し、一九〇九（明治四二）年には上記五都市の集中度率は六〇％と低下し、京都、名古屋、熊本、広島、高松で発信数が一万通を突破している。いずれも和文が中心であり、韓国あてが多数を占めていたものと思われる。五都市の中でも大阪、神戸が一位、二位を占め、横浜は、東京に次ぐ四位となっている。

一八九二年には八五％を占めていた欧文電報は、一九〇九年全体の取扱量の三〇％にまで下がっている。国際電報取扱量の推移を見ると、日清戦争以降明治末年に至るまで、西日本各都市と韓国との関係が急速に進展した様子が分かる。一方欧文電報の発着は、一九〇九年においても約九五％が五都市に集中、欧文取扱量は、横浜が一位を占めていた。この間、港別輸出入の四港への集中度率は一九〇〇（明治三三）年の九二・九％から一九〇八（明治四一）年の八二・五％に減少している。一九〇〇年の内商比率は三七・〇％であった。

一九〇三年の欧米あての値下げ、一九〇五年の米国あての値下げが取扱量に与えた影響は、一九〇〇年以降増加傾向が続いているため明確ではない。ただし、明治期における米国との間で取扱量の最大値は一九〇〇年の六四、六四五通であり、値下げ後数年間続いた四万通台の取扱数を大きく上回っていることから、利用者は暗号、略号などにより経費節減に最大限の努力をしており、「料金」弾力性は低かったものと思われる。

大北電信会社に付与した三〇年間の独占権は一九一二（大正元）年一二月に満了し、一九一三年に欧州、中国あて料金が値下げされた。この時も米国あての値下げは実施されなかった。一九一四年には日露間の陸上線が設定され、ロシアあては一語二八銭と従来に比べ、大幅に安い料金が実現した（一九）。さらに日本政府による長崎―上海海底ケーブルも一九一五年に開通し、和文電報の取扱いが開始された。

日露戦争以降、国際伝送路の状況は、大きく変貌している。第七章で詳細に触れるが、まず、韓国の保護国化、

表5の5 20世紀初頭の国際電報発着合計取扱量状況

(単位：通)

	清国	韓国	英国	米国	ドイツ	合計	除韓国
1899年	75091	60615	32015	21225	8964	233881	173266
1909年	101017	949438	63410	47242	26431	1298154	348716
増加率	35%	1466%	98%	123%	195%	455%	101%

(注) 明治42年の韓国の取扱量は、清国内租借地分を含む。

(通信省総務局編『(明治32年度)通信省第13年報』(通信省、1901年)

および通信省通信局編『明治42年度通信統計要覧』(通信省、1911年)から作成)

大連などの租借による大陸直通ルートの開設、次に、自国による海底ケーブル敷設技術の獲得である。日露戦争中、前述の佐世保―大連ケーブルのほか、軍用海底ケーブルを敷設している。さらに、日露戦争時に上海―ウラジオストク線断絶にそなえ、キャフタ経由での清国―ロシア直通線の開通、マニラ、ハワイ経由の清国―米回国線の開通などである(『日外』四〇の一、二七―一四六頁)。

しかしこの間、日本は、朝鮮半島、大連などとの回線を増強しながらも、欧米諸国との伝送路の大幅な拡充はできなかった。世界の通信回線網の中では、むしろ孤立しつつあったようにみえる。

第三節

急増する和文電報と進展しない欧米との伝送路敷設

明治期の国際電報の歴史を辿ると、日本が一独立国として着実に前進した様子が垣間見えると同時に、一八八二年の通信主権喪失の弊害が年を追って大きなものとなっていき様子もうかがわれる。

一八九二(明治二五)年度に八万通強のうち一五%程度であった和文電報は、一九〇九年度の全取扱一三〇万通のうち七〇%と急増した。特に西日本各地との通信量増加が目立つ。明治期の国際通信は、通信主権に制約を受けた中での欧米諸国との間の欧文電報と、韓国併合、遼東半島租借によるアジア大陸との間の和文電報と、性質の異なる二つのサービスで構成されていたとさえ言えるだろう(二〇)。和文国際

電報の増加は、国際化というより近隣地域の国内化という側面が強い。韓国内、清国租借地、芝罘などに日本電信局を設置している。

当時の英国政府は、日本政府の国際通信に関する関心事は、東アジアとの（和文）電報利用のための伝送路の拡張と、他の地域との間の料金の低減の二つであると見ていた（二一）。

日本政府の欧米地域との間の新伝送路開拓に対する消極性は、欧米諸国との通信を引続き大北電信会社の影響下に置く結果を招いた。その後第一次大戦中に通信量が急増した。一九一三（大正二）年度に五一五、五七九通であった国際電報取扱数は、一九一八（大正七）年度には一、四八〇、七二四通と四倍近く増加した（二二）。この結果日米間を中心に恒常的な輻輳状態に陥ったのである。

第六章 日露戦争における無線電信利用

日露戦争時、日本海軍が無線電信を活用し、日本海海戦を勝利に導いた一因となったことはよく知られている。同時に、日露戦争では、日本と海外を結ぶ海底ケーブルも大きな役割を果たした。第四章でみたとおり、一九〇一年当時の寺内正毅参謀本部次長は、太平洋ケーブル計画の推進、対馬―釜山ケーブルの買収、下関―釜山ケーブルの敷設を要求した。この中で日本と朝鮮半島を結ぶケーブル敷設準備は着々と進んだ。戦時中、日本海軍の前進拠点地と大本営は有線で結ばれ、常にロシア軍の機先を制していたといえる状況であった。

日露戦争時の無線電信の利用については、『日本無線史』第一〇巻（一）や吉田昭彦の研究（二）があり、無線電信導入にあたっての状況については島田謹二（三）の著作がある。国際通信の状況や暗号利用については、稲葉千晴の研究がある（四）。また『極秘 明治三十七八年海戦史（五）』など各資料を用いた外山三郎の研究（六）は、日露戦争における海戦の状況を詳細に論じている。当時の軍事用海底ケーブルの敷設状況に関しては、『海底線百年の歩み（七）』に詳しい。さらに、富澤一郎など電気通信大学歴史資料館関係者による研究（八）は、この分野における研究を大きく進展させた。

実際に電信という情報技術が実戦にどのような影響を与えたかという研究は、前述の吉田昭彦により、日本海海戦において信濃丸、三等巡洋艦和泉の無線連絡が連合艦隊の勝利に大きく貢献したことが明らかにされている。しかしながら、無線電信、商用海底ケーブル、軍事用海底ケーブルなど各通信手段の全体像と実際の利用状況を把握し、実際の軍事行動にどのような影響を与えたかを総合的に論じた研究は、これからの状況である。特に旅順艦隊との戦いは封鎖戦であり、電信が大きな役割を占めた。高橋文雄によると、英国海軍のヘズレット（^九

Hezlet) は、旅順封鎖は無線電信により可能となった間接閉鎖であったとし、米国海軍のマハン (Alfred T. Mahan) は海底ケーブルの発達により間接封鎖が可能であると捉え、問題は被封鎖艦隊の出港を誘発できるか否かにあると指摘したうえで、キーポイントとして封鎖実施艦隊の監視体制と同艦隊内の艦船間通信手段をあげている^(九)。高橋は新しい封鎖方法の実現には海底ケーブルに加え、無線電信の活用が不可欠であったと論じている。

本章では、日露戦争中の主な海戦において日本軍の軍事活動に、ケーブル、無線電信がどのように使われたかを明らかにする。

本章の基礎資料は海軍軍令部編『極秘 明治三十七八年海戦史』であり、外山三郎により作戦の成績評価の点を除いては十分信頼できるとされている^(一〇)。また問題点として「戦記は単に諸海戦を生起の順に挙げ、戦隊場面を主体に槍先の動きを描いたようなものである。誰がその槍を作りそれを動かす本体は何であったかには多くを言及していない。恐らくその本体については、第四部以下に解説されているとみているのであろうが、全期を全体的にとらえる第四部以下のどの部分が当該海戦の本体をなすかは明らかでない^(一一)」と述べている。本章では『極秘海戦史』第一部戦記、各巻備考文書と第四部巻四第三編通信の比較対照を中心に、海戦における通信状況を検討する。

第一節 開戦前の準備状況と旅順港奇襲攻撃

(一) 日本軍による伝送路整備とロシア伝送路の切断

日露戦争当時、日本と海外を結んでいた海底ケーブルを確認すると次のとおりである。大北電信会社の海底ケ

ーブル、長崎―上海間（二条）、長崎―ウラジオストック間（二条）、および対馬―釜山間（一条）の計五条である。このほか台湾の淡水と清国の福州川石山間を結ぶ日本政府所有のケーブルがあったが、このケーブルは大北電信会社に与えた日本とアジア間の通信独占権により、原則として台湾から諸外国の通信の利用に限られており、日本本土と外国の間の通信には公には利用できなかった。日露開戦となれば、当然ウラジオストックとの間のケーブルは切断され、韓国以外の諸国への通信は、大北電信会社の上海ケーブル二条のみとなることが予想された。大北電信会社は、シベリア経由で国際通信を行っているなど、ロシアとも密接な関係があることから、機密漏洩の点でも懸念された。

一九〇三（明治三六）年一月二八日、常備艦隊が解かれ、第一、第二、第三艦隊が編制され、第一戦隊、第二戦隊により連合艦隊が組織された。三〇日には第一回海陸協同会議が開催され、艦隊出動の秘密を守るため北京から張家口を経てキャフタに至る電信線切断が決定された（二三）。さらに、海軍集結地となる八口浦および仮根拠地となる鎮海湾と、本土の間に海底ケーブル敷設を進める一方、ロシア軍の連絡網分断のため、義州―漢城（現ソウル）間、元山以北、旅順營口から北京および奉天吉林間、旅順―芝罘（現煙台）ケーブルの各電信線切断を計画した。また、ロシアとも関係のある大北電信会社のケーブルの利用を危惧し、台湾福州ケーブルを用い、日本本土―台湾―福州と結び、福州から英国の大東電信会社の伝送路を利用する手はずを整えた。旅順―芝罘間については、一斉に切断してロシア側の疑惑を招くのをさけ、情報収集の道を残す意味でも時期をみて切断することとした。

逓信省のケーブル敷設船沖繩丸は、三等巡洋艦明石の護衛のもと、一月一五日、八口浦―佐世保間のケーブル敷設を完了した（二四）。一月中に三等巡洋艦以上の全主力艦および通報艦、合計三二隻に無線電信機の配備を終えた（二四）。



図 6 の 1 日露戦争主要戦場

日本海軍の無線電信機は最初に実用化された三四年式と改良を加えた三六年式があり、開戦当初一部の艦は三四年式を搭載していた。概要は表 6 の 1 のとおりである。さらに二月一四日に竣工し、第四戦隊に編入された三等巡洋艦対馬、四月に第五戦隊に編入された一等巡洋艦日進、春日にも当初から無線電信機が装備された。

当時の無線電信は、送信側でインダクション・コイルにより火花を起し、火花で生じた電波を金属粉の詰まった管（コヒーラ）を用いた受信機で検知するという単純なものであった。通信速度に限界が

あるとともに、隣接地域で利用できるのは一回線、送信と受信も交互に行う必要があった。再三出された無駄な送信の禁止や混信の防止策は、当時の技術水準が反映している。

対するロシア海軍は、太平洋艦隊（旅順艦隊）主力の戦艦七隻、巡洋艦七隻を旅順に、巡洋艦四隻をウラジオストック（太平洋艦隊巡洋枝隊・浦塩艦隊）に、巡洋艦ワリヤーグを仁川に配置していた。一九〇四（明治三七）年二月三日一八時、開戦、出撃を伝える封緘命令を持ち、山下源太郎大佐が東京をたち、広島経由で佐世保に向かった。同日一九時、芝罘駐在武官の森義太郎海軍中佐から、旅順艦隊が出港し、行き先不明との連絡が山本権兵衛海相あてに入電した。翌四日、御前会議で開戦を決定した。山本海相は各艦隊、鎮守府に対し、ロシア艦隊が港口に來航した場合、撃破せよと命じた。連合艦隊はロシア艦隊の佐世保急襲に備え、駆逐艦に加え、千早と龍田を哨戒のため出港させ、三〇分おきに無線連絡をとる体制をとった（一五）。

同四日北京―キャフタ線を切断し、日本発の国際電報を七二時間保留する措置および暗号電報の禁止措置が取られた。翌五日、營口線、義州線、元山線を切断した（一六）。

二月五日一三時三〇分、山本海相は、東郷平八郎連合艦隊司令長官および朝鮮海峡警備を担当する片岡七郎第三艦隊司令長官あてに封緘命令を開封するよう打電した。封緘命令は一七時に開封され、連合艦隊主力は旅順港攻撃、出雲を加えた第四戦隊は、漢城を制圧する陸軍を仁川または牙山に上陸させるため六日出港することになった。一四時、小村寿太郎外相はロシア駐在栗野慎一郎公使に、国交断絶通告に関する訓令を打電した（『日外』三七、三八の別冊一、一一三頁）。

一九時には森中佐からロシア艦隊が四日一五時に旅順港に戻った旨が電報で報告されたが、作戦は着々と進められた。旅順艦隊は行動訓練および無線電信機試験のために出港したものであった（一七）。

同じく五日二二時三〇分、明石は一月に敷設したケーブルを開通させるため、海軍第一拠点地となる朝鮮半島

南西に位置する八口浦に向け出港した。佐世保―八口浦ケーブルは、六日一六時に開通した。明石は七日一時過ぎに、連合艦隊が佐世保を出港した六日以降に軍令部などが発した約二〇通の電報を受け取り、八口浦を出港、主力部隊と七日一五時に合流して、六日現在の旅順港のロシア艦隊の動向、仁川港の状況など軍令部経由の最新情報を伝えた。一〇日には、第一軍主力の上陸が予定されていた馬山と対馬を結ぶケーブルも完成した。

(二) 旅順港奇襲および仁川海戦における情報連絡

三等巡洋艦千代田は一九〇三年一月一八日以降、仁川港に停泊中であつた。同港にはロシア巡洋艦ワリヤグと砲艦コレーツも停泊していた。千代田は二月六日一二時三〇分に山本海相が発した「八日八時ペーカー島沖で第四戦隊と合流せよ」と命じる電報を六日一四時四〇分に受け取った。千代田の村上格一艦長は、同六日深夜、釜山で第三艦隊がロシア船を拿捕した情報を漢城駐在武官吉田増次郎少佐から電報で知らされ、仁川港内においてロシア艦隊に対する先制攻撃の許可を伊東祐亨軍令部長に電請した。伊東軍令部長は港内に他国艦もいることから国際問題を惹起するとして禁ずるとともに、第四戦隊にもその旨伝えよと返電した。村上艦長は吉田少佐、仁川駐在の加藤本四郎領事と協議し、漢城、仁川郵便電信局においてロシア艦拿捕を知らせる電報の抑留措置を講じた。千代田は七日深夜、港外に脱出した（一八）。

千代田と東京との連絡は、仁川から釜山までの陸上線と、大北電信会社の釜山―対馬間の海底ケーブルを用いた公衆伝送路で行われ、所要時間は三〇分から三時間程度であつた。

翌二月八日八時三〇分、千代田は無線での交信後、牙山沖で瓜生外吉司令官率いる第四戦隊と合流した。千代田は、七日正午発伊東軍令部長の電報、「敵主力艦隊は旅順港にある」旨、漢城駐在吉田少佐による早期漢城駐兵の要望、および仁川港の現状を瓜生司令官に伝えた。これらの情報から瓜生司令官は、第一候補地である仁川上陸を決定した。

表6の1 開戦時の無線電信機搭載艦

第1艦隊	第1戦隊 第3戦隊 通報艦	戦艦 2等巡洋艦 通報艦	三笠、朝日、富士、八島、敷島、初瀬 千歳、高砂、笠置、吉野 龍田
第2艦隊	第2戦隊 第4戦隊 通報艦	1等巡洋艦 2等巡洋艦 3等巡洋艦 通報艦	出雲、吾妻、浅間、八雲、常盤、磐手 浪速、高千穂* 明石*、新高 千早
第3艦隊	第5戦隊 第6戦隊 第7戦隊 通報艦	2等戦艦 2等巡洋艦 3等巡洋艦 2等戦艦 通報艦	鎮遠* 松島*、橋立、厳島* 秋津洲*、和泉*、千代田*、須磨* 扶桑 宮古

同二月八日一六時二〇分、第四戦隊は仁川港外で、旅順港に向うコレーツと遭遇、交戦した。旅順、ロシア本国との通信を断たれた仁川のロシア艦隊が旅順との連絡のため出港させたものである。ワリヤーグ、コレーツは旅順との連絡を一月二六日以降絶たれていた。コレーツは港内に逃げ込み、日本艦隊もそのまま入港、輸送船から陸軍先遣隊が上陸した。浪速、新高は港外で待機したが、港内の高千穂などとの無線での交信は継続的に妨害を受けた。瓜生司令官は翌九日八時三十分仁川発九時三五分着の山本海相あての電報で、ロシア艦隊に同日一二時までに出港するよう伝えたことなどを報告した。

既に六日の時点で、仁川でも日露国交断絶の風説が流れていた。ワリヤーグのルードネフ艦長も同港に停泊していた英仏軍艦から情報を得た。ルードネフは、電報を日本が留めているのではないかと疑惑を抱き、翌七日在漢城ロシア公使パブロフのもとを訪れ、仁川港からの脱出を提案したが、公式に命令を受けていないとしてパブロフから拒絶された(一九)。ペテルブルク時間の一六時、栗野公使はロシア政府に国交断絶を通告した。旅順のアレクセーエフ極東総督のもとには、ペテルブルクから日露国交断絶の情報が、七日にもたらされていた(二〇)。翌八日、太平洋艦隊司令長官のスタルク提督は、宣戦布告以前に仁川港、山東高角方面監視のための巡洋艦二隻の派遣をアレクセーエフに上申した。アレクセー

エフは二隻の派遣は時期尚早として、一〇日から山東高角方面索敵のため一隻を常時配置する指令を出した(三二)。また仁川との電信連絡が途絶していたため、砲艦ザビヤークが九日正午、仁川に向け出港する予定であった(三三)。

二月八日深夜、駆逐艦隊は旅順港を襲撃し、戦艦二隻と巡洋艦一隻に大きな損害を与えた。ロシア側の守備体制は、駆逐艦が港外で哨戒し、敵発見の場合は交戦せず、通報のために港内に戻るという手順であった。九日八時半、旅順港外から状況を把握した第三戦隊の千歳は、襲撃のチャンスであると判断し、第一戦隊に「直ぐ来たれ」以下の電文を発した。第一戦隊、第二戦隊は、旅順沖約二二海里に位置する遇岩付近から旅順港に接近、正午過ぎから約三〇分間旅順港を砲撃した。しかし、沿岸砲台からの射撃などロシア側の防御も強固であり、三笠、富士などが損傷する一方、大きな成果を挙げられず、退去した(三三)。

ほぼ同時刻、九日正午過ぎから、第四戦隊は、仁川港沖で、ワリヤーグ、コレーツと交戦、両艦は損傷し、自沈した。海戦結果を報告する電報は、仁川に加藤領事が九日二一時三〇分に、瓜生司令官が一〇日〇時三五分に発し、それぞれ一〇日一時二〇分、三時二五分に東京に到着した。三笠座乗の東郷長官は仁川海戦の結果を一〇日一〇時三七分に瓜生司令官からの無線連絡で知った。旅順港を攻撃した連合艦隊主力および仁川海戦を終えた第四戦隊は一〇日牙山沖に戻った。

旅順奇襲の結果を知らせる電報は、一一日一三時二七分に東郷長官名で仁川から打たれ、一四時に海軍省に着いた。それより早く、芝罘の森中佐が、英国船長談として戦艦二隻、大巡洋艦一隻を打破した旨を報じた電報を九日二二時二〇分に軍令部長あてに打ち、一〇日午前二時に着電した(三四)。さらに一〇日九時二〇分に駐仏本野一郎公使発の「アヴァス通信社が伝えるロシアの官報をもとにした情報では戦艦二隻、巡洋艦一隻損傷」と報告する電報が外務省に到着した(『日外』三七、三八の別冊一、一九〇―一九一頁)。夜間攻撃であったこともあり、攻撃にあたった駆逐艦隊は正確な戦果を掴んでいなかったが、実際のロシア艦隊の損害はアヴァス電が伝

えたとおり戦艦二隻、巡洋艦一隻であった。

旅順と仁川との連絡が途絶えていたが、九日になりアレクセーエフは、芝罘領事に対し、フランスまたはドイツの領事を通し、戦争開始について仁川のロシア艦隊に通報せよの旨を打電したが、時既に遅く、結果は先にみたとおりであった(二五)。ウラジオストクの巡洋枝隊にも九日午前中に連絡された。この日ロシアは日本に宣戦布告し、翌一〇日日本はロシアに宣戦布告した。一日宮中に大本營が設置された。

長崎―ウラジオストクケーブルは、二月九日に不通となった。さらに戦時に日本陸海軍が期待していた台湾福州ケーブルも一日夜から不通となった。台湾守備軍は同ケーブルの障害をロシアによるものとみて捜査をすすめ、当時現場付近を航行していたドイツ船に疑いをかけた。沖縄丸は朝鮮海峡で活動中だったため、同ケーブルの修理を大北電信会社に依頼したが、修復作業は順調にいかず、二月二〇日までは復旧しなかった模様である(二六)。この間、日本と韓国以外の海外を結ぶケーブルは大北電信会社の上海―長崎ケーブル二条のみとなった。

二月一日、第四戦隊は牙山沖に留まり、哨戒にあたり、第二、第三戦隊は再び旅順沖にむかった。第一戦隊は一日一七時二〇分牙山湾を出発し、一二日一六時三〇分に八口浦に到着した(二七)。東郷長官は竣工したばかりの海底ケーブルを利用して大本營に第二次攻撃の概要を伝えた。一三日から砲艦大島を仁川港に常駐させ、さらに水雷艇を利用して一日一回仁川と牙山沖の第四戦隊との連絡を取る体制を整えた。

一四日、陸軍後続部隊が仁川に上陸する旨を水雷艇隼から知らされた瓜生司令官は、仁川沖の警戒体制が充分でないことから、その作戦の危険性を伊東軍令部長および東郷長官に打電した(二八)。軍令部はロシア艦隊が旅順に逼塞している時期を選び、多少の危険は覚悟のうえで、当初馬山に上陸する予定であった第一二師団を仁川に上陸させるため、既に一〇日から輸送を開始した旨を返電した。つまり参謀本部、軍令部は、一日に着電した東郷長官の報告を待たず、仁川海戦の結果および一〇日二時に到着した森中佐の電報などの情報をもとに仁川附

近の制海権がある程度確保できたと判断し、一〇日一四時、第一二師団に仁川に上陸地を変更するよう打電したのである。一方東郷長官は駆逐艦隊を牙山沖に追加派遣するとともに、一四日、笠置、龍田に仁川沖で哨戒を命じ、仁川港沖の第四戦隊および八口浦拠点と無線連絡を保持し、航路の状況を連絡できる体制を敷いた。さらに、第一二師団が仁川上陸を開始した一六日から一九日まで蔚島、青島附近に無線電信機装備艦を配備し、警戒体制を強化した。八口浦拠点、牙山沖の第四戦隊、哨戒艦は無線電信で連絡可能であった。二月一八日芝罘駐在の森中佐は芝罘―旅順間に敷設されていたケーブルを切断した。

第二節 旅順港閉塞戦と太平洋艦隊の出港

(一) 旅順港閉塞戦における情報連絡

二月二四日未明、第一次旅順港閉塞戦を実施、汽船五隻を港口に沈め、港の閉塞を試みたが、大きな成果は得られなかった。

三月四日、無線妨害を避けるため、緊急通信に用いる三一種類の通信符号を設けた。「敵見ユ」は「ミ」、「敵無シ」は「シ」である。無線電信に関わるものも次の三つがあった(二九)。「コ」が「混信ス送信ニ注意セヨ」。「ノ」は「感導微弱花火及「アンペアー」ヲ最大ニセヨ」。「ヘ」は「敵我送信ヲ妨害ス 時々送信ヲ止メ敵ノ送信ニ注意シ敵ノ妨害終リヲ待テ直ニ送信セヨ」であった。妨害に悩むとともに無線電信機の取扱いも試行錯誤の状況であった。

三月七日海軍前進拠点地を海州邑へ移した。一〇日に旅順港内を間接射撃した際、無線電信を用い千歳が着弾確認を行った(三〇)。旅順沖から海州邑への帰途、夜間に対馬が発光信号を利用したため、三笠は発光信号の利用

禁止を打電した。一三日に海底ケーブルにより海州邑と日本本土との通信が可能となった。一四日に第一軍主力は鎮南浦への上陸を開始した。

同じく一四日、伊東軍令部長から、一三日午後に旅順艦隊が脱出した疑いがある旨の報告が東郷長官に入電した（三二）。東郷長官は旅順艦隊がウラジオストクに回航の可能性があると判断、直ちに對馬竹敷港にいた片岡第三艦隊司令長官あてに水雷艇隊の出動と、第三艦隊による邀撃準備を電令した。さらに第二艦隊の出雲が一五日前に八口浦付近に到着する予定であったことから、八口浦に打電し、第二艦隊に無線電信で旅順艦隊出港の情報を伝えるよう命じた。一五日九時、旅順港偵察のため出羽重遠司令官の指揮下千歳、高砂、常磐が出港、さらに旅順港沖から、無線電信を中継して海州邑に連絡するため、中継艦として千早、龍田を所定の位置に配置した。

一六日九時半、索敵部隊は主力艦艇がなお港内にいると判断し、無線を中継して東郷長官に報告した。千歳の送信を七〇海里離れた龍田が受信し、転電した（三三）。東郷長官は直ちに大本営および第三艦隊にこの旨を打電し、通常警戒体制に戻した。

三月八日、マカロフ中将が旅順艦隊司令長官として赴任し、ロシア艦隊の動きは活発になった。九日、東郷長官は無線電信利用の改善を目指し、各艦から意見を求めた。これを受け、三四年式は二〇海里程度であったが、三六年式は条件が良ければ七〇海里離れていても利用可能である旨や、敵無線傍受の重要性を訴える意見などが提出された。二三日付で出羽司令官から概要次の意見が提出された。一、敵の妨害電波は比較的弱く、人の体を無線電信機の間に入れることにより打ち消すことができる。二、混乱を避けるため、特命された先任艦乗組みの艦に限るべきである。諸艦の「敵は我に向かいて来る」など、早計に失する無線連絡は混乱を招く。作戦中必要以上に電報が打たれ、円滑な通信に支障を生じていたようである。

三月二二日の旅順港への間接射撃に続き二七日未明に第二次旅順港閉塞戦を実施したが、大きな成果は得られ

なかった。当初の目的を達成できなかったため、東郷長官は二八日海州邑帰港後、旅順艦隊監視のため、山東高角付近に監視艦を常駐させることとした。また海州邑と監視艦の間に無線電信を中継するための艦を配置した（三三）。

東郷長官は旅順艦隊のウラジオストク回航に備え、朝鮮海峡における防備も重視したが、この時点で大本営は、日本軍の遼東半島上陸に備え、ロシア艦隊は旅順港に留まるものと判断していた。

三月二十九日、電信符号が改定され、三種類の符号が四七種類となった。上陸地点に関わるものやロシア艦隊の進行方向に関する略号が付け加えられた。方向を示すものは次の三種類であった。キ、敵ハ南下セントスルモノノ如シ。ユ、敵ハ東方ニ向ヒテ進ム、カ、敵ハ南東ニ向ヒテ進ム。翌三〇日、東郷長官は、無線電信を行う際に「其ノ信文中隊号、艦船名、地名、地点、日時、方位及ヒ速力ニ限り和文ヲ用ヒスシテ信号符号ヲ挿用スヘシ」と連隊法令第三九号を発した（三四）。たとえば、「第二駆逐艦隊ハ午後二時第七一〇地点ニ達シ夫ヨリ針路ヲ北東ニ執リ第六地点附近ニテ第一戦隊ニ合スヘシ速力一二節」は、「（F二）ハ（P二ス）七一〇チテンニタツシンレヨリシンロ（メV）ニトリ（L）チテンフキンニテ（E一）ニガツスヘシ（LAQ）一二」である。

四月一三日に戦艦ペトロパウロウスクが旅順沖で、蝕雷、沈没し、座乗していたマカロフも戦死した。翌四日、敵前一〇〇海里以内における味方艦船警戒規定を定めた。無線電信に関わるものとして、所在既知の敵に近づく場合、七〇海里以内では基本的に無線電信を利用しない、夜間は無線電信を主とするなどの三項目があり、また同日付で、宜し、遠近左右の五種類の着弾報告用の略符号を定めた（三五）。

一方、ロシア側でも無線電信に関する対応を進めていた。翌一五日に行われた日進、春日の間接射撃時には、ロシアの電波妨害により、受信が困難となり、監視艦を務めていた高砂を射撃艦の近くに派遣し、旗信により着弾模様を伝達した。二二日、電信略符号が改定された。「混信ス送信ニ注意セヨ」は廃止された（三六）。二四日に

遠距離通信を行うため強力な電流を送るときに、附近の艦船に弱い電流で警告する警告符が定められた（三七）。

五月三日未明第三次旅順港閉塞戦が実施されたが、これも十分な成果はあげられなかった。この日ロシアの無線電信局は千歳の略符を用い、終始イロハ符号で三笠を呼び、「敵近ヅキ来ル」と送信した。五日、第二軍が遼東半島の塩大澳に上陸を開始した。七日には旅順から鉄道沿線で満州里に至る電信路が断絶した（三八）。以後旅順と外部との通信は不安定となった。

連合艦隊は五月九日、海軍拠点地を大孤山南方に位置する裏長山列島に移し、一三日には日本との海底ケーブルによる通信が可能となった。また第二軍上陸地塩大澳にもケーブルが陸揚げされた。旅順沖と裏長山間は無線電信の利用範囲であった。

五月一五日、戦艦初瀬、八島が触雷、沈没した。触雷を伝える無線電報は、六〇海里以上離れた裏長山に停泊中の三笠により直接受信された。当日、沖縄丸は軍用ケーブルに転用するため、二月に切断した芝罘―旅順ケーブルの引揚げ作業にあたっていた。初瀬からの無線連絡により、救出のため高砂がいち早く駆けつけたのは、沖縄丸を護衛中であつたためである。同日未明、吉野は春日と衝突して沈没した。このとき、春日は吉野沈没を平文で送信したため、三笠は「敵ハイロハヲ知り居ル故暗号又近クノ艦ニ送ルニハ距離相当ノ火花ヲ用フルコトニ注意スベシ」と「暗号」以外は平文で春日に打電した（三九）。

五月二六日金州を日本軍が占領、旅順のロシア軍は陸上での連絡も絶たれ完全に孤立した。以後旅順と外部との連絡は、ジャンク、駆逐艦を用いて芝罘、營口との間で行われた。東郷長官は同日、旅順港一帯を封鎖宣言し、旅順港を出入りする中立国船舶およびジャンクに対し臨検を開始した。

五月二七日付で無線電信に関して三笠無線電信主任の市川節太郎中尉から概要次の報告がなされた（四〇）。一、ロシア側の無線電信は、妨害の状況などから四五海里以上に達するが、日本の無線電信に比べれば劣弱である。

二、ロシア側は日本のイロハ符号を把握している。

五月三十一日、ロシア側の妨害の対応として旅順口黄金山を中心とした四五海里圏内における交信方法を定めた。

一、起信艦ハ起信符受信艦船名符信文発信艦船名符ノ順序ニ連続シテ送付シ二、三回繰返スベシ。二、受信艦ハ起信艦ヨリノ送信ヲ了解シ得タ時ハ直ニ了解符受信艦船名符ヲ送信スベシ。三、起信艦ヨリノ送信ニ対シ応答文ヲ送ル時ハ約三分以上経タル後第一項ニヨリ送信スベシ。

金州攻略の時点で、大本営も旅順艦隊がウラジオストックに脱出する可能性が高いと判断し、連合艦隊に警戒体制強化を命じた。六月九日、東郷長官は「封鎖艦隊、駆逐艦及艦艇ニ命令」（戦隊機密第七五六号）を発した。監視の基点を昼は旅順港から約二二海里にある遇岩西方一〇海里、夜は旅順港から約四四海里にある円島付近とし、各戦隊の哨戒体制が決められた。一八日、同命令が改定され、無線電信に関し詳細が付け加わった（戦隊機密第七五六号の二（四一））。ロシア艦隊脱出を発見した時は、実砲発砲（各四秒の間隔で一〇発以上）し、また「キ、キ、キ」（敵ハ南下セントスルモノノ如トシ）の無線電信略符を連送して諸隊に警急すると定めた。さらに接触、保持時の通信法を次のとおり定めた。

「敵艦隊ヲ発見シタル封鎖戦隊ハ戦闘距離以外ニ於テ之ト接触ヲ保持シ時々敵の後尾若ハ駆逐艦等ヲ襲撃シテ其南下ヲ遅滞セシムルニ努メ、又時々第三地点（裏長山―筆者）ニ在ル本隊ニ敵ノ所在地点及進航方向ヲ無線電信スヘシ 其電信法左例ノ如シ

（地点信号） （方向信号） （信号意義）

一一四九 BP （敵ハ今一一四九地点ニアリテ南東一／二南ニ進ム）

この命令では、敵艦隊出撃の報を受けた裏長山停泊中の第一、第三、第六戦隊および第五戦隊の日進、春日らは、南下し山東高角付近に急行し、迎撃体制をとることになっていた。

六月二〇日、東郷長官からの要請を受け、駆逐艦隊の司令官が坐乗する旗艦五隻に無線電信機搭載が伊東軍令部長により認められた。駆逐艦で実装実験し、改良を加えた結果、駆逐艦搭載でも二〇海里程度の通信は可能となっていた。六月六日から試験を行っていた第二駆逐艦隊の雷にはそのまま搭載され、他の四隻には七月に搭載された。同日、無線電信符号および地点が追加され、一二日から実施とされた（四二）。符号の追加は旅順港の状況に関するもので、ル・旅順港内ノ敵艦隊出港セントスルノ模様アリ、など七つであった。同日伊集院五郎軍令部次長は東郷長官に、ロシア艦隊出港が必至と予想されるので、各戦隊一丸となって準備するよう打電し、注意喚起した。予想通り翌二三日、旅順艦隊は出港した。

（二） 旅順艦隊出港時の連合艦隊の迎撃状況

六月二三日五時四〇分、旅順港外で哨戒中の駆逐艦白雲は、ロシア艦隊が出港準備しているのを発見、遇岩附近に航行し、八雲に報告した。八時一七分、八雲は裏長山列島の拠点地に停泊していた三笠に、「敵艦隊旅順港ヲ出ツ」と打電した。このとき同海域の日本海軍の主力艦は、裏長山列島に第一戦隊の戦艦四隻、第三戦隊の笠置、高砂、第五戦隊の厳島、橋立、および第六戦隊の三等巡洋艦四隻が碇泊していた。八雲以外の一等巡洋艦三隻は、出雲が千代田を伴い八雲と交替のため、春日、日進が威嚇のため、それぞれ旅順港沖に向けて航行中であった。また大濠口沖に鎮遠と松島が活動中であった。日本側にとって都合なことに、当日八雲と出雲が勤務を一日おきに交代する日であったため、裏長山を拠点としていた四隻の一等巡洋艦は全て旅順港または大連沖にあった。第二戦隊の主力、出雲など四隻の一等巡洋艦は、浦塩艦隊迎撃のため、当時対馬を拠点としていた。

八雲から連絡を受けた東郷長官は、裏長山に停泊中の諸艦に出撃命令を発した。八時四八分、八雲は白雲の報告として五時四〇分の時点で戦艦などが港内で運動し、港内に大型巡洋艦二隻などがある旨を三笠に打電した。三笠は九時〇〇分八雲に「其ノ隊ノ諸艦ヲ共ニ其ノ艦ニ合同セシム」と打電し、展開中の諸艦を集め指揮を取る

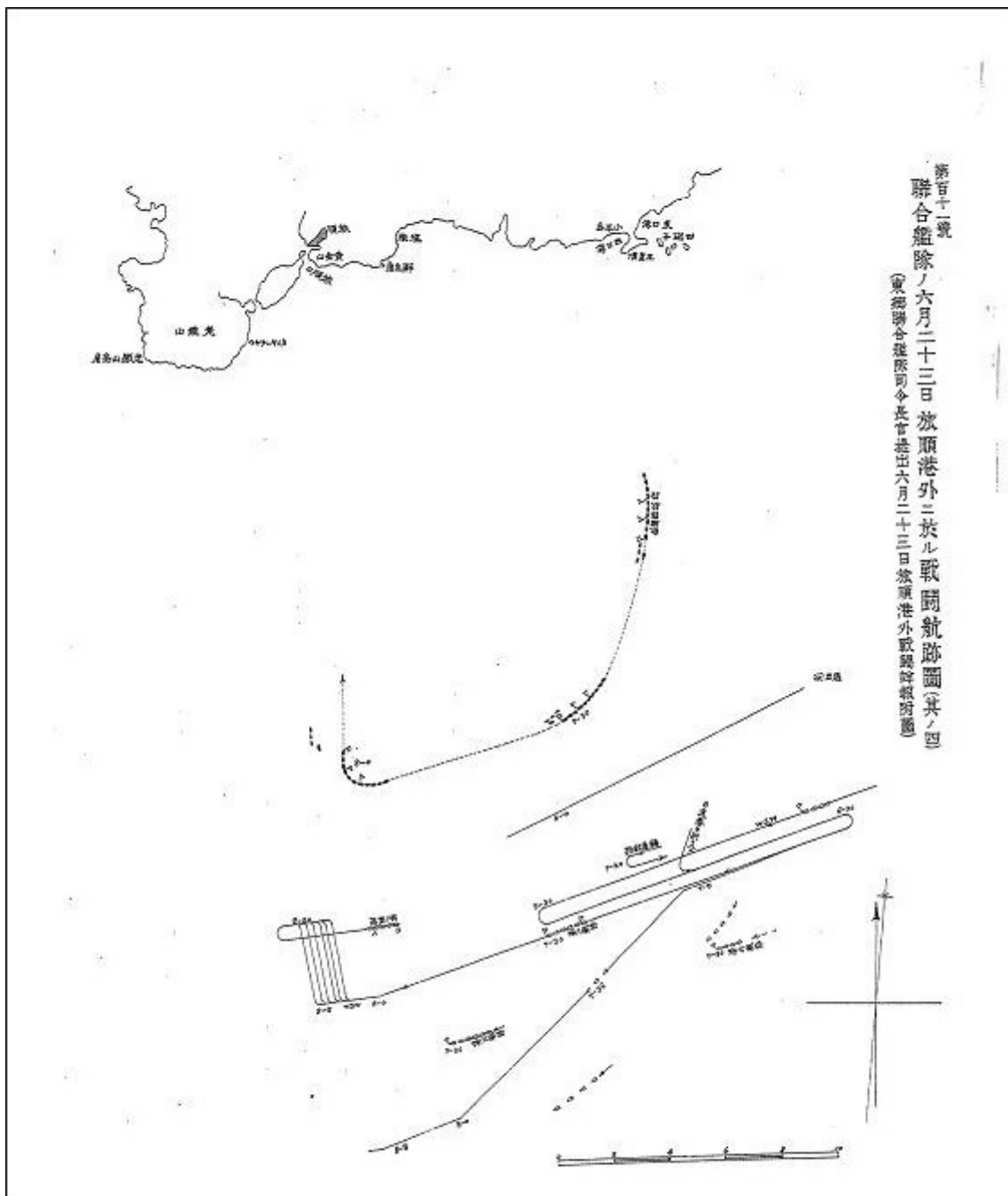


図 6 の 2 連合艦隊ノ六月二十三日旅順港外ニ於ル戦闘航跡圖(其ノ四)

(『極秘 明治37. 8年海戦史』 第1部 戦紀 巻3, 4, 5付表及付図)

よう命じた。九時二〇分、三笠は旅順に向け航行中の日進に「駆逐艦水雷艇隊ヲ集合シ旅順港外ニ頭レシメ敵ヲ威嚇セヨ」と電命した。発見が早く、各戦隊が旅順に向け展開中であつたことから、「封鎖艦隊、駆逐艦及艦艇ニ命令」で指定された山東高角附近ではなく、旅順沖で威嚇する作戦となり、第一戦隊も円島に向け航路をとった。この頃からロシア側は無線電信の妨害を開始、三笠―日進間の通信などが困難となり、

日進に対する電文は届かなかった。このとき日進の北側大連沖を旅順方面に航行中であった鎮遠は、日進に三笠の電命が届いていないのを察知し、日進に近づき、旗信で三笠の命令を伝えた^(四三)。一一時三〇分、三笠は八雲、日進にあて「第一戦隊ハ午前一一時三〇分円島附近ニ向ケテ出港ス」と打電した。さらに一二時〇八分、三笠は両艦に「位置ヲ知ラセ」と打電した。

八雲はロシアの妨害を受けつつも、一二時一五分に「我A一二(妨害)三五(妨害)」と、一三時〇二分に「正午位置遇岩ノ南西一／二南八浬針路西一／二北ニ取ル速力一〇浬」と三笠に打電した。九時三〇分に裏長山を出港した第三戦隊の笠置、高砂は、先行する日進、春日と合流したが、無線妨害のため、八雲の位置がつかめなかった。おりよく裏長山に帰港する香港丸と遭遇し、八雲の位置を確認し、一五時二〇分に八雲と合流し、監視業務についた。

一四時一〇分、鎮遠は旅順港沖で監視していた駆逐艦速鳥から、戦艦六隻、巡洋艦五隻が港外に出ていることを無線連絡されたいと要請されたが、ロシア側の妨害により交信不可能だったため、再び、日進のもとに赴き、一六時に旗信で伝達した。

第一戦隊は一四時二〇分円島の北八海里に到達、針路を南西に変え、一四時二五分に一二ノットから一四ノットに増速した。三笠は一五時二〇分八雲から「敵情ニ就イテハ午前ノ情報後更ニ伝フル所ナシ」と無線連絡を受けた。さらに同二三分、妨害のため発信艦不明ながら「老鉄山ニ沿ヒ出ツルモノ如シ」という電文を受信した。老鉄山は旅順港の西南にあたる。第一戦隊は一六時西南西に変針、このとき第三戦隊の千歳らを右舷に認めた。同九分、やはり発信艦不明の電文「敵艦隊旅順港ヲ出ツ一〇隻」を受信した。同三〇分遇岩の真南附近の海上で一ノットに減速した。同五〇分、三笠は右舷バウ二点(一二・二五度)に八雲を視認し、同五七分八雲は三笠に「敵艦隊三一地点ニ東西ニナラブ」と報告した。三一地点は蘇生角であり、旅順港の東側である。この時点で

三笠は蘇生角のほぼ真南に位置していたが、西南西の針路を変更しなかった。一七時過ぎ、旅順港外に集結していたロシア艦隊は、南東に向かって航行を開始した。

八雲は一七時四分に「敵艦隊今南東二向ヒテ航走ス」と三笠に伝えた。旅順港から東南に進めば遇岩附近に到達する。第一戦隊は西に行き過ぎたことから一七時三〇分に一八〇度転換し、東北東に進路をとった。一七時三五分、八雲は「敵艦隊ハ方位北微東ニアリ」と伝えた。ロシア艦隊は南東から南に変針し、一八時一〇分鎮遠は「敵艦隊ハ南下セントスルモノ如シ」と打電した。一八時一五分、遇岩北東八海里附近で、第一戦隊は南下するロシア艦隊を発見し、一八時三〇分に再び一八〇度転換し、西南西に進路をとった。ロシア艦隊は日本側優勢と判断し、戦いを挑まず、旅順港に戻った。

ロシア艦隊出港から、裏長山の三笠への連絡と各戦隊への出撃命令は無線電信により迅速に行われた。しかし、その後九時過ぎ以降、ロシア側の激しい無線妨害により、各戦隊の合流は円滑にはいかなかった。その間、鎮遠や駆逐艦が各艦の間で旗信により連絡をとるなどの措置をしている。第一戦隊が、西に航行しすぎたことなど、各戦隊の位置の把握、誘導も充分ではなかった。ロシア艦隊と遭遇した一八時過ぎに連合艦隊が陣容を整え、威圧できたのは、旅順艦隊が掃海や出港に手間取り、航行開始が、日本側が出港を察知した一〇時間あまり後になったことによる。旅順艦隊の作戦目的もまた中途半端であった。

連合艦隊は七月下旬、第三軍による旅順攻撃が本格化すると、封鎖体制を強化し、第一戦隊を円島付近の洋上で待機させる体制をとった。八月の黄海海戦はこの体制で戦われた。

第三節 戦力集中に禍根を残した黄海海戦

黄海海戦は、ロシア海軍の第一太平洋艦隊（旅順艦隊）と第二太平洋艦隊（バルチック艦隊）の合同を防ぎ、日露戦争の勝利を日本に引き寄せた。日露戦争時、ロシア海軍は日本海軍の約二倍の主力艦を有し、その半数を旅順港に配置していた。日本の勝利には両艦隊の合流を阻止し、個別に撃破する必要があった。

黄海海戦は、旅順艦隊の出港から第一合戦、旅順艦隊逃走後山東角沖で戦われた第二合戦、旅順艦隊離散後の追撃戦と三つの局面があった。黄海海戦の四日後、ウラジオストク艦隊（浦塩艦隊）と第二艦隊により巡洋艦同士の蔚山沖海戦が行われた。両海戦において無線電信は、連合艦隊による封鎖監視、接敵のみならず、海戦以降の追撃戦、対馬を拠点として浦塩艦隊に備えていた第二艦隊との連絡にも多く利用された。少なくとも連合艦隊の無線連絡状況から判断すると両海戦は一連の戦いであった。

両海戦に関しては、多くの研究者が連合艦隊の作戦行動の問題点を指摘している。海戦史家外山三郎は黄海海戦における東郷平八郎連合艦隊司令長官の作戦指導の問題点として次の三点をあげている（四四）。①第一合戦において敵艦隊をとり逃がし、一路追撃の態勢に陥ったこと、②第二合戦において敵旗艦ツエザレウイチが被弾し、敵艦隊が混乱に陥ったとき、わが総攻撃が行なわれなかったこと、③夜戦においてわが駆逐艦、戦隊の襲撃が全く奏功しなかったこと、である。蔚山沖海戦については第二艦隊が二隻のロシア巡洋艦をとり逃がした理由に上村彦之丞第二艦隊司令長官の肉薄精神の欠如をあげている。

また、吉田恵吾は、黄海海戦において連合艦隊は力の集中に失敗したとしている。その理由の一つとして、敵情報に敵の位置、針路、速度の情報がなく、電信の報告に基づいての接敵は容易な業ではなかったとし、第一合戦における連合艦隊の集合が円滑に行えず、第一戦隊が単独で相対する状況となったことをあげている（四五）。黄海海戦において連合艦隊は無線電信をどのように利用したのか？ その効果と限界を明らかにする。

(一) 黄海海戦前の状況

旅順艦隊は、六月二三日の大挙出港後、ウラジオストック回航を困難と判断し、旅順に迫った第三軍に対し、艦砲射撃を加えることに専念する形となった(四六)。

一方、日本軍は六月二五日に大連湾の掃海作業を終了し、陸軍輸送船を進航させることとした(四七)。また大連湾周辺の望楼を整備した(四八)。三〇日には旅順西方の小平島に新たに望楼を設置した。七月一日大連湾内に駆逐艦隊の拠点を置いた(四九)。

当時の連合艦隊の主要艦は表6の2のとおりであり、全艦に無線電信機を搭載されていた。黄海方面は裏長山、日本海方面は対馬竹敷要港を根拠地としていた。また、黄海海戦までに駆逐艦隊旗艦、雷、朝潮、速鳥、陽炎、薄雲に無線電信機が搭載された。

七月一二日、細谷第三艦隊司令官は、扶桑を旗艦とする第七戦隊を中心に、大連湾警備、陸軍輸送船擁護、さらに小平島望楼などを監視し、海陸および裏長山前進拠点の通信連絡を迅速確実ならしむべしと命じられた(五〇)。同日、小平島東湾に砲艦を配備し、小平島、剣山望楼から八時から一八時まで二時間ごとに旅順港外の敵情を報告する体制がとられた(五一)。同一四日、扶桑は大連湾内の青泥窪に到着、任務を開始した。一七日青泥窪港湾部と扶桑の間に電話が開通した。二一日には青泥窪―日本本土間の電信が開通した。三一日に小平島よりさらに旅順に近い龍王塘に望楼が設置された(五二)。青泥窪停泊の扶桑は、裏長山島拠点、各艦、各望楼との無線連絡および港湾部、陸軍、本土との連絡の要となる位置付けとなった。

大連―裏長山―白翎島―八口浦―佐世保は海底ケーブルで結ばれ、それぞれ無線電信機が配備されていた。三年式無線電信機は七〇海里がほぼ実用の限度であり、山東高角、黒山島付近を航行中の艦への連絡は、それぞれ白翎島、八口浦を経由して行われた。

七月二六日第三軍は旅順要塞外郭の攻撃を開始した。旅順艦隊脱出の可能性も高まったことから、連合艦隊は同日から第一戦隊を含め、洋上で待機する体制をとった。第一戦隊は、円島附近、第三戦隊は老鉄山南方一〇海里、第五戦隊は帽島附近、第六戦隊は遇岩付近に昼間占位した。同日二六日、翌二七日と両軍の巡洋艦が出撃した（五三）。

東郷長官は、七月三十一日、ロシア艦隊出港時に、「――――・・・」、「・・・――」と無線電信符が現われることが多いと告示し、さらに同四日円島附近における無線電信利用に関し次の四項の内容を告示した（五四）。

一、贅詞繁語により通信時間を浪費するのは遺憾である。例えば

「シレイノホーコクニヨレハ」において、シレイノ、ニヨレハは、贅詞である。

二、信号書にある符号を用いれば二字または三字で済むものを和文を長々と並列する嫌いがあり、発信者の留意を要す。

三、敵情報報告行動報告等に於て時刻と位置とを言わず、受信者の判断に苦しむものがある。時刻と位置を欠く報告はほとんどその価値の過半を失うので注意せよ。

四、発信者の送信が終わらないうちに他の発信者が送信し始めるため混信することがあるので、通信規則の厳守を要す。

黄海海戦の直前八月八日にも扶桑が龍王塘望楼からの巡洋艦ノーウイク出港の連絡を転電、日進、春日を派遣して牽制した。翌九日もノーウイクなどの巡洋艦部隊が出港し、第五戦隊と交戦した（五五）。旅順艦隊は連日のように第三軍に艦砲射撃を加える状況となっていた。

(二) 黄海海戦における無線電信利用状況

黄海海戦当日の無線電信連絡状況を記録した表が『極秘海戦史』第四部巻四に掲載されている。同表をもとに作成したものが表6の3である。このほかに各戦隊内の通信を中心に旗信により命令、報告が交わされた。

表6の3では、各戦隊、各艦の戦時日誌により確認できる事項が不明となっているほか、掲載されている通信文そのものも充分ではない。発信時刻についても他の戦時日誌と比べると異なっているものが目立つ。また各艦の戦闘詳細を比べても異なるものが多く、当時の時計そのものが正確なものでなかったことを示唆している。

例えば、東郷長官が、敵艦隊脱出と判断した表6の3の九時三五分発の発着艦とも不明の「午前九時一〇分敵ノ戦艦五隻・・・」の電報は、『極秘海戦史』の戦記および備考文書をみると次のようになる(五六)。戦記巻六の第一戦隊の戦況によれば、「扶桑より九時三十八分頃」、片岡七郎第三艦隊司令長官の戦闘詳細によれば「九時三十八分扶桑より三笠、日進あてに」、第三戦隊の出羽司令官によれば「九時三五分扶桑から三笠へ」浅間によれば「九時四〇分、扶桑より三笠、日進あて」としている。高砂に至っては九時二六分、電文も「午前八時五〇分敵の戦艦・・・」と他の記録と大幅に異なっている。高砂を除く各戦隊、各艦の記録を総合するとこの電報は、九時三五分から九時四〇分の間に、扶桑から三笠および日進あてに打たれていることになる。このように表6の3の時刻、発着艦は必ずしも正確なものではなく、時刻については五分程度の幅で解釈すべきレベルのものである。以下、『極秘海戦史』第一部巻六および表6の3を中心に、各司令官、艦長の戦時詳細で確認しつつ、黄海海戦における無線電信の状況を概観する。

八月七日、旅順艦隊司令官ウイトゲフトは、アレクセーエフから旅順艦隊のウラジオストク回航を強硬に命じられた。同日日本海軍重砲部隊の砲撃が旅順港、旅順市内に着弾し、旅順艦隊も損害を受けた。一〇日、旅順艦隊は出港した。ツェザレウイチ、レトウイザン、ポペーダ、ペレスウェート、セワストーポリ、ポルターワの

表6の2 黄海海戦、蔚山沖海戦当時の連合艦隊

黄海方面 (裏長山)	第1艦隊	第1戦隊	戦艦	三笠、朝日、敷島、富士
			1等巡洋艦	日進(5)、春日(5)
			通報艦	八重山(5)
	第3艦隊	第3戦隊	1等巡洋艦	八雲(2)、浅間(2)
			2等巡洋艦	千歳、笠置、高砂
		第5戦隊	2等巡洋艦	橋立、松島、厳島
			2等戦艦	鎮遠
対馬方面 竹敷要港	第2艦隊	第6戦隊	3等巡洋艦	明石、秋津洲、和泉、須磨、千代田
		第7戦隊	2等戦艦	扶桑
		第2戦隊	1等巡洋艦	出雲、磐手、常磐、吾妻
		第4戦隊	通報艦	千早
			3等巡洋艦	浪速、高千穂、対馬、新高

カッコ内の数値は元所属戦隊を評す。『極秘海戦史』第一部巻六第一三章をもとに作成

戦艦六隻、アスコリド、パルラーダ、ジャイナー、ノーウィクの四隻の巡洋艦に加え、駆逐艦隊であった。唯一の装甲巡洋艦バヤーンは損傷を受けていたため、旅順港に留まった。ワイトゲフトは、ウラジオストック回航報告のため同日駆逐艦レシーチェリヌイを芝罘に送った。

迎えうつ連合艦隊の主力は、表6の2のとおりである。このうち、厳島は裏長山で、千代田は青泥窪でそれぞれ修理中であつたため海戦に参加できなかつた。

黄海海戦の八月一〇日は薄い靄がかかり視界は一〇海里程度が限度であつた。午前六時二五分、青泥窪に停泊していた扶桑は、龍王塘望楼からのノーウィク出港の連絡を三笠に打電した。前節でみたようにほぼ連日ノーウィクは艦砲射撃のため出港していた。小平島附近を航行中の橋立は、七時一八分、旅順港口東側にジャイナー、老鉄山東にアスコリドおよび駆逐艦九隻を発見した。橋立は八時七分、敵艦隊旅順港出港を三笠に打電した。さらに八時一六分にレトウィザン、アスコリド、ノーウィク出港、八時二五分には、東湾に向うと打電した。九時二〇分三笠は扶桑あてに、第五戦隊小平島附近にて敵を監視し、扶桑指揮下の第七戦隊の砲艦は敵および掃海艇の鮮生角砲台以东への進出を妨害せよと打電した。この命令は旅順艦隊の第三軍に対する艦砲射撃を妨害する目的のものであつた。

しかし、この日旅順艦隊はさらに続々と出港した。九時二五分旅順港外で

監視中の駆逐艦隊から連絡を受けた八雲は三笠あてに、ノーウイク、レトウイザン、ポペーダ、ツエザレウイチ、ペレスウェート出港を打電した。さらに九時三五分、扶桑は第三艦隊旗艦の日進あてに、午前九時一〇分敵の戦艦五隻巡洋艦（二、三等）二隻砲艦三隻出港（以下混信不明）と打電した。この時点で東郷長官は旅順艦隊脱出の可能性が高いと判断し、九時四七分、三笠は裏長山列島で炭水補給中の浅間に、炭水補充次第至急出港せよと打電した。九時五〇分扶桑は「敵ノ主力艦隊見ユ」と打電した。

九時五五分、橋立は、「敵ハ南下セントスルモノ如シ」と、一〇時五分には、バヤーン、ノーウイク、ジャイーナ出ず、さらに一〇時一三分「敵ハ南東方ニ向ヒテ進ム」と打電した。このうちバヤーンは損傷中であり、当日出港していない。橋立の誤認であつた。橋立は松島を従え、一〇時以降旅順艦隊と接触を保つため南下した。橋立は一〇時三五分、旅順艦隊が西南西、渤海方面に進むのを認めた。『極秘海戦史』では、橋立から一〇時五〇分に「敵ハ渤海湾ノ方向ニ向フト報セリ（五七）」とあるが、各司令官、艦長による戦時詳報には記録がみられない。しかし旅順艦隊出港時から刻々と状況を打電していた橋立が状況報告を怠ったとは考えにくい、妨害により多くの艦で受信できなかった可能性がある。

一方、第一戦隊に編入された日進と春日は、当日五時三五分、旅順艦隊による艦砲射撃に備え、円島北方から帽島附近に向った。小平島附近航行中の九時二五分、旅順港口から旅順艦隊が続々出港するのを視認した。さらに一〇時に旅順艦隊が西に向うのを確認し、一〇時一〇分、第一戦隊と合流するため、南東に向った。その後西航していた第一戦隊を確認、一一時五分、三笠から旗信で第一戦隊に合流するよう命じられ、一一時三五分に隊列につき、四五分に旗信で「敵艦渤海湾ニ向フ」と伝えた（五八）。

第一戦隊は一一時に左九〇度転進し、遇岩西方に向け南下を開始していた。日進、春日合流後の一一時四〇分、三笠は通報艦八重山に、「本隊ハ渤海湾ニ進マントス其ノ艦ハ大連湾方面ヨリ来ルベキ駆逐艦隊ヲ嚮導シテ本隊

表6の3 黄海海戦における無線交信状況

時刻	発信艦	受信艦	電 文
635	扶桑	三笠	「ノーウィック」出港
801	日進	敵艦	ダルニーニ行キ応急必要ノ12吋速射砲等千代田ヨリ受取レ
807	橋立	三笠	敵艦隊旅順港外ニ出テツツアリ
816	橋立	三笠	「レトヴィサン」、「アスコリド」、「ノーウィック」
825	橋立	三笠	東湾ニ向フ
920	三笠	扶桑	第5戦隊小平島付近ニテ敵ヲ監視シ小平島ニアル其ノ隊ノ砲艦ハ進ミテ敵及ヒ掃海艇ノ鮮生角砲壘以東ニ進出スルヲ妨害セシムヘシ(以下略)
925	八雲	三笠	「ノーウィック」、「レトヴィサン」、「ポペーダ」、「ツェザレヴィッチ」、「ベレスウェート」出ツ
935	不明	不明	午前9時10分敵ノ戦艦5隻巡洋艦(2等、3等)2隻砲艦3隻(以下混信不明)
947	三笠	浅間	炭水補充次第至急出港セヨ
950	扶桑	三笠	敵ノ主力艦隊見ユ
955	橋立	三笠	敵ハ南下セントスルモノノ如シ
1005	橋立	三笠	「バヤーン」、「ノーウィック」、「ジャイナー」出ツ
1013	橋立	三笠	敵ハ南東方ニ向ヒテ進ム
1026	三笠	扶桑	F, Q(混信) 南三山島ノ南方ニアリ(混信)
1100	三笠	扶桑	分リシヤ
1140	不明	不明	午前11時半出港(敵ノ妨害ノタメ以下不明)
1153	八雲	三笠	敵艦渤海湾ノ方ニ向フ
1202	八雲	三笠	敵ハ東方ニ向ヒテ進ム
1235			此ノ時ヨリ敵艦隊ノ妨害ヲ感ス
1250	浅間	三笠	我午前10時30分出港
1319	和泉	明石	貴艦ノ位置如何我今円島ノ北
1346	明石	和泉	遇岩ノ南方至急
1436	浅間	不明	午後2時円島北東微北15哩針路ヲ南西ニ採ル原則12節貴艦ノ位置ヲ示セ
1440	明石	和泉	敵艦隊遇岩ノ南方ヲ東方ニ進ミツツアリ注意セヨ
1458	八雲	浅間	速ニ遇岩ノ南方10哩ニ向ケ来タレ
1515	八雲	浅間	午後3時遇岩ノ南6哩ヨリ東ニ向ケ進ム交戦中
1515	三笠	八雲	敵ノ巡洋艦隊ヲ撃滅セヨ
1630	八雲	浅間	円島ノ南西18哩ニアリ針路南位置ヲ示セ(此ノ信文ヲ送ルコト4回応信混信ノ為メ詳ナラス)
1649	不明	不明	直ニ出港先頭隊ノ西方
1704	三笠	戦隊	駆逐艦艇隊ハ皆早く第1戦隊ノ傍ニ来レ
1706	浅間	八雲	遇岩ノ東15哩ニ向フ
1750	三笠	明石	午後5時30分地点(以下不明ノ南微西ニ向フ原速14節
1905	明石	橋立	須磨速力足ラサル故貴艦ノ指揮ヲ受クル様訓令セリ便宜承知セラレタシ
1956	須磨	明石	敵艦隊ノタメ第5戦隊ニ行クヲ得ス速力ヲ頼ム
2112	明石	須磨	列ヲ解キ根拠地ニ帰港セヨ
2145	八雲	笠置等	午後10時針路南東午後10時半原速力14節
2212	三笠	八雲	午後9時東経133度20分北緯37度50分ヨリ南東ニ向フ「アスコリド」、「ノーウィック」ヲ追尾シツツアリ
2255	三笠	総艦	我東経124度10分北緯35度30分ニ進メ明日引上ケ返ス
2310	明石	浅間	須磨速力不足根拠地ニ帰港セシム
2345	浅間	八雲	本艦午後10時30分東経123度10分北緯38度20分ニ在リ南東ニ進ム速力12海里貴艦ノ位置如何

『極秘海戦史』第四部 巻四 一六七—一六九頁掲載の表をもとに作成

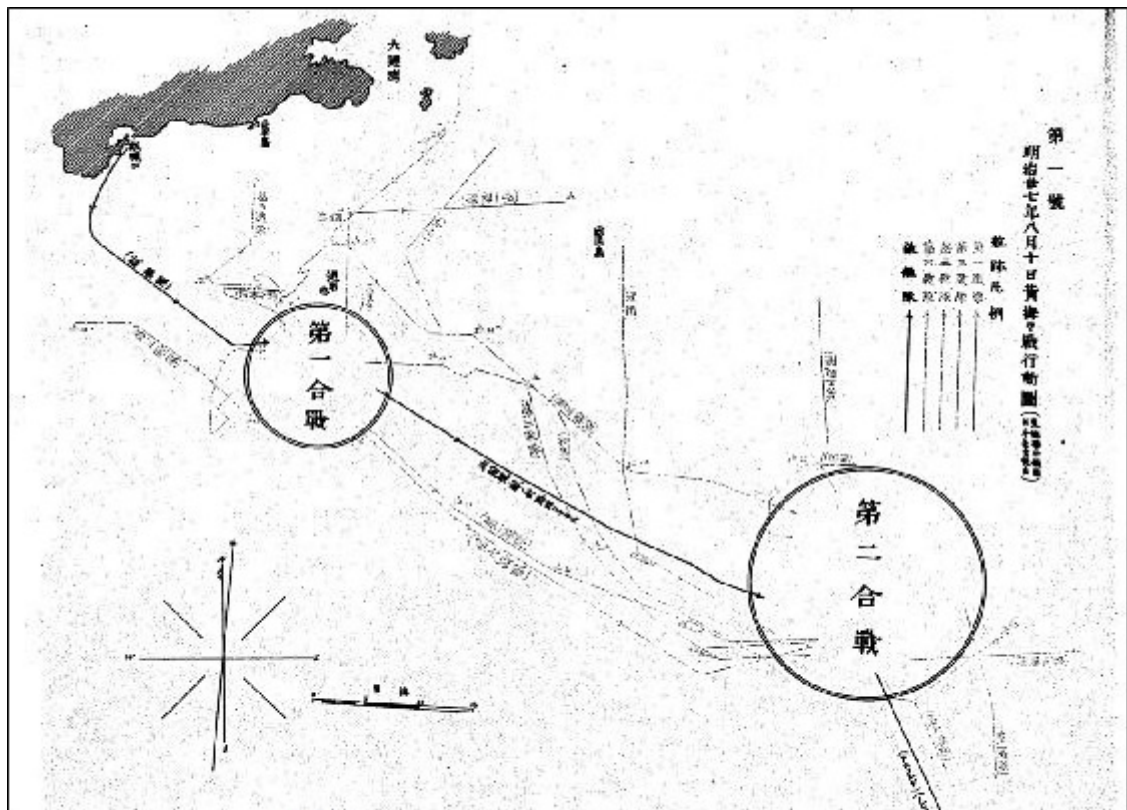


図 6 の 3 明治三十七年八月十日黄海々戦行動図

(『極秘 明治37. 8年海戦史』 第1部 戦紀 巻6付表及付図)

所在地ニ来レ駆逐艦隊ハ小平島附近ヲ西航スルモノノ如シ」と旗信で命じた。一一時五〇分、第一戦隊は南から南西微南に針路をとった。

老鉄山南約一五海里的地点で哨戒にあたっていた第三戦隊自身もまた情報に翻弄された(五九)。同戦隊は、一〇時二一分、橋立が九時五五分に打電した「敵ハ南下スルガ如シ」という情報をもとに、二分ほど西航したが、一〇時一三分に同じく橋立発の「敵ハ南東方ニ向ヒテ進ム」という電報により、右一六度の正面変換(一八〇度変換)し、東航した。さらに一一時に第三九号艇により「敵ハ渤海湾ノ方ニ向フガ如シ」との連絡を受け、一一時一六分に左一六度の正面変換し、再び西航、一一時三六分に針路を西微北にとった。一一時五三分、八雲は水雷艇第三九号艇の情報をもとに三笠あてに「敵艦渤海湾ノ方ニ向フ」と打電した(六〇)。しかし一一時五七分、八雲は薄雲から、「老鉄山南方向カラ南南東ノ方向ニ向ヒ居レリ」と旗信で連絡を受け、さらに一二時に八雲自身旅順艦隊が東航するのを確認した。一二時二分、八雲は三笠に「敵ハ東方ニ向ヒテ

進ム」と打電した。この時点で、旅順艦隊の右舷渤海湾側を第三戦隊、左舷円島側を第五戦隊が並走する形となった。

旅順艦隊は、九時一〇分抜錨、当初機雷を避け、掃海艇を先頭に旅順港口から南西に位置する老鉄山沿い南西に向け航行した（六二）。一〇時二五分、針路を南東二〇度にとり、一一時二五分南五五度東に変針した。このように、旅順艦隊は機雷源を迂回し、当初南西に針路をとりその後南東に針路をとったため、日本側からみると時間帯により西進し、渤海湾に向っているように見えた（六三）。渤海湾に向うという無線電信および日進からの情報により、旅順艦隊を直接視認していなかった第一戦隊は一二時前まで、旅順艦隊が渤海湾に向っている前提で航行中であり、想定より早い時点で会敵することになった。

第一戦隊は一二時三分、約一〇海里的距離に南東に進む旅順艦隊を視認し、三八分左四点転換（四五度）し、南南西に航路をとった。四八分に右四点転換後、一二時五三分、戦闘旗を掲げ、一二時五八分、旅順艦隊を外側に誘導し旅順港への帰港を防ぐため、左八点（九〇度）一斉回頭し、針路を南南東にとった。旅順艦隊は北東に変針したため、第一戦隊はさらに左八点の一斉回頭をし、殿艦の春日が先頭となった。旅順艦隊は発砲を開始、第一合戦の火蓋が切られた。第一戦隊が西航するのをみた旅順艦隊は、北東に転進して第一戦隊の北東側に回りこみ、山東角方向に逃走する形となった。三笠は一三時三分、被弾により無線電信が使えなくなった。両艦隊の距離は徐々に離れ一五時二〇分頃第一戦隊は砲撃を止めた。

会敵後、第三戦隊は、旅順艦隊が第一戦隊の東側に回り込んだため、第一戦隊の西方の非戦側に位置し、戦闘に参加できない状況にあった。一三時五七分三笠は第三戦隊に旗信で「敵ノ巡洋艦隊ヲ攻撃セヨ」と命令した。

第三戦隊は北東に針路をとり、南東に航行する旅順艦隊の左舷側から追走した。一四時五五分、旅順艦隊の右舷側を追走していた三笠は旗信で朝日に「無線電信ニテ八雲へ左ノコトヲ伝達セヨ敵巡洋艦ハ先ニ遁ヘル故之ヲ

追撃セヨ」と伝えた^(六三)。三笠は旗信で第三戦隊への連絡を試みたが、伝達できず朝日に託したものである。旅順艦隊が先行する中、第三戦隊の行動に対し東郷長官の不満が垣間見える。

旅順艦隊を追走していた第一戦隊は、徐々に距離を詰め一七時二〇分頃砲撃を再開した。第二合戦が開始された。一八時三七分、旅順艦隊旗艦ツェザレウィチの司令塔に一二インチ砲弾が命中した。同艦は操艦不能となり、左舷に一回転し、追走する自艦隊の列中に突っ込み、旅順艦隊は大混乱に陥った。ウイトゲフト司令長官も戦死した。第一戦隊は東側から、第三戦隊は南東側から、第五戦隊および浅間は北西側から、旅順艦隊を攻撃した。アスコリド、ノーウィクは南方に脱出を図り、第三戦隊が追撃、さらに第六戦隊が加わった。二〇時に至り、日没のため艦影識別が困難になったことから、東郷長官は主力艦隊の砲撃を中止し、駆逐艦隊、水雷艇隊に攻撃を命じた。一方、ウイトゲフトの後を継いだペレスウェート座乗のウフトムスキー少将はウラジオストック回航を断念し、旅順帰港を命じた。日本海軍の駆逐艦隊の夜間攻撃は成果がなかった。

東郷長官は二〇時三〇分頃、第一戦隊に合流した八重山に対し白翎島方面に向い同地の無線電信所に、第二艦隊あてに第一戦隊の現状位置を知らせ、黒山附近に來れと、打電するよう命じた^(六四)。八重山は白翎島方面に航行し、五〇海里の地点から三〇分置きに打電したものの応答がなく、一日六時に至りようやく応答があったが、既に白翎島西方六海里にあったので、そのまま航行を続け、七時一〇分同島に達し、同通信所から電報を発した^(六五)。八時四五分に第二艦隊に着電した。

第六戦隊の明石、和泉、秋津洲は、第二合戦後南方に逃走するアスコリド、ノーウィクを追走した。二〇時四〇分に至り、着弾識別が困難になったことから砲撃を中止し、二一時頃敵影を失ったが、南下を続けた^(六六)。一日二時、明石は東郷長官に須磨の帰港とノーウィク、アスコリドを追跡中との報告を打電した^(六七)。五時、旅順艦隊の南下に備え山東高角東南海域にいた東郷長官は、北方に向け引き返す、第三戦隊は第一戦隊の東側を、

第六戦隊は西側探索しつつ同方向に進めの旨を電命した。五時四二分、明石は黎明にノーウィクを確認し、ノーウィクを追跡中の旨を三笠に打電、東郷長官は、追撃続行し、可能であれば第二艦隊と連絡をとるように返電した。

北航中の第一戦隊は八時に南航してきた浅間と合流した。浅間は、敵主力部隊は山東高角の北側にいる模様と報告した。第一戦隊は八時三〇分浅間を右舷前方一〇海里の位置に航行させ、東方に出て白翎島無線電信所に第一戦隊の行動を打電するよう命じた。

東郷長官は午後に至り各報告からロシア艦隊主力は旅順に帰港したものと判断、一四時、高砂に対し円島附近に急行し、駆逐艦隊、水雷艇隊への旅順港厳重監視、第一戦隊が円島に向う旨、およびアスコリド、ノーウィクの南航を、扶桑に打電せよと命じた。さらに東郷長官は、一八時に高砂に扶桑を通し、竹敷および八口浦拠点に、第二艦隊は海峡に帰り、監視を厳にせよ、アスコリド、ノーウィク、パルラーダ、逐艦数隻南下したるが如しと、中継せよと打電した。次節でみるように翌一二日九時三〇分第二艦隊に着電した。

第五戦隊は第二合戦後北航し、一日黎明円島附近に達し、六時過ぎ遇岩南方を旅順港に向け航行中のペレスウェート、ポペーダ、ポルターワを発見、各戦隊に打電したが、扶桑以外との連絡はとれなかった^(六八)。第五戦隊を率いる山田正路司令官は各戦隊が山東高角附近にいるものと判断し、七時五〇分松島に、三笠と連絡がとれるまで南航し、敵状を報告せよと命じた。松島は一五時三〇分頃三笠と合流した^(六九)。午後に至り山田司令官は、各隊の報告をもとに戦艦五隻とパルラーダの帰港を確認した。第一戦隊は一二日七時に裏長山に帰港した。

連合艦隊は、黄海海戦において、首尾よく迎撃したかのようにみえるが、既にみたように、無線連絡など円滑に行われていたわけではなかった。旅順艦隊の進行方向変更の連絡が遅れ、予想外に早い時点で会敵することとなった。それにもかかわらず第一戦隊が遇岩付近で旅順艦隊と接触できたのは、旅順港からの山東角、白翎島間

を通過し黄海を出るための最短コースが遇岩付近であり、遼東半島沿いに第五戦隊、老鉄山沖に第三戦隊を配すことにより、ほぼ確実に会敵できる状況であったからである。

しかし、予想外に早い会敵のため、旅順艦隊の西南側を並走していた第三戦隊は、北東側に逃走した旅順艦隊の追跡に手間どり、駆逐艦隊との連絡、喬導のため帽島付近にいた八重山は、旅順艦隊に遮られる形となり、第一戦隊と合流できない状況となるなど、充分な迎撃体制をとれなかった。第一戦隊は、八重山を分離した一一時四〇分の時点で、旅順艦隊が渤海湾に向っているものとらえていた。

これまでみてきたように、旅順艦隊が西航していると報告したのは八雲ばかりではない、一一時四五分に日進は旗信で三笠に敵艦隊渤海湾に向うと伝えている(七〇)。これは「白狼湾ヨリ掃海艇ヲ伴ヒ航進セル我艦隊ノ航路ハ一見直隸海峡ニ向フカ如ク推測セラレタルヘシ(七一)」とロシア側にも意外であったようである。

哨戒艦艇による旅順艦隊の方向変更の把握または連絡が遅れ、さらに駆逐艦からの旗信による連絡による時差が重なり、第一戦隊は刻々と変動する旅順艦隊の動向を把握できないまま会敵することとなった。実際に旅順艦隊の動向を無線連絡したのは旅順艦隊を視認していなかった第三戦隊旗艦八雲であった点も問題であった。一一時一八分に旅順艦隊を視認した千歳は、旅順艦隊は南東に進む模様であると判断し、旗信で八雲に伝えた(七二)。しかし八雲はこの情報ではなく第三九号艇の情報をもとに一一時五三分に打電したのである。

旅順艦隊は、実際機雷を避けるため、一旦老鉄山方向に岸沿いに航行し、南東に変針したが、変針の時刻は各艦により微妙に異なっている。『極秘海戦史』の「第五戦隊ノ状況(七三)」では、一一時三〇分頃南に変針、一二時頃南東に変針したとある。笠置は一一時三五分に旅順艦隊が西航するのを認め、南東への変針を一一時五〇分としている(七四)。高砂は八雲が一一時二〇分に発した電報に「水雷艇ノ報告ニ基キ推断シテ報告サラシタルナリ」と注釈をいれ、八雲の一二時の電報には「初テ現状ヲ観テ前電ニ異ナルヲ発見サラシシニ依ル」と説明を加

えている（七五）。

一一時二〇分の段階で西航し、一二時に南東に向うと報告した理由に触れ、暗に八雲の誘導が充分でなかったことを示している。

旅順艦隊の変針を実際に視認し、八雲に旗信で伝えた千歳も薄雲も無線電信機搭載艦であつたにもかかわらず、無線電信を利用せず、結果として第一戦隊に最新情報が伝えられなかった。これは日露戦争開戦直後の無線電信利用時に、各艦の無線電信発信が無秩序に行われ、混信により情報伝達に支障をきたしたことも一因である。前述のようにこの年の三月、東郷長官が無線電信利用改善に関する意見を求めた際、第三戦隊を率いる出羽重遠司令官は概要次の意見を提出した。「司令長官に電報する艦は主として特命された先任艦乗組みの艦に限るべきである。諸艦の「敵ハ我ニ向ヒテ来ル」など、早計に失する無線連絡は主将の頭脳を迷わしむる害がある」。

老鉄山沖は第三戦隊の哨戒海域であり、旗艦である八雲が先任艦として無線連絡を担っていた。情報が錯綜する中、旅順艦隊を視認できないまま、八雲は情報の取捨選択で遅れをとったということになる。また、旅順艦隊による無線妨害も、一定の効果があつた。

第四節 戦況報告が届かなかった蔚山沖海戦

旅順艦隊が目指したウラジオストックには巡洋枝隊（浦塩艦隊）があり、日本海ばかりでなく東京湾沖にまで進出し、通商破壊を行っていた。上村長官率いる第二艦隊は浦塩艦隊を捉えることができず、日本国内では、上村を非難する声が高まっていた。

旅順は外部との電信連絡を絶たれ、旅順艦隊と浦塩艦隊は円滑な連携も困難であつた。ウラジオストックに旅

順艦隊出港の連絡が入ったのは一日の午前中であつた。旅順から芝罘に脱出した駆逐艦レシーチェリヌイによる情報である。浦塩艦隊は一二日五時に出港したが、その一時間半後、旅順艦隊が引き返した旨の連絡が入つたという（七六）。

対馬尾崎湾停泊中の出雲座乗の上村彦乃丞第二艦隊司令長官のもとに一〇日一七時、伊東軍令部長から青泥沼の増田高頼少佐の報告として旅順艦隊南下中との電報が到着した（七七）。連合艦隊が旅順艦隊を追走し、第二合戦が開始される直前の時刻である。青沼泥から佐世保經由で東京に着電し、伊東軍令部長が対馬あてに転電した形である。上村司令長官は、詳細な状況不明のため、哨戒を強化するとともに、各艦に出港準備を命じ待機した。

翌一日八時一五分、伊東軍令部長から巡洋艦がウラジオストクに逃走の可能性があるので海峡の監視を厳しくせよとの電命を受け、さらに八時四五分、東郷長官から「すぐ来れ」との命令が着電した。上村長官は、明一二日一〇時四七五地点着と東郷長官および扶桑座乗細谷司令官あてに打電した。さらに上村長官は、瓜生司令官率いる第四戦隊および水雷艇隊に海峡厳守を命じ、自らは第二戦隊および千早を率いて一〇時四〇分尾崎湾を出港し巨文島沖に向つた。出港後、対馬の豆酸無線電信所から旅順艦隊主力が帰港し、ツザレウイチ、アスコリド、ノーウイク、パルラーダが南下している模様との連絡が入つた。この連絡を受け上村長官は一九時三〇分索敵のため磐手、常盤に済州島南方を通過し、翌朝黒山島付近で合流する旨を命じ、自らは出雲、吾妻、千早を率い済州島北方に向かつた。

二二時五分、南下中の第六戦隊と八口浦無線電信所との交信を感知した上村長官は、第六戦隊旗艦明石あてに打電し、状況および位置を照会した。翌一二日〇時に明石より返信があつた。出雲は一時前から八口浦無線電信所との交信も可能となり、四時三〇分に東郷長官から、アスコリド、ノーウイク、パルラーダ等が逃走中である旨が着電した。九時過ぎに第六戦隊と会し、一〇日以来の戦況を確認した。九時三〇分に、八口浦經由で東郷長

官から、海峡に帰り監視を厳にせよアスコリド、ノーウィク、パルラーダ及び駆逐艦数隻、膠州湾を出港して南下したるが如しとの電命を受けた。一〇時四〇分に盤手、常磐が来会、上村長官は一日の早朝、対馬の北方または北東において南下するロシア巡洋艦を待つこととし、対馬海峡に向かった。一二時一〇分に第四戦隊を率いる瓜生司令官に第二戦隊が帰途についた旨とアスコリドの南下を警戒せよと打電した。その後対馬の大河内無線電信所経由で電信を交わしつつ第二戦隊は西水道を通過し、一三日天明対馬東方に達した。

八月一日対馬沖で哨戒中の浪速に座乗していた瓜生司令官は、無線電信で上村長官の命令を受け、一五時三〇分に対馬竹敷要港に帰港し、第四戦隊および水雷艇隊に海峡厳守を命じた。瓜生司令官は、旅順方面からのロシア艦の到達は当一日二三時、ウラジオストツクからの到着を同日二四時と見込んだ。瓜生司令官は浪速が舵機故障で修理が必要なことから高千穂に移乗し、新高を率い一八時二〇分竹敷要港を出港、警備についた。翌一二日一七時三〇分、修理が完了した浪速が合流した。一九時二〇分、対馬豆酢無線電信所経由で上村長官から第二戦隊が帰途についたこと、アスコリド南下を警戒せよとの無線電信が着いた。

翌八月一三日一〇時二七分、上村長官から合流場所の指示を受信し、一五時に両戦隊は合流した。第四戦隊、浪速、高千穂、対馬、新高および通報艦千早は西から順に一三海里の間隔をあけ哨戒地点に配備された。八点鐘毎の、無線電信報告を止める一方、浪速は一四日一時一五分から二時一五分の間、無線電信を感受した。五時前第二戦隊は浦塩艦隊を発見した。出雲は直ちに「敵見ユ」の緊急信号を打電した。

出雲が五時に発した緊急警報電報「敵艦見ユ」を受信した浪速、高千穂は直ちに第二戦隊の行動予定から判断し、三八八地点に急航した。浪速は五時二〇分に、高千穂も六時四五分に日露両艦隊を視認した。以後、浪速、高千穂により随時戦況が打電された。

対馬は出雲の電報を受信したが、東水道（対馬海峡）をアスコリド、ノーウィクなどが逃走する可能性がある

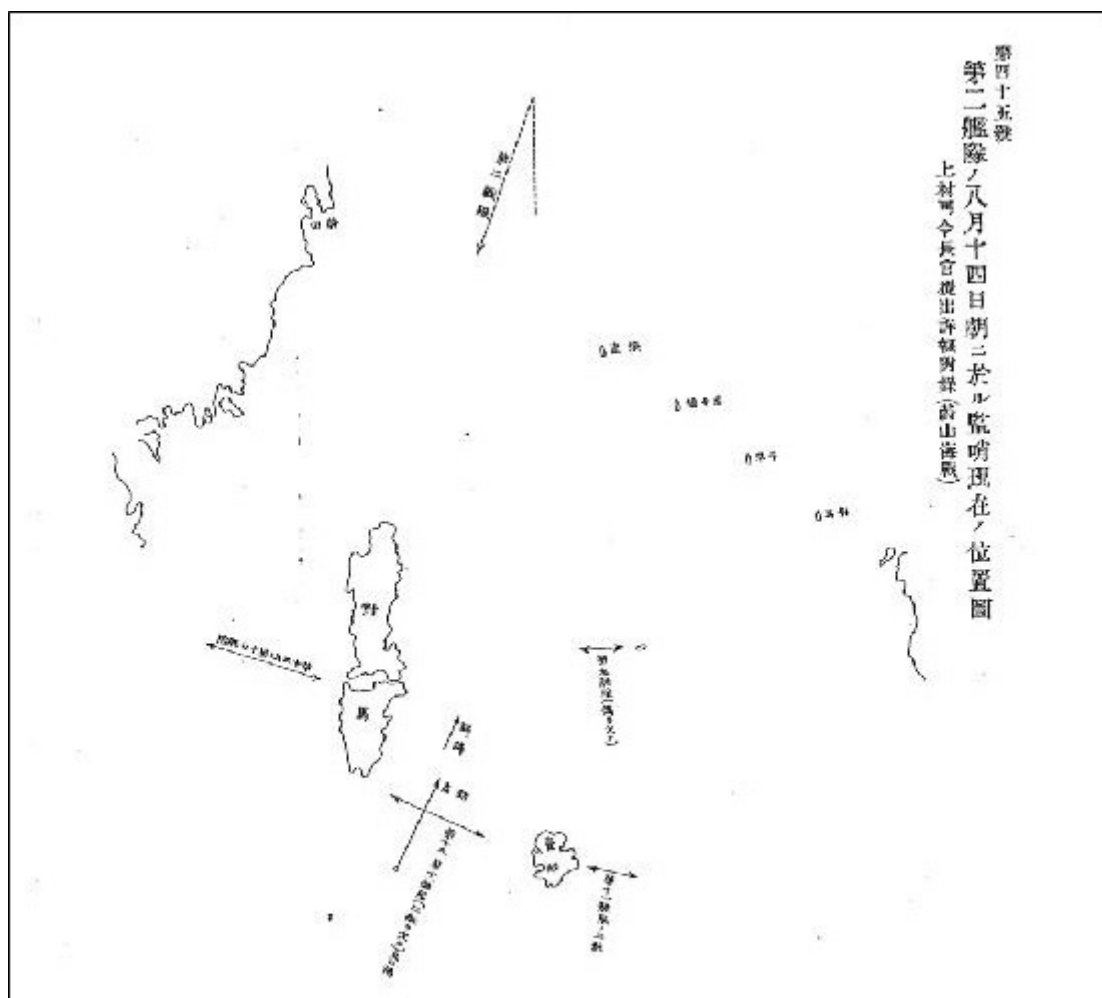


図6の4 第二艦隊ノ八月十四日朝ニ於ル監視現在ノ位置圖

『極秘 明治37、8年海戦史』 第1部 戦紀 巻10、11付表及付図)

と判断し、哨戒地点に当初留まった。しかし七時三五分に浪速発の「三八六地点ニ来レ」との電命を受け、同地点に向かった。新高は六時に「浦塩艦隊第七地点ニ見ユ」との電報を受信、さらに浪速発の「敵ハ三八八地点ニアリ」との電報を受け、三八八地点に向った。千早は五時四五分に北西方向に砲声を聞き、さらに同五五分に浪速発の「敵艦隊見ユ三八八地点」を受け、同地点に向い、七時一〇分に第二艦隊に合流した。

蔚山沖海戦の概要は次のとおりである。第二艦隊は、出雲、吾妻、常磐、磐手の単縦陣で南西微南に航行中、四時五〇分、左舷前方に南西に向う浦塩艦隊がロシーア、グロモボイ、リユーリックの順に単縦陣で航行しているのを認めた。浦塩艦隊は東に変針、第二艦隊は東南東に変針した。五時二三分、第二艦隊は、殿艦の

リューリックが距離八四〇〇メートルに達したため、砲撃を開始した。リューリックは損傷し、先行するロシア、グロモボイに遅れはじめ、さらに先行する二艦も損傷した。浦塩艦隊は六時頃北西に変針し、脱出、帰港する構えをみせた。第二戦隊も北西微西に変針、浦塩艦隊を左舷にみる並行戦となった。六時三〇分頃リューリックは舵機故障により先行する二艦から孤立する形となった。ロシア、グロモボイは再三に渡りリューリック救出を試みたが、八時三〇分頃に救出を断念し、北上を開始した。第二戦隊および千早がこれを追撃、リューリック攻撃は浪速、高千穂に委ねられた。両艦の攻撃により九時三〇分頃、リューリックは大きく損傷、砲撃も途絶え勝ちとなり、両艦は一〇時五分に攻撃を中止した。千早はリューリックの損傷状況を確認していたため、九時五〇分に「リューリック損傷行進不能」と打電、新高が受信した。

第二戦隊はロシア、グロモボイを追跡、交戦したが、両艦の速力が落ちず、出雲の弾薬の残量が少ないとの報告があつたことから、残弾をむしろリューリック撃沈に用いようと判断し、一〇時〇四分に追撃を断念し、一〇時一一分に出雲は各艦に「リューリックニ向ヒテ進ム」と信号した。これを見た千早は「浪速、高千穂ハリューリックノ止メヲ刺シツアルヲ見タリゴ承知ナリヤ、新高ハ水雷艇三隻ヲ引連レ来リ」と出雲に旗信で伝えようと試みたが、不調に終り、磐手経由で伝達した。結局出雲に伝わったのは一〇時四五分となり、伝達に約三分を要した。出雲は無線電信垂直線を九時四八分に破損していた。

当時、戦闘時は無線電信機を水線下に収めていたため、出雲は戦闘中、無線による連絡が入らず、さらに旗信による報告も伝わらなかつたため、リューリックの状況も把握できていなかった。第二戦隊と浦塩艦隊との交戦中、当初は浪速、高千穂が、途中からは千早が無線連絡に務めていたのは、直接戦闘に参加していなかつたためである。

上村司令長官が、ロシア、グロモボイの追撃を断念したことに対し、批判の声もあるが、少なくともリュー

リックの状況が把握できていれば、残弾をリューリック撃沈に回す必要はなく、異なる判断をしていた可能性も否定できない。蔚山沖海戦では、哨戒にあたっていた第四戦隊、千早への連絡には無線電信が威力を発揮し、第二戦隊に素早く合流したが、第二戦隊と浪速、高千穂が分離したあとの連絡は充分行えず、課題を残した。

海戦後、第四戦隊を率いた瓜生司令官および千早艦長藤井正義大佐は、戦闘中ノ実験ニ依リ将来改良ヲ要スヘキ点として無線電信に関する次の意見を開陳した。

無線電信機ハ必ス水線以下ニ其ノ室ヲ設ケサル可カラス現時ノ艦隊戦闘ニ於テ艦隊分離スル必要必ス起ルヘク然ルトキハ忽チニシテ信号距離外ニ逸ス此ノ際味方艦々ノ現状ヲ知ラサルニ於テハ或ハ無益ニ過慮シ或ハ法外ニ揚棄セラル可カラサルニ至ルヲ以テ無線電信ハ交戦時殊ニ最要用ナルヲ以テ敵弾ヲ蒙ラス又自己発弾ノ激動ニ依テ破損スルカ如キコトナキ位置ニ設クヘシ是稍平時不便ヲ免レサルモ最要ナル交戦時ニ使用シ得ルコトヲ思ヘば介意スルニ足ラサルナリ（明治三十七年九月一二日瓜生第二艦隊司令官ノ提出セル八月一四日海戦ノ第四戦隊戦

闘詳報（七八）

旅順口外ノ行動以来触敵前ニハ必ス旗信ニ依リテ無線電信機ヲ卸ス此ノ時附属通報艦ノ如キ直接戦闘ニ参与セサル艦モ亦之ニ倣ヒテ水線下ニ格納セリ然ニ此ニ特別ノ場合即チ此ノ間ノ開戦初期ニ於ルカ如ク各隊分離シアリテ戦闘地点明ナラス分離シアル各艦ヨリハ戦闘地点其ノ他状況ヲ知ランカ為メニ旗艦ニ対シテ頻繁ニ通信ヲ試ミタリト謂モ此ノ時旗艦ハ己ニ電線ヲ解除シ之ヲ知ルニ由ナシ因テ考フルニ如此コトハ属次起ルヘキ問題ニシテ両者間通信ノ必要アルハ論ヲ待タス故ニ通報艦ハ無論主戦艦隊ノ外ハ触敵可成無線電信機ヲ存シ置キ通信ヲ自在ナラシメ且通報艦ハ主戦艦隊ニ随伴シツツ遠隔地ヨリ来ル通信ヲ更ニ信号ニ改メ以テ主戦艦隊ニ通スルコト最必要

ナラント思料ス是今回ノ実験ニ因テ感シタルトコロナリ（明治三十七年八月三十一日千早艦長海軍大佐福井正義ノ提出セル八月一四日蔚山沖海戦ノ戦闘詳報（七九））

瓜生司令官、福井艦長とも戦闘中の無線連絡の必要性を指摘している。第四戦隊を率い、浪速、高千穂の二艦でリュリックに止めを刺した瓜生司令官にとっては、第二戦隊がリュリック攻撃を理由にロシア、グロモボイの追撃を断念したのは、不可解であり、戦闘中の連絡が充分行われていれば避けられたと判断したものである。福井艦長にとっては、最新情報が無線で受信したものの、肝心の旗艦への旗信連絡が不調に終り、通報艦としての使命を果たせなかったことから提言である。しかし、戦闘中、無線電信が利用できれば、通報艦の役割は終る。福井艦長の意見は、むしろ通報艦として最後の活躍の場を奪われたことと、第二戦隊が追跡を中止したことに對する批判のようにもみえる。

著名な海戦史家である外山三郎、黛治夫ともロシア、グロモボイを取り逃がしたのはそれぞれ上村長官の肉薄精神の物足らなさ（八〇）、長官以下の攻撃精神の不十分と断定すべきである、としている。さらに黛は、もし第四戦隊の一隻にリュリックを衝撃撃沈させる着意があつたら、二隻に対する追撃を中止しないですんだであろう（八一）、としている。攻撃精神の欠如は否定できないかもしれないが、上村長官がリュリックの状況を把握していなかった点が攻撃中止の要因となっていたことは明白である（八二）。第四戦隊は衝撃撃沈を試みる必要なく、既に一〇時前にリュリックを行動不能としていたのである。情報の未確認が問題であつた。

四〇年後日本海軍はレイテ海戦で敗れ、実質的に艦隊行動に終止符が打たれた。野村実は、小沢艦隊からの栗田艦隊などへの無線連絡、栗田艦隊内の艦間無線連絡が円滑であれば、より効果的な攻撃が可能であつたろうとしている（八三）。栗田健男中将の攻撃精神についての批判があるが、連合艦隊はその最後の艦隊決戦で瓜生司令官

と井艦長の「実験による意見」をいかせなかったことも忘れてはならないだろう。戦闘中の最新情報の欠如である。

第五節 追加配備の和泉の活躍

日本海海戦時の無線電信交信状況については、吉田昭彦や中村治彦の研究により概要が明らかになっている（八四）。吉田によるとバルチック艦隊（ロシア第二太平洋艦隊、以下ロシア艦隊）発見から主力艦隊の戦闘開始までの状況は次のようなものであった。

「敵の第二艦隊見ゆ」と哨戒中の仮想巡洋艦信濃丸が午前五時に発した電文を五時五分に対馬尾崎湾に停泊していた第三艦隊旗艦厳島が転電し、鎮海湾に停泊していた三笠に伝えた。信濃丸はロシア艦隊に入り込むばかりに近接していたため、発信艦名、発信時刻を入れず本文のみ打電した。信濃丸から鎮海湾には無線電信が直接届かず、対馬にいた厳島が中継する必要があった。三笠は中継した厳島に対し「敵艦隊の位置を示せ」と五時二〇分に返電した。第一艦隊第三戦隊旗艦の笠置を発見艦と誤認した厳島は、五時四〇分に三笠からの指令を笠置に転電した。笠置はこの時点でロシア艦隊を発見していなかったため、この問いに答えなかった。しかし、巡洋艦秋津洲が五時五〇分に信濃丸の続報「敵は東水道を通過するものの如し」を転電し、さらに六時六分厳島が同じく信濃丸の続報「敵艦隊二〇三地点午前五時」を転電した。このためロシア艦隊のおおよその動向を把握できた。

笠置は、ロシア艦隊を一〇時三〇分まで発見できず、八時四五分に「まだ敵と接触を保たず」と誤解を解いた。このように混乱した中、巡洋艦和泉は六時四五分にロシア艦隊を発見、七時五分に「敵は今二二五地点五隻以上針路北東」と打電、以後、和泉からの適切な報告により、連合艦隊主力はロシア艦隊を迎え撃つ態勢を構えるこ

とができた。吉田は、第三戦隊の搜索活動の不適と、中継した第三艦隊司令部が発信艦を笠置と誤認したことにより、約二時間にわたり通信上の混乱が続いたとしている。

防衛省防衛研究所には、『極秘 三十七八年海戦史』（以下『極秘海戦史』）に加え、日露戦争史編纂史料（⑪戦役等―日露）に戦時日記、戦闘詳報が残されている。『極秘海戦史』の備考文書には各艦隊、各戦隊、各艦の戦闘記録が収められている。信濃丸、厳島、笠置の戦闘詳報には詳細な無線交信状況が記載されており、正確な交信状況の再現は困難であるものの、笠置と同じ第三戦隊の千歳、新高の戦闘詳報、厳島と同じ第五戦隊の橋立、三笠と行動をとにした第一戦隊の日進の戦闘報告などに詳細な記録がある。各艦の記録を比べると、発信時刻、発信艦、電文まで、異なるものが目立つが、これらの史料から可能な限り交信状況の復元を試みる。

（一） 信濃丸によるロシア艦隊発見と各戦隊の行動

一九〇五年五月二十七日未明、白瀬―城列島を結ぶ第四警戒線上の右幹線上に第六戦隊の巡洋艦和泉、中央幹線上に第三戦隊の巡洋艦笠置、千歳、新高、音羽、左幹線上に第六戦隊の巡洋艦秋津洲が、その南西側に四隻の仮装巡洋艦が、南側から満州丸、信濃丸、佐渡丸、亜米利加丸と占位し、対馬島南側に第七戦隊の二等戦艦扶桑が哨戒中であつた。

さらに哨戒艦から根拠地への無線電信を確実なものとするため、中継艦として第七戦隊の砲艦高雄が配備されていたが、任務を解かれ、尾崎湾に帰港途上にあつた。中継艦の任務は「根拠地ニ於テ応信ナキトキニ限り中継ヲナスヘシ」であつた。

主力部隊の第一戦隊、第二戦隊は第四戦隊とともに加徳水道にあり、旗艦の三笠は、有線電信により東京の本営との連絡が可能であつた鎮海湾に停泊中であつた。また対馬の尾崎湾には第三艦隊の第五戦隊と第六戦隊、第七戦隊の一部が停泊中であつた。哨戒艦の発した電文は厳島などの中継により、三笠に届けられた。

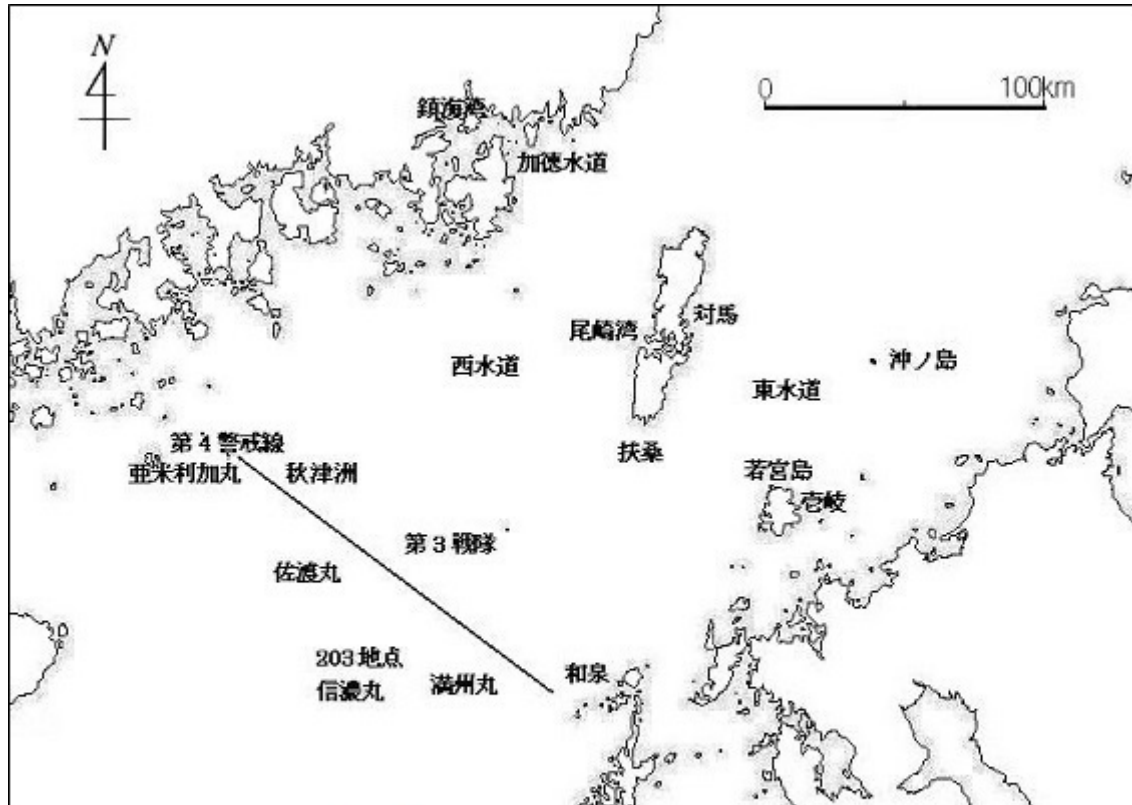


図 6 の 5 ロシア艦隊発見時の哨戒態勢

『極秘海戦史』第二部 戦紀 巻二及備考文書付表付図 第一号をもとに作成。

哨戒艦の任務は、「敵ヲ発見セハ規定ノ無線電信緊急信号ヲ以テ敵ノ所在並ニ進行方向等ヲ通報」である。「敵ハ四七一地点ニ在リ南東一ノ二南ニ進ム」は、地点信号モ四七一、方位信号 メ B P と定めた。無線電信符号で、「敵ノ第二艦隊見ユ」は「タ」であり、「敵ハ対州東水道ニ向フガ如シ」は「ヒ」である。「敵ノ第二艦隊二〇三地点ニ見ユ」ならば、「タ」を連続送信し、「タタタタ モ二〇三」となる。哨戒艦からの連絡を受信したときは、受信艦は応答信号を送る手順であり、中継の場合は、中継の電文が、応答信号を兼ねた。応答信号が確認できない場合、付近を航行中の僚艦が、受信した電文を旗信で宛先の艦に伝えている。

地点番号は、連合艦隊が通信を簡便明瞭に行うため、緯度、経度一〇分毎に付けた三桁の数値である。二〇三地点は北緯三三度二〇分、東經一二八度一〇分である。緯度一〇分で一〇海里（一海里は約一・八五 k m）、北緯三五度付近では経度一〇分で八海里強の距離となる。当日午前五時時点では、視界約五海里程度とあり、隣接する地点でも視認は困難な状況であった。図 6 の 2 の元

北緯35度	朝鮮半島					鎮海	加徳	440	441	442	443	444	445	446
						湾	水道	420	421	422	423	424	425	426
						巨済		400	401	402	403	404	405	406
						島		395	396	397	398	399	407	408
								374	375	376	377	378	379	380
								353	354	355	356	357	358	359
								327	328	329	330	331	332	333
								297	298	299	300	301	302	303
北緯34度								271	272	273	274	275	276	277
								245	246	247	248	249	250	251
								221	222	223	224	225	226	227
								202	203	204	205	206	207	208
								185	186	187	188	189	190	191
								164	165	166	167	168	169	170
北緯33度								中通	171	172				
								島						
	東経128度					東経129度					東経130度			

図6の6 対馬周辺海域の連合艦隊地点表

史料「哨戒配備図」から地点番号を列挙したものが図6の3である。

三笠と行動をとにした日進の戦闘報告（八五）をもとにした無線電信交信表を表6の4とした。ほぼ同内容を、主力部隊である第一戦隊、第二戦隊が受信できたものとみなせる。

三笠が得たロシア艦隊発見の第一報は、五時五分に厳島が中継した、「敵ノ第二艦隊見ユ」である。厳島は、信濃丸が打電した位置情報「二〇三地点」を受信できず、敵発見のみを打電した（八六）。発見位置が伝わらなかったため三笠は五時二〇分「敵艦隊ノ位置ヲ示セ」と厳島に打電した。吉田が明らかにしたように厳島は当初、発見した艦を把握できていなかった。厳島と同じ第五戦隊の橋立の戦闘詳報には、厳島が五時四三分に第五戦隊各艦あてに問い合わせた「敵艦隊ノ位置及ヒ発信艦ノ名前分カラスヤ」という記録が残されている。この問いに対し橋立は、「地点二二五、北東一ノ二北信濃丸ト判読セリ」と、信濃丸が地点番号および進行方向を打電した旨を答えている。地点二二五

表6の4 日進記録をもとにした日本海海戦における無線交信状況

番 号	発信時刻	発信艦	電 文	受信艦
1	505	巖島	敵ノ第二艦隊見ユ	三笠
2	520	三笠	敵艦隊ノ位置ヲ示セ	巖島
3	532	信濃丸	敵艦隊ハ対州東水道ヲ通過セントスルモノノ如シ	笠置
4	605	巖島	敵艦隊午前5時地点203	三笠
5	615	信濃丸	35隻以上目撃ス<15隻以上の誤リ>	
6	620	笠置	敵情明ナラス病院船1隻東方地点225 <地点224の誤リ>	<巖島>
7	657	笠置	今敵艦隊ノ位置ヲ示セ	信濃丸
8	705	和泉	敵ハ今地点225、5隻以上午前7時	
9	710	信濃丸	第3戦隊の位置ヲ示セ <(濛気アリ見失フ)前半欠落>	笠置
10	730	和泉	敵艦隊11隻以上「ジエムチウグ」先頭 後尾病院船2隻地点225	
11	740	笠置	吾レ206地点	信濃丸
12	747	須磨	神埼ニ来レ	和泉
13	755	和泉	地点278北東微東速力12節<地点277の誤リ>	
14	808	巖島	敵艦隊ト接触ヲ保テ	和泉
15	825	三笠	敵ト接触ヲ保チ其ノ針路ヲ知ラセヨ	笠置
16	830	笠置	第3戦隊251地点速力16針路北東微東	巖島
17	833	和泉	「ジエムチウグ」単独前進シ針路東地点251	巖島
18	842	三笠	敵ノ位置及ヒ進行方向如何	笠置
19	842	笠置	未タ敵ト接触ヲ保タス 吾神埼ノ南南西25海里 速力16節針路北東微東	三笠
20	847	三笠	敵ノ主力見ユルヤ	笠置
21	858	和泉	敵艦隊地点277ノ南東ニ在リ針路東北東	三笠
22	952	和泉	敵ノ兵力ハ戦艦5隻2等巡洋艦3隻共ノ他艦船 8隻以上アリ総数22隻以上濛気アリ判明セス	巖島
23	958	三笠	吾午前9時40分対馬韓埼ノ北東10海里ヨリ 地点386ノ南速力14節、和泉ニ分レリ	巖島
24	1007	巖島	敵ハ対州東水道ヲ通過セルモノノ如シ敵ノ兵力ハ 戦艦5隻2等巡洋艦3隻共ノ他艦船8隻以上アリ 総数22隻以上見ユ濛気アリ分明ナラズ	三笠
25	1024	巖島	吾鶴知ノ南方15海里	三笠
26	1030	三笠	敵艦隊変針セ直ニ報知セヨ	巖島
27	1035	巖島	敵ハ今壱岐若宮島ノ西方約10海里針路東北東	三笠
28	1050	和泉	敵ノ兵力ハ15隻「ボロヂノ」型4隻「オスラービア」 「シソイ・ウエリーキー」、「ナワリン」、「アドミナル」、 左ナヒーモフ翼列「アドミナル、セニヤウ井ン」 型3隻、「インペラートル、ニコライ」第3世、 「オレーグ」、「アウローラ」ノ順序ナリ、 「ジエムチウグ」型前衛後続部隊仮装巡洋艦	三笠、巖島
29	1056	巖島	敵艦隊速力12節針路東北東	三笠
30	1100	三笠	敵ノ右翼主力ナルヤ	巖島
31	1105	巖島	左翼主力ト認ム	三笠
32	1110	三笠	和泉ニ問合せ	巖島
33	1113	笠置	敵ハ我力艦隊ノ現位置ヨリ南東7海里ニ在リ 吾壱岐若宮島ノ北方10海里	三笠、巖島
34	1115	巖島	敵ノ主力ハ右翼ナリヤ	和泉
35	1123	和泉	左様右翼ノ先頭ト思フ	三笠
36	1145	和泉	午前11時30分先頭艦壱岐若宮島ノ西北約12 海里ノ北東ニ在リ、北東微東ニ進行ス	三笠

37	1150	巖島	敵針路ヲ北北東ニ変ス次テ取り消シ	三笠
38	1158	笠置	右翼列主力「ボロチロ」型5隻次ニ「シソイ、ウエリーキー」、「ナワリン」、「ナヒーモフ」、左翼列「ニコライ」、「アドミラル、セニヤウ井ン」型3隻次ニ巡洋艦仮装巡洋艦	三笠
39	1200	三笠	敵ノ位置及ヒ進行方向如何	笠置
40	1203	三笠	吾今地点386ノ南針路南東1/2南速力14節	巖島
41	1215	巖島	第6戦隊敵艦隊ノ前方ニ出テ接触ヲ保テ	須磨
42	1224	和泉	敵艦隊午前12時壹岐若宮島ノ北12海里ヲ北東微東	三笠
43	1225	巖島	吾地点363(沖ノ島ノ西30海里)ヲ東微南	三笠
44	1230	笠置	敵艦隊若宮島ノ北10海里ヲ東北東展望5海里	三笠
45	1233	須磨	敵ノ針路北北東	三笠
46	1240	笠置	敵艦隊変針針路北東若宮島ノ北10海里	三笠
47	1245	笠置	敵艦隊又針路東北東	三笠
48	1303	巖島	吾沖ノ島ノ西約10海里針路北敵ヲ南南西1/2西約5海里ニ見ル	三笠
49	1310	笠置	敵ハ沖ノ島ノ南西約20海里針路北北東	三笠
50	1317	巖島	位置ヲ示セ	三笠
51	1320	三笠	敵ハ其ノ艦ノ何レニ在リヤ	笠置
52	1320	三笠	沖ノ島ノ北北西約10海里	巖島
53	1330	和泉	敵艦隊沖ノ島ノ南西約20海里ノ北東ニ在リ針路北東	三笠
54	1335	巖島	敵艦隊ハ本艦ヨリ南1/2西約6海里	三笠
55	1342	須磨	敵艦隊(機械取外ノ為メ不明)7海里	三笠
56	1345	笠置	吾地点363ノ東敵ハ南西5海里ニ在リ	三笠

は、後に、七時過ぎに和泉が敵艦隊発見を打電したところの場所であり、橋立がこの時点で誤って判読したか、記録した可能性が高い(ハセ)。三笠から敵艦隊の位置を問われた巖島は、笠置あてに五時二二分に続き同四〇分前後に再度同文を打電した(ハハ)。巖島から第五戦隊各艦への照会は、笠置からの応答が無かったために行つたものと思われる。

五時五五分発の「敵ハ東水道ヲ通過スルモノノ如シ」の電文は、三笠のように秋津洲電とする記録と、第二戦隊の一等巡洋艦、八雲、磐手のように笠置電とする記録がある。日進は、この中で五時三二分に直接信濃丸の発した電文を判読できたようである。第四戦隊の巡洋艦、明石の記録には、「巖島、秋津洲ノ諸艦ハ皆同様ニ告グ」とあり、応信が確認できなかったため、複数の艦が同文を中継打電した模様である。

断片的な情報が行き交う中、六時五分に「敵艦隊午前五時地点二〇三」と巖島が打電したのは、この時点まで三笠にロシア艦隊の位置が伝わっていなかったことで、適切であった。この電文は、六時に笠置が巖島に

打電した内容を転電したものである（八九）。二〇三地点から東水道（対馬海峡）に向かえば、当初予想通り、午後早い時間に沖ノ島付近で会敵すると想定可能である。この間信濃丸は五時二〇分に一旦敵影を失い、六時五分に再発見し（九〇）、「一五隻以上目撃ス」と打電した。この電報を受け、笠置は六時一〇分、「今ノ敵艦隊ノ位置ヲ示セ」と信濃丸に打電した（九一）。これは最新情報の把握と同時に、第三戦隊もいち早く接敵するための問いである。笠置は六時二〇分、ロシア艦隊の病院船を発見、「敵病院船一隻東方ニ見ユ地点二二四」と敵島に打電した（九二）。笠置は、南方に煤煙があることから、さらに南東に航行した。

（二） 和泉による敵情報

笠置が病院船を発見した六時四五分頃、和泉がロシア艦隊を発見、七時五分に「敵ハ午前七時二二五地点ニアリ針路北東五隻以上」と打電した（九三）。一方、信濃丸は再びロシア艦隊を見失い七時一〇分「濛氣アリ見失フ第三戦隊位置ヲ示セ」と打電、笠置は七時四一分「吾レ二〇六地点」と返電した（九四）。和泉の戦闘報告には、「本艦ハ信濃丸ノ位置報告ニヨリ午前八時頃敵艦隊ニ会スルモノト想像シアリシニ 斯ク早ク之ヲ発見セシハ蓋信濃丸昨日ノ強風ノ為メ艦位稍正確ヲ欠キタルモノナルヘシ」とある（九五）。また笠置の戦闘報告には、千歳から笠置に対し八時一六分発の「貴艦位置ハ潮流ヲ差入セラレシヤ」という問いと、笠置の「先程ノ無線電信ノ位置ハ二〇七地点ト云フ方近シ天測ニ拠ル」との答えが残っている（九六）。信濃丸の二〇三地点、笠置の二〇六地点とも艦位測定が不正確であり、笠置が敵艦隊の捕捉に時間がかかった要因となっている可能性がある（九七）。

この前後、第三戦隊の千歳と新高が意見上申をしている（九八）。千歳は、七時五分に笠置に対し手旗信号により「意見上申一先ヅ東方ノ搜索ノ後南ニ向ハシテハ如何」と伝えた。さらに新高も七時六分笠置に対し「二〇三地点ヨリ東水道ニ向フト信濃丸ノ情報ニ拠レハ先ノ病院船ハ敵の後尾ニ続航スルモノト思ワル意見上申」と手旗信号を送った。笠置の戦闘報告によれば、千歳は七時三分、新高は七時二五分に意見上申したとなっている。この

時間帯には和泉からの第一報が打たれている。千歳、新高の意見上申のタイミングは微妙であるが、いずれにしろ両艦は、南東方向ではなく病院船を追跡し北東を探索するべきと判断していた。

信濃丸がロシア艦隊を見失い、第三戦隊が接敵できない中、和泉は単独でロシア艦隊の動向を伝え続けた。七時五分の打電に続き、七時三〇分「敵艦隊一隻以上ジェムチウグ先頭、後尾ニ病院船二隻二二五地点」、七時五五分に「二七七地点針路北東微東速力一二節」と次々報告した（九九）。七時五五分発の和泉電は、三笠と日進の受信記録に残されている（一〇〇）。日進の記録には七時五分の和泉電の受信もあることから、八時前までには、三笠と和泉間で直接交信が可能となっていたものと推測できる。三笠は加徳水道を出た四二〇地点付近を航行中であった。

四二〇地点と二七七地点とは七〇海里強であり、通信可能な距離であった（一〇一）。笠置の電文を中継した厳島に対し、三笠が八時四二分に打電した「直接分レリ」との電文が残されている（一〇二）。

笠置は八時三〇分「第三戦隊二五一地点速力一六針路北東微北」と打電した。和泉は八時三三分に「ジェムチウグ単独ニテ前進ス針路東二五一地点」と打電した。同じ二五一地点である。三笠が、笠置がロシア艦隊と接触中との判断をしていたのは、ロシア艦隊発見から三時間経過しており、当然接触済みと考えたほか、笠置の伝える位置が、和泉の伝えるロシア艦隊の位置と近接していたからである。七時過ぎに和泉がロシア艦隊二二五地点と打電した直前の六時四五分に笠置は敵病院船二二四地点と打電している。笠置はさらに七時四〇分に「吾二〇六地点」と打電している。二〇六地点は二二五地点の北側に隣接する地点である。

一〇時前に、厳島もロシア艦隊を確認した。それより早く九時過ぎに第四駆逐隊がロシア艦隊を確認していた。同隊は、本来第三戦隊とともに哨戒につく予定であったが、風浪が強いため、尾崎湾で待機中、ロシア艦隊発見の報を受け、六時過ぎに出港、ロシア艦隊に遭遇し、厳島を誘導したのである。

(三) 一〇時以降の敵情報報告

一〇時台になると、ロシア艦隊の兵力、隊列、進行方向など詳細な情報が交わされ、緊迫度が増す様子が垣間見える。三笠は、ロシア艦隊の針路変更に加え、戦力、隊形に関する情報を求めた。一〇時三〇分三笠発厳島あて「敵艦隊変針セハ直ニ報知セヨ」、一一時に厳島あて「敵ノ右翼主力ナルヤ」、一二時の笠置あて「敵ノ位置及ヒ進行方向如何」と定期的に情報を求めた。黄海海戦時にロシア艦隊の進行方向が正しく伝達されなかった経験がいかされているようである。

一〇時五〇分和泉は、三笠、厳島に「敵ノ兵力ハ一五隻・・」の電文（表6の4の二八電）を打った。厳島は同五六分、三笠にあて「敵艦隊速力一二節針路東北東」と打電した。吉田が明らかにした旗艦三笠が和泉の情報を信頼していたことを示す交信は、この直後なされた。三笠が厳島の「左翼主力ト認ム」という報告に対し、和泉に確認するよう促した内容である。

表の三二電から三五電である（一〇三）。

この時点では、和泉と三笠間では問題無く直接の無線交信が可能であり、和泉の交信記録には、上の電文全てが記録されている。一一時の時点で、三笠が和泉に直接確認すれば済むところを、厳島を中継して交信したのは、全艦隊での情報確認の意味とともに、厳島公認のもと、和泉からの報告を引き続き求めたという意図もあっただろう。

この間、一一時前に第三戦隊もロシア艦隊を視認し、一一時一三分三笠と厳島にあて「敵ハ我ガ艦隊ノ現位置ヨリ南東七浬ニ在リ吾壱岐若宮島ノ北方一〇海里」と打電した。和泉、厳島、笠置三艦のロシア艦隊の位置報告が微妙に異なったのは、この時点以降である。

一一時五五分に三笠艦上で行われた総員への訓示では、無線で伝えられた陣形、艦名を詳細に説明し、一時間

ほどで接敵するものとみている。一二時の時点で三笠は三八五地点、ロシア艦隊は三〇七地点、距離は三〇数海里であった。連合艦隊主力は一二時二六分に一四ノットから一二ノットに減速し、一方のロシア艦隊は九ノット航行中であった。三笠は午後一時一五分に第三戦隊、同二八分に第五戦隊を視認した。三笠は同二〇分、笠置に「敵ハ其ノ艦ノ何レニ在リヤ」と打電した。敵島は同三五分「敵艦隊ハ本艦ノ南一ノ二西約六海里」と三笠に打電、三笠は、同一時三九分にロシア艦隊を確認した。笠置の返電「敵ハ南西五海里ニ在リ」は同四五分であった。このとき展望は八、九海里であり、同五五分、三笠は乙旗を掲げた。

(四) いかされなかった戦訓

これまで見てきたように、日本海海戦時の無線電信の交信状況は、安定していたものではなかった。たとえば、八時五八分の和泉発三笠あての電文「敵艦隊地点二七七ノ南東ニ在リ針路東北東」は応答信号がなかったためであろう、日進が三笠にあて九時二三分に旗信で送っている。さらに、千歳一〇時四〇分発笠置あての「敵島ヨリ三笠ヘノ敵ノ位置ノ電分リシヤ」との信号もある。加徳水道で待機中であつた八雲は五時五分の敵島の敵艦隊発見の電文を発信艦、受信艦不明と記録している。当日臨時に西方中継艦の業務からの帰途対馬沖にあつた砲艦高雄に至つては、中継業務を担っているにもかかわらず、ほとんど受信できていなかった模様である。各艦の設備、調整状況、場所により受信状態は不安定であつた。

このような状況のもと、各艦の交信記録が異なっているのは、次の理由が考えられる。

- 一、発信艦が数回同じ電文を打電している事例があり、時刻が異なる。
- 二、同文を複数の艦が中継しているため、受信艦により中継艦の記録が異なる。
- 三、中継艦ではなく元の発信艦を記録している事例がある。
- 四、單純に発信艦、中継艦を誤認した事例がある。

五、発信時刻、受信時刻の定義あるいは各艦の時計の誤差によるもの。

これらに加え、単純な記録上の誤りもある。

当時の無線電信はこのように安定性を欠いたものであり、連合艦隊は、無線電信による交信を単純明瞭にするため、開戦以来利用していた無線電信略符号に加え、予想される戦闘海域に地点番号を付けて、ロシア艦隊の来航に備えた。

二六日早朝、前日にロシア義勇艦隊が上海外港の呉淞に入港した情報を得て、対馬海峡の警備を強化した。実際には四列に留まったが、哨戒態勢を四列（仮装巡洋艦四隻）から五列に増加を命じ、最速の第三戦隊を第四警戒線の中央に配置した。さらに「本日展望自在ナラズ」と、和泉、秋津洲を追加配備した。この措置が功を奏し、信濃丸が敵影を見失い、第三戦隊が接敵に失敗したあと、幸いにも和泉が自身の予想より早く接敵に成功した。

東郷平八郎連合艦隊司令長官は、その戦闘報告で、策敵にあたった各部隊を、第三戦隊を含めて、リーダーに相応しく、「終始能ク之ト接触ヲ保持シ」と称賛した、しかしこれは、多く論じられているように、経験が生かされなかった一因でもある。

第三戦隊は、戦力分散というデメリットもあるが、千歳、新高の意見上申のように、少なくともその一部を病院船発見時に追跡させるべきではなかったのか。この点、本来同行する予定であった第四駆逐隊が荒天のため尾崎湾で待機していたことも影響しているだろう。さらに対馬南方には、旧式で最大速力一三ノットの扶桑ではなく、快速の巡洋艦を配置して、第三戦隊が接敵に失敗した場合のバックアップの任務を賦与しておくべきではなかったかなどの疑問が残る。また五列哨戒の命が出されていたにもかかわらず、一時津軽海峡への北進の準備をした影響などで四列のままであった。

五海里程度という限られた展望、未熟だった無線電信という条件のもと、対馬海峡という限られた海面での戦

闘というメリットをいかし、連合艦隊は、歴史的勝利を収めたが、後に策敵活動に生かすべき戦訓は、『極秘海戦史』の中にも残されなかった。

第六節 無線電信の効果と課題

三国干渉以降、ロシア海軍を仮想敵とした日本海軍の作戦は入念であった。海軍拠点地までの海底ケーブルの整備、無線電信の研究は、実戦を想定したものであった。ロシア海軍は油断もあり、旅順、仁川、ウラジオストク間の連絡に支障を生じ、国交断絶後も無線電信機装備艦による索敵活動、連絡に活用せず、その無線電信の実戦利用に関し、日本海軍に遅れをとった。

開戦当初、日本軍は上陸予定地および海軍前進拠点地との連絡のため海底ケーブルを敷設する一方、ロシア軍による旅順、仁川と外部の連絡を可能な限り困難の状況においた。両軍の警戒体制についても、日本海軍は港外に無線電信機搭載艦を待機させたが、旅順艦隊は、駆逐艦を利用して敵発見の場合、港内に戻り連絡するという体制であった。

林権助公使、幣原喜重郎領事ら、後に軍部と距離をおいた外交官も、日露開戦当時、軍部と一体となり、ロシアの通信を妨害した。旅順奇襲、仁川海戦では、既存海底ケーブルを利用した芝罘、仁川との電信連絡が威力を発揮した。その後、軍令部と連合艦隊の通信もケーブルにより円滑に行われた。敵艦隊の情報について、日本海軍は常に優越していた。軍令部からの命令や情報は、軍事用海底ケーブルおよび釜山―漢城の陸上伝送路を用いてすばやく連合艦隊に伝達されていた。旅順、仁川、ウラジオストク間の通信を分断されたロシア軍と対照的である。

日本海軍は、無線電信に関して、戦隊間の連絡および哨戒活動で当初から効果をあげた。高橋文雄が論じたとおり、日本海軍にとって旅順海戦においてケーブルと無線電信は不可欠のものであった。しかし、旅順港沖ではロシア側の妨害により利用に大きな制約を受けた。その対応のため、略符号の活用、送受信技術の改善が試みられたが、略符号は情報の限界もあり、着弾観測や六月二三日の旅順艦隊出港の際の誘導など課題を残した。

日本軍が旅順要塞に迫り、陸上望楼から旅順港の入出港の監視が可能となり、封鎖体制は整備された。八月一日の旅順艦隊出港も迅速に第一戦隊ほか、主要部門に伝達された。しかしながら、哨戒艦艇が旅順艦隊の進行方向の確認が十分でなかったこと、先任艦である八雲が敵艦隊を視認できないまま無線電信によって各戦隊に連絡していたため、第一戦隊は、予想より早く会敵することとなった。

蔚山沖海戦でも、第二戦隊の浦塩艦隊発見の報は、迅速に哨戒中の第四戦隊に伝えられたが、戦闘中の戦隊間の連絡が不調に終わり、二艦を逃す要因となった。間接情報を元にした先任艦からの無線連絡、戦闘中の戦隊間連絡の不備が両海戦で課題となった。

海戦史家野村実は、日本海海戦を勝利に導いたT字戦法も、六月二三日の旅順艦隊の大挙出港および黄海海戦において失敗に終わったとし（二〇四）、日本海海戦にあたり東郷長官は、T字戦法成功のために、「敵が逃げられない狭い海面で、敵の真正面から決戦を望むこと」であると結論づけたとして次の命令を引用している。

統治に集合せる第一、第二艦隊の諸隊は、敵の出現に応じてただちに出発し、対州北方において中央幹線上に占位し、敵の方向により機宣行動す。第三艦隊の主力も同時に出勤し、敵を海峡内に誘致策制すると同時に、敵を追尾して、わが主隊に合するの目的をもって、とくに与えたる命令に基づき行動す。連合艦隊は、略号と地点番号により、無線電信を最大限活用し、バルチック艦隊主力を中央幹線上で迎え撃つ体制を整えたのである。

第七章 対外交渉でみる明治後期の国際通信政策

日本は日露戦争後、韓国を保護国化し、清国東北部（満州）に租借地を獲得した。この勢力圏の拡大は日本の国際通信施策に多大な影響を与えた。日本政府が一八八二（明治一五）年に長崎―釜山ケーブルの敷設と引換えにデンマーク国籍の大北電信会社に付与した国際通信独占権が従来以上に通信政策上の制約となった。

一八八四（明治一七）年以降、日露戦争前まで、日本と海外を結ぶ伝送路は、一八九八（明治三一）年に清国から買収した台湾―福州ケーブルを除き、長崎―釜山ケーブル一条に加え、長崎―上海ケーブル二条、長崎―ウラジオストックケーブル二条、合計五条の大北電信会社所有のケーブルのみであった。日露戦争後も、外交権を剥奪した韓国と日本の間の通信に引続き大北電信会社の海底ケーブルを利用せざるを得ない状況であり、日露戦争中に軍用として敷設した佐世保―大連ケーブルの公衆利用も大北電信会社から再三にわたり抗議を受けた（一）。また租借地および利権を得た東清鉄道南部支線（南満州鉄道）沿線の通信も新たな課題となった。さらに一九〇二（明治三五）年に締結された日英同盟のパートナーである英国にとって、日本の国際伝送路の確保は重要な関心事となっていた。

日本政府は当時、清国内租借地の通信問題、アジアとの通信に関する大北電信会社との問題に加え、日英同盟にかかわる伝送路確保などの懸案事項を抱えていた。そのそれぞれの対応は、軍部、外務省、逓信省の思惑の違い、台湾、租借地経営に関する政策の変化、国際情勢の動向など様々な側面からの影響が見られる。これらの交渉状況をまとめたものが、表7の1である。懸案事項は次のようなものであった。

一、遼東租借地、満鉄沿線を巡る日清電信協約交渉

表7の1 明治末の対外電信交渉状況

	対清国	対大北電信会社	対英国(その他)
1905年 (明治38)	9月 清国電政局、逓信省 に商議要請 12月 北京会議・満州善後 条約締結	日露戦争中、日本の朝鮮半島 ー日本間のケーブルを黙認	9月 グアムー小笠原ケーブル 調印
1906年 (明治39)	1月 ドレーシング(清国)ー 小幡領事会談 3月～7月 ドレーシングー 小松通信局長交渉 7月 林公使着任 9月 満州からの国際電報 の取扱開始 12月 清国が満鉄横断電信線 を架設	6月 大北電信会社が佐世保 大連線利用を抗議	8月 グアムー小笠原ケーブル 開通
1907年 (明治40)	1月～6月ドレーシングー林公使 交渉 11月～1908年2月ドレーシング ー林公使交渉	7月～12月ミッテルセン(大北) ー小松通信局長交渉	2月 日英軍事協約訓令 6月 日英軍事協約調印 10月 英国より台湾ー 香港線接続提案
1908年 (明治41)	(5月リスボン会議) 8月～11月 ドレーシングー 石井外務次官交渉 11月 日清電信条約調印		5月 リスボンにおいて英国 委員から台湾ー香港接続 スライディングレート導入の 提案を受ける

二、長崎ー釜山ケーブル、日清間伝送路、料金を巡る逓信省と大北電信会社の交渉

三、日本ー香港伝送路にかかわる日本政府ー英国政府間の交渉
さらに日露戦争の帰趨が決まるまでの間、中断していた日米ケーブル敷設の交渉が再開された。そこには、従来通信主権の奪回の歴史と語られてきた日本の国際通信史とは異なる局面も垣間見える。

第一節 小村寿太郎と袁世凱による北京会議電信問題交渉

一九〇五(明治三八)年九月五日に日露講和条約(ポーツマス条約)が締結され、日本はロシアから「清国政府の承諾を以て旅順口、大連並びに其の付近の領土及領水の租借権及該租借権に関連し又は其の一部を組成する一切の権利、特権及権與を移轉譲渡」を受けた(第五条(二))。また、長春ー旅順間の鉄道及びその支線、付属する一切の権利の移轉譲渡も確認された(第六条)。

日本政府は清国との交渉にあたり、一〇月二七日、次のように閣議決定した。「清国政府は露国より日本国に対する左の譲渡を承諾すること。一、旅順口大連並びに其付近の領土領水の租借権及租借権に関連し又は其一部を組成する一切の権利特権及権與。(以下略)」

（第六項）（『日外』三八の一、一〇五―一〇六頁）。

電信に関しては、一八九六（明治二九）年に露清銀行が清国政府と締結した「東清鉄道建設及運輸ニ関スル約定（三）」の六条に「（鉄道付属地に―筆者）鉄道の為必要な電信線を架設し及使用するの権利を有す」とあり、日本がロシアから利権を引継ぐ根拠とされた。

同年一月、北京において日清間の交渉（北京会議）が開始された。日本側全権は小村寿太郎外相と内田康哉駐清公使、清国側全権は慶親王、袁世凱らであった。一月二二日、電信に関して日本政府は次の追加条件第三条を清国側に提出した。「清国政府は旅順、芝罘間、牛家屯、營口間及鉄道線路に沿へる日本の電信敷設を承諾し並に營口・北京間の清国電柱に一線を付加することを承諾すること」（『日外』三八の一、一二三頁）。

後の交渉で焦点となる旅順―芝罘間には、前章でみたようにロシアの海底ケーブルが敷設されていたが、日露戦争開戦直後の一九〇四年二月十八日、芝罘駐在武官森義太郎海軍中佐により切断された（四）。第四章でも触れたとおり芝罘は北京の外港太沽^{ターグ}、遼東半島の旅順、大連、さらに朝鮮の仁川と海路で結ぶ要衝の地であった。日本政府は領事館、郵便局を設置していた。また日英同盟のパートナーである英国海軍の拠点威海衛とも近接し、芝罘―旅順ケーブルの竣工により、佐世保―大連ケーブル経由で旅順―芝罘―威海衛と日英両海軍拠点が結ばれるため、同ケーブルは重要な伝送路と認識されていた。

清国政府は一二月四日、第一一回本会議において次のとおり回答した。「清国政府は旅順芝罘間の海底電線を租借期限間日清両国の合同経営となすことを承諾す而して日本は旅順の一方を又清国は芝罘の一方を兼管し各自収入する所の電報料金は両者間に計算を要せざるものとす 南満州に於て鉄道に沿う所の各電信線は従前の通り在留するものとす但電信線は只単に鉄道に関する事務を取扱うに止まり電報料金を収入すべき私報を取扱うことを許さず 義和団事変前に於て清国が所有せる公私の各電線及付属財産は日本に於て凡て清国に還付すべく而し

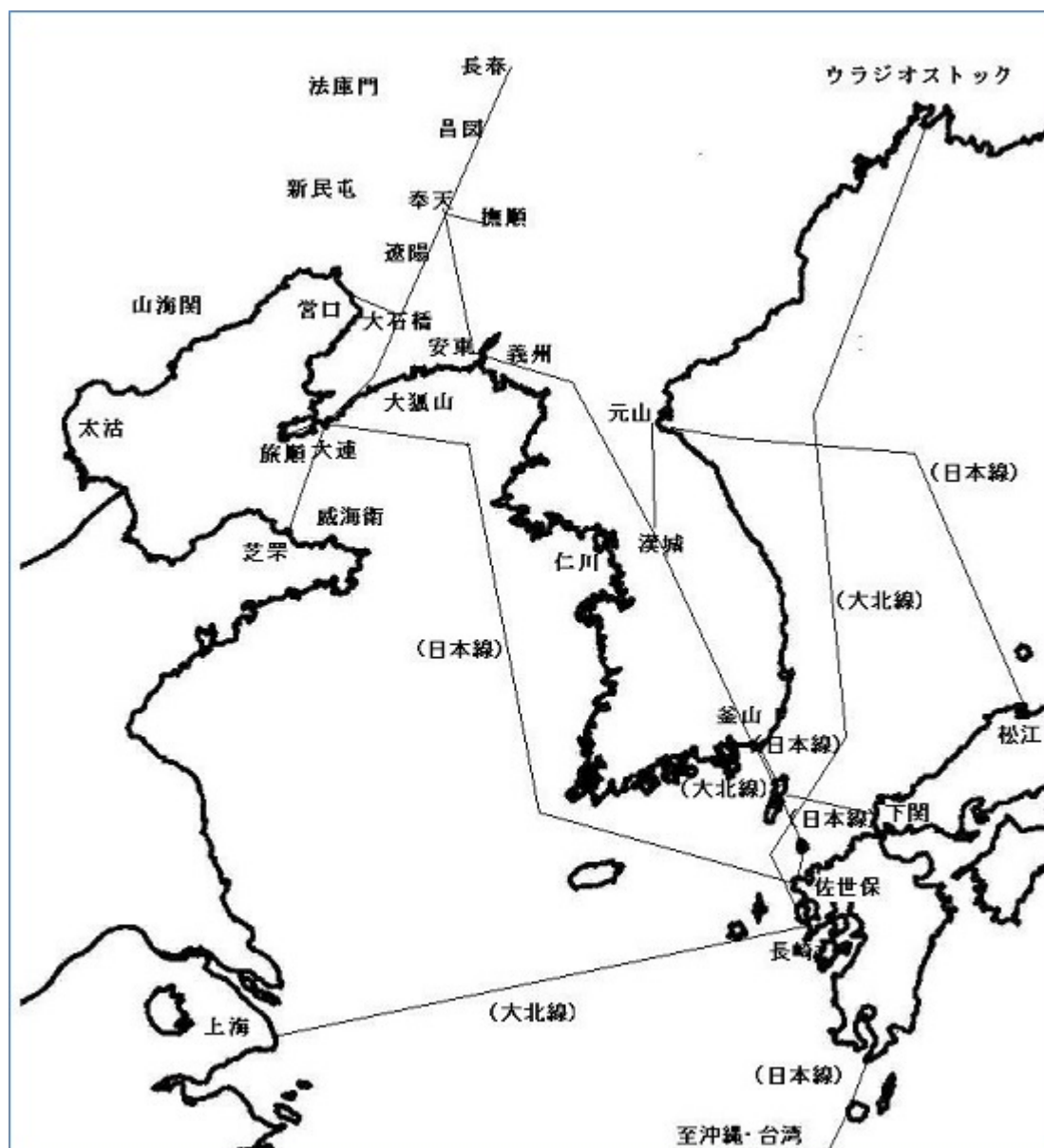


図 7 の 1 日露戦争後の海底ケーブル敷設状況

て清国は任意電信及郵便の利権を拡張するを得るものとす」
(同書、一三四頁)。

席上、袁世凱は電信に関し概要次の補足説明を行った(同書、三一〇—三二三頁)。

一、旅順芝罘間の海底電線は、ロシアが清国に無断で敷設したものであり、現在破損している。日本側の希望であれば、(改修のうえ)共同経営で運用したい。料金の収入はそれぞれの電信局で収納したものとし、相互の精算は行わないものとしたい。

二、営口—山海関—北京間は、義和団事件のときに連合軍の連絡用に建設したもので、連合軍が北京から撤兵すれば

撤去するので、今更必要ないだろう。

三、牛家屯、營口間は鉄道に沿って架設されたものなので、ことさら記載することはないだろう。

これに対し小村は、ロシアが旅順芝罘間ケーブルの芝罘側の一端を自国領事館に引き込んでいた事実を指摘した。袁は、それは無線電信だろうとかわそうとしたが（五）、小村がさらに追及したところ、袁はロシア領事館への引込みも大北電信会社が代弁して行っていたのだろうと回答した。このようなやりとりのあと、小村は、旅順芝罘間の海底電線に関し、合同経営については大綱了とし、料金計算に関しては保留とした。また電信関係についてはさらなる調査が必要であるとし、当日の議論を打ち切った。後ほど日本政府が強硬に拒絶したのは、この合同経営であった。

小村は、旅順、芝罘の両端局をロシアが運用していたのは、清国政府が認めていたものではなく、利権として日本が引継ぐ根拠がないと判断した。また芝罘側電信局を清国が運用することによる影響を充分認識していなかった可能性がある。後でみるように機密保持・通信保全に拘るのであれば、芝罘側も日本人による運用が必要であった。

翌一二月五日小村は、桂太郎首相兼臨時外相あてに第五八号電報を發し、「（旅順芝罘海底電線については―筆者―露国の権利を継承する能わず」と日本側要求に対する清国修正案を認める方向の報告をあげた。同時に同海底電線の利用料金計算方法について通信省に問合せ、返電するように要請した（同書、一三五頁）。

一二月七日桂首相は第一二三号電報で次の内容の通信省の回答を伝えた。計算方法を両端局の収納分をそのまま収入とするのではなく、海底線経過料を両国折半とし、両局以遠に発着する料金は夫々別に計算する方式としたい（同書、一三六―一三七頁）。通信省はこの回答により暗黙裡に合同経営を認めてしまったことになる。同日、外務省の松井慶四郎書記官は、随員として北京に滞在していた山座円次郎書記官に「清国政府は旅順芝罘間

に於ける露国の海底電線の敷設を承認したるの事実なしとは言ひ難きか如し尚右に關しては通信省において調査せる「戦後における帝国電信施策附大北会社免許状との關係」と題するこんにやく版冊子をも参照されし」と第一二四号電報を發した（同書、一三七頁）。松井は一九〇二（明治三五）年から一九〇五年まで内田駐清公使を補佐するため北京に赴任してゐて、帰国したばかりであつた。

この二つの電報は矛盾した内容となつてゐる。桂首相の第一二三号電報は通信省がケーブルの合同經營を暗に認め、料金計算方法に異議を唱へてゐる内容であるが、松井の第一二四号電報は、清国政府がロシアに同ケーブルの敷設を許可していた可能性があり、「露国の權利を繼承できる」のではないかという注意喚起である。通信省は、後に絶対認めないとした合同經營に關し異議を唱へる機会を逃したのである。

ところが、一月九日に開催された第一四回本會議では、松井の第一二四号電報による注意喚起がいかされてゐる形跡がない。小村は、まず北京營口間に一線を添架する要求を撤回し、さらに旅順芝罘ケーブルに關しては詳細については留保したものの、合同經營の概要を一旦は認めた（同書、三三七―三三九頁）。「清国政府は旅順芝罘間の海底電線を租借期限間日清兩國の合同經營と為すことを承諾す其詳細の事項は別に協定すへし」（付属書第二号第三条）。しかし、清国側の要求が多岐に渡つたため、小村は、「細に認めれば余程面倒なり要するに概括的に双方相談すべしと為し置かは宜しからずや」と振り出しに戻した。

同日夜小村全權は、桂首相に第六三号電報で次の通り報告した（同書、一三九―一四〇頁）。「我追加案第三条に移り我方よりは原案を修正し単に旅順芝罘間の海底電信に關し日清合同經營案を提出したるも先方は奉天新民屯間其他從來滿州に在りたる清国電線の還付其他種々の問題を提出したるに付寧ろ我提案全部を撤回し今後盛京省に於ける電線及旅順芝罘間海底電線に關する事項は隨時兩國間に於て其便法を協定すへき旨を會議録中に記入することとし右に決定」。その結果滿州に關する日清條約付属取極第七条は、「奉天省内に於ける陸上電信線

及旅順煙台間海底電信線に関する接続交渉事務は隨時必要に従ひ両国協議して処置すへし」(同書、一六一頁)となった。小村は松井の情報を用いて、ロシアによる旅順芝罘間ケーブルの敷設を清国が把握していた点を追求しなかったため、後の交渉に影響を与えることになる。小村は海底ケーブル以外の電信案件は既成事実化により乗りきれぬものと判断したのだろう。

満州に関する日清条約(北京条約)は一二月二二日に調印された。この時点で清国政府が与えた言質は、旅順芝罘(煙台)間ケーブルの合同経営と日本の管理下に入る鉄道沿線の鉄道電報のみであった。

北京會議に先立って一九〇五年一〇月、石本新六陸軍次官は、珍田捨巳外務次官に「戦後ノ経営トシテ權利ヲ獲得スヘキ電信線路」と題する意見書を提出していた(六)。その概要は次の五項目である。

- 一、大北電信会社からの釜山―対馬間ケーブルの買収。
 - 二、満州の電信権として、大連―営口間、営口―長春間、遼陽―義州間、義州―大狐山間、奉天―新民廳(新民屯)間、奉天―撫順間
 - 三、芝罘―旅順間海底線ノ敷設権
 - 四、山海関―営口間陸線架設ノ権
 - 五、大沽―遼東半島間海底線敷設権
- 第五項の太沽―遼東半島間は北京會議での要求に入れられなかった。第二項のうち、大連、長春、遼陽、奉天は南満洲鉄道本線、営口は営口支線、撫順は撫順支線の沿線であり、鉄道沿線の範疇で日本電信局の継続が可能となった。

その他の鉄道では新奉線(新民屯―奉天)は清国に売却、安奉線(安東―奉天)は継続経営となり、安東、義州經由で満鉄沿線―朝鮮半島の伝送路も確保できたことになる。日本政府は、義州から安東、奉天を經由して新

民屯までの鉄道建設を意図していたが、奉天―新民屯は、英国が利権を持つ京奉線（北京―奉天）の最終区間でもあり、清国政府は強硬に売却を求めた。

前述のように北京会議で、袁世凱は、営口―牛家屯は鉄道沿線であり、あえて条約に記する必要はないとしたが、実は大石橋―営口線は、営口の手前牛家屯が終着駅であり営口市内には達していなかった。しかも営口支線は、満鉄建設時の工事用資材を運ぶ目的として建設されたもので、ロシアに与えられた権利も一九〇三年からの八年間であった。袁世凱は、譲歩したと見せかけつつ日本の要求を鉄道沿線のみ押し留め、一九一一年に同路線および沿線の電信線の撤去を目指していた。

第二節 既成事実化を図る通信省、軍部施策（一九〇六年）

（一） ドレージング―小幡領事会談

翌一九〇六（明治三九）年一月七日、北京会議に出席していた清国電政監督ドレージング（F. N. Dressing）が上海への帰任の途中、小幡西吉芝罘日本領事を訪問した。ドレージングは、かつて大北電信会社に勤めていたデンマーク人である。一九〇二年、日本政府は、老岐―対馬間のケーブルの修復、増設、福州―台湾ケーブルの修復、義和団事件時の連合国への貢献、海底ケーブル技術参考書の編纂などを理由に、ドレージングに勲六等旭日章を授与している（七）。推薦者は芳川顕正通相および寺内正毅陸相であった。海底ケーブルの技術者であり、日本とも馴染み深い人物であった。

ドレージングは小幡領事に概要次のように語った。「芝罘旅順間ケーブルは、自分が敷設したもので、旅順側はロシア、芝罘側は大北電信会社の所有となっている。ロシア、清国、大北電信会社が締結していた協定によつ

て、芝罘ロシア電信局では同国政府の官報だけを取扱い、私報は、もっぱら清国政府が取り扱っていた。この前例をもとに芝罘の日本電信局では日本の官報だけを取扱い、旅順側では日本政府が官報と私報両方を取り扱うことで、日本政府と協議する予定である」（『日外』三九の一、四四三―四四八頁）。

小幡領事は、同ケーブルの敷設に賛成しつつ、同ケーブルは両端ともロシア電信局の手で取り扱われていたように記憶しており、日本は従来のロシアと同等の地位に立つことになるので、両端とも日本電信局の取扱いとすべきであると回答した。ドレージングはロシアがそのような取扱いをしていたことは断じてないと告げ、会談を終えている。

小幡領事はその後再調査し、ロシアが両端とも官報、私報の取扱いをしていたことに確信を得た。小幡領事は、一月一六日、加藤高明外相にドレージングとの会談模様を報告するとともに、次の内容を打電した。「ドレージングが来日し、通信省と同ケーブルの交渉をする際は、かつて同ケーブルの両端をロシア電信局が取り扱っていた事実を指摘し、ロシアの権利を引きついで日本政府は、同ケーブルの両端の取扱いを主張するよう強く希望する」。さらに同ケーブルの商業的意義、両端を日本電信局の取り扱いとすることによる守秘性の確保を強調し、電文を終えている。ドレージングの牽制は逆効果になったようである。また、小幡領事の意見をヒアリングせずに北京会議に臨んだ外務省の対応も不十分であった。

（二） ドレージング―小松通信局長会談

一九〇六（明治三九）年一月、桂内閣退陣を受け、西園寺公望内閣が発足した。日露再戦の危機感もあり在満権益の拡大を図る陸軍と国際協調・対清漸進策を取る外務省が対立するとともに（八）、同年三月には、期待していた満州の市場解放が進まないのに苛立ちを募らせた英米両国から抗議が寄せられた。

この状況に懸念を抱いた伊藤博文韓国統監は、同年五月二二日西園寺首相、寺内正毅陸相、児島源太郎参謀総

長、林董外相などが列席した「満州問題に関する協議会」において満州の主権が清国にあることを確認した。

しかし、現地軍政官は、北京条約で清国への売却・返還が決まっていた新奉鉄道（新民屯―奉天間）の改修工事を進め、一般乗客貨物の取扱いを開始するなど、軍政強化の動きは改まらなかった。陸軍と外務省の異なった政策、北京条約における電信案件の先送り、電信条約交渉が長期化した背景にある。

一方、清国政府は利権回収に強い意欲を見せていた。早くも一九〇五（明治三八）年九月九日付で清国電政局は、通信省に対し、「旅順芝罘間海底電信線並びに清韓両国電報連絡に関する協議」を要請した。これに対し、通信省は批准交換前などを理由に回答を保留していたが、一九〇六年三月に至ってようやく東京での会議開催を回答した（『日外』三九の一、四四九―四五一頁）。

五月末清国電政局の周萬鵬（Chow Wan Pang）とドレージングが来日、後に通信次官、鉄道大臣を務める通信省小松謙次郎通信局長との間で交渉が開始された。しかし清国側の要望が、「満州における電信の専掌権を回復すること」にあるとの陳述をうけ、小松は、今回の会合は電報料金など専門的事項を協定する場であり、重要な商議をする権限はない旨を回答した（同書、四六三―四六四頁）。この会議では、芝罘旅順ケーブルのみ協議されることとなった。しかし芝罘側を清国電信局が、大連側を日本電信局が取り扱う折半方式を主張する清国側と、ロシアが芝罘側においても電報業務を行っていたことを理由に、芝罘側も日本電信局の運用を主張する日本政府の意見が対立し、交渉は決裂、清国委員は七月に帰国した。

（三） 林権助公使の具申と山縣逋相の好意

一九〇六年七月二五日、駐韓公使から新たに駐清公使に就任した林権助は、清国政府から要望されていた南満州における清国電信線の復旧架設について、日本軍の撤兵も近づき、軍機保護上も拒絶する理由もなくなることから、満鉄沿線の日本電信線と清国政府電信線を接続し、同一システムで運用するよう積極的に協議するべきで

ある、と林董外相に第一七四号電報で具申した（同書、四七九―四八〇頁）。

林外相は八月五日付の返電第一三七号で、北京会議での経緯を説明し、清国政府の態度が強硬なことから、しばらく軍機上の理由から現状維持にとどめている旨を回答した（同書、四八二―四八三頁）。林公使はこれに対し八月一〇日付機密第九八号で、清国は電信復旧の準備を進めており、軍事機密上の理由は撤兵以降唱えられない旨を指摘した（同書、四八三―四八四頁）。さらに八月一三日、林公使は機密第九九号で、北京会議時に清国政府は、芝罘―旅順ケーブルはロシアが清国政府の許可を得ずに敷設したものであると主張、一旦日本側も日清合弁での回線復旧に合意した事実を指摘し、同ケーブルを日清合弁で進めるのもやむなしと具申した（同書、四八四―四八六頁）。

八月一六日、林公使の具申に対し、山縣伊三郎逋相が概要次の意見を開陳した（同書、四八六―四八九頁）。清国政府の電信線復旧の要望は、同時に日本電信線の撤去を意図している。日本政府は撤兵後も電信線を撤去するつもりはない。もちろん清国が電信線を架設することは日本電信線の管理に悪影響がない限り自由である。幸い清国は満州において電信線を一切所有していない一方、日本電信線は必要以上にあるので、一部譲渡あるいは貸与すれば、清国政府はこの好意に対して正面より利権回収を主張することはできないものと思われる。清国がこの好意を受け入れることは、日本電信系を事実上認めることであり、さらにこの（好意の）代償として営口―山海関間の電線問題を復活できる可能性もある。日本政府としても清国の主権を侵すつもりはなく、ロシアの利権を引き継ぐだけである。芝罘―旅順ケーブルも清国政府は、大北電信会社に敷設を認め、さらにロシアが同社から同ケーブルを購入することを認めていたので、当然日本政府もロシアと同等の権利を持っている。芝罘側でも日本電信局により和文電報を取り扱う。

「好意」外交で問題解決が可能と考えた山縣は、利権回収にむけた清国政府の強硬な姿勢を把握していなかつ

た。

(四) 満州における国際電報の取扱開始

山縣逋相は同じく八月一六日、九月一日付で満州が外国人にも開放されるのを機に、満州内の日本電信局における海外電報の取扱開始について林外相に照会した。山縣は、ロシアの実例に習い、撤兵後も電信を存続させる方針である以上、これ以上交渉終結を待つ必要はないとしたものの、大北電信会社および清国政府から抗議され外交問題になることが予想されたことから外務省に協議したのである。(同書、四八九―四九〇頁)。林外相は八月三〇日付で承認し(同書、四九一頁)、予定通り九月一日に満州における海外電報の取扱いが開始された。林外相はこの直後関東都督府顧問設置問題から一時休職し、西園寺首相が臨時外相を務めた。

九月一三日付で、寺内陸相は西園寺臨時兼任外相に対し、「南満州電信線経営ニ関スル意見書」を提出した(同書、四九二頁)。大連、旅順から鉄道沿線に沿って長春に至る線の万国通信利用への解放、旅順―芝罘線、營口―山海関線の敷設、後に満鉄並行線問題の舞台となる法庫門と鉄嶺、返還が決まっていた新奉線沿線の伝送路などを要求した。

一方、日本電信局による満州における海外電報の取扱いに関して、日本政府は、九月一四日駐日清国公使から、清国政府は日本―清国ケーブル敷設を日本に認めたことはなく、また奉天の軍用線を用いて私報を取り扱うのは、清国の主権を侵すものである、と厳重な抗議を受けた(同書、四九二―四九四頁)。一九日、林公使は第二四一号電報で、清国外務部から同様の抗議を受けたことを報告しつつ、林公使自身軍用線の一般開放について事前連絡を受けておらず、現状維持施策が、さらに一歩進んだ取扱いになったことに異議を唱えた(同書、四九四―四九五頁)。

九月二八日、清国の抗議に対し、復職した林外相は駐日清国公使に次の反論をした(同書、四九九―五〇〇頁)。

佐世保―大連ケーブルは日本―租借地間を結ぶものであり、日本の主権に属する。九月一日から関東州各地が外国人に開放されたことにより、その便宜を図るため海外電報の取扱いを開始したまでである。また鉄道沿線の電信線の一般利用はロシアも行っていたことであり、これを引き継いだものである。

同日林公使は林外相に対し、清国の抗議を受け初めて通信施策を伝達するよりも商議するべきであり、強引なやりかたは他の交渉にも悪影響を与え、公使にも施策を伝えない状況には困惑すると本国政府に対し不信感を露わにした（同書、五〇〇―五〇四頁、機密第一三三号）。

同年一月二六日付で林外相は林公使に政府決定の基本方針として次の三点を機密送第八八号で通達した（同書、五〇六―五〇八頁）。一、鉄道沿線以外の電信線も一部は撤去せず継続利用する。二、清国が鉄道沿線の電信線を横断して自国電信線を架設した事実を逆手に取り、営口―山海関間の伝送路敷設を要求する。三、芝罘―旅順ケーブルは、北京会議において清国政府の承諾なしにロシアが敷設したと説明したので、北京会議において一時日清折半での敷設に合意するところまでいったが、その後清国政府が承諾していた事実が判明したため、ロシアの利権をそのまま引継ぎ、芝罘側でも日本電信局による運用とする。九月に寺内陸相が要求した営口―山海関間が復活しているのが目を引く。この営口―山海関間の伝送路については、一九〇五年一月二四日の北京会議第一一回本会議で内田全権と袁全権が激論を交わしたうえ先送りにされたものであった。

（五） 清国電信線の満鉄横断架設問題

一九〇六（明治三九）年一月二四日、林外相は林公使に対し、昌図付近で日本の鉄道を横断して清国が電信線を架設したことについて清国が交渉を拒絶したので、日本の承認を得ず電信線を架設したことを責め、そのような態度を取る以上、必要と認める事項につき、「自由行動を執る権利を留保する旨を通告」すべしと第二四七号電報で訓令した（『日外』四〇の一、六二一―六二三頁）。

翌一九〇七年一月一六日の林公使發林外相あての第一一〇号電報によると、林公使からの通告に対し、清国外務部は、鉄道が清露両国の經理に属していたときには、清国の電信線は隨時隨所随意に之を横断し得て、ロシア政府が妨げたことはなく、日本政府の関与するところではないと交渉を拒絶した。ロシアの利権を全て引継ぐという日本政府の主張が切り返された形である。林公使は清国外務部に、帝国政府は今後隨時随意に本件に関しその自ら必要とする措置にでると通告した。林公使は必要な措置とは電信線の切断等であると口頭で伝えた。

一月一八日、清国外務部はようやく交渉に応じることにし、日本側委員の派遣を要請した。林公使は翌一九日林外相に対し、委員の派遣と、協議に旅順―芝罘海底線問題を含めるよう第一八号電報で具申した（同書、六二三―六二四頁）。さらに旅順―芝罘ケーブルについては、ロシアが所有していたという過去の事実にこだわらず、日本が全てを敷設、運営するのではなく、むしろ清国と折半して敷設するべきであり、山海関―營口間の電信線建設については、清国政府が同意する可能性もなく、今回は見送るべきと付言した。林公使は、會議開催場所について、清国外での交渉は、外務部と清国側委員と意思疎通が図れず、往々にして合意に至らないことから、北京での開催を主張し、公使自身も支援したいとした。これに対し林外相は、一月二二日、両国委員会合の時期と場所については検討を要するので、林公使もあまりコミットしないようにと返電した。日清条約付属取極第七条「奉天省内に於ける陸上電信線及旅順烟台間海底電信線に関する接続交渉事務は隨時必要に従い両国協議して処置すべし」は、空文化し、その後林公使が協議実現に向け奔走する。

第三節 林權助公使と山縣伊三郎逋相の対立（一九〇七年）

(一) 第一回 ドレージング林公使交渉

林公使は一九〇七年一月三十一日付の第三七号電報で、清国電政局顧問ドレージングとの会合模様を林外相に報告した（『日外』四〇の一、六二五―六二六頁）。ドレージングは概要次のとおり林公使に告げた。

清国政府が日清電信連絡に同意することが困難なのは、大北電信会社との関係にある。清国は自国の国際電信独占権を同社に与えており、同社回線と競合する回線を第三者との間に設定することができない。満州における日清両国線の接続は、同地方の国際電報を日本が敷設した大連―佐世保経由で疎通することを可能にするため、同社との協約に違反する。日本も日本本土とアジアとの国際通信の独占権を同社に付与しているので同様であり、同地方との通信は局地的なものにするか、一般万国通信に利用する場合は、同社の料金と同一とする必要がある。これに対し林公使は、遼東半島、鉄道付属地は日本の権内であり、日本国領域内の電線と異ならないと返答した。一方、旅順―芝罘ケーブルに関しては、両者とも日清両国が折半で敷設することで意見が一致している。

この時、林公使は本国政府に対し、大北電信会社が満州における日本電信局ならびに佐世保海底線の万国電信取扱いに対し、苦情を申し出たことがあるかという事実確認をしている。佐世保大連ケーブルの利用については、一九〇六年六月以降再三にわたって大北電信会社から通信省に抗議が寄せられていた（九）。これらの抗議は毎回通信大臣から外務大臣に報告されている。林外相は、満州における国際電報の開始と同様、大北電信会社からの抗議も駐清公使に伝えていなかった。一方林公使の通信政策に対する理解不足の感も否めない。北京公使館、駐韓公使を歴任した林公使にとって、大北電信会社が日本および清国の国際通信独占権の免許を得ていることを把握していれば事前に充分予測できることであろう。

ドレージングは日本側委員の来訪を待ち北京に滞在しつづけていた。二月一二日、林公使は、林外相に、日本側委員派遣の詮議の状況を確認すると同時に、大北電信会社ミッケルセン（Piter Mickelsen）も北京に滞在し、

情報収集している旨を打電した（『日外』四〇の一、六二六―六二七頁）。

同じくこの二月、齋藤実海相はロンドンで行われる日英軍事協商に関わる会合に出席する山本権兵衛大将に対し、英国の東洋における拠点である香港および威海衛と日本電信系との接続について、威海衛方面は日本が、香港方面は英国が必要に応じて敷設すべきことを約すべしとの訓令を授けた（同書、二八―三〇頁）。日本と威海衛の伝送路は日本本土―旅順―芝罘を経由し、芝罘から威海衛に接続するルートである。後述のように日英軍事協商は同年六月に調印された。

二月二五日、林公使はドレージングから渡された「日清電信条約案」の概要を林外相に打電した（同書、六二七―六二八、第六八号電）。「ドレージング私案」と位置づけられた草案の概要は次の二項目であった。

一、遼東半島―芝罘間ケーブルの日清両国共同敷設について、芝罘側の陸揚げは、清国電信局に引き込み、清国電信局から日本領事館に連絡線を架設する。三時間ごとに三〇分の間、日本官報送達のため日本領事館と遼東租借地との直接通信を行う。日本は清国電線系と遼東半島側の日本電信局との接続を認めることにより、清国電線は南北から租借地に連絡し、大連佐世保線によって日本その他との連絡を通す。ただし差し当たり、大連佐世保線は日本満州間の電信および日清両国の官報のみに利用する。

二、南満州鉄道沿線停車場で受け付けた遼東租借地各地および日本、韓国間あてのもので、もっぱら日本電信系を通る電報の料金は日本政府の定めるものとするが、発受一語ごとに墨銀二仙を清国電信総局にターミナルフイとして支払う（主権者としての対面を立てる）。清国電信局が受け付けた南満州鉄道沿線各地あての電報は、会社（南満州鉄道）に発送し、一語につき二仙を会社に支払う。

林公使はこの案を基礎として両国の商議開始を林外相に提案した。さらに林公使は三月一日付の林外相あての機密第二五号（同書、六二九―六三二頁）で、ロシアが全区間を敷設、所有していた旅順―芝罘ケーブルに関し

て清国政府が承知していた証拠もなく、またあったとしても義和団事件時に生じた既成事実に過ぎず、日本政府在平時に同様の権利を主張して、他の電信網連絡に悪影響を与えるのは得策でなく、折半により敷設するべきと具申しした。

一月末から北京で日本側委員の到着を待っていたドレージングは、三月六日に林公使を訪問、ドレージング案に対する日本政府の意向を問い合わせた。林公使は同日、同案に対する日本政府の意向と委員派遣について電報で林外相に照会した（同書、六二八―六二九頁）。

三月一日、山縣通相から林外相に、ドレージング案に対する概要次の回答がなされた（同書、六四二頁）。日本はロシアの持っていた権利を継承することが唯一の主義であり、廟議で決定済みのことである。ドレージング案では日本側委員を派遣しても無意味である。芝罘側は、まず一旦日本の電信局にケーブルを接続し、そこから清国電信局に連絡する。一般官私報の受付・配達は日清両国同様に行えることとする。このようにロシアの権利をそのまま継承したものと主張することは頗る合理的である。ロシアが払っていないなかったので、ロイヤルティは支払わない。

この回答を受け、三月一三日林外相は、林公使に次のように電訓した（同書、六四二―六四四頁、第四八号電）。北京会議の席上、日本政府が一旦旅順芝罘ケーブルの合同経営に同意したのは、清国政府が同ケーブルを承認したことはないと虚偽の発言をしたためである。その後、ドレージングの発言、あるいは万国電信総理局への通知などからみて、清国政府が、同ケーブルを承知していたことは間違いなく、日本政府が戦前のロシアの地位を継承するのは当然のことである。芝罘側はまず日本電信局に接続し、同地における電報の受付、配達も両国同様に行える必要がある。また遼東租借地内の清国電信線の架設およびターミナルフィの支払いは断然同意することはできない。

三月一八日付の林公使發林外相あての第八八号電報によると、ドレージングの反論は概要次のとおりである（同書、六四五―六四六頁）。旅順芝罘ケーブルは、（義和団事件時の）変乱の際、ロシアが実力上で占めたものであり、今日そのまま日本が引き継ぐことは清国政府として認められない。鉄道電報に関してもロシアが実力上行っていたことである。今回日本に正式に承認を与えるが、清国の体面を立てるためにいくらかのターミナルフィを請求することは、両国の立場を顧みて穏当な定義であると考えている。この二点について妥協することは困難である。

さらに林公使は三月二一日に同日行なわれたドレージングとの会談模様を概要次のとおり林外相に打電した。ドレージングは一個人の意見として芝罘旅順線について日本が清国の提議を承諾するならば、ターミナルフィの要求を撤回するよう清国に勧告してみるつもりであるが、成否は保証できないと述べた（同書、六四六―六四八頁、第九十三号電）。

四月六日、林公使は林外相あてに概要次の意見を打電した（同書、六四九―六五〇頁、第一一二号電）。ロシアもすでにロイヤリティの支払いを承諾し、鉄道電報以外の要求も整理されつつあり、清国への設備売却の準備も進めている。日本も今後、新民屯―奉天の電信線は、撤兵後特に鉄道を清国に引渡し後は、維持する理由もなく、引き渡さざるを得なくなり、また營口、奉天市内の電信局も鉄道用地内に移転せざるを得ないであろう。このまま放置すれば清国から抗議されるので、清国官吏を相手にするより、ドレージングが北京にいるうちに商議を開始するべきである。

四月一〇日、山縣通相は林外相に対し、林公使に対する訓令を依頼した（同書、六五〇―六五一頁）。芝罘日本電信局での取扱い、同地に発着する日本官報と同地と日本電信系に接続される私報という制限を設ける。またさらに同地に発着する日本官報と仮名私報にまで譲歩するのも認める。しかし、有事の機密保持のため、日本

電信系中に清国電信局が介在する事態は認められない。芝罘陸揚げは直接日本電信局と接続しなければ、日本電信系を芝罘まで拡張する理由がなくなるので、譲歩はできない。ここで山縣が触れている仮名私報とは一般公衆利用の和文電報である。芝罘は清国領土であり、大北電信会社に与えた独占権の関係もあり、国際標準である欧文電報は取扱わず、日本との私報については和文電報に限り取扱うという譲歩である。翌一日日本軍は撤兵を完了、清国政府の利権回収活動はさらに活発化した。

四月一八日、林外相は次の内容の回訓を林公使に打電した（六五二―六五四頁、第七六号電）。一〇日付の山縣遞相の訓令に加え、開市場には各国自由に郵便局を設置できるので、一般の便益を図るため、鉄道沿線だけでなく（開市場市にも）電信局を置く。清国政府から抗議された場合、排除されたい。ターミナルファイについては、芝罘線に関する日本側の譲歩と引換えに清国側が取り下げれば格別であるが、現時点では承諾できない。

同じ一八日、山縣遞相は四月六日付の林公使の第一一二号電報を受け、林外相に鉄道電線の定義について次のように注意喚起を行った（同書、六五四頁）。「林公使の意見の如く電信の設備は悉く之を鉄道用地内に移転するべきものなりと解釈すべき程狭義のものにあらざるは勿論の義と信候特に露国が戦前清国の黙認を以て事実上経営したる電信業務の規模は決して右の如き狭隘なるものにあらざるを以て此等露国の利益を継承したる我に於て今更之を享受するに躊躇し既設の我電信系さえ撤去せんとするは徒に帝国の権利を放棄せんとするものと存候」。

この辺りから林外相をはさみ林公使と山縣遞相の議論は混迷化する。

林公使は林外相に対し四月二三日付の第一四二号電報で、旅順芝罘線で清国にさらに譲歩させるのは困難であり、ターミナルファイ問題については日清専門委員会議の決定に委ねたいとドレージングに伝えたと報告した（同書、六五五―六五六頁）。同日さらに、林公使は、ドレージングの意見として次の内容を打電した（第一四三号

電）。清国政府は、現状以上の譲歩は困難とし、以前芝罘でロシア電信局に直接陸揚げしていたのは、それまで直接陸揚げしていた清国電信局が台風のため倒壊したため、一時的な処理として行っていたに過ぎず、いったん日本電信局に陸揚げした回線を清国電信局に接続するのは地理的にも大幅に迂回する必要がある、清国電信局の陸揚げは譲れない。同ケーブルと大連佐世保ケーブルを利用した和文電報の送受は、大北電信会社から異議が出されると思うが、大北電信会社自身「是迄清国に対し契約に違反せることも少なからず故清国は右日本の定義を承諾することに決したり」。

林公使は五月三日付の第一五六号電報で、ロシアが鉄道沿線以外の電信線は無条件で引渡し、鉄道線路中のもも千里に渡り清国の使用にも委ねるが如く雅量を示したと、通信省の強硬な判断を暗に非難し、旅順芝罘線についても現在の条件で直ちに締結すべしと具申した（同書、六五七頁）。同時に「（ターミナルフィの問題は―筆者）通信の便否に拘る主要事項にあらずにして詮ずるに多少なりとも更に幾分の収益を争うと云うに帰着するの感あり」と付言した。

山縣逋相は五月七日付で林外相に対し、林公使への訓令を依頼した（同書、六五八頁）。概要は次のとおりである。旅順芝罘線に関する譲歩は、ロイヤルティ支払いの取り下げが条件である。林公使は三月二一日付の電第報で、ドレージングは、旅順芝罘線で日本が譲歩すれば、清国政府にターミナルフィの支払い要求を見合わせるよう談判する意向を持っていると報告していたにもかかわらず、林公使が今回無条件で、旅順芝罘線で譲歩し、ターミナルフィの件を専門委員に任せるとしているのは遺憾である。よって林公使に対し一層強硬な姿勢をとるよう訓令されたい。清国のターミナルフィの要求は日本電信系内においてのみ送受する電報にかかわるものなので、ターミナルフィではなく、ロイヤルティである。これらの基礎問題は専門委員の審議に譲るものではない。

山縣は、四月に機密保持のため絶対譲れないとしていた日本電信局への直接陸揚げをこの時点でロイヤルティ

支払いと天秤にかける格好となった。この依頼を受け林外相は五月一五日、林公使に打電し、清国政府、ドレージングの発言は必ずしも信用できないと伝えた（同書、六五九―六六〇）。

林公使はドレージングと交渉し、その内容を五月一七日に林外相あての第一七四号電報で概要次のように報告した（同書、六六一―六六二頁）。清国政府の回答は、ターミナルフィに関しては、既にロシアとの間で合意しており、日本に譲歩するとロシアとの協定が覆るので撤回できないが、半年ごと、一年ごとなどに支払う形にすることは可能である。

（二） 山縣逋相の帝国電信施策

山縣逋相は五月二九日付で、林外相に対し「日清電信交渉ニ関シ主義上ノ問題ニ付外務大臣ノ意見照会ノ件」（同書、六六五頁）なる文書を出した。新奉鉄道の引渡しは六月一日に迫っていた。山縣逋相は、「本件は帝国通信政策上の根本問題である」と前置きし、交渉を継続するか否かを決定するにあたり、外相の意見を確認したいとしている。箇条書きで概要次の五項目である。

一、電信条約に関する交渉不調の場合は、租借地外の鉄道沿線における日本電信局を撤去せざるを得ないか。
二、林公使の意見では、鉄道沿線とは停車場と解されるが、今回の交渉が成立すれば営口遼陽などの（停車場外にある）日本電信局を撤去するということになるのか。

三、ロイヤルティについて、ロシアの動向と切り離して対応できないと考えるか。

四、日本が旅順芝罘ケーブルで譲歩したことが、ロシアに対し、日本が清国にロイヤルティを払わない理由として使えないか。

五、ロイヤルティを払えば、鉄道沿線以外にも日本電信局を設置できるか。

林外相は六月一日、各項目の意見を付け林公使に打電した（同書、六六六―六六七頁、第一一二号電）。

一、清国の抗議を排除し、電信局を維持する。

二、一項同様撤去しない。

三、理論上は可能だが、恐らく交渉は決裂し、旅順芝罘線の敷設、満州における陸上連絡ができなくなるほか、外交問題の原因になる可能性がある。

四、ほとんど絶望。

五、もちろん不可能。

翌二日、林公使は次のとおり返電した（六六八―六六九頁、第二二一号電）。「通信大臣の所謂帝国電信政策とは何を意味するや詳ならずと謂えども『ロイヤルチィ』の件を以て帝国電信政策上の根本問題なりとして今日尚ほ貴電に列挙せるが如き各項の質問を起して遲疑決する能わざるに至ては本官は同大臣が未だ日清電信問題に關する彼我の立場及び交渉の發展を了解し居らざるやに疑わざるを得ず頗る遺憾の至りなり。第一、第三、第五問は閣下のご意見通りなり」とし、第四問も基本的に林外相のコメント通りと回答した。第二問に対して清国の姿勢は強硬であり、清国の要望に従うべきであるとした。

六月一日から五日にかけて、林公使は林外相に、一般電線と鉄道電線の違いや、新奉間の電信線の状況などを問い合わせているが、本国政府からは直接回答がなく、関東都督府や領事館から情報を得ている。通信省は現地情報を充分把握していなかった模様である（同書、六六七頁、六六九―六七〇頁）。この直後林公使は一時帰朝、ドレージングも上海に去り、交渉は中断する。

ドレージングが上海に去る前、六月五日付で、清国外務部は、南満州鉄道界外の営口、奉天などの電信局の存続を承認しない旨書面で提出した。清国政府は、ロシアの旅順芝罘ケーブルに対し抗議を行わなかったとされ、すなわち承認していたと言われているような事態を避けるため書面で抗議して証拠を残したのである。

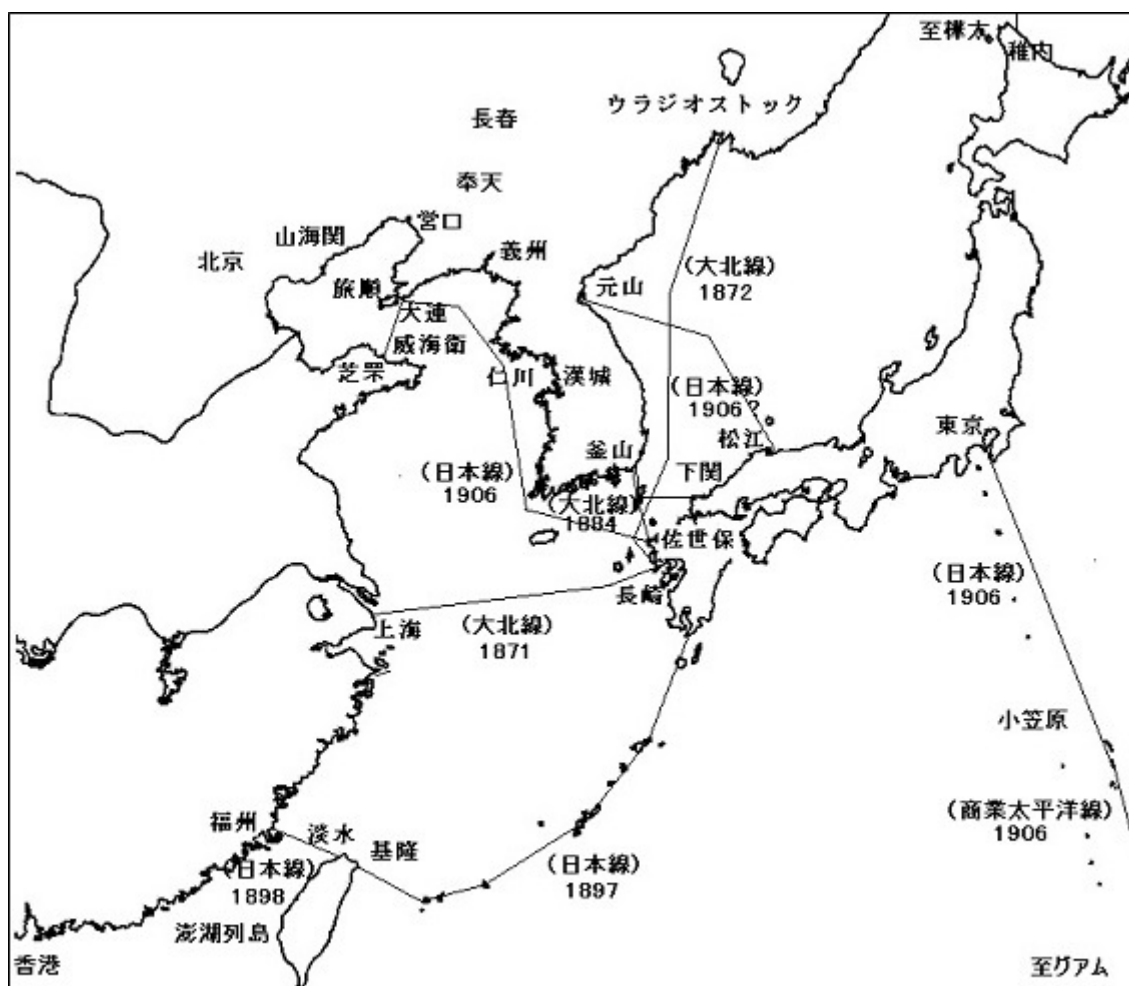


図 7 の 2 明治末の海底ケーブル敷設状況

(三) 第二次日英軍事協約の調印

一九〇七（明治四〇）年五月、第二回日英同盟条約第七条による日英軍事協約に係わる協議がロンドンで開催された。

前述のとおり同年二月斎藤実海相は、出席委員山本権兵衛海軍大将に「戦時香港並威海衛の両地を日本の電信網系と直接結合せしむることは戦略上の緊要事とす故に威海衛方面は日本政府に於て、香港澎湖島間は英国政府に於て、各必要に臨み敷設すべきことを約すること 香港以南の電信連絡は英国政府の施設に待つ」と訓令した（『日外』四〇の一、二八—三〇頁）。

同じく寺内正毅陸相は西寛二郎陸軍大將に対し「（戦時に於る軍事上の通信は）参謀総長と承合すへし」と訓令し、参謀総長はこれを受け、通信に関し次の三項に渡る教示を行った（同書、三七—三八

頁)。

一〇、戦時相互の軍事通信を確実ならしむる為め香港台湾間に日英専用の海底電線を架設することを提議するを要す

一一、前項電線架設の件成立せざるか若くは成立するも未だ架設を終らざる以前に於ては軍事上緊急事項に関し日本政府と英国政府との間に往復する電報は東京より「グアム」に至り合衆国を経て英国に至る線路を経由せしむる如く協定せらるるを便とす若し該線路不通其他の事故あるときは東京より台湾、福州を経て香港に至り夫れより印度若くは「オーストラリア」を経て英国に至る線路を経由せしむるを便利と認む。

一二、前項の場合に於ては福州其他必要と認むる大東会社電信局員及通信手に英人若くは日本人を加へ尚ほ必要とあれば英国若くは日本より右電信局へ監督将校を派遣する方法を講究するを要す。

日本海軍は英国海軍拠点との直通伝送路を求め、陸軍は大北電信会社回線および大東電信会社職員に不信を抱き、英国との直通回線または米国經由回線を要望していた。協議は、陸軍が六月六日、海軍が五月三〇日に終了する。

協議の中で、陸軍は五月三〇日に参謀総長の教示に基づいた内容を含む協約案を英国委員に提出した。翌三日両国委員は、「電信暗号編纂の為め特別委員として英国より中佐エドモンズを日本より柴大佐を出すへきこと電信連絡並に其監督に関する件も右の委員に於て担当するへきことに一致」した(同書、四三―四四頁(一〇))。六月七日付で署名調印された陸軍軍事に関する決議書でも、「特別委員の協定に委する事」と電信連絡に関して結論を持ち越している。

一方「海軍軍事に関し議定したる事項の覚書」は六月四日付で調印された。その第七項は、「必要に際しては英国に於て香港澎湖島間の海底電信線を沈設し日本に於て威海衛と日本幹線との連絡を為し以て各地間の直接連

絡を設定するを可とす而して両国は其国有及民有の電線を以て他方の官報を伝送するに當り互に優先取扱を為すへし」となっている。当初の陸海軍の訓令に比べ後退した内容の決定であった。また、同年七月に日露協商、八月に英露協商が締結され、仮想敵を失った日英同盟はその位置づけを低下させることとなった。

(四) 大北電信会社との交渉

日清電信交渉が中断し、日英軍事協商が調印されたちょうどその時期に、大北電信会社の代表が来日、通信省との間で交渉が行われた。日露戦争後、日韓間には軍事用に敷設した松江―元山ケーブル、下関―釜山ケーブルなどが存在したが、大北海底線と競合するケーブル敷設は、同社に与えた免許に違反することから、公に利用できない状況であった。韓国の外交権を剥奪したにもかかわらず、日韓間の通信に制約を受ける状況に陥っていた。

これらの問題解決のため、大北電信会社は一九〇七（明治四〇）年六月にミックルセン、バーンソン（Jasper Jaspersen Bahson）の二名を東京に派遣、通信省小松謙次郎通信局長との間で交渉が開始された（一）。

七月一日の会議において、大北電信会社は、釜山ケーブル譲渡価格の算出のための三つの根拠を述べた。

一、長崎―釜山間の敷設実費は、三万ポンドであり、そのうち長崎―対馬間は既に一万三千ポンド余りで日本政府に売却しているので、残りは一万六千ポンド（約一六万円、一ポンド約一〇円）余りである。

二、会社は現在、月三万フラン（一万二千円弱、一フラン約〇・三九円）の収益を得ており、今後も増加するものと思われる。

三、大北電信会社の特権は一九一二（明治四五）年まで有効である。

以上を総合すると釜山ケーブルの価値は九万ポンド（約九〇万円）になると主張した。さらに会社は、諸懸案事項を総合して検討することによりこの金額は相当に減額できると付け加えた。

大北電信会社は高額の賠償金を提示することにより、当初釜山ケーブル買収のみを議論する予定であった逓信

省に方針変更をもたらし、その結果他の事項についても議題として取り扱うこととなった。

七月三日、大北電信会社は、佐世保―大連ケーブルの公衆利用は、一八八二（明治一五）年に大北電信会社に与えられた免許状第六条に違反する旨を改めて表明した。

これに対し小松は、「極東に於ける国際関係の変化に因り帝国の国内電信系は韓、南満州にも拡張せられたるものにして会社の特権は此等の地方に関し既に絶対に消滅したるものなることは当省の主張して動かさる所なり」と伝えた。

大北電信会社は、「然らば此等の地方と清国の他の部分との連絡は即ち日本とアジア大陸との連絡なるを以て之れ会社特権の範囲内なることは異議なかるへき所なり」と反論した。

小松は、「会社の特権は海底線陸揚の専掌権に過ぎざるを以て帝国は一旦適法に亜細亜大陸に海底線を陸揚したる以上は大陸内に於けるは帝国電信連絡の関する限り其の絶対自由に属す」と回答した。

大北電信会社は、「此等の地方と清国の他の部分との間に海底線を敷設すること例へば旅順芝罘間の海底線の沈設に付ては如何」と反問した。

小松は、「帝国は露国が租借地に関連して有せし一切の権利を継承したるものなるを以て戦前露国に属せし該線の敷設及運用の権利か今日帝国に在ること何等容喙の余地なかるへし」と答弁した。

大北電信会社はさらに、免許状第六条の海底線の敷設とは一切の電信連絡を意味する、また旅順ケーブルは、当社の承諾を得て敷設したもので、今回も会社の承諾が必要なのは当然であると主張した。

小松は、同ケーブルは現在不通であり、会社の専掌権外にあるので、復旧するために会社の承諾は不要であり、そもそも会社はロシア政府から代償を得ているのではないかと反論した。

七月五日、大北電信会社は小松通信局長に概要次の三項目の提案を行った。

一、旅順芝罘間海底線の敷設に異議はないが、同ケーブルの通信は、遼東、満州と清国および以遠の地の通信に限ること、ただし日本と北清間の官報の利用は認める。

二、佐世保大連線についても異議なし。ただし、遼東、満州と日本、韓国との間の通信に限る。日本と北清との官報の利用は認める。

三、今回の措置を先例として、大北電信会社が有する一九三〇年までの清国の免許を日本政府は無視しないこと。

一項は、旅順芝罘ケーブルを使って満州経由での芝罘―日本間の私報の利用禁止。二項は佐世保大連ケーブルを使った日本―清国以遠の私報の禁止である。大北電信会社の主張は遼東半島、韓国における日本の主権を認めつつも、官報を除き、清国における同社の持つ国際通信独占権による権益を確保した内容であった。

七月八日、小松は、東京―小笠原―グアム経由によるフィリピン、南清、香港以遠との通信を行いたいと提案した。大北電信会社は、小笠原線利用を拒まず、両経路の料金を同額とし、日本発は小笠原経由、日本着を上海経由とする案を提出した。小松は六か月の試行運用、大北電信会社は長期にわたらなければ効果が出ない、と適用期間で対立した。

七月九日、小松は大北電信会社が認める日本、韓国、満州と海外との電信連絡の内容を確認するとともに、一九一二年の独占期間終了後の大北電信会社の考え方を尋ね、牽制した。日本側にとって、当面の問題は佐世保大連線、旅順芝罘線の私報利用であったが、大北電信会社側は本国に照会中と回答し、交渉は実質上中断される。

七月二七日、大北電信会社は日清連絡線を用いて一般通信を行うための条件として二案を提示した。概要は次のとおりである。

第一案 日清両国間の電報による収入を経路にかかわらず全て合算し、一定の比率で当事者間で分ける合併料

金案。

第二案 会社線経由の電報も含め、料金は、全て日清両国で徴収し、会社は一語あたり一定の補助金を受ける補助金案。

第二案は合併料金案の一種であるが、料金設定を会社を交えず日清両国でできることが長所であると付言している。両案とも会社の提案では、現行の分収比率である会社八三一、〇〇〇フラン、日本四五〇、〇〇〇フラン、清国三九六、六〇〇フランを基準として検討するという内容であった。さらにこれは一九三〇年までの協定であり、この協定が締結できれば、釜山ケーブルは無償譲渡するとしていた。九万ポンドの価値と称していた同ケーブルを無償譲渡する条件であることからみても、大北電信会社にとっては収益を確保できる提案であったことは確かである。

八月二日、大北電信会社はスライディングレート導入の提案をするとともに、補助金案は一語につき定額を定めるとの補足説明を行った。スライディングレートは、合併計算案の場合、総収入が一定額に達したときに料金の減額を図り、補助金案の場合は会社収入が一定額に達したときに補助金の減額を図るというものであった。交渉は難航し、小松は一月二七日付で談判決裂やむなしとして、山縣伊三郎通相を通し、林董外相に報告している。合意に至らない論点として次の三点をあげた。

一、日清間電報の合併料金の範囲

二、長崎、小笠原線の料金均一

三、釜山線代償

一番の問題は、日清間電信連絡に関する大北電信会社の位置付けであった。大北電信会社は、日本に日清電信連絡の許可を与えることは、清国政府への違約となり、会社が先んじて許可を与えると清国政府も応諾をせざる

を得ず礼を失することになると主張した。日本側は単に順番の問題で、清国政府、大北電信会社の両者が認めなければ電信連絡はできないので、まず会社が認めるべきだと反論した。日本における独占権の切れる一九一二年以降に関しては、分は日本側の主張にあったろう。

かくして交渉は決裂した。第三章で触れたとおり釜山ケーブルについては、韓国併合後、一九一〇（明治四三）年一〇月、一六万円（一万六千六百ポンド相当、一ポンド約一〇円）で妥結し、十一月一日付で譲渡された（二二）。この額はミッテルセンらが当初主張していた建設費にあたる。

（五） 第二回 ドレージング―林公使交渉

一九〇七年九月、帰朝中の林公使と通信省仲小路廉次官、小松謙次郎通信局長の三者により「帝国電信施策」が練られた（同書、六七三―六七四頁）。概要は次の七項目である。

一、ロイヤリティは支払わない。

二、営口、遼陽、奉天、長春其他南満州鉄道線付近の市域の電信局は撤退しない。

三、奉天新民屯間の電線は当面運用を続ける。

四、大狐山海底線は機をみて移転または撤退。

五、大連―芝罘ケーブルの芝罘側は清国電信局に陸揚げ、同局から陸上線で日本局に接続、切換方法で、大連日本局と直通連絡を行う。取扱は官報、局報、和文私報に限る。

六、大北電信会社、日本政府、清国政府の三者による合併料金を提案する。三当事者の収益を経路に係なく共同の金庫に納め分配する。これにより大連芝罘線、佐世保大連線、釜山線および福州台湾線その他陸上連絡はいずれも日清間電報送受に利用できるものとする。ただし清国政府が同意しない場合、日本政府と大北電信会社の二者間で行う。

七、旧日本と満州、遼東および韓国はもちろん満州、遼東、韓国と清国電信系との接続については、大北電信会社は何ら容喙の権なし。

一〇月にドレージングが北京の日本公使館に来訪、阿部守太郎臨時代理公使に、交渉再開を提案した。一月に林公使が北京に帰任し、ドレージングとの間で交渉が再開された。

一月一四日、林公使は林外相あてに次の内容を打電した（六七五―六七六頁、第四一八号電）。ドレージングによると、ロイヤルティ支払いにロシア政府が同意し、既に一月一日に清露電信条約が施行された現時点では、日本に対しロイヤルティ支払いを免除することは極めて困難である。通信省と協議した九月の時点と状況が変化した以上、金額のいかにかわらず、再検討が必要である。これに対し、二一日付で山縣逋相は林外相あてに次の内容の回答をした（同書、六七六―六七七頁）。（九月の）基本項目の決定は、清露条約の内容を承知したうえでなされたもので、方針変更の必要はない。ロイヤルティ問題を保留し、旅順芝罘線の協定を結ぶことが最も重要である。また東京で交渉中の大北電信会社員二名のうち一名が清国に発ち、ドレージングと会談をしている模様である。ドレージングは、旅順芝罘線での仮名（和文）電報の取扱いについては日本となんら商議をしていないという発言をしているので、林公使に確認するよう訓令願いたい。

三〇日、林公使は林外相に概要次のように返電した（同書、六七七―六七九頁、第四三〇号電）。帰任前は通信担当者の意見を可能な限り達するよう考えていたが、当地でのドレージングとの交渉により、ロイヤルティの件は支払わざるを得ずとの判断に至った。この問題を放置しては、旅順芝罘ケーブルの協定締結は不可能である。ドレージングは仮名問題を討議したことは認めているが、最終的に清国政府が認めるかは別の問題である。さらに林公使は、一二月一六日付の電報で、一二月七日清国外務部から公文により鉄道付属地以外の電信局の撤去を要求された旨を報告し、撤退の方針で検討すべしと具申した。

かくして、林公使と山縣通相の関係は最終段階を迎える。一月二三日付で、山縣は林外相に概要次の「日清電信問題ニ関シ我方針堅持ノ必要強調ノ件」を提出した（同書、六八〇―六八一頁）。山縣は、ロシアの権利を継承するという大原則を確認し、旅順芝罘ケーブルで大幅な譲歩をしたにもかかわらず、ロイヤルティ支払い、鉄道付属地以外の電信局の撤去など最早帝国の堪えべからざる所と確信し、「（在北京帝国公使は―筆者―数次の電稟中常に清国の主張を以て貴大臣に対してすら再三不謹慎の用語を反復する等・・・（以下略）」と林公使が清国政府の代弁者と化していると強く非難した。しかし、年明け早々山縣通相は電信問題ではなく鉄道予算問題で辞任、原敬内相が通相を兼務する。

一九〇八（明治四一）年一月二二日、林外相は新任の原通相に日清電信交渉の進捗状況を説明する機密送第二号を出した（『日外』四一の一、二三七頁）。その中で、林外相は、一、旅順芝罘ケーブルは、北京会議において一旦合同経営で合意しており、通信省も了承していたこと、二、ロイヤルティ支払いについて、日本側の根拠とする東清条約第六項は、曖昧な内容であること、三、鉄道付属地以外の電信局の設置について、欧米各国の姿勢も清国の主権を尊重する傾向があること、以上三点を説明し、「絶対に我主張を固持して我邦独り清国の恨みを招くに至らんには大局上我不利益に帰する」と、一定の譲歩が必要であるという見解を表明した。

一月二九日、林外相は次の内容の政府決定を林公使に打電した（同書、二三九―二四〇頁、第一五号電）。

一、清国政府は、芝罘日本局における官報および仮名電報の取扱いの権利を認めること、二、鉄道付属地内および鉄道沿線中開市場にある電信局は存続すること、三、小額のロイヤルティを支払うこと、以上三項である。

この提案に対し、清国政府は鉄道付属地以外の日本電信局の存続に強く反発した。

交渉当事者のドレージングは万国電信会議出席のため、四月中旬リスボンに発った。日本政府は、二月にドレージングに勲三等旭日章授与を決定した。日露戦争時に清国電信庁外国電信事務総監を勤め、日本海、黄海にお

ける大北電信会社ケーブルの所在、設計などに関する詳細な報告、ロシア陸海軍の行動およびロシア国内状況、運輸通信の計画などの詳細な報告により、我軍事上交通上の施設に対し大いに利益があったとされた(二三)。一九〇二年につづき二度目の受勲であった。

両国委員出席のもと交渉はリスボンで継続された。この間三月二五日に旧宮川藩藩主堀田正養が通相に就任した。この時期、二月の第二辰丸事件を機に、三月には広東、香港で日貨ボイコット運動が起るなど、清国のナシヨナリズム運動が顕在化した。

(六) 日本―香港ケーブルに関わる対英交渉

英国政府は日英同盟のパートナーである日本の電信施策について、どのような考え方を持っていたのだろうか。前述のように一九〇七(明治四〇)年七月に締結された日英軍事協約では、日本陸海軍の要望に対し、「必要に際し香港―澎湖島間に海底線を敷設する」という内容に留まった。しかし、同年一〇月に至り、英国政府から外務省に対し、福州―台湾ケーブルを用いた香港―台湾―日本本土ルートによる日英間通信の開始について打診があった(二四)。英国側の提案は、大北電信会社、大東電信会社の支持も得ているというものであった。通信省は同提案には賛成であるとしながらも、台湾―本土間の回線が既に満杯であるため、台湾―本土間ケーブルの増設または香港―日本間の直通ケーブル敷設の検討を打診した。さらに小笠原線を利用して香港経由での対欧州通信を取扱いたいので、東方会社に相当の料金設定するよう英国政府に尽力願いたいと要望した。東京―小笠原ケーブルは一条であり、日米間の疎通だけで、後に常に輻輳する状況となったことからみて、日本政府の需要予想は不十分であった。

翌一九〇八(明治四一)年、リスボンで開催された万国電信会議に出席した日本委員は、英国委員から、日本―香港間の海底電線について、「従来の慣例上、英国政府は自ら経営することを欲せず私設電信会社をしてこの

事業に当たらしむる見込みなるも、日本政府は如何なる意見を抱かるや」との質問を受けた^(一五)。さらに英国委員は日本委員に大東電信会社代表との会見を勧誘し、日本委員は同社代表と会見した。席上、大東電信会社代表から、料金の低減についてはいつでも応じるので、まず大北電信会社と協議し、日本香港間ケーブルについては、相当の条件をつけて欲しいとの希望を伝えられた。これに対し日本委員は、「大北電信会社に与えた免許の内容から期間中は本計画を遂行することは困難なるも一応本国政府の訓令を仰ぐ」と告げ会見は終了した。これに対する本国訓令は、「香港海底線は大北電信会社の特許期限満了後にあらざれば之を敷設することを得ず。また期限満了後も大北会社に優先権を与えあり随て概線に対し英国政府が共営者となるならば同政府の力を借り大北会社の抗議を無条件にて排斥する見込み立つべきも然らざれば俄に審議を開くこと能はざるべし」というものであった。

大東電信会社に対しては「日本政府は陸揚げ地はもとより本計画に対して未だ具体的の考案を有せざることを体よく答弁し置かれたし」とし、さらに大東電信会社の姿勢を探るように付言している。かつて一八九七（明治三〇）年、外務省と通信省は独占期間満了を五年後に控え、日露直通連絡線および台湾―福州―香港ルートの開設を稟請していたことと比べ、この訓令はあまりにも消極的である。日清電信協約交渉においてロシアから引き継いだ利権を全て清国に求めた強硬な姿勢と対照的である。

日本委員は英国委員に対し大東電信会社施策に対する情報提供を依頼した。これに対し英国委員は、香港―日本間ケーブルの香港側の敷設を大東電信会社または他の英国の電信会社、日本側の敷設を日本政府が行うという案を提出するとともに、スライディング・スケールを基本とする料金低減案、*Suggested Heads of Agreement*”を日本委員に交付した。最初の料金値下げを翌一九〇九（明治四二）年七月一日付としていた。英国委員は、一〇年あるいは一五年後に必要とされるだろうカナダ―日本間の海底線の件もあり、本案はなお考慮する点があるむ

ねを付言したが、同時に日本委員に対し、速やかに同案に基づきロンドンで協定を結びたいとし、日本側委員に本国への照会を求めた。これに対し、本国政府からの訓令は無かった。

日本委員は帰朝後、協議を重ねたが、「当時国家財政上到底之を現実せしむること能わざる」理由により、最終的に日本側主席委員中谷審議官から英国側委員スミス通信次官に対し、「差当り政府の意見を伝達する能わざるを遺憾」とする内容を書面で通報した。かくして香港―日本直通回線実現の機会は去った。日本陸海軍が日英軍事協約締結時に提案し、日本政府も前年一九〇七年に英国政府に検討を依頼した香港―日本直通ケーブルは、少なくとも形としては通信省で具体化することなく放置された。日英間が親密であつたこの時期に、日本政府は英国系ケーブルとの接続の絶好の機会を逃したのである。

アーヴェナインンによれば、当時の英国政府は日英同盟のパートナーである日本との直通伝送路の必要性を認識していたと同時に、日本の国際電報料金が高額であり続ければ、日本はロシアとの直通回線を利用して欧州間との通信を行うに至るだろうと危惧していた。また日本の関心は日本―アジア本土間の伝送路の拡充と、一般的な料金値下げの二点にあると見ていた。そのため日英直通ルートの開設を提案するとともに、大東電信会社に対し料金値下げを勧奨する一方、従来行われていた大北電信会社への外交的支援は見送られた（一六）。

第四節 足かけ三年日清電信条約の締結

（一） 日清電信交渉の締結

リスボンでの万国電信会議期間中五月一日、駐日英国公使から、英国政府は日清電信交渉における日本案を支持するという内報がなされた（『日外』四一の一、二五二頁）。同時に大東電信会社、大北電信会社とも日本

を強く支持している情報がもたらされた。この内容を受け、駐清英国公使は、清国に日本案の受け入れを勧告するも、清国は付属地以外の電信局の存続について拒絶した（同書、二五三―二五四頁）。

七月四日西園寺内閣は総辞職した。林外相は山縣有朋からは消極的と批難され、伊藤博文からは「利己政策は勢い清人の反抗を招く」と忠告されるという板ばさみの状況に陥っていた（二七）。電信交渉において林外相が林公使と山縣逋相との間に立った状況もまた似た構図であったといえるだろう。

七月一四日第二次桂内閣が発足し、外相には小村寿太郎が着任するまで臨時兼任の寺内正毅陸相、逋相には後藤新平が就任した。

八月一四日付で外務省は、清国政府から東三省電信問題協議のため、交渉委員周萬鵬、ドレージングを東京に派遣するとの通達を受けた（同書、二五八頁）。両委員ともリスボンから帰途中に立ち寄ったものである。

翌一五日清国交渉委員は、概要次の五条からなる覚書を提出した（同書、二五八―六一頁）。

- 一、鉄道付属地外の日本電線を清国に引き渡す。清国政府はその価格に相当する金額を日本政府に支払う。
- 二、開市場、条約港から南満州鉄道に至る一特別電線を一〇年間日本政府の専用とすることに同意する。
- 三、特別電線は開市場、条約港にて、日本事務官により取り扱われる。
- 四、取扱電報は、日本官報、片仮名またはローマ字による日本語のものに限る。
- 五、開市場、条約港における電報收受配達は全て清国電信局を通して行う。

この提案を受け、日本政府は交渉委員に石井菊次郎外務次官、倉知鉄吉政務局長を任命した（同書、二六二頁）。日本側は、八月二二日に清国委員に五条の対案を提出した（同書、二六二―二六四頁）。清国側提案と大きく異なる点は、次の二点である。特別線の利用に欧文電報を加えていること。電報の受付配達を日本電信部が行うこと。

八月二七日に小村寿太郎外相が着任した。一〇月七日に交渉委員に田中次郎通信大書記官が新たに任命された（同書、二七六頁）。

一〇月一二日、日清電信協約は調印された（同書、二七七―二八一頁）。八条からなる協約の概要は次のとおりである。

一、日清両国は関東州の一点と芝罘間に海底線を敷設する。関東州側から芝罘沖七海里半の地点までは日本が敷設・維持し、芝罘側の七海里半は清国が敷設・維持する。関東州側の端局は日本の運用とし、芝罘側端局は清国の運用とするが、毎日時間を定め芝罘日本局と海底線を直接連絡し、芝罘発着の日本官報および和文電報を取り扱う権利を有す。

二、日本政府は、五万円の支給に対し、鉄道付属地外にある一切の電信線をただちに清国政府に引き渡す。

三、清国政府は一五年間、安東、牛莊、遼陽、奉天、鉄嶺、長春から鉄道付属地に至る特別電信線を日本電信事業の専用に供することを承諾する。

四、特別電信線は、清国電信局内で日本取扱員が取り扱う。

五、三項記載の特別電信線は、日本電信系の直轄する地に発着するものに限り使用できる。

六、開市場内の日本電信部は、清国電信局内に受付事務局を有し、配達は特殊な制服を着用した配達員が行う。

七、日本政府は清国政府に報奨金として年額三千円を支払う。

八、本協約は細目が議定されるのを待って実施される。

一月七日に細目も調印され、両国政府により翌一九〇九年一月に承認された。北京会議後ほぼ三年が経過していた。

日清電信協約調印の結果、日本は、租借地、満鉄沿線から安東を経て朝鮮に接続される伝送路を確保し、大連

―佐世保海底線も満州各地と日本本土間を結んだ。主な都市とは二重の伝送路によって和文電報の利用が可能な体制を確保した。一方清国は旅順芝罘線の芝罘側電信局の主導権を握り、鉄道付属地外の開市場の日本電信局設置にも制限を設けた。この時点においては両国とも互いに最低限の要求は確保したといえるだろう。

一九〇九年七月大連―芝罘ケーブルが開通した。この年清国租借地からの有料の国際発信電報は約二四万通、うち和文電報は二三万通弱と大部分を占めた（二八）。韓国からの国際発信電報は約三三万五千通、うち和文電報約三三万通であった。同年の日本発信の和文国際電報総数の記録は、韓国と清国租借地あてのものが合算でしか示されていないが、約四六万通であった。日本発信の国際電報の総数約六〇万通のうち約七五％を占めた。日露戦争前一九〇三年の日本発信の国際電報の総計は約二一万通であり、三倍増である。この一番の要因は八万通から四六万通へ急増した和文電報にある。この数値からみても、日本の大陸進出にとって、日本電信局の設置が不可欠なものであったことが分かる。

（二） 逓信省、外務省の通信施策と軍部の要求

これまでみてきたように逓信省には権限とともに東アジア地区における通信に関わる情報も充分になかった。当時の外信課に務め後に貴族院議員を務めた渡部信は戦後概要次のように語っている（二九）。「逓信省が清国内で極短距離の電信系を拡張しようとすれば、陸軍省、海軍省はただちに賛成するが、外務省は事柄が関係国との条約または協定に直接違反しなくても、趣旨、精神に抵触する恐れがある場合には絶対反対するのを常にしていた。また枢密院は列国交渉の条約および約束につき諮詢を待ち会議を開き意見を上奏すと規定されていた。一旦枢密院の予備審査にかかると枝葉末節の議論となることもあったため、敬遠主義をとる傾向が生まれたことは否定しえない。そのため秘密にする必要もないのに秘密文書として取扱うという実情であった。法制局、大蔵省など各官庁との折衝にも苦心した」。

逋信省と外務省との間との葛藤は日清電信協約交渉でも垣間見えるが、これまでもみてきたように必ずしも逋信省側に分があつたわけではない。しかし権限そのものが限られたものであつたことは確かである。逋信省は回線増設を要求する軍部と実交渉を担当する外務省との間にたち、不満を募らせた面も否定できない。林公使に揶揄された山縣逋相の対応振りもこの文脈で理解することも必要であろう。

日本政府は、当初旅順芝罘ケーブル以外の電信問題については、ロシアの利権を引き継ぎ、既成事実を積み重ねることにより大きな支障は出ないと判断していた。しかし電信問題に関する清国の利権回収にむける意志は強固であつた。

日本政府は現地での電信利用に支障をきたし始めたことから、ようやく電信交渉に本腰を入れることになる。交渉は、長引くにつれ、辛亥革命前夜のナショナリズム運動が強まり、安奉鉄道改築問題とともに難航した。租借地における和文電報の取扱数からみても、軍事面での重要性とともに日本の経済進出にとって日本電信局の設置は不可欠のものであつた。

軍部はロシアとの再戦の備えもあり、満鉄沿線に加え、さらに西に位置する新民屯、法庫門、営口―山海関間などの伝送路整備を要求した。また清国東北部から日本電信線による各国あて国際電報の取扱いを求めた。逋信省はロシアの得ていた利権を確保するという名分で、租借地、満鉄沿線に加え、開市場への日本電信局設置を要求し、さらに軍部の要望に可能な限り応える姿勢であつた。現地で交渉する林公使は少なくとも電信問題では清国の主権を重視した。この中で林外相が林公使に共感しつつも、逋信省の要望を取り入れたという図式であつた。結果として日清電信協約の内容はほぼ逋信省の要求に近いものとなつたが、軍部は協約に不満であつた。

一九一〇（明治四三）年三月寺内正毅陸相は、本人も短期間兼任臨時外相としてかわつていたはずの日清電信条約を「日清電信協約ニ抛リ著シク制限セラレ」と非難する「電信に関する意見書」を小村外相に提出した

(二〇)。その中で現状を憂うとともに次の提言を行っている。

其一、万国電信用に開放するもの

(イ) 下関より釜山、安東県を経て奉天(現瀋陽)に至る線

(ロ) 佐世保より大連、奉天を経て長春に至る線

(ハ) 台湾より福州(川石山)を経て大東電信会社線に接続するもの

其二、北清方面と本邦との通信に用いるもの

(イ) 山海関より営口を経て牛莊に至る線路新設

其三、主として東部シベリア方面と本邦との通信に用いるもの

(イ) 樺太に於て露国の電信に接続する線

さらに大北電信会社からの独占権回収、対馬―釜山間のケーブルの買収、長崎―上海ケーブル、長崎―ウラジオストックケーブルの買収または有利な条件での新規約締結などの要望が含まれている。陸軍は満州内の日本電信局の設備が不十分であり、また満州内の日本電信局からの他国宛電信が不可能である点が特に不満であった。前述のとおりこのうち対馬―釜山間ケーブルは韓国併合の直後、一九一〇(明治四三)年一月に購入された。

一九一二(大正元)年大北電信会社の独占期間満了を迎え、日本政府は大北電信会社との交渉を再開する。同年、陸軍省から通信省に概要次の軍事上の要求案が提出されている(二一)。

一、台湾―香港間には将来政府により海底線を敷設する如く計画すること。

二、(政府所有による)長崎―上海ケーブルを新設すること。

三、ロシア政府、中国政府、大北電信会社と交渉し、日露間、日中間通信を行うこと。

さらに本州―カナダ間の海底線敷設も要求し、また香港台湾間海底線が必要な理由として、北方を戦地とする

場合、ウラジオストック線は利用できず、上海線は外国籍会社による取扱いのため機密上問題があるので、欧州との通信は香港経由に頼らざるを得ず、福州―台湾経由は、大北、大東会社との協定があるうえ、福州と香港を結ぶ陸上線は一本に過ぎず、しかも故障が多いとしている。

また南方が戦地となった場合は、日本政府が運営する上海線を主とし、日露、日中回線を副とするとしている。さらに中国国内に派遣軍を送る可能性も否定できないことから、長崎―上海線の日本人による運用と和文電報の送受が必要であると同時に、中国国内の日本電信系を中国電信系と接続する必要があるとした。長谷川参謀総長から上原勇作陸相あての文書によると北方は対露戦、南方は対米戦である。

大北電信会社の独占期間終了後の一九一三年、日本政府は中国政府から上海―長崎ケーブルの敷設権を獲得する（二三）。その後も中国国内および日中間の伝送路整備を進めたのである。

第五節 限界を示す対外交渉の成果

大北電信会社の独占期間満了に伴う交渉の成果はいかなるものであったか。一九一二年清朝は滅亡し中華民国が発足した。一九一三（大正二）年一〇月七日、元田肇通相は山本権兵衛首相に次のように報告している（二三）。之を要するに一年有余の協商により帝国政府の獲得したる利権は第一、上海新線敷設第二、日露の電線連絡第三、世界電報料金の大低減第四、台湾川石山線小笠原線の利用拡張第五、対支電信の掣肘等にして是れ実に将来の対外電信政策上重要な基礎を成せるものとす日本政府は念願の長崎―上海ケーブルの敷設権を得た。中国政府は上海に限り陸揚げを認め、大北電信会社は合併計算料金導入および同ケーブル利用を日清間の官報と和文私報に限ることを条件に承認した。中国政府は合併計算料金の分配を日本と同率とするべきと主張し、合併計算料金

制度に加入しなかった（二四）。この結果、日本―中国との間に発着する電報からあがる収益を大北電信会社六四・六％、日本政府三五・四％で分配することとなった（二五）。同ケーブルは一九一五（大正四）年一月、利用が開始された。

日露陸上直通回線については、大北電信会社は日露間の通信に限り、樺太、韓国、中国における接続を認めた。樺太、韓国経由は一九一四年一二月に開通したが（二六）、中国における接続は中国政府と合意に至らず、直通回線は実現しなかった。料金は一語二八銭という低水準であった。一八九七（明治三〇）年に大隈外相、野村逋相の稟請した内容の一部がここに実現した。

料金値下げについては日本政府、大北電信会社、大東電信会社の三者により、一九一三年八月に協定が締結された（二七）。同年九月の値下げ、さらに三年間に一定の収益に達したときの値下げ案が合意された。一九〇七（明治四〇）年に大北電信会社から提案されたスライディングレート（スライドレート）の導入である。欧州あては一語六・〇五フラン（二・四二円）から四・八八フラン（一・九五二円）の値下げであった。当時オーストラリア―欧州間の一語の料金は一・四七円だったので、依然割高な料金であった（二八）。日本政府は大北電信会社主導のカルテルに組み入れられたことになる。川石山線の開放は、中国政府が要求した一語五セント（〇・一元）の中継料を通信省が拒絶したため、実現しなかった（二九）。小笠原―グアム経由によりアジアとの通信は可能となった。

元田逋相の報告のとおり、上海陸揚げ、日露直通線、料金値下げなどの成果は得た。しかし、中国、ロシアあて以外の伝送路の拡充は実現しなかった。対アジア通信に開放された東京―小笠原―グアム回線は一条に過ぎず、第一次大戦期からの通信量の急増により、対米通信さえ一週間かかると言われる状況となり、輻輳状態が続いた。何度も計画され、英国政府からも提案のあった日本―香港ケーブルは、ついに実現しなかった。日本政府は大正初期、中露との回線設定と一定の料金値下げという成果に満足し、欧米宛伝送路拡充を果たせず、この結果大北

電信会社の覇権から脱することができなかったのである。

日本の国際通信史は大北電信会社への国際通信独占権付与という失策からいかに立ち直ってきたかと語られることが多い。しかしこのようにみえてくると、独占権付与による弊害が、日清戦争前後に顕在化し、日露戦争後から大正初期に最大化していたにもかかわらず、欧米との間の伝送路拡充が行えなかったという点を見逃すことはできない。対露、対中通信の改善は図られたものの、他の国・地域への通信は、引き続き大北電信会社と商業太平洋海底電信会社に頼るほかはなかった。真に大北電信会社からの脱却を図るためには、日本―香港線の敷設や太平洋ケーブルの増設などの施策が必要であつたはずである。当時の日本の通信政策は東アジアとの通信に主眼が置かれ、欧米通信改善の姿勢は希薄であつた。

これらの背景には伝送路建設のための経費不足という面が強く窺われる。英国政府が提案した台湾―香港ケーブルに関する日本政府のスタンスや、官報料金値下げや対清国交渉におけるロイヤルティ支払いへの執拗なこだわりなどである。

日露戦争後の財政難と東アジアにおける急激な権益の増大が通信施策に大きく影響した。主官庁である逓信省には、権限、情報、経費いずれも不足し、伝送路拡充計画も充分に示せなかった。いきおい軍部の主導のもと、計画推進が中心となっている。日本政府は大北電信会社の独占権満了、日英同盟が最盛期を迎えていた明治末に、欧米伝送路拡張の機会を逃し、その後の取扱量の増加に十分な対応ができなかった。これらの要素から大正期に入ると民間による伝送路拡充の動きが生じ、無線技術の実用化もあり、新技術無線通信に活路を求め日本無線電信株式会社設立に至るのである。

おわりに

日本の国際通信は、開国と同様外国からの働きかけにより開始された。一八六六年、大西洋海底ケーブルの開通により、長距離海底ケーブル利用の用途がたち、世界電信網の構築が可能となった。デンマークの大北電信会社は、香港―上海―長崎―ウラジオストクに海底ケーブルを敷設、明治維新早々日本は上海経由とウラジオストク経由で国際ケーブル網に組み込まれた。日本政府はロシア領事、大北電信会社との交渉に際し、極力影響を抑えようという姿勢であった。寺島宗則外務大輔らは国内電信網を自国で構築する道をひらいた。

上海から長崎にケーブルが陸揚げされた一八七一年、岩倉使節団が横浜をたった。岩倉使節団と留守政府の間で国際電報が交わされた。日本人による国際電報実利用のもっとも早い例の一つであるが、行程中、日本国内の電信網が十分な状況ではなく、多くのコミュニケーションギャップが見られた。しかし行程が進むにつれ、留守政府、使節団とも互いに国際電報による連絡を要請するなど、新たなメディアとして定着することになった。

一八七三年四月に東京―長崎間の電報の取扱いが開始されたが、筑前竹槍一揆による断線などもあり、同年中は安定したサービス状況ではなかった。翌一八七四年になると二月の佐賀の乱勃発時など、電報が威力を発揮するようになる。台湾出兵時の長崎と東京との連絡や、清国の欧州における武器買付情報なども在欧日本公使館から国際電報で知らされるなど前年までの利用状況と比べ大きく進展した。さらに樺太千島交渉のためペテルブルクに赴任した榎本武揚と寺島外務卿との間で暗号を用いて自在に国際電報が交わされた。

一八八二年の壬午事変を機に、日本政府は釜山との海底ケーブルの必要性を認め、大北電信会社にケーブル敷設と横浜―長崎間に認めていた国内伝送路敷設権返還を条件に二〇年間にわたる日本―アジア間の国際通信独占

権を与えた。この独占権付与こそ日本の国際通信に大きな制約となった。当初主管の工部省は、長年にわたる独占権は後ほど弊害を招くとし、自費での敷設を考えていたが、結果として経費負担をせず独占権を与えた。一〇年間の延伸条項があったことから、最終的に三〇年間の独占権となった。少なくともこの延伸条項は拒絶するべきであっただろう。

明治初期の国際電報利用は、横浜などの開港場および東京からのものがほとんどであった。当時の国際貿易は、外国商社によるものが大半を占めており、国際電報は開港場の外国商社の利用が多く、日本―釜山の和文電報の利用を除けば日本人の国際電報利用は少数に留まっていたものと推測できる。

一八九二年における日本の国際電報発着信数は、それぞれ四万通強であり、一日当たりで百通を超える水準にすぎなかった。このうち和文電報は日本発信が五千通強、釜山発信が七千通強である。欧文電報は、横浜と神戸で七五％を占め、和文電報は六〇％を大阪が占めていた。釜山との和文電報は大半を西日本との間であった。欧文電報、和文電報でも商用利用が主流であり、個人利用は一部に留まっていた。外商比が輸出で八五％以上、輸入で七五％以上を占めていたこの時期には、大北電信会社の独占による弊害はまだ顕在化していなかった。

大北電信会社の独占は、長崎―釜山間の伝送路のうち長崎―対馬間は国内である点から問題となった。一八九一年に長崎―対馬間の伝送路を買収した。日清戦争時、長崎―釜山ケーブルは日本と朝鮮半島を結ぶ唯一のケーブルとして利用された。

日清戦争後、台湾を領有した日本は、台湾―清国福州間のケーブルを買収する一方、鹿児島から台湾まで軍事費によりケーブルを敷設した。同ケーブルは日本人により敷設されたはじめての長距離海底ケーブルである。しかしながら日本本土から台湾、福州経由での国際電報の取扱いは、大北電信会社の持つ日本―アジア間通信の独占権により認められなかった。日本の国力進展に伴い、大北電信会社に与えた独占権の弊害が目立ってくる。国

際電報料金の高止まりが顕在化するとともに宗谷岬―樺太ケーブル、台湾―香港ケーブル、太平洋ケーブルなどの伝送路拡充の要望が財界や軍部からも出された。

大北電信会社を与えた二〇年間の独占権は一九〇二年に満了であった。日本政府は一八九七年独占権回収を前提に準備を進めた。しかしロシア政府から大北電信会社の独占権は関連政府が認める場合三〇年間に延長されると指摘され、断念した。後に交渉でついやした労力を考えても、本格的な交渉をするべきだったであろう。その後、大北電信会社を与えた独占権の弊害が本格化することになる。

空白地帯だった米国―アジア間の海底ケーブルは、一八九八年に米西戦争によりフィリピンを領有した米国の商業太平洋海底電信会社により、米国本土―フィリピン間が一九〇三年に結ばれ、既に敷設されていたフィリピン―清国間のケーブルと接続され米清間で開通した。日米より先に米清間が結ばれたことになる。

日露戦争の勝利により日本は韓国を保護国化し、清国東北部に租借地を獲得した。大北電信会社に与えた日本―アジア間の国際通信の独占権は矛盾をはらむものとなった。当時の日本は国際通信に関し次の課題に直面していた。①遼東租借地、満鉄沿線を巡る日清電信協約交渉、②対馬―釜山ケーブル、日清間伝送路、料金にかわる対大北電信会社交渉、③日本―香港間伝送路に関する英国との交渉、である。

北京で行われた日清交渉では、小村寿太郎外相が袁世凱と対峙した。清国内でロシアが有していた諸権利を引き継ぐとする日本と、租借地および満鉄沿線の利用のみ認めるとする清国の主張が対立した。外務省と通信省の連携も十分でなく、多くの案件が先送りされ、日清電信協約が締結されたのは一九〇八年であった。

懸案となっていた太平洋ケーブルは、一九〇六年に開通したが、ケーブルを所有する商業太平洋海底電信会社の株式のうち七五％を大北電信会社と同社と密接な関係にあるイースタン・グループが握っていることを日本政府は把握していなかった。これらの会社に加え、独蘭電信会社、ロシア政府などによりカルテルが成立し、ルー

ト、料金が決められた。日本は包囲される形となり、大幅な料金値下げは実現しなかった。

清国との交渉により満鉄沿線、芝罘―大連間のケーブルについて和文電報の利用が可能となった。しかし、大北電信会社との交渉も難航した。租借地は国内通信に準ずるとする日本政府の主張と日本―アジア間の通信の独占権を持つという大北電信会社の主張が対立し、大北電信会社は大連―佐世保ケーブルの利用についても再三にわたり抗議した。釜山―対馬ケーブルは韓国併合後一九一〇年に買収、大連―佐世保ケーブルの利用は清国東北部と日本、韓国の間のみ認められた。

日英同盟のパートナー英国との交渉も大きな進展は見られなかった。一九〇七年、一九〇八年と英国政府から香港―日本間のケーブル敷設の提案があつたが、通信省の回答は消極的であり、実現しなかった。

従来、日本の国際通信の問題は、一八八二年、大北電信会社に与えた独占権にあると強調されてきた。しかし、料金の高止まり、伝送路の不足、機密保持の問題などが顕在化しはじめたのは日清戦争前後であり、大問題となつたのは日露戦争以降、日本の勢力範囲が拡大し、貿易における内商比が増大した時期からである。独占期間満了後の大正期に伝送路不足の問題が最大化したのである。

もちろん、大正期に入ってから伝送路不足の問題は、国力の急激な進展のためインフラの構築が間に合わなかったという面があり、国内の通信事情も同様だった。また、中国における独占権を一九三〇年に至るまで大北電信会社、大東電信会社の両社が保有していたことも理由としてあげられる。

しかしながら、当初の独占権二〇年の終了時の一九〇二年を控えた時点での交渉振りを皮切りに、日露戦争後、日本―香港ケーブルの敷設計画に対する消極的な姿勢、一九一二年の独占権満了時の長崎陸揚げケーブル買収の断念など、日本政府は中国、韓国、日露直通伝送路以外の伝送路拡充に必ずしも熱心ではなかったことは否定できない。

日清電信協約交渉でもみたように、主管庁である通信省には権限も経費も十分ではなかった。通信省の姿勢には、官報料金値下げと経費負担軽減に関するこだわりが際立っていたように思われる。

また特に日露戦争以降の日本の通信政策の特徴としてあげられるのは、中国、韓国との間の和文電報サービス提供のための積極性と、その他の国、地域に対するサービス向上のため施策との落差である。韓国、中国との間の電報は低廉で和文の利用が可能であった。

明治末、日本と韓国、満州の通信は興隆したが、その他の国・地域との通信は、大きく制限されたものになっていた。国際通信網の中で日本は孤立していたようにみえる。この結果もあり、第一次世界大戦中の通信量の増大に十分対応できないこととなった。

日本の国際通信にとって大北電信会社への独占権付与は後の発展に制約となったことは否定できないが、これまでみてきたように、問題点を全て、独占権付与に求めるのは間違いである。少なくともこの状況を改善する機会は皆無ではなかった。政策、外交交渉、情報収集とも外国政府、企業に後れをとり、また通信主権奪回の意味も希薄であった。

政府による抜本的な対策がなされぬまま、明治中期以降、自らの予想以上に拡大した海外権益、大北電信会社な巧みな政策、日本―香港ケーブルの未整備、太平洋ケーブルの未拡充などが重なり、弊害が拡大される形となったのである。

註 はじめに

- 一 一八七四年一二月、金星日面観測のため来日した米国沿岸局のダビッドソン (George Davidson) が、ウラジオストック―長崎ケ―ブルを用いて時刻を合わせ、既知であったウラジオストックの経度から長崎の経度を求めた。その後日本政府からの要望により東京―長崎間の電信線を利用し、東京の経度が測定された (武石信之「長崎電信局にあった「経度測所」」『天界』(一九九九年六月) 三二六―三三二頁)。日本の標準時の採用は一八八八年である。電信と標準時については、ステイブ・カーン『時間と空間の文化』一八八〇―一九一八年『上下 (法政大学出版局、一九九三年)』。
 - 二 山口修「不毛の通信史学」『日本歴史』第二六二号 (一九七〇年三月) 九二―九五頁。
 - 三 郵政省編『郵政百年史資料』第二卷、第六卷 (吉川弘文館、一九七〇年)、日本電信電話公社海底線施設事務局編『海底線百年の歩み』電気通信協会、一九七一年。
 - 四 室井嵩編『大北電信会社百年略史』(国際電信電話株式会社、一九七二年)。国際電気通信株式会社社史編纂委員会編『国際電気通信株式会社史』(国際電気通信株式会社、一九四九年)。KDDエンジニアリング・アンド・コンサルティング編『国際電信電話株式会社二十五周年史』(国際電信電話株式会社、一九七九年)。
 - 五 KDD社史編纂委員会編『KDD社史』(KDD Iクリエティブ、二〇〇一年)。
 - 六 たとえば、『通信事業史』の「長崎―東京間は、飛脚などを用い三日程度郵送に時間を費やしていた」をそのまま引用しているケースがある。東京―長崎間一三〇〇キロメートルを実際は飛脚では当時八日ほどかかっており、当時最速の交通手段であった船便でも四日程度の所要時間であった。石井寛治は、この船便の速さに着目し、蒸気船を活用した薩摩の西郷隆盛や大久保利通が、明治維新時に主導権を握った要素の一つであったことを明らかにしたのである。
 - 七 石井寛治『情報・通信の社会史』(有斐閣、一九九四年)、藤井信幸『テレコムの経済史』(勁草書房、一九九八年)、若林登・高橋雄造編著『てれこむノ夜明ケ』(電気通信振興会、一九九四年)。
- Jorma Ahvenainen, *The Far Eastern Telegraphs* (Helsinki: Suomalainen Tiedakatemia 1981), Daniel R. Headrick, *The Invisible Weapon—Telecommunication and international politics 1851-1945* (Oxford University Press 1991).
- アンソニー・ギデンス『国民国家と暴力』(而立書房、一九九九年) 二〇六頁。

第一章

一 室井嵩監訳・編集『ケーブル・アンド・ワイヤレス百年史』（国際電信電話株式会社、一九七二年）。A・J・H・レイサム『アジア・ア

二 D・R・ヘドリック『帝国の手先』（日本経済評論社、一九八九年）。『日本評論社、一九八七年』。

三 フリカと国際経済一八六五―一九一四年』（日本評論社、一九八七年）。『日本歴史』第五六七号（一九九五年八月）七七―九二頁。

四 長島要一『大北電信会社の日本進出とその背景』（日本評論社、一九八七年）。『日本評論社、一九八七年』。

五 シヤフナーの計画から大北電信会社日本進出の経緯は、同論文に依る。

六 『外国新聞に見る日本』第一巻本編（毎日コミュニケーションズ、一九八九年）五〇四頁。

七 エドゥアルド・スエンソン『江戸幕末滞在記』（講談社、二〇〇三年）二六―二七頁。

八 通信全覧編集委員会編『続通信全覧』一三（雄松堂出版、一九八四年）三八―四三頁。

九 川野辺富次『英国公使との事前取極による伝信機条約』（交通史研究）第三〇号（一九九三年六月）四四―

一〇 ケーブル開通日は、Hugh Barty-King、『地球を取り巻く帯―Cable and Wireless 社並びに同社の前身の

一一 物語』（国際電信電話株式会社、一九八二年）三―三四頁による。通信網建設では、敷設工事終了と開通日

一二 は異なっている。前掲『ケーブル・アンド・ワイヤレス百年史』四頁では、ボンベイ―スエズケーブルの接

一三 続は、一八七〇年三月二二日である。園田英弘は、『世界一周の誕生』（文春新書、二〇〇三年）一五五頁

一四 で、シェアードが一八七〇年一月一日にシンガポールに着きボストンからの国際電報を受け取ったことを

一五 紹介している。二四時間で到着したとあり、これは一月五日の開業六日後にあたる。シェアードは、コリン

一六 ズのベリリング海峡横断ケーブル計画と関係したシブレーを通し、アラスカを買収する機会を巧みに捉えた

一七 元国務長官である（花岡薫『海底電線と太平洋の百年』（日東書房、一九六三年）一八―二八頁）。

一八 前掲『大北電信株式会社百年略史』一五―一七頁。大北電信会社は、香港―上海ケーブル開通にあたり、漢

一九 字を数字の組合せで表し、モールズ記号で送信する方法を考案したとある。

二〇 西田健二郎監訳・編『英国における海底ケーブル百年史』（国際電信電話株式会社、九七一年）四四―四

二一 五頁。前述のペンダー主催のパーティーのときのイベントである。

二二 英国の通信網については、土屋大洋『情報とグローバル・ガバナンス―インターネットから見た国家』（慶

二三 慶義塾大学出版会、二〇〇一年）三七―五七頁。

二四 園田英弘は、交通の大変革として①一八六九年、アメリカ横断鉄道の開通、②一八六七年、太平洋横断航路

二五 （パシフィック・メーブル）の開通、③一八六九年、スエズ運河の完工、をあげて地球が丸くなったとしてい

二六 る。後述のように長崎―ウラジオストクケーブル開通によるユーラシアループ伝送路完成をこれに付け加

二七 える。後述のように地球が丸くなる時―米欧回覧の会編『岩倉使節団の再発見』（思文閣出版、二〇〇三年）一七

- 一―一七四頁）。園田は太平洋ケーブルが未通なため、電信網は世界一周していなかったとしているが、運輸と異なり電気通信の場合、逆回りでも大きな支障は生じない。サンフランシスコ―東京、上海は通信可能だったのである。日本と交通革命の関連については、小風秀雅「十九世紀における交通革命と日本の開国・開港」『交通史研究』第七八号（二〇一二年九月）一九―三七頁参照。
- 一三 土屋大洋「大英帝国と電信ネットワーク」『GLOCOM Review』第三卷第三号（国際大学グローバル・コミュニケーション・ション・センター編、一九九八年三月）。土屋は、ランドパワーとシーパワーの対比をデンマークとイギリスの間で行っている。
- 一四 前掲「大北電信会社の日本進出とその背景」、柿原泰「大北電信会社日本進出の経緯」電気学会研究会資料H E E 九七―一五（一九九七年）。
- 一五 三谷博『ペリー来航』（吉川弘文館、二〇〇三年）八二―九三頁。
- 一六 前掲『海底電線と太平洋の百年』二三―七九頁。同書では、日米英で繰返し立案されていた日米ケーブル計画の内容を詳細に分析している。
- 一七 明治期の国内電報については、前掲の石井寛治、藤井信幸の研究に加え、杉山伸也「情報革命」『日本経済史』第五卷（岩波書店、一九九九年）一三四―一六五頁。松田裕之『明治電信電話ものがたり』（日本経済評論社、二〇〇一年）、山根伸洋「近代日本における郵便・電信網整備の経験：交通基盤構築をめぐる国家的戦略の生成」『史潮』第六二号（二〇〇七年一月）三〇―五九頁。星名定雄『情報と通信の社会史』（法政大学出版局、二〇〇六年）三九七―四一二頁。
- 一八 吉田正秀「日本電信ノ沿革」『電気学会雑誌』第三号（一八八八年）一四九―一八四頁。元になった講演会では、片山卯吉郎とともに長崎で働いたメーソンが吉田に対して質問を行っている。また榎本武揚がオランダで購入した電信機と再会したのもこの講演会での出来事である。
- 一九 外務省編『日本外交文書』明治期第五卷（厳南堂、一九九四年）六一五―六一七頁。以下『日本外交文書』については、原則として本文中に（『日外』五、六一五―六一七頁）と明治期の巻号とページ数を表記する。
- 二〇 萩原延寿『岩倉使節団』（『遠い崖』第九卷）（朝日新聞社、一九九九年）三一五―三一六頁。
- 二一 『通信事業史』第三卷六頁では、四月二六日取扱開始となっており、正確な日付はなお不明であるが、ここでは、四月二九日取扱開始とした（高橋善七『近代交通の成立過程』（吉川弘文堂、一九七一年）七六一頁）。
- 二二 日本電信電話公社九州電気通信局編『九州の電信電話百年史』（電気通信共済会、一九七一年）三七―三九頁。
- 二三 通信省編『通信事業史』第二卷（通信協会、一九四〇年）五二―五三頁。長崎への海底ケーブル陸揚げにより、電信ができるまで、取りあえず郵便の取扱をするように各国公使から申入れがあったと記載されている。

第二章

- 二四 通信省編『通信事業史』第三卷（通信協会、一九四〇年）三三四頁。
- 二五 丁抹電信会社線ト内地電線トノ連絡協定締結トノ連絡協定案第三条に「即東京ヨリ長崎迄政府ノ線ヲ以テ達スル各国ノ信ヲ取次伝送スル局ハ大阪カ兵庫或ハ下の関ニ限ルヘシ」とある（『日外』五、六一〇―六一四頁）。
- 二六 国際電信電話株式会社社長崎国際電報局編『蒼い海を走る』（国際電信電話株式会社資料センター、一九六九年）一四頁。
- 二七 前掲『海底線百年の歩み』一〇一頁。晨亭会編『伯爵伊東巳代治伝』上（晨亭会、一九三八年）一一―二一頁。
- 二八 立命館大学編『西園寺公望伝』第一卷（岩波書店、一九九〇年）一八三頁。広運館の前身済美館では岩倉使節団のブリーフスケッチを書いたフルベッキが英語を教えていた。その後西園寺はパリで使節団と会い、同行留学生中江兆民と交遊する。四七年後、西園寺はやはり岩倉使節団同行留学生であった牧野伸顕を随行してヴェルサイユを訪れることになる。この時日本で全権団を激しく非難したのが伊東巳代治である。二人を国際電報で結んだ長崎電信局に片山の姿は既になかった。
- 二九 高橋善七『お雇い外国人⑦通信』（鹿島研究所出版会、一九六九年）八四―八五頁。
- 三〇 同書、三一―三五頁、一三一―一四四頁。
- 三一 同書、七七―八一頁、八四―八五頁。
- 三二 前掲『通信事業史』第三卷八二六―三〇頁。電信要員の組織的養成は、明治四年のモールス印字機の導入が契機になっている。
- 三三 『通信史要』（通信省官房、一八九八年）二〇三頁。
- 一 岩倉使節団メンバーの通信事業における活躍については、松田裕之「明治維新とニューメディア―『米欧回覧実記』にみるITの黎明―」（『甲子園大学紀要（B）現代経営学部編』第三二号（二〇〇四年）一三三―一五三頁参照。
- 二 大久保利謙「『本朝公信』と『大使公信』」（『手塚豊教授退職記念論文集編集委員会編』『手塚豊教授退職記念論文集明治法制史・政治史の諸問題』（『慶應通信、一九七七年）三〇七―三四二頁。公信の到着状況などは本論による。
- 三 下村富士男『明治初年条約改正史の研究』（『吉川弘文館、一九六二年）二三〇―二三一頁。
- 四 電信文は、英文である。原文のものは、一部を除いて確認できなかった。岩倉使節団がジュネーブから発し

た帰国伺いの原文が大使書類原稿大使雑録（国立公文書館所蔵）に残されている。外務省の用いた電信の様式については、柳下宙子「戦前期外務省における電信書式の変遷」『外交史料館報』第一五号（二〇〇一年六月）一〇五―一二二頁参照。

前掲『明治初年条約改正史の研究』二三四頁。

木戸孝允『木戸孝允日記』第二卷（東京大学出版会、一九六七年）一七九―一八〇頁。

日本史籍協会編『大隈重信関係文書』第一卷（東京大学出版会、一九八三年）四六二―四六三頁。

国立公文書館所蔵『大使信報第六号』。

前掲『遠い崖』第九卷一九八頁。

前掲『明治初年条約改正史の研究』二四四頁。

前掲『「本朝公信」と「大使公信」』三一三―三一四頁。

大内兵衛ほか編『明治前期財政経済史料集成』第一〇卷（明治文献資料刊行会、一九六四年）八六頁。

前掲『明治初年条約改正史の研究』二四八頁。

田中彰『岩倉使節団』米欧回覧実記』二四八頁。（岩波書店、二〇〇二年）八八―九五頁。石井孝『明治初期の国際関係』（吉川弘文館、一九七七年）四八頁。

尾崎三良『尾崎三良自序略伝』上巻（中央公論社、一九七六年）一一二―一一八頁。前掲『木戸孝允日記』第二卷一九三―二〇〇頁。

『日外』五、二二―二三頁。七月二〇日の日米交渉議事録では、「フィッシュ（略号、魚）は、「御国え差出置候セポルト方より交通有之御国政府於て御使節出先にて条約決議調印の全権御附與相成候」と述べている。五月二四日に留守政府が通知した内容に触れている。

同書、四八頁。井上發森、吉田あての電文も同じ書状内で触れられている。電報以外の方法では間に合わないタイミングである。郵船便の御用状による連絡に頼っていた使節団よりも早く米国内に流布していた。三月二十九日付の「ニューヨーク・タイムズ」の記事（前掲『外国新聞に見る日本』第一卷本編五九〇―五九一頁）などにより、伊万里宗徒束縛の件なども米国側から発言されている。

この電文は確認できていない。

前掲『外国新聞における日本』第一卷本編五九二頁。

佐藤聡彦『岩倉使節団と情報技術』『国際関係研究』第二二号第一号（平成一三年七月）三二九頁。

犬塚孝明『寺島宗則』（吉川弘文館、一九九〇年）一六八―一八七頁。

国立公文書館所蔵『大使書類原稿』在仏雑務書類。久米邦武編『米欧回覧実記』（三）（岩波文庫、一九七九年）六二。同書ではこの電報到着は、英国弁務使から二二日に「電信到着ノコトヲ報知アリ」となっている。

る。しかし岡田芳朗『明治改暦』（筑摩書房、一九九四年）一三九―一四九頁では、『木戸孝允日記』と成島柳北『航西日乗』の記載を元にパリへ転送された電文到着を二一日としている。

二三 前掲「本朝公信」と「大使公信」の一三三―一三三頁。

二四 『日外』五、三四―三六頁。この約束は、ペテルブルク出發以降、ウィーン到着までほぼ果たされている。久米邦武編『欧米回覧実記』（五）（岩波書店、一九八〇年）一〇七頁では、九日に「日本政府ヨリ、急ニ帰国スヘキ電信来タリ」とあるが、大使雑録には、この電文に対する七月八日付の返電の記録が残されている。『ジュネーブへの電報到着は七月八日だったものと思われる。』

二六 『日外』六、四四―四五頁。この連絡を電報でおこなっていたら、岩倉使節団は六月に帰途につき、八月一七日の西郷朝鮮派遣の廟議決定が行われなかった可能性があるということになる。

二七 同書、三九―四二頁。使節団は、この公信の中で「爾時以電信進止相伺可申存候尤通行差支無之候得は勿論巡礼仕候事に御座候」と述べ、電信利用が定着しつつある様子と、早期帰朝する考えがないことをうかがわせる。

二八 この時期、フランス駐在鮫島公使から外務省あて電報は、五月三十一日に到着し、六月二日に外務省に邦文で報告されている（国立公文書館所蔵太政類典・第二編・明治四年（明治十年）第八十五卷・外国交際二十八）。公使領事差遣三、「鮫島弁理公使伝国ノ事情電報」。

二九 この時期、岩倉具視はロンドン駐在の寺島公使にしばしば書簡を出している。七月六日付の書簡では、「去ル六月一日伝信を以てイスパニア通路云々ニ付、ホルトガル行云々伺差立候所、今以て返報無之ニ付デンマルク会社長え尋問致候所、九州筑前百姓一揆の大なる物起こり、凡五万人計にて数ヶ所焼立、．．．（中略）．．．伝信不通之旨申越候」（前掲『寺島宗則資料』下四二九―四三〇頁）とあり、大北電信会社に問合せ、竹槍一揆の状況を把握したと同時に、電報を長崎から下関、兵庫などへ送ろうと試みている。

三〇 前掲『九州の電信電話百年史』四〇―四三頁。前掲『明治電信電話ものがたり』一四六―一五七頁。

三一 国立公文書館所蔵公文録・明治六年・第七十卷・明治六年六月・工部省伺、「福岡県土民暴動ノ電報」、電信山口局ヨリ福岡県下非常事件ニ付臨機電報致シ候届」。一四日着信の電報の回答を二〇日にしているのは、前年、全権委任状を巡り、六月七日着信の電報の回答を即日していることに比べ極めて遅い。しかも二〇日には福岡暴動の報告が届いているにもかかわらず、案文を修正し、発送がさらに遅くなっている。田中彰は、『米港回覧実記』（五）「校注」三四一頁で、帰国命令電報の到着の遅れた原因を「あるいはこの回答電信はウィーンあてに発送され、そこから回送されたりしたため、七月九日の使節団の入手という日数に要したのだろうか」と疑問を提出している。そこからの回送されたりしたため、七月九日の使節団の入手という日程度の遅れであろう。到着が遅れたのもっとも大きな原因は、筑前竹槍一揆による九州地区における国内伝送

- 路の断絶である。また前述のとおり電報到着は七月八日と思われる。六月一八日にウイーンを發つた岩倉使節団が、一四日に打電した伺いの電報で、ジュネーブへの出發予定を伝えなかった点も電報利用の未成熟さを物語っている。
- 三三 ウイーン佐野公使發の九月五日發の電報は、九月一日付けで外務省に報告されている。国立公文書館所蔵太政類典・第二編・明治四年く明治十年・第七十二卷・産業二十一・展覽場四。
- 三四 芳賀徹「福沢諭吉と久米邦武」米欧回覧の会編『岩倉使節団の再發見』（思文閣出版、二〇〇三年）一九九頁。
- 三五 前掲『明治前期財政經濟史料集成』第一〇卷。同書には「外債募集日記」、「吉田清成往復書簡集」、「電報往復記録」が収録されている。
- 三六 立協和夫『明治政府と英国東洋銀行』（中央公論社、一九九二年）一三〇―一四九頁。
- 三七 同書、一三四―一六頁。
- 三八 前掲『明治前期財政經濟史料集成』第一〇卷五五頁、前掲『明治政府と英国東洋銀行』一三四―一三九頁、立協和夫『在日外国銀行史』（日本經濟評論社、一九八九年）参照。
- 三九 日米郵便条約交渉に関する研究には、小川常久「皇米郵便条約の締結について」『芸林』第一一卷第四号（一九六〇年八月）三七―五六頁などがある。
- 四〇 郵政省編『郵政百年史資料』第一卷（吉川弘文館、一九七〇年）二四五頁。
- 四一 国立公文書館所蔵『公文録・明治六年・第九十六卷・明治六年七月・外務省伺録』。
- 四二 清国内伝送路の整備については、千葉正史『近代交通体系と清帝国の変貌―電信・鉄道ネットワークの形成と中国國家統合の変容―』（日本經濟評論社、二〇〇六年）参照。
- 四三 大久保泰甫『ボワソナード』（岩波書店、一九七七年）三六―三八頁。
- 四四 同書、四〇頁、五〇頁。
- 四五 国立公文書館所蔵『公文録・明治六年・第九十五卷・明治六年六月・外務省伺録、鮫島弁理公使仏国ノ事情電報』。
- 四六 国立公文書館所蔵『太政類典・第二編・明治四年く明治十年・第八十五卷・外国交際二十八・公使領事差遣三』。
- 四七 国立公文書館所蔵『太政類典・第二編・明治四年く明治十年・第七十二卷・産業二十一・展覽場四』。
- 四八 国立公文書館所蔵『太政類典・第二編・明治四年く明治十年・第八十五卷・外国交際二十八・公使領事差遣三』。
- 四九 東京大学資料編纂所編『日本関係海外史料目録』七卷、九卷、一〇卷（東京大学、一九六三―一九六九年）。

- 五〇 F.O.46 General Correspondence Japan (Part II) 1873. [Despatches from Robert G. Watson to the Foreign Office, Jan.-Feb., 1873.]
- 五一 F.O.46 General Correspondence Japan (Part II) 1873. [Despatches from Harry S. Parkes to the Foreign Office, Sept.-Dec., 1873.]
- 五二 R.G.59. Diplomatic Correspondence Japan (N.A.M 135).
- 五三 リチャード・シムズ「フランス 友好的イメーヂをつくるには」イアン・ニッシュ編『欧米から見た岩倉使節団』(ミネルヴァ書房 二〇〇二年)一八―一九頁。
- 五四 ウルリヒ・ヴァッテンベルク「ドイツ二つの新興国の出会い」前掲『欧米から見た岩倉使節団』一六七頁。
- 五五 前掲『外国新聞に見る日本』一巻本編六四五頁。『スコツツマン』紙。一八七三年五月二十九日付「昨日、オリエンタル電信社のグラスゴーにおける代行者、J・M・クリスタル氏は、長崎・横浜間の電信がたつた今開通したことを知らせる電文を受け取った」。原文にも日本発の電文である根拠はない。
- 五六 前掲『通信事業史』第二巻五〇―五四頁。前掲『情報・通信の社会史』七九―八二頁。石井寛治は同書で、英国領事ロバートソンの「電信はいまやロンドンより横浜に四日間頻りに電送される。しかしその迅速なのはロンドン・長崎間の電信によっているもので、長崎に電送されるや沿岸汽船を用い、この長崎・神戸間の送達に二日を要し、それから神戸より横浜に電送されるのである」という書簡を紹介している(秋本益利「新企業の建設」『横浜市史』三巻上(横浜市、一九六一年)二五七―二六八頁)。
- 五七 松本純一『横浜にあったフランスの郵便局』(原書房、一九九四年)一二七頁。
- 五八 前掲『情報・通信の社会史』八〇―八一頁。
- 五九 駐仏鮫島公使発の電報は、一月二八日に発信し、一月二二日午前五時五〇分に横浜局に到着、同日中に外務省に報告されている(太政類典・第二編・明治四年く明治十年・第八十五巻・外国交際二十八・公使領事差遣三)。
- 六〇 前掲秋本益利「新企業の建設」二六六頁に Commercial Reports 1879 からの数値が紹介されている。同論文によると横浜発の国際電報は、明治一〇年に六、九二二通、明治一一年に七、三一一三通である。

第三章

- 一 前掲『情報・通信の社会史』一〇〇―一〇七頁。田中信義『電報にみる佐賀の乱、神風連の乱、秋月の乱』(中央印刷紙工株式会社、一九九六年)三―二二頁。大塚虎之助『唯今戦争始メ候』(熊日情報文化センター、一九九一年)。
- 二 国立公文書館アジア歴史資料センター資料(J A C A R) レファレンスコード A O 三 O 三 O 二五三九〇

- 三 〇 処蕃始末 甲戌九月之九 第四九冊（国立公文書館）。
- 四 岩倉使節団回覽時に、このような国際通信事情であれば、大隈重信が「鬼の留守に洗濯」すると言ったような状況とは異なっていただろう。果たして征韓の廟議決定ができたであろうか。
- 五 長田順行『西南の役と暗号』（朝日新聞社、一八八九年）、『ながた暗号塾入門』（朝日新聞社、一九八八年）、佐々木隆「明治前中期の政府暗号」『メディア史研究』第三号（一九九五年六月）一一四—一三〇頁、
- 六 「明治時代の政治的コミュニケーション（その二）」『東京大学新聞学研究所紀要』第三三号（一九八三年一一七一—一九三頁）。
- 七 前掲『ながた暗号塾入門』二四一—二四二頁。
- 八 J A C A R A 〇三〇三一〇九六〇〇 処蕃始末・甲戌四月之二・第六冊（国立公文書館）。早稲田大学古典籍総合データベース、台湾事件電信暗号表／全権公使柳原前光。以下『処蕃始末』からの引用が多数にのぼるので、本文中に『始末』と巻数を記す。
- 九 田辺太一は、パリ万博に徳川昭武が出席した際に同行し、命によりスイスで電信機の伝習を受けた経験があった（電信一〇〇年記念刊行会編『てれがらふ』（通信協会、一九七〇年）八七頁）。
- 一〇 J A C A R A 〇四〇一七一三三六〇〇（五七画像目）大使書類原稿 大使信報第六号（国立公文書館）。
- 一一 前掲、台湾事件電信暗号表／全権公使柳原前光。
- 一二 前掲『寺島宗則資料集』上巻一三二—一三四頁。
- 一三 前掲「明治前中期の政府暗号」一二八頁。
- 一四 J A C A R A 〇三〇三一〇五〇四〇〇 蕃地事務局諸表類纂 蕃地事務局一覽表（国立公文書館）。
- 一五 前掲「明治時代の政治的コミュニケーション（その二）」一八〇頁。
- 一六 早稲田大学古典籍総合データベース 電信暗号ニ関スル交渉書類 … 西郷台湾事務都督宛／蕃地事務局長官大隈重信。吉村昭は、「初めに外務省が正式に暗号表を作成したのは、明治七年五月一日」としているが、これは蕃地事務局暗号の改正と混同しているものと思われる（吉村昭『ポーツマスの旗』『吉村昭自選作品集』第七卷九三頁）。
- 一七 前掲『ながた暗号塾入門』二一五—一六頁。
- 一八 J A C A R A 〇三〇三一〇七九〇〇 処蕃類纂 第三〇卷（国立公文書館）。
- 一九 J A C A R A 〇三〇三一〇七八三〇〇 蕃地類纂 第二九卷（国立公文書館）。暗号表は早稲田大学図書館に「征蕃事件電信暗号表／蕃地事務局として残されている。」
- 二〇 J A C A R A 〇三〇三一〇六一八九〇〇 蕃地類纂 支局往復（自十一月二日至十二月十五日）（国立公文書館）。

一九	J A C A R A O 三〇三〇三三八〇〇 処蕃書類フルモサレコルド横文・電報類、J A C A R A O 三〇三〇八〇五二〇〇 処蕃類纂 電報（自十一月一日至十一月三十日）（国立公文書館）	二〇	早稲田大学古典籍総合データベース Letters: to Sanjo, S.	二一	前掲『ながた暗号塾入門』九一頁。	二二	前掲『明治前中期の政府暗号』一七八頁。	二三	この記録は、前掲『寺島宗則関係資料集』上巻に収録されている。以下引用した電文は、同書、一三二頁から一四六頁である。榎本武揚自身の残したメモは昭和九年外務省に寄贈されたが、現在所在不明という。	二四	前掲『てれがらふ』九五―一〇二頁。	二五	前掲『寺島宗則関係資料集』下巻四七五―四七七頁。	二六	一八七四年七月三日付の榎本武揚の妻たつあての手紙には、ペテルブルクから東京までの電報は、二〇語で二三、四両で四日から五日で着き、東京からペテルブルクは二昼夜半で着くと記している（加茂儀一『榎本武揚』（中央公論社、一九六〇年）二一四頁）。	二七	国立公文書館所蔵 太政類典・第二編・明治四年（明治十年）第百二十六卷。	二八	秋月俊幸『日露関係とサハリン島―幕末明治初年の領土問題―』（筑摩書房、一九九四年）二三三―二三八頁。以下交渉の推移は同書による。	二九	榎本のメモには、ロシア発信のものは発信時刻と語数、料金、ロシア着信のものは日本発信時刻と到着時刻が記載されている。以下カッコ内の表記はメモの内容である。一八七四年当時の為替相場はルーブル約〇・八円である。ペテルブルク発の料金は一語換算一・三五ルーブル（一・〇八円）、日本発信一・五四円に比べ割安であるが、官報料金制度適応の可能性がある。数字、コンマ、それぞれ五個で一語に換算される。	三〇	J A C A R B O 三〇四一一一五二〇〇 樺太境界談判一件 第三卷（一―四―一）（外務省外交史料館）。	三一	前掲、台湾事件電信暗号表／全権公使柳原前光。	三二	早稲田大学図書館所蔵 暗号電報 大隈重信宛／本野盛亭。	三三	J A C A R B O 三〇四一一二三五〇〇 樺太千島交換一件 第二卷（一―四―一）（外務省外交史料館）。	三四	J A C A R B O 三〇四一一二二五〇〇 樺太千島交換一件 第一卷（一―四―一）（外務省外交史料館）。	三五	国会図書館 憲政史料室所蔵 榎本武揚史料。	三六	一八七五年五月以降、榎本が当時の電報送達状況、料金などに触れている点について、参考までに記すと、次のとおりである。頁数は前掲『寺島宗則関係資料集』上巻。一八七五年九月には江華島事件が起き、迅速にペテルブルクにも電報連絡されている。同年一月七日午後五時三五分東京発の電報がペテルブルク着一日午後八時二〇分となったが、これは長崎―ウラジオストクケーブルに障害が発生したため、インド経
----	--	----	--	----	------------------	----	---------------------	----	---	----	-------------------	----	--------------------------	----	--	----	-------------------------------------	----	--	----	---	----	---	----	------------------------	----	-----------------------------	----	---	----	---	----	-----------------------	----	---

三七
由で送られたためと記している。その後一月一日午後三時一五分東京発が一日午後一二時に到着し、同ケールブルが修復したのだろうとしている（一六一頁）。一八七六年一月七日午後四時四〇分発の黒田全権公使が日朝交渉のため日本を出発したことを報じる電報は、ペテルブルクに同日午後四時三〇分に到着、これまで最速と記録している。時差を九時間とすると、三時間五〇分を着いていることになる（一六五頁）。一八七五年三月一七日のメモには、昨年の条約改定により一〇字以上の綴読語は二語となるというところ（一六七頁）。また「今八年夏より、数字電信は二字にても四字にても連続せるものを一語と数うる規則となる由（但し六字一連のものは二語と数う）」（一六九頁）とあり、これを受け、榎本は一八七六年五月二日午後一時一五分寺島あての電報を四字一連で発している。逆に同年一月一七日に東京から発せられた電報は、二字分けて書かれていたため三語となっており、「不注意極めり」と批判している（一七二頁）。
前掲『ながた暗号塾入門』二九頁。

第四章

一 免許状第六条「日本政府ハ此特許ヲ譲与スルノ約定締結ノ日より向二十年間ハ日本帝国ト亜細亞大陸及ヒ其近傍ノ島（日本政府ニ属スル者ハ勿論除キ）譬ヘハ台湾香港呂宋群島等ノ間ニ官線ヲ沈布セサルヘシ且該会社ノ外ハ他ニ海底電線沈布ノ許可セサルコトヲ約諾ス（以下略）」郵政省編『郵政百年史資料』第二卷（吉川弘文館、一九七一年）三四五頁。
二 岡忠雄『太平洋域に於ける電気通信の国際的瞥見』（通信調査会、一九四一年）一七―一八頁。
三 町田猪逸良「対外電信略史（二）」『電気通信業務研究』第一九号（一九五一年八月）五九―六四頁。また石原藤夫は「屈辱の新免許状」、「国際通信の植民地化」と位置付けている（石原藤夫『国際通信の日本史』（東海大学出版会、一九九九年）一〇九―一一二頁。町田猪逸良、石原藤夫は「通信自主権」として論じている）。
四 前掲『海底電線と太平洋の百年』一五九―一六八頁。前掲『海底線百年の歩み』。同書八二―八四頁でほぼ全文花岡説を引用している。
五 A国とB国の間の国際通信において、第三国のC国中継の通信に頼る場合、通信内容がC国に漏れる可能性があるとともに、料金設定権も制約されることになる。
六 小寺彰「電気通信と主権」『国際法外交雑誌』第九〇巻三号（一九九一年八月）一―三〇頁。通信主権に関しては、森川裕二『東アジア地域形成の新たな政治力学』リージョナリズムの空間論的分析』（国際書院、二〇一二年）第三部第六章参照。
七 村本脩三『国際電気通信発達史（日本編）』（国際電信電話株式会社、一九八四年）二二頁。

- 同書、二九頁。
- 八 前掲『郵政百年史資料』第二卷一九七―一九八頁。
- 九 梅溪昇『お雇い外国人』(講談社、二〇〇七年)九八頁。
- 一〇 前掲『郵政百年史資料』第二卷二〇一頁。
- 一一 前掲『寺島宗則関係資料集』下(示人社、一九八七年)六一三頁。
- 一二 前掲『海底線百年の歩み』一一四―一一五頁。国立国会図書館憲政史料室「榎本武揚文書」山内提雲宛榎本武揚書簡六の八。榎本は一八七五年一月一日付の寺島あての書簡で、日本の防備の要地は対馬とその対岸にあるとし、対馬に砲台を設置することと九州から海底電線を敷設することを提言している(『日外』八、一七三頁)。
- 一三 朝鮮総督府編『近代日鮮関係の研究』(原書房、一九七三年、原本一九四〇年発行)、高橋秀直『日清戦争への道』(東京創元社、一九九五年)、大澤博明『近代日本の東アジア政策と軍事…内閣制と軍備路線の確立』(成文堂、二〇〇一年)。
- 一四 東京大学史料編纂所編『保古飛呂比』第一卷(東京大学出版会、一九七九年)一九八―一九九頁、二〇二―二〇五、二三四―二三五頁。
- 一五 前掲『情報・通信の社会史』一一〇頁。
- 一六 前掲『保古飛呂比』第一卷二六〇頁。
- 一七 J A C A R A O 七〇九〇〇四六〇 単行書・電信三・工部省(国立公文書館)。
- 一八 『朝鮮電信誌』(逋信省通信局、一九九五年)一頁。
- 一九 J A C A R A O 三〇二二九三五八〇 公文別録・工部省・明治十五年、明治十八年・第一卷・明治十五、十六年(国立公文書館)。
- 二〇 J A C A R A O 七〇九〇〇四六〇 単行書・電信三・工部省(国立公文書館)。
- 二一 イースタン・グループの主要会社であり、略して大東電信会社とも表記される。
- 二二 J A C A R B O 七〇八〇一八三七〇〇 丁抹国大北電信会社ト海底電線沈架陸揚ニ関スル約定締結一件
- 二三 第二卷(二―七―一)(外務省外交史料館)。
- 二四 前掲『外国新聞に見る日本』第一巻本編五〇四頁。
- 二五 Ahvenainen, Jorma. *The Far Eastern telegraphs* (Suomalainen Tiedeakatemia, Helsinki, 1981) 65-67.
- 二六 Headrick, Daniel R. *The invisible weapon* (Oxford University Press, 1991) 58.
- 二七 Ahvenainen, Jorma. op.cit., 89.
- 二八 Headrick, Daniel R. op.cit., 60.

- 二九 前掲『丁抹国大北電信会社ト海底電線沈架陸揚ニ関スル約定締結一件 第二卷。』
- 三〇 同書、『大北洋電信会社エ長崎地ニ電線ヲ陸上スル事ヲ特許シ他国間ノ請(願)ヲ拒絶スル儀力優待国ノ章ニ抵触スルヤ否ヤノ諮問』。
- 三一 国立国会図書館憲政史料室「井上馨文書」榎本武揚書簡資料番号二三一―五。
- 三二 崔碩莞『日清戦争への道程』(吉川弘文館、一九九七年)一九―二六頁。
- 三三 前掲『公文別録・工部省・明治十五年、明治十八年・第一卷・明治十五、十六年(国立公文書館)』。
- 三四 前掲『郵政百年史資料』第二卷三三三頁。
- 三五 同書、三四五頁。
- 三六 J A C A R A〇一一〇二二三五〇〇、公文録・明治十五年・第一九卷・明治十五年一〇月、十二月・外務省(国立公文書館)。
- 三七 J A C A R A〇三〇二三六五一六〇〇、公文別録・朝鮮事変始末・明治十五年・第七卷(国立公文書館)。
- 三八 市川正明編『日韓外交史料』第二卷(原書房、一九七九年)三〇四―三〇六頁。
- 三九 『朝鮮電信誌』三二―三五頁。
- 四〇 前掲『逋信史要』一八四頁。
- 四一 前掲『郵政百年史資料』第二卷三三三―三三七頁。
- 四二 前掲『逋信史要』一七六頁、一七八頁。
- 四三 前掲『郵政百年史資料』第二卷二二五―二三一頁。
- 四四 梅溪昇編『明治期外国人叙勲史料集成』第一卷(思文閣出版、一九九一年)三六七―三七一頁。
- 四五 J A C A R B〇三〇三〇一九三五〇〇、対韓政策関係雑纂 明治一七年朝鮮事変(一―一二)(外務省外交史料館)。
- 四六 前掲『近代日鮮関係の研究』上一〇六七頁。
- 四七 J A C A R A〇一一〇〇二七九六〇〇、公文録・明治十八年・第九卷・明治十八年一月、三月・外務省(国立公文書館)。
- 四八 前掲『郵政百年史資料』第二卷三六二―三六五頁。
- 四九 山村義照『朝鮮電信線架設問題と日朝清関係』『日本歴史』五八七号(一九九七年四月)七六一―九一頁。
- 五〇 前掲『日韓外交史料』三〇四―三〇五頁。しかしこの条文は、各条項を単独で読めば日本政府の主張は曖昧なものとなる。三条の「朝鮮郵程司官線を架設するとき」という条件は仁川―釜山陸上線が架設されていなければ国際電報を釜山―長崎海底ケーブルを経由しなくてもよいとも取れる。また二条の対抗線も朝鮮半島―日本間の対抗線と読めないこともない。日本側調印者は竹添公使であり、井上馨がなぜこの条文の解釈

- を工部省に照会する必要があったのだろうか。
- 井上宛高平電信（外務省記録二―七一―六）。
- 山村義照は前掲論文八九頁で「井上馨の対朝鮮政策は、「侵略」「非侵略」といった体系を持った施策というよりも、日本政府にとつての朝鮮問題の「安定」という名分のもとに、いくつかの選択を有することのできる、かなり幅を持った政策であったと言えよう」としている。
- 前掲『通信事業史』第三卷六一九頁。
- 前掲『郵政百年史資料』第二卷一一八頁。
- J A C A R B 〇四〇一一〇一二四〇〇、台湾香港間海底電線沈設一件（一一七―四）（外務省外交史料館）。
- この金額は、席上、ラームから、英国発日本あての一語料金が、北方線經由八シリング、南方線經由一〇シリング八ペンスと説明を受けてのものである。日本発英国あてでは、九五錢二厘の差であった。
- 香港―インド間は大東電信会社、インド―欧州間は東方電信会社がケーブルを保有していた。
- J A C A R A 〇三〇二三〇九〇五〇〇 公文別録・通信省・明二六〇明三九・第一卷（国立公文書館）。
- 前掲、台湾香港間海底電線沈設一件。
- J A C A R C 〇三〇二二七九三五〇〇 密大日記、明治三六年（防衛省防衛研究所）。
- J A C A R C 〇三〇二〇一七六〇〇 満密大日記、明治三七年一月（防衛省防衛研究所）。
- 小松謙次郎「釜山海底線」『通信協会雑誌』第三〇号（通信協会、一九一一年）三四頁。
- 前掲『太平洋域における電気通信の国際的瞥見』三六―五八頁、前掲『海底電線と太平洋の百年』二二―七九頁。
- 前掲『海底線百年の歩み』六三―六七頁。
- 前掲『郵政百年史資料』第二卷四六―四九頁。
- 同書、四九―五〇頁。
- 同書、二〇六頁。
- 『明治天皇紀』第五卷（吉川弘文館、一九七一年）二九六頁。
- 臨時帝室編修史料『「明治天皇紀」談話記録集成』第二卷（ゆまに書房、二〇〇三年）二六―二七頁。当時宮内省に勤務していた長崎省吾の談話記録であり、井上馨は米国の計画も断ったとして、ハワイの計画もそれとなく難しいと伝えるよう指示したとある。
- Headrick, Daniel R, *The invisible weapon* (Oxford University Press, 1991) 99.
- 郵政省編『郵政百年史資料』第六卷（吉川弘文館、一九七〇年）一八〇―一八一頁。
- 前掲『海底線百年の歩み』八三三―八三五頁。

- 七三 Headrick, Daniel R. *op.cit.*, 99-100.
- 七四 前掲『海底電線と太平洋の百年』六二頁。
- 七五 J A C A R A ○三〇二三〇九〇五〇〇 公文別録・通信省・明二六〇明三九・第一卷（国立公文書館）。
- 七六 Headrick, Daniel R. *op.cit.*, 100.
- 七七 吉良芳恵「大谷嘉兵衛」横浜開港資料館編『横浜商人とその時代』（有隣堂、一九九四年）一八六―一八七頁。
- 七八 Headrick, Daniel R. *op.cit.*, 100.
- 七九 *Ibid.*, 100-101.
- 八〇 前掲『通信事業史』第三卷六二―一頁。一九〇三年七月三一日から、長崎―上海―香港―フィリピン―米国の間の通信も開始された。料金は、ウラジオストツク經由ニューヨークあて八フラン九五サンチムに対し、七フラン六五サンチムであった。
- 八一 前掲『郵政百年史資料』第六卷一七八―一八三頁。
- 八二 前掲『情報・通信の社会史』八四―八五頁。
- 八三 前掲『情報・通信の社会史』八四―八五頁。
- 八四 Ahvenainen, Jorma. *op.cit.*, 179.
- 八五 前掲『通信事業史』第三卷（通信省、一九四〇年）。

第五章

- 一 円建、フラン建の料金推移の概要については、日本電信電話公社編『電信電話事業史』第六卷（電気通信協会、一九五九年）六六八―六七七頁に記載がある。
- 二 大韓帝国の国号は、一八九七年以降であるが、それ以前の時期も本章では韓国と表記する。
- 三 一九〇六年八月二日の『時事新報』の記事では、日米間の通信は、長崎―上海―香港―マニラ―グアム―ミッドウェー―ホノルル―サンフランシスコから小笠原諸島―グアム―ミッドウェー―ホノルル―サンフランシスコと中継所が減ったのに料金が同じなのは解せないと指摘している。
- 四 通信省通信局『海外電信例規索便覧』（通信省通信局、一八九四年）、『外国郵便電信心得』（長崎郵便電信局、一九〇一年）一〇―一二頁。
- 五 藤村聡「明治・大正期における貿易商社兼松の通信手段とその費用」『経済経営研究年報』第五二号（二〇〇二年）九九―一〇二頁。
- 六 藤村聡「戦間期の貿易商社における通信費の構成」『経済経営研究年報』第五一号（二〇〇一年）九九―一〇二頁。

三六頁。企業の国際電報利用については、若林幸男「国際通信市場再編期における総合商社の情報通信環境：「無線国策」時代突入時の三井物産大阪支店の情報通信事情」『政経研究』七十二号（一九九三年三月）一六七―一七六頁。同「戦間期総合商社の情報通信戦略・戦術：第一次大戦後三井物産大阪支店の情報通信システムの革新」『明大商学論叢』八一（三・四）（一九九九年三月）。前掲藤井信幸『テレコムの世界史』二三二―二六四頁がある。

清国は香港一二、二六四通を含んでいる。香港は実質上四位を占める。ロシアは欧州地域五六通、アジア地域七一〇通と分計されているが、合計すると一、二七六通であり九位（一・五％）になる。一〇位はルソン一、一六四通（一・四％）である。

前掲『通信・情報の社会史』九二頁。

藤井信幸『通信と地域社会』（日本経済評論社、二〇〇五年）一一九―一二〇頁。

杉山伸也『日本経済史 近世―現代』（岩波書店、二〇一二年）一四一頁。

日清戦争直前の陸奥外務大臣と在朝公使館との電信授受状態、当時の朝鮮国内伝送路の状況などは、高橋秀直『日清戦争への道』（東京創元社、一九九五年）四四四―四四七頁、大江志乃夫『東アジア史としての日清戦争』（立風書房、一九九八年）三二四―三三〇頁、中塚明『蹇蹇録の世界』（みすず書房、一九九二年）一一一―一三四頁、斎藤聖二『日清戦争の軍事戦略』（芙蓉書房、二〇〇三年）八三―一四四頁。陸奥宗光が著した『蹇蹇録』（岩波書店、一九八三年）には電報に関する語彙も多く、来電、電訓、電請、急電、電照、電稟、發電、電告、寄電、転電、電達、回電、訓電、電致、別電、貴電、この他当然、電報、電信、電文、打電などがあるので、全部で二〇種類を超える。

前掲『日清戦争の軍事戦略』八三―一四四頁。

外務省百年史編集委員会編『外務省の百年』下巻（原書房、一九六九年）一三一―一三二〇頁。

前掲『保古飛呂比』一九八―一九九頁、二〇二―二〇三頁、二一六頁。なお石井忠亮は、八月一五日付の佐木あて書簡で「是レハ例ノ暗号ト相見ヘ翻訳相整候テモ、何分相分リ不申故、差出不申候、・・・」と報告している（同書、二三四―二三五頁）。

一五 外務省編『日本外交年表並主要文書』上（原書房、一九六五年）一七四―一七六頁。

一六 日本電信電話公社関東電気通信局編『関東電信電話百年史』上（一九六八年）二七五頁。

一七 一九〇九年度の韓国内の国際電報（有料）取扱総数は約六二万通、同租借地内は約四二万通であり、ほぼ六割が韓国との通信であったと推測できる（逓信省通信局編『明治四二年度通信統計要覧』（逓信省、一九一一年）八六―九一頁）。

一八 高崎宗司『植民地朝鮮の日本人』（岩波新書、二〇〇二年）四六―四七、九六―九七頁。

一九 前掲『太平洋域に於ける電気通信の国際的瞥見』一四一―一四二頁。
 二〇 須永徳武は、「戦前期日本の対外通信事業の特質と通信自主権―日本無線電信会社の設立を中心として―」『経世論集』第一七号（一九九一年一月）三五―五四頁において、日本の対外通信事業の二面性として対外侵略性と対外従属性と特徴づけている。
 二一 Ahenainen, Jorma. op.cit. 194.
 二二 前掲『電務年鑑』昭和一二年度版四三―四九頁。米国との間の取扱量は公衆報、全取扱量は有料報との注記がある。公衆報は私報、有料報は官報、私報、有料局報（課金事務報）の合計と思われる。

第六章

一 電波監理委員会編『日本無線史』第一〇卷（電波監理委員会、一九五二年）。
 二 吉田昭彦「日本海海戦における通信」『軍事史学』第一七卷第一号（一九八一年六月）五五―六三頁。
 三 島田謹二『ロシア戦争前夜の秋山真之』上下（朝日新聞社、一九九〇年）。
 四 稲葉千晴「日露戦争と国際通信―欧日間の電信の発達とロシアの日本電信傍受―」『戦略情報研究』第一七五号（一九九二年）一一―一四頁、同「日露戦争中の日本の暗号」『都市情報学研究』第一六号（二〇一一年）一七―二四頁。
 五 防衛省防衛研究所蔵 海軍軍令部編『極秘 明治三十七八年海戦史』（以下『極秘海戦史』と表記、アジア歴史資料センター（JACAR）、REF C〇五一―一〇九六〇〇を参照した）、吉村昭監修『戦艦三笠すべての動き』明治三十七年、三十八年戦役軍艦三笠戦時日誌『第一巻』第四卷（エムティ出版、一九八五年）。
 六 外山三郎『日露海戦史の研究』上下（教育出版センター、一九八五年）。
 七 前掲『海底線百年の歩み』一四九―一五八頁。
 八 富澤一郎「海戦をめぐる情報通信環境とA・S・ポポフ」『太平洋学会誌』第九四号（二〇〇五年五月）二一―三四頁、中田良平「東郷とマカロフ 緒戦の情報通信合戦」同書三五―五一頁、田中正智「波濤万里ロジエストヴェンスキーの通信戦略」同書五五―八六頁、中村治彦「皇国の興廃を賭けた情報通信網と木村駿吉」同書八七―一一〇頁、小菅敏夫「人間コミュニケーションの輪の中で」同書一一―一二四頁。
 九 高橋文雄「明治三十三年艦園分将校作業書」と日露戦争「軍事史学会編『日露戦争（一）』（錦正社、二〇〇四年）六一―六四頁。
 一〇 前掲『日露海戦史の研究』上一〇四頁。
 一一 外山三郎『海戦史を学ぶ』（一九八九年、秋元書房）六〇頁。
 一二 参謀本部編『秘密日露戦史』第一卷（巖南堂、一九七七年）五七―五九頁。

- 一三 前掲『極秘海戦史』第四部卷四 三二頁。
- 一四 同書、第四部卷四 一二三―一二五頁。
- 一五 同書、第一部戦記卷二 一一―一三頁。
- 一六 同書、第四部卷四 三―四頁。六頁。ロシア側では二月四日または六日に日本との連絡が途絶えたとしており、時期は明確ではない。四日ペテルブルク発のローゼン在日公使あての電報は、五日旅順から転電されたが、東京到着は七日であり、日本電信局で留め置かれたとしている（ロシア海軍軍令部編『千九百四、五年露日海戦史』上（芙蓉書房、二〇〇四年）八〇―八一頁）。
- 一七 前掲『千九百四、五年露日海戦史』上七九頁。この無線電信実験後、戦艦ペトロパウロウスク、ツエザレウイチ、巡洋艦バヤーンは、九〇から一〇〇海里の距離から受信できるが、不良なる数多くの無線電信機を搭載しており、混信を防ぐ意味でも良好なる少数の設備を利用するほうが良い、と議論されている。
- 一八 前掲『極秘海戦史』第一部戦記卷二 八五―一〇〇頁。
- 一九 前掲『千九百四、五年露日海戦史』上二四―一二五頁。当時の駐韓日本公使林権助は、漢城でロシアの電報配達を妨げた旨を『わが七十年を語る』（吉村道男監修『日本外交史人物叢書』第十三卷（ゆまに書房、二〇〇二年））で回想している。また日本艦隊が、（六日に）釜山でロシア船マンチュエリーを抑留した際、当時の幣原喜十郎釜山領事は、ロシア領事が打電しようとした試みを阻止したと『幣原喜重郎「外交五十年」』（日本図書センター、一九九八年）一七一―一二二頁で語っている。七日の時点で、パブロフも一週間以前から本国からの電報を受け取っていなかった。
- 二〇 前掲『千九百四、五年露日海戦史』上八二頁。
- 二一 同書、八五―八六頁。
- 二二 同書、八八頁。
- 二三 相澤淳は、旅順奇襲について、軍令部と東郷長官の間で「奇襲断行」か「威力偵察」か、を巡る対立があり、最後まで解消されなかったとしている。開戦直前に両者間で活発に電報が交わされている（相澤淳「「奇襲断行」か「威力偵察」か」軍事史学会編『日露戦争（二）』（錦正社、二〇〇五年）六八―八三頁）。
- 二四 JACAR C〇九〇五〇五九三二〇〇 ⑪ 戦役等 日露 森中佐（後に大佐）報告 明治三七―三八（防衛省防衛研究所）。
- 二五 前掲『千九百四、五年露日海戦史』上二二頁。
- 二六 JACAR C〇六〇四〇五七七一〇〇、台湾福州間海底電線切断に関する件（陸軍省大日記、日露戦役）。大北電信会社は戦時中であることから、同社が関わることを秘密とし、利用も官報のみとすることを修理の条件とした。

二七	前掲『極秘海戦史』第一部戦記巻二 二一二―二一五頁。
二八	同書、二一〇―二一一頁。
二九	前掲『戦艦三笠すべての動き』第一巻一二七―一二八頁。
三〇	前掲『極秘海戦史』第一部戦記巻三 備考文書 一一一―一一四頁。
三一	同書、第一部戦記巻三 一三〇―一三三頁。
三二	同書、第一部戦記巻四 備考文書 一八二―一八四頁。
三三	同書、第一部戦記巻四 二六―二七頁。
三四	前掲『戦艦三笠すべての動き』第一巻一八九頁。
三五	同書、二三―三四頁。
三六	同書、二四―二四六頁。
三七	同書、二五―三頁。
三八	前掲『千九百四、五年露日海戦史』下一二頁。
三九	前掲『極秘海戦史』第一部巻五 備考文書 八五頁。
四〇	同書、第四部巻四 備考文書 一八九―一九〇頁。
四一	前掲『戦艦三笠すべての動き』第二巻三二―三三頁。
四二	同書、四二―四四頁。
四三	同書、五四頁。
四四	前掲『日露海戦史の研究』上六四―八頁。
四五	吉田恵吾『創出の航跡 日露海戦の研究』(すずさわ書店、二〇〇〇年) 九三頁、九八頁。
四六	真鍋重忠『日露旅順海戦史』(吉川弘文館、一九八五年) 一三三頁。
四七	前掲『極秘海戦史』第一部戦記巻五 一七七―一七九頁。
四八	同書、第四部巻二 三七〇―三七二頁。
四九	同書、第一部戦記巻五 一七八―一八一頁。
五〇	同書、第四部巻二 三七三―三七五頁。
五一	同書、第一部戦記巻五 一九四頁。
五二	同書、第四部巻二 三七七、三八〇頁。
五三	同書、第一部戦記巻五 一九七―二〇一頁。
五四	同書、第四部巻四 一六六―一六七頁。
五五	同書、第一部戦記巻五 二〇八頁、二四二―二四三頁。

五 六	同書、第一部戦記巻六 一一頁、同書、第一部戦記巻六 備考文書 九一頁、一〇八頁、一五五頁。
五 七	同書、第一部戦記巻六 一一頁。
五 八	同書、第一部戦記巻六 備考文書 一〇三頁。
五 九	同書、第一部戦記巻六 二七―二八頁。
六 〇	同書、第一部戦記巻六 備考文書 一〇九頁。発信時刻は出羽報告であるが他艦の受信は確認できない。八雲が打電した時刻を高砂の戦闘詳報（同書、備考文書 一四八頁）では一時二〇分、須磨戦闘詳報（同書、備考文書 一七七頁）では八雲発ではなく橋立発の一時二五分としている。明石も同文の電報を発信艦不明ながら一時二〇分に受信している（同書、備考文書 一六六頁）少なくとも三笠は一時四二分八重山を分離した時点で旅順艦隊は西航しているものと判断している。
六 一	前掲『日露旅順海戦史』一六一―一六二頁。
六 二	吉田恵吾は、ロシア艦隊の航跡が日露両国の記録で大きく異なると指摘している（吉田、前掲書、九八頁）。
六 三	三笠から第三戦隊あての命令も各記録により時刻が異なっている。
六 四	前掲『極秘海戦史』第一部戦記巻六 九〇―九一頁。同書、第一部戦記巻六 備考文書 一〇六一―一〇七頁。
六 五	同書、第一部戦記巻六 備考文書 一〇六一―一〇七頁。八重山の第一戦隊合流は午後八時四〇分、三笠からの命令は一日午後一時（午前一時の誤り）となっている。
六 六	同書、第一部戦記巻六 九七―九八頁。
六 七	同書、第一部戦記巻六 九〇―九一頁。
六 八	同書、第一部戦記巻六 九八―九九頁。
六 九	前掲『戦艦三笠すべての動き』第二巻二一九頁。
七 〇	前掲『極秘海戦史』戦記巻六 備考文書 一〇三頁。
七 一	前掲『極秘海戦史』下一〇四頁。備考文書 一〇三頁。
七 二	前掲『極秘海戦史』第一部戦記巻六 備考文書 一〇九頁。
七 三	同書、第一部戦記巻六 三七頁。
七 四	同書、第一部戦記巻六 備考文書 一三三―一三四頁。
七 五	同書、第一部戦記巻六 備考文書 一四八頁。
七 六	前掲『露日海戦史』下二一二頁。
七 七	前掲『極秘海戦史』第一部戦記巻一 一五四―一五五頁。
七 八	同書、第一部戦記巻一 備考文書 一〇九頁。

- 七九 同書、第一部戦記巻一 備考文書 一二四頁。
- 八〇 前掲『日露海戦史の研究』 下一三八頁。黛治夫『海軍砲戦史談』（原書房、一九七二年）一四六―一四七頁。
- 八一 黛治夫『艦砲射撃の歴史』（原書房、一九七二年）一一五頁。
- 八二 アルゼンチンの観戦武官ガルシアは、日本の装甲巡洋艦が思いのほか速力が出せず追跡が困難であったとしている（『マルエル・ドメック・ガルシア』『日本海海戦から一〇〇年―アルゼンチン海軍観戦武官の証言―』（二〇〇五年、鷹書房弓プレス）二一〇―二一五頁）。
- 八三 野村実『海戦史に学ぶ』（文藝春秋社、一九八五年）二三一頁。
- 八四 前掲『日本海海戦における通信』五五―六三頁、前掲『皇国の興廃を賭けた情報通信網と木村駿吉』八七―一一〇頁。
- 八五 前掲『極秘海戦史』第二部戦記巻二 備考文書第一 二三六―二五二頁。
- 八六 中名生正己は、日本海海戦 連合艦隊完勝の二日間』『世界の艦船』（二〇〇五年五月）八五頁で、当初信濃丸は、地点番号を打電せず、笠置の問い合わせにより「地点二〇三」を返電したとしている。
- 八七 前掲『極秘海戦史』第二部戦記巻二 備考文書第二 三七頁。この橋立の戦闘報告にはさらに六時二分に厳島は「敵艦隊地点二二五東水道ヲ通過セントス」と総艦あてに打電したとあり、ここでも二二五地点となっている。
- 八八 J A C A R C 〇九〇五〇二六三五〇〇、第三艦隊戦闘詳報（八）（防衛省防衛研究所）。第三艦隊戦闘詳報には、『極秘海戦史』備考文書に掲載されていない須磨、和泉などの無線電信表がある。
- 八九 J A C A R C 〇九〇五〇二六三六〇〇、第三艦隊戦闘詳報（九）（防衛省防衛研究所）。
- 九〇 前掲『極秘海戦史』第二部戦記巻二 備考文書二 一八五―一八六頁。
- 九一 前掲、第三艦隊戦闘詳報（八）。日進ではこの電文を受信できなかったようである。
- 九二 日進の記録では二二五地点となっているが、音羽、秋津洲など他艦は、二二四地点と受信している。
- 九三 前掲『極秘海戦史』第二部戦記巻二 備考文書第二 一二三頁。和泉の戦闘報告によれば和泉の打電は七時〇〇分である。
- 九四 前掲、第三艦隊戦闘詳報（八）。笠置の記録では七時一八分発である。同文を数回打電した可能性が高い。
- 九五 前掲『極秘海戦史』第二部戦記巻二 備考文書第二 一二三頁。
- 九六 同書、第二部戦記巻二 備考文書第一 四九九頁。
- 九七 吉田は、笠置、和泉、厳島の報告位置の相違を艦位測定が不正確だったためとしている（前掲『日本海海戦における通信』五九―六〇頁）。
- 九八 前掲『極秘海戦史』第二部戦記巻二 備考文書第一 五一七頁、五三二頁。新高の戦闘報告では七時一〇

分発となつてゐる。
 九 日進の記録では二七八地点であるが、和泉などの記録では二七七地点である。
 一〇 前掲『極秘海戦史』第二部戦記巻二 備考文書第一 二三七―二三八頁、五九頁。三笠の記録では地点二
 〇 三七となつてゐる。
 一〇 同書、第四部巻四 備考文書 一八三―一八四頁。
 一〇 J A C A R C 〇九〇五〇二六三六〇〇、第三艦隊戦闘詳報（九）（防衛省防衛研究所）。
 一〇 厳島の「左翼主力ト認ム」は、和泉の記録には「左翼主力ト認ム」と記録されている。三笠記録では和泉
 〇 〇 〇 の回答を「左翼左翼先頭ト思フ」と記録している。
 一〇 野村実『日本海海戦の真実』（講談社、一九九九年）一八五―一八六頁。

第七章

一 J A C A R C 〇三〇二七二二二八〇〇、明治三十九年密大日記八月上（防衛省防衛研究所）、J A C A R
 B 〇四〇一〇一〇一六二〇〇、佐世保大連間海底電線ニ依ル日満間電信交換一件（一―七―四）（外務省外
 交史料館）。
 二 前掲『日本外交年表並主要文書』上二四六頁。
 三 J A C A R B 〇四〇一〇九二五四〇〇、支那鉄道借款契約集一四（一―七―三）（外務省外交史料館）。
 四 『極秘海戦史』第四部 巻四 九頁。
 五 ロシアが旅順―芝罘間で無線電信を行おうとしていたのは事実のようである（『極秘海戦史』第四部
 六 巻四 一八八―一九七頁）。
 七 J A C A R B 〇四〇一〇一五三〇〇、満韓並之ト直接ニ関連スル地方ニ於ケル電信網ノ設備ニ付陸軍
 八 省意見一件（一―七―四）（外務省外交史料館）。
 九 梅溪昇編『明治期外人叙勲史料集成』第三卷（思文閣出版、一九九一年）六八一―六八二頁
 〇 馬場明『日露戦争後の日中関係』（原書房、一九九三年）六九頁。
 一 前掲、日満間電信交換一件、前掲、佐世保大連間海底電線ニ依ル日満間電信交換一件（一―七―四）。
 二 デンマーク外務省ルードンからも外務大臣あてに一九〇七年九月二八日、十一月四日付けで抗議の書簡が
 三 出されている。
 四 日本側特別委員柴大佐は、義和団事件時に名をはせた柴五郎である。
 五 J A C A R B 〇四〇一〇一六四〇〇、佐世保大連間海底電線ニ依ル日満間電信交換一件（一―七―四）
 六 （外務省外交史料館）。

- 一二 J A C A R A 〇一二〇〇六一七〇〇、公文類聚・第三四編・明治四三年・第一八巻・交通門一・通信（国立公文書館）。
- 一三 前掲『明治期外国人叙勲史料集成』第四巻四四一頁。
- 一四 J A C A R B 〇四〇一一〇三四一〇〇、対外電信政策関係雜纂／大北会社ニ対スル交渉及ヒ支那政府ニ対スル交渉第一巻（一―七―四）（外務省外交史料館）。
- 一五 J A C A R B 〇四〇一一〇三二一〇〇、同書。
- 一六 Jorma Ahvenainen, op.cit., 194.
- 一七 角田順『滿洲問題と国防方針』（原書房、一九六七年）三九九―四一〇頁。
- 一八 通信省通信局編『明治四十二年度通信統計要覧』（通信省、一九一一年）八五―九一頁。通信省編『通信省第一八年報』（通信省、一九〇五年）二一四頁。
- 一九 渡部信「大北電信物語」通信外史刊行会編『通信史話』上（電氣通信協会、一九六一年）九一―九四頁。
- 二〇 J A C A R B 〇四〇一一〇二七一〇〇、諸外国ヨリ帝国ニ通スル電線ニ関スル大北電信会社権利回収方ニ付陸軍省ヨリ意見書送附一件（一―七―四）（外務省外交史料館）。
- 二一 J A C A R C 〇三〇二二三六五六〇〇、密大日記、大正三年（防衛省防衛研究所）。
- 二二 同ケ―ブルに関する日中交渉については貴志俊彦「長崎上海間『帝国線』をめぐる多国籍交渉と企業特許権の意義」『国際政治』一四六号（二〇〇六年一月）二一―三八頁参照。日中間の通信問題に関しては、貴志俊彦「通信メディアの展開と国際関係」飯島涉他編『シリーズ中国史二 近代の構造』（東京大学出版会、二〇〇九年）一九一―二一頁。
- 二三 前掲『郵政百年史資料』第六巻二七四―二七六頁。
- 二四 前掲、J A C A R B 〇四〇一一〇三二一〇〇、大北会社ニ対スル交渉及ヒ支那政府ニ対スル交渉第一巻。
- 二五 『外国電信特別協約集』第二号（通信省通信局、出版年不明）五〇―六五頁。
- 二六 前掲『通信事業史』第二巻五六―五六七頁。
- 二七 前掲『外国電信特別協約集』第二号七五頁。この時点で国際料金の換算率は一フラン 〇・四〇円であった。
- 二八 『中外商業新報』一九一二年九月二三日。
- 二九 J A C A R B 〇四〇一一〇三三〇〇〇、大北会社ニ対スル交渉及ヒ支那政府ニ対スル交渉第三巻（一―七―四）外務省外交史料館

引用文献および主な参考文献

未公刊史料

国立公文書館所蔵

太政類典

公文録

公文類聚

公文別録

大使書類

蕃地処理

外務省外交史料館所蔵

樺太境界談判一件 第三卷（一―四―一）

樺太千島交換一件 第一、第二卷（一―四―一）

丁抹国大北電信会社ト海底電線沈架陸揚ニ関スル約定締結一件 第二卷（二―七―一）

対韓政策関係雑纂 明治一七年朝鮮事変（一―一―二）

台湾香港間海底電線沈設一件（一―七―四）

佐世保大連間海底電線ニ依ル日滿間電信交換一件（一―七―四）

支那鉄道借款契約集一四（一―七―三）

滿韓並之ト直接ニ関連スル地方ニ於ケル電信網ノ設備ニ付陸軍省意見一件（一―七―四）

佐世保大連間海底電線ニ依ル日滿間電信交換一件（一―七―四）

大北会社ニ対スル交渉及ヒ支那政府ニ対スル交渉第一卷、第三卷（一―七―四）

諸外国ヨリ帝国ニ通スル電線ニ関スル大北電信会社權利回收方ニ付陸軍省ヨリ意見書送附一件（一―七―四）

防衛省防衛研究所所蔵

陸軍省大日記

密大日記

満密大日記

海軍軍令部編『極秘 明治三十七八年海戦史』

第三艦隊戦闘詳報

国立国会図書館 憲政史料室所蔵

井上馨関係文書

榎本武揚関係文書

田健治郎関係文書。

早稲田大学図書館所蔵

台湾事件電信暗号表／全権公使柳原前光

電信暗号ニ関スル交渉書類 西郷台湾事務都督宛／蕃地事務局長官大隈重信

横浜開港資料館所蔵 複製本

F.O.46 General Correspondence Japan (Part II) 1873. [Despatches from Robert G. Watson to the Foreign Office, Jan.-Feb., 1873.]

F.O.46 General Correspondence Japan (Part II) 1873. [Despatches from Harry S. Parkes to the Foreign Office, Sept.-Dec., 1873.]

R.G.59.Diplomatic Correspondence Japan (N.A.M 135).

刊行史料

邦文史料

『外国新聞に見る日本』第一巻（毎日コミュニケーションズ、一九八九年）

『工部省沿革報告』（大蔵省、一八八九年）

『明治天皇紀』各巻（吉川弘文館、一九六八～一九七五年）

相澤淳「「奇襲断行」か「威力偵察」か」軍事史学会編『日露戦争』（二）（錦正社、二〇〇五年）

秋月俊幸『日露関係とサハリン島―幕末明治初年の領土問題―』（筑摩書房、一九九四年）

- 秋本益利「新企業の建設」『横浜市史』第三卷上（横浜市、一九六一年）
- 新井勝紘編『日本の時代史（二二） 自由民権と近代社会』（吉川弘文館、二〇〇四年）
- 有馬学『日本の近代（四）「国際化」の中の帝国日本（一九〇五～一九二四）』（中央公論新社、一九九九年）
- 有山輝雄『陸羯南』（吉川弘文館、二〇〇七年）
- 有山輝雄『近代日本のメディアと地域社会』（吉川弘文館、二〇〇九年）
- 有山輝雄、竹田昭子編『メディア史を学ぶ人のために』（世界思想社、二〇〇四年）
- ベネディクト・アンダーソン『増補 想像の共同体』（NTT出版、一九九七年）
- 安藤良夫編『近代日本経済史要覧』第二版（東京大学出版会）一九七九年
- 猪飼隆明『西郷隆盛』（岩波書店、一九九九年）
- 池田清『日本の海軍』上（至誠堂、一九六六年）
- 池田清『海軍と日本』（中央公論社、一九八一年）
- 石井寛治『近代日本とイギリス資本』（東京大学出版会、一九八四年）
- 石井寛治『日本経済史』第二版（東京大学出版会、一九九一年）
- 石井寛治『情報・通信の社会史』（有斐閣、一九九四年）
- 石井寛治『日本の産業革命』（朝日新聞社、一九九七年）
- 石井寛治『情報化と国家・企業』（山川出版社、二〇〇二年）
- 石井寛治編『近代日本流通史』（東京堂出版、二〇〇五年）
- 石井菊次郎『外交余録』吉村道夫監修『日本外交史人物叢書』第六卷（ゆまに書房、二〇〇二年）

- 石井孝『明治初期の国際関係』（吉川弘文館、一九七七年）
- 石井孝『明治維新と外圧』（吉川弘文館、一九九三年）
- 石原藤夫『国際通信の日本史』（東海大学出版会、一九九九年）
- 石光真人『ある明治人の記録―会津人柴五郎の遺書』（中央公論社、一九七一年）
- 泉三郎『明治四年のアンバサドル』（日本経済新聞社、一九八四年）
- 市川正明編『日韓外交史料』第二卷（原書房、一九七九年）
- 伊藤之雄『日本の歴史（二二） 政党政治と天皇』（講談社、二〇〇二年）
- 伊藤之雄『伊藤博文 近代日本を創った男』（二〇〇九年）
- 稲葉千晴『日露戦争と国際通信―欧日間の電信の発達とロシアの日本電信傍受』『戦略情報研究』第一七五号（一九九二年）
- 稲葉千晴『明石工作―謀略の日露戦争』（丸善、一九九五年）
- 稲葉千晴『日露戦争中の日本の暗号』『都市情報学研究』第一六号（二〇一一年）
- 犬塚孝明『森有礼』（吉川弘文館、一九八六年）
- 犬塚孝明『寺島宗則』（吉川弘文館、一九九〇年）
- 犬塚孝明『密航留学生たちの明治維新』（日本放送出版協会、二〇〇一年）
- 犬塚孝明『ニッポン青春外交官―国際交渉から見た明治の国づくり』（日本放送出版協会、二〇〇六年）
- 犬塚孝明『明治外交官物語―鹿鳴館の時代』（吉川弘文館、二〇〇九年）
- 井上勝生『幕末・維新』（岩波書店、二〇〇六年）

- 井上勇一『東アジア鉄道国際関係史―日英同盟の成立および変質過程の研究』（慶応通信、一九八九年）
- 井上勇一『鉄道ゲージが変えた現代史―列車は国家権力を乗せて走る』（中央公論社、一九九〇年）
- 猪木正道『軍国日本の興亡―日清戦争から日中戦争へ』（中央公論社、一九九五年）
- 今井幸彦『通信社―情報化社会の神経』（中央公論社、一九七三年）
- 今津健治『からくり儀右衛門』（ダイヤモンド社、一九九二年）
- 入江昭『日本の外交』（中央公論社、一九六六年）
- 岩井忠熊『西園寺公望―最後の元老』（岩波書店、二〇〇三年）
- 上杉聡ほか『筑前竹槍一揆』（海鳥社、一九八八年）
- デニス・ウォーナー『日露戦争全史』（時事通信社、一九七八年）
- フランク・ウェブスター『「情報社会」を読む』（青土社、二〇〇一年）
- ジュール・ヴェルヌ『八十日間世界一周』（岩波書店、二〇〇一年）
- NHK取材班『理念なき外交「パリ講和会議」』（角川書店、一九九五年）
- 岡忠雄『英国を中心に観たる電気通信発達史』（通信調査会、一九四〇年）
- 岡忠雄『太平洋域に於ける電気通信の国際的瞥見』（通信調査会、一九四二年）
- 岡田芳朗『明治改暦』（大修館書店、一九九四年）
- 大内兵衛ほか編『明治前期財政経済史料集成』第一〇巻（明治文献資料刊行会、一九六三年）
- 大江志乃夫『木戸孝允』（中央公論社、一九六八年）
- 大江志乃夫『日露戦争の軍事史的研究』（岩波書店、一九七六年）

- 大江志乃夫『東アジア史としての日清戦争』（立風書房、一九九八年）
- 大江志乃夫『バルチック艦隊―日本海海戦までの航跡』（中央公論新社、一九九九年）
- 大江志乃夫『世界史としての日露戦争』（立風書房、二〇〇一年）
- 大久保利謙編『岩倉使節の研究』（宗高書房、一九七六年）
- 大久保利謙『『本朝公信』と『大使公信』』『手塚豊教授退職記念論文集』（慶應通信、一九七七年）
- 大久保泰甫『ボワソナード』（岩波書店、一九七七年）
- 大澤博明『近代日本の東アジア政策と軍事…内閣制と軍備路線の確立』（成文堂、二〇〇一年）
- 大塚虎之助『唯今戦争始メ候』（熊本情報文化センター、一九九一年）
- 大塚虎之助『日本電信情報史 極秘電報に見る戦争と平和』（熊本出版文化会館、二〇〇二年）
- 大橋昭夫ほか『明治維新とあるお雇い外国人―フルベッキの生涯』（新人物往来社、一九八八年）
- 小川常久「皇米郵便条約の締結について」『芸林』第一一巻第四号（一九六〇年八月）
- 尾崎三良『尾崎三良自序略伝』上巻（中央公論社、一九七六年）
- 外務省編『日本外交文書』明治期全巻
- 外務省編『日本外交年表並主要文書』上（原書房、一九六五年）
- 外務省百年史編集委員会編『外務省の百年』上下巻（原書房、一九六九年）
- 柿原泰「大北電信会社日本進出の経緯」電気学会研究会資料H E E 九七―一五（一九九七年）
- 加藤聖文『満鉄全史』（講談社、二〇〇六年）
- 笠原英彦『天皇親政―佐々木高行日記にみる明治政府と宮廷』（中央公論新社、一九九五年）

柏倉康夫『情報化社会研究』（放送大学教育振興会、二〇〇二年）

桂芳男『幻の総合商社 鈴木商店―創造的経営者の栄光と挫折（社会思想社、一九八九年）

加藤陽子『戦争の日本近現代史』（講談社、二〇〇二年）

加茂儀一『榎本武揚―明治日本の隠れたる礎石』（中央公論社、一九六〇年）

マルエル・ドメック・ガルシア『日本海海戦から一〇〇年―アルゼンチン海軍観戦武官の証言―』（二〇〇五年、

鷹書房弓プレス）

川野辺富次「英国公使との事前取極による伝信機条約」『交通史研究』第三〇号（一九九三年）

川添昭二ほか『福岡県の歴史』（山川出版社、一九九七年）

ステイブ・カーン『時間と空間の文化…一八八〇―一九一八年』上下（法政大学出版局、一九九三年）

菊池寛『満鉄外史』（原書房、一九七五年）

ルドルフ・キッペンハーン『暗号攻防史』（文藝春秋社、二〇〇一年）

アンソニー・ギデンズ『国民国家と暴力』（而立書房、一九九九年）

木戸孝允『木戸孝允日記』第二卷（東京大学出版会、一九六七年）

北政巳『国際日本を拓いた人々―日本とスコットランドの絆』（同文館、一九八四年）

北岡伸一『日本陸軍と大陸政策―一九〇六―一九一八年』（東京大学出版会、一九七八年）

貴志俊彦「長崎上海間『帝国線』をめぐる多国間交渉と企業特許権の意義」『国際政治』一四六号（二〇〇六年一月）

貴志俊彦「通信メディアの展開と国際関係」飯島涉他編『シリーズ中国史二 近代の構造』（東京大学出版会、二

〇〇九年)

木村時夫『知られざる大隈重信』(集英社、二〇〇〇年)

吉良芳恵「大谷嘉兵衛」横浜開港資料館編『横浜商人とその時代』(有隣堂、一九九四年)

久米邦武『米欧回覧実記』第一巻、第五巻(岩波書店、一九七七年、一九八二年)

倉田保雄『ニユースの商人 ロイター』(朝日新聞社、一九九五年)

クリッペンドルフ『メッセージ分析の技法』(劉草書房、一九八九年)

黒野耐『日本を滅ぼした国防方針』(文藝春秋社、二〇〇二年)

黒野耐『大日本帝国の生存戦略―同盟外交の欲望と打算』(講談社、二〇〇四年)

ポール・クロデル『孤独な帝国 日本の一九二〇年代』(草思社、一九九九年)

KDD社史編纂委員会編『KDD社史』(KDD Iクリエティブ、二〇〇一年)

KDDエンジニアリング・アンド・コンサルティング編『国際電信電話株式会社二十五周年史』(国際電信電話株式会社、一九七九年)

小風秀雅『帝国主義下の日本海運』(山川出版社、一九九五年)

小風秀雅「十九世紀における交通革命と日本の開国・開港」『交通史研究』第七八号(二〇一二年九月)。

小風秀雅編『日本の時代史(二三) アジアの帝国国家』(吉川弘文館、二〇〇四年)

国際電気株式会社編『国際電気通信株式会社史』(国際電気通信株式会社、一九四九年)

国際電気通信連合編『腕木通信から宇宙通信まで』(国際電信電話資料センター、一九六八年)

国際電信電話株式会社長崎国際電報局編『蒼い海を走る』(KDD資料センター、一九六九年)

- 小谷賢『イギリスの情報外交』（PHP出版、二〇〇四年）
- 小菅敏夫「人間コミュニケーションの輪の中で」『太平洋学会誌』第九四号（二〇〇五年五月）
- 児玉和人編『講座社会学Ⅷ 社会情報』（東京大学出版会、一九九九年）
- 小寺彰「電気通信と主権」『国際法外交雑誌』第九〇巻三号（一九九一年八月）
- 小林和幸『谷干城―憂国の明治人』（中央公論新社、二〇一一年）
- 小松謙次郎「釜山海底線」『通信協会雑誌』第三〇号（通信協会、一九一一年）
- 崔碩莞『日清戦争への道程』（吉川弘文館、一九九七年）
- 斎藤聖二『日清戦争の軍事戦略』（芙蓉書房、二〇〇三年）
- 佐野真由子『オールコックの江戸』（中央公論社、二〇〇三年）
- 佐々木克『大久保利通と明治維新』（吉川弘文館、一九九八年）
- 佐々木克『岩倉具視』（吉川弘文館、二〇〇六年）
- 佐々木隆「明治時代の政治的コミュニケーション（その二）」『東京大学新聞学研究所紀要』第三三号（一九八三年）
- 佐々木隆「明治前中期の政府暗号」『メディア史研究』第三号（一九九五年六月）
- 佐々木隆『伊藤博文の情報戦略』（中央公論新社、一九九九年）
- 佐々木隆『日本の近代（一四） メディアと権力』（中央公論新社、一九九九年）
- 佐々木隆『日本の歴史（二一） 明治人の力量』（講談社、二〇〇二年）
- 坂本多加雄『日本の近代（二） 明治国家の建設（一八七一―一八九〇）』（中央公論新社、一九九九年）

- 佐藤卓己『現代メディア史』（岩波書店、一九九八年）
- 佐藤聡彦「岩倉使節団と情報技術」『国際関係研究』第二二卷第一号（二〇〇一年七月）
- 佐藤俊樹『ノイマンの夢・近代の欲望』（講談社、一九九六年）
- アーネスト・サトウ『一外交官の見た明治維新』上下（岩波書店、一九六〇年）
- アーネスト・サトウ『アーネスト・サトウ公使日記』一、二（新人物往来社、一九八九～一九九一年）
- 里見脩『ニュース・エージェンシー―同盟通信社の興亡』（中央公論新社、二〇〇〇年）
- 参謀本部編『秘密日露戦史』第一卷（巖南堂、一九七七年）
- 三和良一『概説日本経済史 近現代史』第二版（東京大学出版会、二〇〇二年）
- 幣原喜重郎『外交五十年』（日本図書センター、一九九八年）
- 島田謹二『アメリカにおける秋山真之』上下（朝日新聞社、一九七五年）
- 島田謹二『ロシヤにおける広瀬武夫』上下（朝日新聞社、一九七六年）
- 島田謹二『ロシヤ戦争前夜の秋山真之』上下（朝日新聞社、一九九〇年）
- 下村富士男『明治初年条約改正史の研究』（吉川弘文館、一九六二年）
- 晨亭会編『伯爵伊東巳代治伝』上（晨亭会、一九三八年）
- エドゥアルド・スエンソン『江戸幕末滞在記』（講談社、二〇〇三年）
- 杉山伸也『明治維新とイギリス商人』（岩波書店、一九九三年）
- 杉山伸也「情報革命」西川俊作、山本有造編『日本経済史（五） 産業化の時代（下）』（岩波書店、一九九九年）
- 杉山伸也『日本経済史 近世―現代』（岩波書店、二〇一二年）

- 鈴木淳『日本の近代（一五） 新技術の社会誌』（中央公論新社、一九九九年）
- 鈴木淳『日本の歴史（二〇） 維新の構想と展開』（講談社、二〇〇二年）
- 鈴木淳編『工部省とその時代』（山川出版社、二〇〇二年）
- 須見裕『徳川昭武』（中央公論社、一九八四年）
- 須永徳武「中国の通信支配と日米関係」『経済集志』第六〇巻四号（一九九一年）
- 須永徳武「戦前期日本の対外通信事業の特質と通信主権」『経世論集』第一七号（一九九一年）
- 関榮次『日英同盟―日本外交の栄光と凋落』（学習研究社、二〇〇三年）
- 総務省統計局監修『日本長期統計総覧』第三卷（日本統計協会、一九八八年）
- 園田英弘『世界一周の誕生』（文藝春秋社、二〇〇三年）
- 園田英弘「地球が丸くなる時」米欧回覧の会編『岩倉使節団の再発見』（思文閣出版、二〇〇三年）
- 曾村保信『地政学入門』（中央公論社、一九八四年）
- 高崎宗司『植民地朝鮮の日本人』（岩波書店、二〇〇二年）
- 高田誠二『維新の科学精神』（朝日新聞社、一九九五年）
- 高橋達男『日本資本主義と電信電話産業』（高橋達男氏追悼事業委員会、一九七八年）
- 高橋文雄「明治三十三年艦園分将校作業書」と日露戦争」軍事史学会編『日露戦争』（一）（錦正社、二〇〇四年）
- 高橋秀直『日清戦争への道』（東京創元社、一九九五年）
- 高橋善七『お雇い外国人⑦通信』（鹿島研究所出版会、一九六九年）
- 高橋善七『近代交通の成立過程』（吉川弘文館、一九七一年）

- 高橋善七『日本史小百科二三 通信』（近藤出版社、一九八六年）
- 高橋善七編『寺島宗則 日本電気通信の父』（国書刊行会、一九八九年）
- 瀧井一博『文明史のなかの明治憲法』（講談社、二〇〇三年）
- 武石信之「長崎電信局にあった「経度測所」」『天界』（一九九九年六月）
- 竹中平蔵、船橋洋一編『IT革命』（朝日新聞社、二〇〇〇年）
- バーバラ・タックマン『八月の砲声―第一次世界大戦―上下（筑摩書房、一九八〇年）
- バーバラ・タックマン『決定的瞬間―暗号が世界を変えた』（筑摩書房、二〇〇八年）
- 田中彰・高田誠二編著『米欧回覧実記』の学際的研究』（北海道大学図書刊行会、一九九二年）
- 田中彰『小国主義』（岩波書店、一九九九年）
- 田中彰『岩倉使節団『米欧回覧実記』（岩波書店、二〇〇二年）
- 田中彰『岩倉使節団の歴史的研究』（岩波書店、二〇〇二年）
- 田中彰『明治維新』（講談社、二〇〇三年）
- 田中彰『明治維新と西洋文明』（岩波書店、二〇〇三年）
- 田中彰編『幕末維新論集一 世界の中の明治維新』（吉川弘文館、二〇〇一年）
- 田中彰監修『国立公文書館所蔵 岩倉使節団文書 別冊付録』（ゆまに書房、一九九四年）
- 田中信義『電報にみる佐賀の乱、神風連の乱、秋月の乱』（中央印刷紙工株式会社、一九九六年）
- 田中宏己『秋山真之』新装版（吉川弘文館、二〇〇四年）
- 田中正智「波濤万里 ロジエストヴェンスキーの通信戦略」『太平洋学会誌』第九四号（二〇〇五年五月）

- 立協和夫『明治政府と英国東洋銀行』（中央公論社、一九九二年）
- 立協和夫『在日外国銀行史』（日本経済評論社、一九八九年）
- 千葉功『旧外交の形成―日本外交一九〇〇―一九一九』（勁草書房、二〇〇八年）
- 千葉正史『近代交通体系と清帝国の変貌―電信・鉄道ネットワークの形成と中国国家統合の変容―』（日本経済評論社、二〇〇六年）
- 朝鮮総督府編『近代日鮮関係の研究』（原書房、一九七三年）
- 通信全覧編集委員会編『続通信全覧』一三（雄松堂出版、一九八四年）
- 土屋大洋「大英帝国と電信ネットワーク」『GLOCOM Review』第三卷第三号（国際大学グローバル・コミュニケーション・センター編、一九九八年三月）
- 土屋大洋『情報とグローバル・ガバナンス』（慶応義塾大学出版会、二〇〇一年）
- 角田順『満洲問題と国防方針』（原書房、一九六七年）
- 角山栄『茶の社会史』（中央公論社、一九八〇年）
- 角山栄『時計の社会史』（中央公論社、一九八〇年）
- 角山栄編『日本領事報告の研究』（同文館、一九八六年）
- 通信省編『通信事業史』第二巻、第三巻（通信協会、一九四〇年）
- 通信省編『通信史要』（通信大臣官房、一九八八年）
- 通信省編『通信省年報』第七〜第一八（通信省、一九九四〜一九〇五年）
- 通信省編『通信省第一八年報』（通信省、一九〇五年）

- 逓信省編『通信事業五十年史』（逓信省、一九二一年）
- 逓信省通信局編『海外電信例規索便覧』（逓信省通信局、一八九四年）
- 逓信省通信局編『明治四二年度 通信統計要覧』（逓信省、一九一一年）
- 逓信省通信局工務課編『本邦電信史資料』（逓信省通信局工務課、一九一八年）
- 逓信省電務局編『帝国大日本電気沿革史』（逓信省電務局、一八九二年）
- 逓信省電務局編『電務年鑑』昭和一二年度版（逓信省電務局、一九三八年）
- F・V・ディキンズ『パークス伝』（平凡社、一九八四年）
- 寺島宗則研究会編『寺島宗則関係資料集』上下（示人社、一九八七年）
- 電気学会編『電気学会五十年史』（電気学会、一九三八年）
- 電気学会編『電気学会百年史』（電気学会、一九八八年）
- 電波管理委員会編『日本無線史』第五卷、第一〇卷（電波管理委員会、一九五一年）
- 東京経済大学大学院コミュニケーション研究科編『日本の国際情報発信』（芙蓉書房出版二〇〇四年）
- 東京大学史料編纂所編纂『保古飛呂比 佐々木高行日記』第一一卷（東京大学出版会、一九七四年）
- 遠山茂樹『明治維新』（岩波書店、二〇〇〇年）
- 戸高一成『海戦からみた日露戦争』（角川書店、二〇一〇年）
- 戸高一成編『秋山真之戦術論集』（中央公論新社、二〇〇五年）
- 戸部良一『日本の近代（九） 逆説の軍隊』（中央公論新社、一九九八年）
- 富澤一郎『海戦をめぐる情報通信環境とA・S・ポポフ』『太平洋学会誌』第九四号（二〇〇五年五月）

- 外山三郎『日露海戦史の研究』上下（教育出版センター、一九八五年）
- 外山三郎『日本海戦史』（教育社、一九八六年）
- 外山三郎『海戦史を学ぶ』（一九八九年、秋元書房）
- 長崎電信局編『沿革史』（長崎電信局、一九四三年）
- 長島要一「大北電信会社の日本進出とその背景」『日本歴史』第五六七号（一九九五年）
- 長島要一『日本・デンマーク文化交流史——一六〇〇—一八七三』（東海大学出版会、二〇〇七年）
- 中田良平「東郷とマカロフ 緒戦の情報通信合戦」『太平洋学会誌』第九四号（二〇〇五年五月）
- 長田順行『ながた暗号塾入門』（朝日新聞社、一九八八年）
- 長田順行『西南の役と暗号』（朝日新聞社、一八八九年）
- 中塚明『蹇蹇録の世界』（みすず書房、一九九二年）
- 中名生正己「日本海海戦 連合艦隊完勝の二日間」『世界の艦船』（二〇〇五年五月）
- 中村治彦「皇国の興廃を賭けた情報通信網と木村駿吉」『太平洋学会誌』第九四号（二〇〇五年五月）
- 西川長夫・松宮秀治編『米欧回覧実記』を読む』（法律文化社、一九九五年）
- 西田健二郎監・訳・編『英国における海底ケーブル百年史』（国際電信電話株式会社、一九七一年）
- 西村閑也『国際金本位制とロンドン金融市場』（法政大学出版局、一九八〇年）
- イアン・ニッシュ編『欧米から見た岩倉使節団』（ミネルヴァ書房、二〇〇二年）
- 日本電信電話公社編『電信電話事業史』第一巻、別巻（電気通信協会、一九五九、六〇年）
- 日本電信電話公社海底線施設事務局編『海底線百年の歩み』（電気通信協会、一九七一年）

- 日本電信電話公社関東電気通信局編『関東電信電話百年史』上巻（一九六八年）
- 日本電信電話公社九州電気通信局編『九州の電信電話百年史』（電気通信共済会九州支部、一九七一年）
- 日本電信電話公社横浜電報局編『横浜の電信百年』（横浜電報局、一九七〇年）
- 日本史籍協会編『大隈重信関係文書』第一巻（東京大学出版会、一九七〇年）
- 野村実『海戦史に学ぶ』（文藝春秋社、一九八五年）
- 野村実『日本海海戦の真実』（講談社、一九九九年）
- 野村実『日本海軍の歴史』（吉川弘文館、二〇〇二年）
- 芳賀徹「福沢諭吉と久米邦武」米欧回覧の会編『岩倉使節団の再発見』（思文閣出版、二〇〇三年）
- 萩原延寿『遠い崖―アーネスト・サトウ日記抄』第一巻〜第一四巻（朝日新聞社、一九八〇〜二〇〇一年）
- 秦邦彦『統帥権と帝国陸海軍の時代』（平凡社、二〇〇六年）
- 橋本寿朗、大杉由香『日本近代経済史』（岩波書店、二〇〇〇年）
- 服部龍二『幣原喜重郎と二〇世紀の日本―外交と民主主義』（有斐閣、二〇〇六年）
- 花岡薫『海底電線と太平洋の百年』（日東出版社、一九六八年）
- 花岡薫『国際通信―歴史と人物』（日東出版社、一九八一年）
- 馬場明『日露戦争後の日中関係』（原書房、一九九三年）
- 原剛『明治期国土防衛史』（錦正社、二〇〇二年）
- 原武史『可視化された帝国』（みすず書房、二〇〇一年）
- 原田勝正『満鉄』（岩波書店、一九八一年）

- 原田勝正『日本の国鉄』（岩波書店、一九八四年）
- 原田勝正『日本の鉄道』（吉川弘文館、一九九六年）
- 原田敬一『日清・日露戦争』（岩波書店、二〇〇七年）
- エセル・ハワード『明治日本見聞録』（講談社、一九九九年）
- 林権助『わが七十年を語る』吉村道男監修『日本外交史人物叢書』第一三卷（ゆまに書房、二〇〇二年）
- 坂野潤治『近代日本政治史』（岩波書店、二〇〇六年）
- 平間洋一『日英同盟―同盟の選択と国家の盛衰』（PHP研究所、二〇〇〇年）
- 平野邦雄ほか『福岡県の歴史』（山川出版社、一九七四年）
- Hugh Barty-King『地球を取り巻く帯―Cable and Wireless 社並びに同社の前身の物語』（国際電信電話株式会社、一九八二年）
- 藤井信幸『テレコムの世界史』（勁草書房、一九九八年）
- 藤井信幸『通信と地域社会』日本経済評論社、二〇〇五年）
- 藤村聡「戦間期の貿易商社における通信費の構成」『経済経営研究年報』第五一号（二〇〇一年）
- 藤村聡「明治・大正期における貿易商社兼松の通信手段とその費用」『経済経営研究年報』第五二号（二〇〇二年）
- ブランドン『お雇い外人が見た近代日本』（講談社、一九八六年）
- ハワード・H・フレデリック『グローバル・コミュニケーション』（一九九六年、松柏社、一九九六年）
- 古屋哲夫『日露戦争』（中央公論社、一九七九年）

- 米欧回覧の会編『岩倉使節団の再発見』（思文閣出版、二〇〇三年）
- D・R・ヘドリック『帝国の手先』（日本経済評論社、一九八九年）
- D・R・ヘドリック『帝国の触手』（日本経済評論社、二〇〇六年）
- トク・ベルツ編『ベルツの日記』上下（岩波書店、一九七九年）
- 星名定雄『情報と通信の社会史』（法政大学出版局、二〇〇六年）
- 保谷徹編『幕末維新論集一〇 幕末維新と情報』（吉川弘文館、二〇〇一年）
- W・J・ホルムズ『太平洋暗号戦史』（ダイヤモンド社、一九八〇年）
- 牧原憲夫『民権と憲法』（岩波書店、二〇〇六年）
- 町田猪逸郎『海外電信略史』（自家版、一九五六年）
- 松井慶四郎『松井慶四郎自叙伝』（刊行社、一九八三年）
- 松尾正人編『日本の時代史（二） 明治維新と文明開化』（吉川弘文館、二〇〇四年）
- 松田裕之『明治電信電話ものがたり―情報通信社会の〈原風景〉』（日本経済評論社、二〇〇一年）
- 松田裕之「明治維新とニューメディア―『米欧回覧実記』にみるITの黎明」『甲子園大学紀要』（B）現代経営学部編 第三二号（二〇〇四年）
- 松村正義『日露戦争一〇〇年―新しい発見を求めて』（成文社、二〇〇三年）
- 松村正義『日露戦争と日本在外公館の“外国新聞操縦”』（成文社、二〇一〇年）
- 松本純一『横浜にあったフランス郵便局』（原書房、一九九四年）
- 松本貴典編『戦前期日本の貿易と組織間関係』新評論社、一九九六年

- 松村 劭『海から見た日本の防衛―対馬海峡の戦史に学ぶ』（P H P 研究所、二〇〇三年）
- 真鍋重忠『日露旅順海戦史』（吉川弘文館、一九八五年）
- アルフレッド T マハン『マハン海上権力史論』（原書房、一九八二年）
- 黛治夫『海軍砲戦史談』（原書房、一九七二年）
- 黛治夫『艦砲射撃の歴史』（原書房、一九七七年）
- 三浦正悦『おもしろ電気通信史』（総合電子出版社、二〇〇三年）
- 御厨貴『日本の近代（三） 明治国家の完成（一八九〇～一九〇五）』（中央公論新社、二〇〇一年）
- 水越伸『新版 デジタル・メディア社会』（岩波書店、二〇〇二年）
- 水谷三公『日本の近代（一三） 官僚の風貌』（中央公論新社、一九九九年）
- 三谷博『ペリー来航』（吉川弘文館、二〇〇三年）
- 皆村武一『『ザ・タイムズ』に見る幕末維新』（中央公論社、一九九八年）
- 宮永考『アメリカの岩倉使節団』（筑摩書房、一九九二年）
- 宮永孝『白い崖の国をたずねて―岩倉使節団の旅・木戸孝允の見たイギリス』（集英社、一九九七年）
- 宮本又郎『日本の近代（一一） 企業家たちの挑戦』（中央公論新社、一九九九年）
- 村本修三『国際電気通信発達略史（世界編）』（国際電信電話株式会社、一九八一年）
- 村本修三『国際電気通信発達史（日本編）』（国際電信電話株式会社、一九八四年）
- 陸奥宗光『新訂 蹇蹇録』（岩波書店、一九八三年）
- 室井嵩監訳『ケーブル・アンド・ワイヤレス百年史』（国際電信電話株式会社、一九七二年）

- 室井嵩監訳『大北電信株式会社百年略史』（国際電信電話株式会社、一九七二年）
- 毛利敏彦『明治六年政変』（中央公論社、一九七九年）
- 毛利敏彦『台湾出兵』（中央公論社、一九九六年）
- 森川裕二『東アジア地域形成の新たな政治力学 リージョナリズムの空間論的分析』（国際書院、二〇一二年）
- 薬師寺泰三『テクノヘゲモニー』（中央公論社、一九八九年）
- 柳下宙子『戦前期外務省における電信書式の変遷』『外交史料館報』第一五号（二〇〇一年六月）
- H・O・ヤードレー『ブラック・チェンバー―米国はいかにして外交電報を盗んだか』（荒地出版社、一九九一年）
- 藪内吉彦『日本郵便創業史』（雄山閣出版、一九七五年）
- 山内久明ほか『地域文化研究Ⅲ―ヨーロッパの文化と社会』（放送大学教育振興会、二〇〇二年）
- 山口修『不毛の通信史』『日本歴史』第二六二号（一九七〇年三月）
- 山田朗『世界史の中の日露戦争』（吉川弘文館、二〇〇九年）
- 山根伸洋『近代日本における郵便・電信網整備の経験―交通基盤構築をめぐる国家的戦略の生成―』『史潮』第六号（二〇〇七年一月）
- 山辺健太郎『日韓併合小史』（岩波書店、一九六六年）
- 山村義照『朝鮮電信線架設問題と日朝清関係』『日本歴史』五八七号（一九九七年四月）
- 山室信一『キメラ―満洲国の肖像』増補版（中央公論新社、二〇〇四年）
- 山室信一『日露戦争の世紀―連鎖視点から見る日本と世界』（岩波書店、二〇〇五年）
- 横手慎二『日露戦争史』（中央公論新社、二〇〇五年）

- 横浜開港資料館編『図説横浜外国人居留地』（有隣堂、一九九八年）
- 横山伊徳編『幕末維新論集七 幕末維新と外交』（吉川弘文館、二〇〇一年）
- 吉井博明『新版 情報のエコロジー』（北樹出版、二〇〇〇年）
- 吉田昭彦『日本海海戦における通信』『軍事史学』第一七卷第一号（一九八一年六月）
- 吉田恵吾『創出の航跡 日露海戦の研究』（すずさわ書店、二〇〇〇年）
- 吉田正秀『日本電信ノ沿革』『電気学会雑誌』第三号（電気学会、一八八八年）
- 吉野俊彦『わが家のルーツ探し』（プレジデント社、一九九〇年）
- 吉見俊哉『声の資本主義』（講談社、一九九五年）
- 吉見俊哉、水越伸『メディア論』（放送大学教育振興会、二〇〇一年）
- 吉村昭『ポーツマスの旗』『吉村昭自選作品集』第七卷（新潮社、一九九一年）
- 吉村昭監修『戦艦三笠すべての動き…明治三七年、三八年戦役軍艦三笠戦時日誌』第一卷～第四卷（エムティ出版、一九八五年）
- 郵政省編『郵政百年史』（通信協会、一九七一年）
- 郵政省編『郵政百年史資料』第二卷（吉川弘文館、一九七〇年）
- 郵政省編『郵政百年史資料』第六卷（吉川弘文館、一九九一年）
- 横井勝彦『アジアの海の大英帝国』（同文館出版、一九八八年）
- 横井勝彦『大英帝国の「死の商人」』（講談社、一九九七年）
- 読売新聞取材班『検証 日露戦争』（中央公論新社、二〇〇五年）

立命館大学編『西園寺公望伝』第一巻（岩波書店、一九九〇年）

臨時帝室編修史料『明治天皇紀』談話記録集成』第二巻（ゆまに書房、二〇〇三年）

J・H・レイサム『アジア・アフリカと国際経済一八六五・一九一四年』（日本評論社、一九八七年）

エドウィン・T・レートン『太平洋戦争暗号作戦―アメリカ太平洋艦隊情報参謀の証言』下（TBSブリタニカ、一九八七年）

ロストーノフ『ソ連から見た日露戦争』（原書房、一九八〇年）

ジョン・ローレンソン、ライオネル・バーバー『ロイターの奇跡』（朝日新聞社、一九八七年）

ロシア海軍軍令部編『千九百四、五年露日海戦史』上下（芙蓉書房、二〇〇四年）

若林登、高橋雄造編『てれこむノ夜明ケ』（電気通信振興会、一九九四年）

若林幸男「国際通信市場再編期における総合商社の情報通信環境：「無線国策」時代突入時の三井物産大阪支店の情報通信事情」『政経研究』七十二号（一九九三年三月）

若林幸男「戦間期総合商社の情報通信戦略・戦術：第一次大戦後三井物産大阪支店の情報通信システムの革新」

『明大商学論叢』八一（三・四）（一九九九年三月）

若林幸男『三井物産人事政策史』（ミネルヴァ書房、二〇〇七年）

我が国の電気通信の黎明期に関する研究会編『我が国の電気通信の黎明』（電気通信振興会、一九九四年）

和田春樹『日露戦争―起源と開戦』上下（岩波書店、二〇〇九～一〇年）

新聞

『時事新報』

『中外商業新報』

『大阪朝日新聞』

『東洋日の出新聞』

英文文献

- ・ Ahvenainen, Jorma, *The Far Eastern telegraphs : the history of telegraphic communications between the Far East, Europe and America before the First World War*, Helsinki : Suomalainen Tiedekatemia, 1981.
- ・ Baark, Erik, *Lightning wires : the telegraph and China's technological modernization, 1860-1890*, Westport, Conn. ; London : Greenwood Press, 1997
- ・ Headrick Daniel R. , *the invisible weapon : telecommunications and international politics, 1851-1945*, New York: Oxford University Press, 1991
- ・ Finn Bernard, Yang Daqing ed., *Communications Under the Seas: The Evolving Cable Network and Its Implications*, The MIT Press, 2009
- ・ Yang Daqing , *Technology of Empire: Telecommunications and Japanese Expansion in Asia, 1883-1945*, Harvard University Asia Center, 2011
- Kenedy, P..M.. *Imperial cable communications and strategy 1870-1914* in English Historical Review 86 1971

謝辞・初出一覧

本研究は、拙著『国際通信史でみる明治日本』（成文社、二〇一二年）がもとになっている。主査の東京経済大学教授吉井博明先生、副査の東京経済大学教授有山輝雄先生、慶応義塾大学教授土屋大洋先生に心から感謝したい。また本研究の第一章と第二章は、放送大学大学院に提出した修士論文が元になっている。放送大学名誉教授柏倉康夫先生、吉井博明先生ご指導に深く感謝する。吉井先生には修士論文執筆時から十年以上に渡り様々なご指導、ご支援をいただいたことになり、望外の幸せであった。重ねて心から感謝したい。

東京経済大学では、吉井ゼミの皆さまから多くのご助言を頂戴した。また研究課の竹内正江さんにも大変お世話になった。深く感謝したい。

石井寛治東京大学名誉教授には筆者の拙い質問に対し、貴重なお時間をさいていただいた。稲葉千晴名城大学教授には軍事史、暗号関連などで数々の助言をいただいた。いずれも深く感謝したい。

放送大学情報化社会研究会、メディア史研究会、交通史学会（旧交通史研究会）、軍事史学会の皆さまからのご助言、ご支援をいただいた。深く感謝したい。

またKDDI広報部など旧KDD関係の皆さまにも大変お世話になった。大阪成蹊短期大学の長澤直子先生にも最後までお世話になった。心から感謝したい。

本書のもととなった論文は次のとおりである。

第一章 国際海底ケーブル網の誕生

「明治六年、五五九通の国際電報」『情報化社会・メディア研究』第一卷（二〇〇四年一二月）

第二章 明治初頭の国際電報利用

「明治六年、五五九通の国際電報」『情報化社会・メディア研究』第一卷（二〇〇四年一二月）

第三章 台湾出兵と千島樺太交換交渉における電報利用

第一節

「明治七年、台湾出兵時の暗号電報」『情報化社会・メディア研究』第六卷（二〇〇九年一二月）

第二節 書き下ろし

第四章 大北電信会社への独占権付与

第一節、第二節

「大北電信会社に対する国際通信独占権付与の経緯」『メディア史研究』第二一号（二〇〇六年一二月）

第三節

「空白の三五年、日米海底ケーブル敷設交渉小史」『情報化社会・メディア研究』第四卷（二〇〇七年一二月）

第五章 明治期の国際電報取扱量と料金の変遷

「明治期の国際電報利用状況の特徴」『情報化社会・メディア研究』第二卷（二〇〇五年一二月）

第六章 日露戦争における無線電信利用

第一節、第二節

「日露戦争初期の無線電信利用状況」『情報化社会・メディア研究』第五卷（二〇〇八年一二月）

第三節

「明治期の軍事通信―海底ケーブルと無線通信―」軍事史学会第九四回関西支部定例研究会口頭発表（二〇一二年七月一四日）

第四節

「日本海海戦、戦闘開始までの無線電信利用」『情報化社会・メディア研究』第八卷（二〇一一年一二月）

第七章 対外交渉でみる明治後期の国際通信施策

「日清電信協約交渉でみる日露戦争後の国際通信政策」『交通史研究』第六二号（二〇〇七年四月）

「明治期対外交渉で見る日本の国際通信政策」『情報化社会・メディア研究』第三卷（二〇〇六年一二月）

以上